

INTERSECTION

インターセクション 第3号



MICCS

都市共生研究センター

Multiculturalism and Intersectionality in Complex Cities

表紙写真：

©ratlas. Taken on March 2, 2020 (No change has been made)

“Turning Left in the Jewish Quarter”

<https://www.flickr.com/photos/ra-tatzlum/49653361842/>



Contents

Preface

- バックラッシュの嵐に抗する場を
—『インターセクション』第3号に寄せて—…………… 南川 文里 1

special issue

- 講演録：公開講演会
「世界に声なきものはいない、その声を聞けないものがあるだけだ」
——高秉権さん（『黙々』著者）を迎えて障害と哲学、移動と収容を語りなおす
…………… 影本 剛、瀬戸徐映里奈、松谷実のり、高秉権、渡邊 琢、北川眞也 3

talk

- レイシズムを罰する？
——反人種差別法の運用と司法のバイアス——
…………… アブデラリ・アジャット／菊池 恵介 訳 37
- The 1960 Anpo Protests and the Origins of Contemporary Japan …………… Nick Kapur 49

Essay

- 移住という「全体的社会的事実」に向き合う都市へ
——スペインにおける滞在正規化、間文化都市、社会的連帯経済の連関から——
…………… 上野 貴彦／藤田 雅美 69

Translation

- トランプ時代のホモナショナリズム…………… ジャスビル・プア／保井 啓志 訳 85
- 農業移住が出身コミュニティの発展に与える影響
——現代ルーマニアにおける2つの農村の比較分析から——
… モニカ・シェルバン、アレクサンドラ・デリウ、マダリナ・マノイラ／上野 貴彦 訳 119

Introductory Article

- 二つの^{エレジー}哀歌から考える「トランプ 2.0」の行方
——サイモン『ハムレット工場火災』を
ヴァンス『ヒルビリー・エレジー』とあわせ読む——…………… 宮田伊知郎 143

Book Review

- 暴力、消去、抵抗の歴史を書く
——キャサリン・C・チョイ著『アジア系のアメリカ史——再解釈のアメリカ史・3——』
(佐原彩子訳、勁草書房、2024年) ——
…………… 北田 依利 151
- ホロコーストの起源としての植民地主義
——スヴェン・リンドクヴィスト著『〈すべての野蛮人を根絶やしにせよ〉
～『闇の奥』とヨーロッパの大虐殺』（ヘレンハルメ美穂訳、青土社、2023年）
…………… 菊池 恵介 157
- ジャン・ジョレス論の転回
——Jean-Numa Ducange, *Jean Jaurès* (Perrin, 2024) —— …………… 佐久間 啓 161

バックラッシュの嵐に抗する場を ——『インターセクション』第3号に寄せて——

南川文里

同志社大学都市共生研究センター（MICCS）の紀要『インターセクション』第三号が完成した。この巻頭序言を執筆している2025年2月現在、世界は大きな混乱のただ中にある。とくに、2025年1月20日に第47代アメリカ合衆国大統領に就任したドナルド・トランプは、「1日目は独裁者となる」という予告どおり、少数者や移動者の権利を保護する制度を次々と廃止し、非正規移民やトランスジェンダー当事者をはじめとする少数者の存在までも否定する暴挙に出た。その影響はアメリカ国内にとどまらない。ジェノサイドや侵略戦争に対して歴史的な文脈を全く無視した「解決策」を提案して国際社会を混乱に陥れ、ヨーロッパの極右勢力を支持して各国の人種主義や排外主義を扇動している。これらの一連の行動の背景には、植民地主義・資本主義・人種主義・性差別主義・異性愛主義などが歴史的にもたらしてきた負の遺産を徹底的に無視する態度があるのはあきらかだ。人権保護や国際協調の蓄積を無視する過剰なバックラッシュに直面し、各地の少数者は「いかに生き延びるか」を模索せざるをえない状況に追い込まれている。

2024年度のMICCSは、昨年度に引き続き、人間文化研究機構「グローバル地中海地域研究」拠点プロジェクトを中心とした活動を行ってきた。境界を越えて複数の文化が入り乱れる「地中海世界」へのまなざしをグローバルな現象へと拡張する本プロジェクトでは、とくに越境者がもたらす抵抗とオルタナティブなヴィジョンに着目してきた。本年も、海外からの研究者を招聘したシンポジウムや講演会の開催、共同研究の推進、そして各メンバーの研究活動を通して、学際的で地域横断的な思想や実践の可能性を展望してきた（その詳細は、MICCSのホームページなどをぜひ参照いただきたい）。今号では、韓国から高秉權（コ・ビョングォン）氏を招聘した公開講演会にもとづく特集、アブデラリ・アジャット氏およびニック・カプール氏の公開講演記録、MICCSメンバーによる論文と翻訳、そして新刊書の解題、書評など、多彩な論考が集まった。いずれの原稿も2024年内に書かれたものであるが、それが示唆する射程は、2025年以後のバックラッシュの嵐を「生き延びる」だけでなく、それに抗する場をいかに構築するのか、という問いに開かれている。

公開講演会「世界に声なきものはいない、その声を聞けない者がいるだけだ」では、著書の日本語版『黙々——聞かれなかった声とともに歩く哲学』（明石書店、2023年）を刊行した高秉權が、同書を執筆した背景として、ノドゥル障害者夜間学校での活動から「声を聞く」

ことへの思索を深めてきたことが語られる。渡邊琢、北川眞也による応答および質疑を通して、「声を聞く」ことに向き合うことで切り開かれる運動と闘争の地平は、「声」を無視することで支配を確立しようとする者の対極にあることが再確認されるだろう。

アブデラリ・アジャットの講演「レイシズムを罰する？ 反人種差別法の運用と司法のバイアス」では、ヨーロッパ各国における反差別法の運用面の課題とその背後にある「制度的レイシズム」の所在を明らかにしている。ニック・カプールによる講演「The 1960 Anpo Protests and the Origins of Contemporary Japan」では、1960年安保闘争のなかで確立した市民運動に対する制度的抑圧と、これに抵抗するアートの可能性を論じている。

また、上野貴彦・藤田雅美の論考「移住という「全体的社会的事実」に向き合う都市へ——スペインにおける滞在正規化、間文化都市、社会的連帯経済の連関から」では、スペイン都市の非正規移民に関わる取り組みを取り上げ、世界的な課題となりつつある「非正規移民問題」への包括的アプローチの可能性を探る。上野は、現代ルーマニアでの農業移住と農村の関係性を論じた論考の翻訳も紹介し、移住と開発という古くて新しい課題の一側面を示している。2017年に発表されたジャスビル・プア「トランプ時代のホモナショナリズム」の日本語訳は、トランスジェンダーのあからさまな「スケープゴート化」を通して「性をめぐる分断統治」が図られる現在だからこそ、保井啓志による丁寧な解題とあわせて読まれるべき論考であろう。そして、宮田伊知郎は、自身が訳したブライアン・サイモン『ハムレット工場火災』とベストセラーとなったJ・D・ヴァンス『ヒルビリー・エレジー』を対比することで、2025年1月に合衆国副大統領となったヴァンスのカラーブラインドな視線が何を見落としているのかを明らかにする。

これらの論考に加えて、3編の書評を掲載した。アジア系アメリカ人の「暴力・消去・抵抗」の歴史、ホロコーストの植民地主義的な起源、フランスの社会主義者ジャン・ジョレス像の再解釈など、いずれも歴史・哲学・思想の深みから現在をとらえ直す力を喚起する。

あからさまな、そしてあきらかに過剰なバックラッシュの時代には、もともと脆弱な足場しか持たない少数者は、多方面から繰り出される攻撃に翻弄されるばかりであるかもしれない。それでも、今号が、少しでも堅固な足場を再建し、小さなつながりから抵抗への足がかりとするような場を作り出す営みの一助となることを願っている。

講演録：公開講演会 「世界に声なきものはいない、 その声を聞けないものがあるだけだ」

——高秉權さん（『黙々』著者）を迎えて
障害と哲学、移動と収容を語りなおす

影本 剛、瀬戸徐映里奈、松谷実のり、高秉權、渡邊 琢、北川眞也

はじめに

影本 剛、瀬戸徐映里奈、松谷実のり
同志社大学都市共生研究センター・グ
ローバル地中海地域研究同志社拠点「移民・
エスニシティ」研究班では、2024年8月1
日、同志社大学今出川キャンパス良心館
RY101 教室において、「世界に声なきも
のはいない、その声を聞けないものがある
だけだ」——高秉權さん（『黙々』著者）
を迎えて障害と哲学、移動と収容を語りな
おす」という企画を開催した。平日にもか
かわらず60人余りの人びとが集った。こ
れはその記録である。

2023年末に、高秉權『黙々——聞かれ
なかった声とともに歩く哲学』（影本剛訳、
明石書店）の日本語訳が刊行されて以後、
高秉權の議論を日本で改めて考えるため
に、私たちは本書のエッセンスから「脱収
容」と「移動」というキーワードを読みと
った。日本でも2016年7月26日に知的障
害者施設「津久井やまゆり園」にて19人の

入所者が元職員に虐殺される事件が起こ
り、さらに2021年3月6日には非正規滞
在者となった元スリランカ人留学生女性の
ウィシュマ・サンダマリさんが名古屋入国
管理局の収容施設で亡くなる事件が起こっ
た。ある人たちを社会に不要のものとみな
し一方的に施設に押し込め、その尊厳のみ
ならず命さえ奪う暴力が続く現在、高秉權
さんが投げかけた問いは日本においても重
要な響きを持っている。そこで、京都で障
害者自立生活運動に関わる渡邊琢さん（日
本自立生活センター）と、イタリアを中心
に地中海を移動し、収容に抗う人びとの生
を描いた『アンチ・ジオポリティクス——
資本と国家に抗う移動の地理学』（青土社、
2024年）を発表した北川眞也さん（三重
大学）を評者として招いた。『黙々』を韓
国の文脈に沿って厳密に読解するのも一つ
の読書法であるが、日本で活動・研究する
人びとの現場に接続することで、生きる力
を刺激する『黙々』の潜在性を明らかにす
ることも、私たちの役割だと考えるからだ。

そして本記録を読んでもいただけると分かるように、本企画は、『黙々』を成果物としてみなすのではなく、そこから新たな可能性を見出すものとなった。新たに重要性を位置づけなおすことで現れる潜在性を示せたことは、翻訳書籍による原著への貢献であると考えらる。

講演企画の準備、そして当日の段取りを支えてくれた同志社大学都市共生研究センターの森千香子、保井啓志、キム・ハンナ、大川原拓真の各氏、当日の通訳を担った姜文姫、影本剛、手話通訳を担った京都市聴覚言語障害センターの皆様へ感謝申し上げます。

高秉權、渡邊琢、北川眞也の各氏には掲載用の原稿を用意していただいた。高秉權の講演の翻訳・質疑応答の整理は影本剛が行った。なお、『黙々』の続編といえる高秉權『人を目撃した人』の日本語訳（影本剛訳）が2025年に刊行予定である。

聞かれない音と耳を傾けることについて

高秉權

(コ・ビョングオン)

影本 剛 訳

1.

招待してくださりありがとうございます。今回の行事を準備して下さった同志社大学都市共生研究センターのみなさまに感謝申し上げます。障害学を勉強しはじめてから、「共生」がわたしたちの生の「志向」である以前に、わたしたちの生を可能にする「前提」であることが分かりました。一人で生きることのできる人は誰もいません。いまわたしがこの場所にいられることも、数えることのできない多くの方たちのサポートのおかげです。自立的な生とは依存なき生ではありません。むしろたがいによく依存することをもってのみ、わたしたちは自分だけの独特な生を生きていくことができます。わたしたちは皆「ともにあることのおかげで」生きていけるのです。そしてわたしたちが「ともにあることのおかげで」生きているということは、わたしたちが「ともにあること」から贈り物を受けとったということ、あるいは「ともにあること」に対して負債があるという意味です（コミュニケーション *commune* の意味がこれです）。したがってわたしたちには「ともにあること」に対して応える責務があると考えます。

たがいの関係を耕し、ケアをする責務のことです。いまこの場所でわたしが語る言葉をこの場への招待に対する応えにするには限りなく不十分なものなので、口に出すことすら恥ずかしいものですが、それでもせつかく準備してきたものなので、お話しさせていただきます。

今日わたしは「黙々」についてお話ししたいと思います。しかし「黙々」についていったいどのようなことを話せるでしょうか。この二文字についてなにかを語ることは本当に難しいのです。本のプロローグでわたしは「沈黙が音を発し、空席が姿を見せる」と書きました。だれもが知っているように沈黙からは音が出ませんし、空席にはなにも見当たりません。しかしわたしは沈黙や空席を単なる「無」だとか「無いこと」だとは考えません。むしろその反対です。沈黙は声との緊密な関係のなかにおいて沈黙であり、空席は席との関係のなかにおいて空席であるからですね。沈黙と言いながら、わたしたちはずっと前から声を心のなかに持っていますし、空席と言いながらもずっと前から席を、席にあった／いた、あるいは席にある／いるであろう存在を心のなかに持っています。ですから沈黙と空席にはすでになにかが在るのです。わたしたちの沈黙と空席は記憶と期待、哀悼と歓待のなかにあるのです。

沈黙の様相は多様ですが、きょうお話しする沈黙はまさにこのような沈黙です。声以前に存在する沈黙、ただ音なき状態とし

てではなく、声に対するなんらかの待機、なんらかの準備としての沈黙です。沈黙が「声に対する待機」であるならば、それは「耳を傾けること」と呼んでもよいでしょう。沈黙が声を発するならば、こんなふうに言うのではないのでしょうか。「しっ、耳を傾ける、声が聞こえてくる」。はじめに言葉ありきという表現がありますが、それよりも先に耳を傾けることがあったでしょう。こう言いなおすほうがよいでしょう。言葉以前に「語ろうとすること」を見ぬいた「聞こうとすること」があった、と。

『黙々』の日本語版の副題が「聞かれなかった声とともに歩む哲学」です。今日わたしがお話ししたいことは、この副題のように「聞かれなかった声とともに行う」ことについてです。つまり「耳を傾けること」についての話だと言えます。二人の人間についての話です。一人はわたし自身の話です。耳に手をそえて語ってくれた人の声すら聞きとれなかったわたし自身の恥ずかしい過去の話です。そしてもう一人はわたし自身が最近ある人をよく思いうかべるのですが、聞くことに対して必死になるその人の話です。

2.

まずわたしがどのように『黙々』に収録された文章を書くことになったのかからはじめましょう。『黙々』は韓国で2018年に出版されたのですが、原稿自体はその5年前から書いてきたものです。「スユノモ」

という研究者共同体から離れ、ノドゥル障害者夜間学校（ノドゥル夜学）で過ごすなかで書いたものです。「スユノモ」の人たちはわたしを「酋長」〔韓国語発音はチュジャン〕と呼びました。わたしの姓が「高」なので「高酋長」〔調味料のコチュジャンと同音〕でした。酋長は語りに長けていなければならない人です。共同体の中であれ外であれ、話す機会がほんとうに多いのです。それでも共同体で仲間たちと話す時、なにかを厳粛な、あるいは悲壮なかたちで話すことはほとんどありませんでした（初めの頃はほんとうにそうだったのです）。わたしがそのように話したとしたら皆は「あいつどうかしたのか？」と爆笑したでしょう。スユノモは本当に笑いにあふれ、きまりが悪いほど笑い声が大きかった共同体です。

ところが2006年、スユノモの人びとが「大長征」と呼ぶ事件以降、言葉の性格が少しずつ変わりはじめたと思います（ある意味ではその前からかも知れません。大長征とは無関係の重々しい言葉がその頃に多くなったと思います）。当時韓国社会を騒がせていた事件がたくさんありました。人びとの強い反対にもかかわらず「セマングム」という大規模干拓事業が強行され、〔ソウルの南の〕ピョンテクでは農民たちを追い出して大規模米軍基地が建設されており、その年には米国との自由貿易協定が推進されました。このすべてが同時に起こったんですね。韓国社会が騒がしくなりまし

た。スユノモの人びともそうでした。あるだれかはセマングムの偽善とそれがもたらす生態系の災難に憤り、別のだれかは年老いた農夫を追い出して大規模米軍基地が建設されることに怒り、また別のだれかは自由貿易協定について心配しました。

そのとき、わたしたちのなかのだれかが共同体の外に出て人びとと会って話を交わしてみようと提案しました。そのようにしていわゆる「大長征」というものが組織されました。〔韓国南西部の〕全羅北道チョルラのセマングム地域からソウルまで、400キロあまりを二週間ほど歩きながら、それぞれの地域の住民たちと毎晩話を交わすことにしました。形式は住民たちの話を聞こうというものでしたが、わたしたちには「啓蒙主義的」態度がある程度あったのだと思います。わたしたちは「話したい」人びとでした。わたしたちはさまざまなテーマについてさまざまな本と論文を読んできた人たちだったからです（今から思うと本当に恥ずかしく思います）。

当時、酋長であるわたしに与えられた任務は宣言文でした。このときから宣言文を本当にたくさん書きました。大長征を提案しながら「マイノリティ闘争宣言文」というものを書きましたし、大長征をはじめるときは「歩きながら問う」という題名の宣言文を、そして本を読んで社会問題に介入しようとする市民読書ネットワークを組織して「本を読もう、世の中を変えよう」という宣言文を、さらには「大衆知性宣言文」を、

「コミュニケーション主義宣言」というものも書きました。

世の中に対する発言を本当にたくさん行いました。そして本当にたくさんの人びとに会いました。大長征の過程で漁師や農民たちに会ったのをはじめとし、2～3年にわたり、あちこちで様々な人に会いました。移住労働者たち、非正規労働者たち、性労働者たち、刑務所在所者たちに会い、また障害者たちに会いました（余談ですが、そのときは情報課の刑事がそばにいました。その刑事が、「理解できない」というように、わたしに対して「いったいなんでそうするのか」と聞いてきたことを思い出します。いくら考えても「スユノモ」が運動団体のように見えなかったようです）。『黙々』に収められたかなりの部分を占めるノドゥル障害者夜学との縁もこのようにはじまったのです。わたしは大学の外で人文学を勉強する研究者たちの共同体にいましたが、人文学は大学だけでなく共同体の中にも閉じこめられてはならないと考えていたのだと思います。共同体の外で、路上で、現場で人びととともに勉強しなければならないと考えました（いま振りかえってみれば、大学とスユノモの距離は当時のわたしたちが考えていたよりも近く、スユノモと現場／路上の距離はわたしたちが考えていたよりも遠かったように思います）。当時、路上で学ばなければならないという言葉を実際にたくさん言いました。しかし実際に行なったことを思えば「学ぶ」ということ以

上に「教えようと」したのだと思います。あちこちで人文学の講義をして、世の中についてあれこれまくし立てたのです。

ところで『黙々』はこのようにたくさん言葉をまくしたててきたわたしの失敗の記録、恥に対する記録だと言うことができます。大長征をはじめてからすぐの時期に書いたエッセイ『高酋長、本で世の中を語る』と、その10年後に出版した『黙々』は題名からして対比できます。2007年の本が「語る」であれば、2018年の本は「黙々」です。『黙々』に収められた文章は、もちろん韓国の障害者たちの現実と運動を知らせる目的で書いたものですが、その根底にはわたし自身の失敗と学びが下敷きになっています。

3.

昔話であまりにも遠回りをしてしまいました。わたしが遅ればせながらに知ることになった、わたしの最も大きな失敗はまさに「聞くこと」です。わたしは聞くことにあまりにも拙かったのです。わたしの悩みは主に「どのように語るか」にありました。「どのように聞くか」に対する悩みは大きくありませんでした。ところが障害者夜学でわたしはわたしの語りが聞くこととどれほど乖離しているのか、それだけでなくわたしのように聞くことができない者、聞かない者の言葉がどれほど無責任なのかを実感しました。「責任(responsibility)」とは「応答(response)」を「することができる

(ability)」であるならば、わたしは本当に無責任な人だと思ふことになったのです。わたしの言葉はただの言葉に近かったのです。応答ではなく、です。

わたしがノドゥル夜学に最初に来たのは2008年です。ここでスユノモの仲間たちと一カ月に一度ずつ人文学の特講を行いました。しかしこのときはこの問題があまり表面化しませんでした。多くの非障害者の活動家たちが障害者の学生たちに交じって講義を聞き、呼応をしてくれたからです。

ところが2010年、はじめて正規授業を担当したとき、問題が明らかになりました。初回授業の時、教室に入ると、十数名の学生たちが座っていました。ほとんどが脳性まひの障害者たちでした。授業を開始して少し経ったとき、ある学生がなにかの話をしたのですが聞き取れませんでした。とても困惑しました。体をよじって大変そうに、あたかも子どもを産むように、一言ずつ吐き出しているのに、なにを言っているのか聞き取ることができませんでした。その瞬間、とても慌てました。ちょっとなにを言っているのかだれか代わりに話してくれないかと他の学生に尋ねたのですが、その次はその学生の話も聞き取ることができませんでした。

いまでも恥ずかしくてただただ隠したい残酷なことをそのとき犯したのです。ある学生がなにかを言っているのに聞き取ることができませんでした。だから耳をぐっと寄せてもう一度言ってくれとお願いしまし

た。ところがその次も聞き取ることができませんでした。その学生がもう一度言いました。時間は流れつづけ、わたしは依然として聞き取ることができませんでした。もう一度言ってもらっても聞き取る自信がありませんでした。しかしその学生がもう一度同じ言葉を大変そうに吐き出しました。わたしはどうにかしてその状況を逃れたかったのです。その学期、わたしはニーチェの『ツァラトストラはかく語り』の第一部を読む授業を行う予定でした。ニーチェの哲学に対するあれこれを話した後でした。その学生が「ニーチェ」と言ったようであり、わたしが紹介したニーチェの哲学に対して自分の意見を言っているようでした。ところがどうしても聞き取ることができませんでした。あちこちで学生たちが同時になにかを言っているのですが、わたしの頭はいきなり真っ白になりました。その時、ただその学生の話聞き取れたふりをしてしまいました。「はい、そうだと思いますよ」。その学生の考えに同意すれば大丈夫だろう、そんな考えだったんでしょう。

なぜほかの教師にサポートを頼もうと思わなかったのか、なぜ授業後に話をしようと言わなかったのか、なぜわたしが聞き取ることができないと告白しなかったのかいまはわかりません。じっさいその時その学生が言った言葉は「ニーチェはどこの人ですか？」だったといいます。学生たちは口を閉ざしました。発声障害を持った学生たちは確かに多かったのですが、何より

もわたしの偽善を見たからです。聞くことができない者、聞かない者が聞いたふりをする事です。学生の一人二人が呼応をしてくれましたが、おおよそ授業時間にわたし一人だけが話しました。わたしが書いてきた文章を画面に映しながら、大声で読み、解説し、また読むというふうに授業を終えました。授業時間に響きわたる声は、わたしの声だけでした。わたしはわたしが話すことだけを聞きました。

ひと月ほど過ぎたころ、授業を放棄しようとなりました。こんなやり方では授業を行うことはできないと考えたからです。ところが驚くべきことに『ツアラトウストラはかく語り』のいくつかのフレーズが学生たちの心に届いたことで、学生たちがふたたび言葉の門を開きました。学生たちはわたしを放棄しませんでした（放棄というものは他の選択肢がある時の話なのかも知れません。学生たちはカフカの「赤いペーター」のように、どのようにしてであれ「出口」を探さなければならなかったからです）。学生たちはずっと何度も繰り返して話してくれました。そのような努力のおかげで、神妙なことにもわたしもだんだんと学生たちの言葉を聞き取れるようになりました。

後に余裕ができてからわかったのです。声を発せなかった学生も文字盤を利用できましたし、表情や手ぶり、目線でもかなり多くの意思を表現するということをです（いまでは AAC [Augmentative and Alternative Communication : 拡大代替コミュ

ニケーション]があるので、さらに円滑ですが)。騒音のデシベルは上昇しませんでした。学期を終える時には活気に満ちた授業、こういってよければ本当にやかましい授業になりました。わたしもずいぶん人気講師になっていたんです。学期を終えた後の飲み会の場で、ある学生が話しました。最初はわたしがとても嫌だったと、もっといえばわたしが明るく笑うことも嫌だったと。自分たちが気分の悪い言葉を言ってもにこにこ笑うのが虚飾に見えたそうです。これからは怒りが湧けば怒れと言われました。そうです。聞かない人は明るく笑うことも暴力ですが、よく聞く人であれば怒ることも友情でありうるのです。その人は応答する人だからです。

4.

果たしてちゃんと聞くということは何でしょうか。最近わたしはこの社会がどれほど聞かない社会、聞こうとしない社会なのか、ふたたび実感しました。ノドゥル夜学が30周年を迎えるので、校長先生のインタビューをし、その文章を書くことになったのです。現在のキム・ミョンハク校長はノドゥル夜学に通って30年目になる学生でもあります（学生が校長なわけです）。電動車いすを利用する身体障害者でもあります。ひときわ静かに話す方でもあり、発音する際に若干音が短く途切れるように感じます。ともに過ごす人びとは大して感じとれない程度です。わたしはこの方に二度

にわたってインタビューをしながら、韓国の大型ポータル会社である「ネイバー」が提供する「クローバーノート」という録音記録用アプリケーションを利用しました。音声を文字化するアプリなのですが、その正確度はほんとうに驚くべきものでした。

ところが、クローバーノートで文字起こした記録を参照しながら文章を書いているときに驚いたのです。校長先生が語らないであろう言葉がかなりたくさんあったからです。わたしが聞いたことのない言葉でした。そこで録音ファイルを直接聞いてみました。言葉が歪曲されていたのです。人工知能（AI）の技術が搭載されたアプリは自分が聞き取れなかったことを正直に表現しませんでした。まともに聞くことができなかつただけでなく、それをめちゃくちゃな文章へと変換していました。15年前にわたしが行った残酷なふるまいを平然とやってのけたわけです。

なぜこのようなことが起こるのかは想像がつかず。人工知能（AI）が学習したサンプルはすべて非障害者の音声であつたらうからです。そうであれば障害者の音声をさらに学習すれば問題が解決できるでしょうか。わたしはそう考えません。統計的に接近すること、平均的に接近すること、大数の法則にしたがうことでは答えになりません。障害とは同一なものにはありません。そのように接近してはなりません。障害は虚構的な同一性です。このように言ってもよいでしょう。「障害者」とはい

わゆる「健常者」という太陽があることを信じさせるためにつくりだした影のようなものである、そして「健常者」はその影を通してつくられた影、虚構的同一性を通して作られた虚構的同一性である、と。

19世紀以降、わたしたちは標準から抜けだした多様な諸身体を一つの名前、つまり「障害（disability）」という言葉でひとまとめにしていますが、身体障害者と精神障害者はあまりにも異なり、身体障害者だといっても肢体障害者と脳性まひ者、感覚障害者（聴覚障害者、視覚障害者など）があまりにも異なり、精神障害者と発達障害者も完全に異なります。わたしたちの夜学の人びとは少なくとも15個の完全に異なる部族たちが暮らしていると語ります（韓国障害者福祉法に分類された基本障害類型は15個です）。生の条件や様式（mode）において障害者どうしの差異（たとえば視覚障害者と聴覚障害者の差異）が障害者と非障害者の差異よりもさらに大きいと言うべきかもしれません。したがってノドゥル夜学でわたしたちは、いかなる同一性に対する確認なしに、ともに生きていく方法を分かっていたいかなければならないと、あるいはともに生きていく方法をつくらなければならないと話します。

わたしがノドゥル夜学で学んだものは、クローバーノートとまったく異なる倫理でたがいに近づいていかなければならないというものです。だれかの言葉を聞き取りたいなら、他のだれとも異なるまさにその人

に「注意を向けなければ」なりません。その人の発声と身振りを理解しなくてはならず、さらにはその人の日常、活動、欲望、人生、困りごとに注意を向けなければなりません。なんらかの準備、なんらかの待機が必要なのです。そしてその準備と待機は他のだれとも異なる当事者に合わせられなければなりません。多数や平均ではなく固有の差異、特異性 (singularity) に注目しなければなりません。「その人の言葉」を待つ人だけが「その人の言葉」を聞くことができます。

クローバーノートというアプリが文字起こしに失敗したこと、さらには文章を歪曲したことは、非障害者中心主義 (ableism) 社会の平均的人間、いわば非障害者の言葉を期待していたからです。障害者の声に対してこの社会が聞くことができないこと、聞こうとしないことが技術的に内蔵されていたのです。非障害者中心主義社会において障害者の声は関心のもたれない声、期待しない声、待機しない声、喜ばれない声なのです。それゆえにそれは聞こえない声であったり歪曲を通してのみ伝達される声なのです。

5.

この防音壁をどのように壊せるでしょうか。この防音壁を穿ってわたしたちがなにかを聞くことができるでしょうか。最近わたしは19年前の必死になったある聞きとりをよく思いうかべます。1995年、ある

障害者がソウルのソチョ区役所で焼身自殺をしました。韓国の障害者運動史においてとても重要な事件です。チェ・ジョンファンという障害者の物語です。かれは露店を営む貧しい障害者でした。音楽を違法にコピーしたカセットテープを売っていました。ある日、区役所の取締り班につかまり、物品をすべて奪われました。かれは区役所に訪ねていき比較的高価な物品であるスピーカーとバッテリーだけでも返してくれと言いました。ところがそこで自分の障害を嘲る言葉を聞いたようです。あまりの怒りに、その夜、だれもいない区役所の前庭で焼身しました。区役所を見回りしていた職員が発見して病院に移送されましたが遅かったのです。10日ほど延命をしましたが、結局は息を引き取りました。

ところがチェ・ジョンファンが息を引き取る前に、かれに面会して遺言を聞いた人がいます。全国露天商連合会の活動家のユヒです¹。ユヒもまた取締りに追われながら露店をしていた人です。ユヒは仲間とともに病院でチェ・ジョンファンと面会しました。真っ黒に燃えた人が死の境をさまよっているのを見ました。その夜、ユヒは悪夢にさいなまれたといいます。チェ・ジョンファンが怨鬼のように近づいてくる夢。ユヒはその怨鬼に一生さいなまれるみたいだったと言います。だからもう一度チェ・

1 この日の状況についてのユヒの証言は次の本に掲載されている。ホン・ウンジョン『わたしは動物』春の日の本、2023、135 - 9頁。

ジョンファンを訪ねていきました。今回は録音機を持っていきました。夢に怨鬼のように現れた人の言葉を録音するためです。チェ・ジョンファンはユヒにどのような言葉を残したのでしょうか。この遺言は当時大きな波紋を呼びおこし、現在に至るまで韓国障害者運動の精神に深く刻まれています。かれが残した言葉は「復讐してくれ」です。

ところでユヒは本当にチェ・ジョンファンの声を聞いたのでしょうか。顔の肉が割け、くちびるが裏返しになった人、すでに気道まで切開した人からどのような音が発せられるのでしょうか。人びとは疑いました。チェ・ジョンファンは声を出すことができない人だったからです。ところがユヒは明らかに聞いたと言います。ユヒはこのように言いました。いったいなぜそんな大変なことをしたのかと聞いたところ、チェ・ジョンファンが「オ、オ、オ……」と言いながらなにかを話そうとしたというのです。だから思っていることを当てるゲームをするように尋ねつづけたのです。一つの単語を投げかけてみて、また別の単語を投げかけてみて、なにを言いたいのかを聞き取るために必死だったのです。そうしているとチェ・ジョンファンがくちびるに力を入れて口をすぼめるようにしたかたちが「復讐」という言葉のようだったというのです。「復讐？ 復讐してくれって？」と言うと、チェ・ジョンファンが「オ、オ……」と答え、ユヒは自分の理解が合っていればま

たきをしてくれと言ったと言います。そうするとチェ・ジョンファンが力のかぎり目をつむり、そして開いたと言います。もちろんこれはユヒだけが知る話です。

わたしはユヒの録音機を思いうかべてみます。そこには何が録音されているのでしょうか。おそらくユヒがひとりて叫ぶ声だけが入っているでしょう。しかしそれだけではありません。そこには激しい沈黙が録音されています。ユヒの言葉とチェ・ジョンファンの言葉のあいだの激しい沈黙。そしてまったく聞き取れない音、音の出ない音が響きわたっています。復讐してくれ。ユヒはどのようにこの言葉を聞き取ることができたのでしょうか。それは必死に聞こうとしたからです。それは怨鬼になるような人の言葉だったからです。ユヒは録音機を準備しました。しかし録音機ではとらえることのできない言葉を聞いたのです。くちびるをすぼめて発音される無数の単語のなかで「復讐」を思いうかべたのは、おそらく真っ黒に焼けたチェ・ジョンファンの姿を見てユヒ自身の心のなかに浮かんだ言葉であったからでしょう。そのような生を生きた人であったから、そのような生を生きた人の言葉が聞こえたのでしょうか。それはチェ・ジョンファンの言葉であるとともにユヒの言葉でした。

一人が必死にくちびるをすぼめて吹きだした風の音と、その音を聞き取りたくて顔を寄せるもう一人。その日の病室を思いうかべるたびに、聞くということは、聞こえ

ない声を聞くということは、なんであろうかといつも考えることになるのです。ある意味では聞くということはだれかの言葉とわたしのなかの言葉が出会う出来事ではないでしょうか。わたしの言葉がその人の言葉に向かって必死に跳躍すること、それが聞くことではないでしょうか。その人の言葉が到来し、わたしの言葉が出迎えに行くのです。わたしの言葉がその人の言葉を迎えるために行くこと、それが「耳を傾ける」という言葉の意味ではないかと思います。

関連して、韓国障害者運動の現在の歴史とでもいいでしょうか、韓国障害者運動の分岐点にユヒが聞いたチェ・ジョンファンの遺言があります。1990年代中盤、韓国の民衆運動は急激に衰退しました。そして洗練された市民運動が始まりました。過激な闘争を遠ざけ、市民の応援を受けて政策を開発し、議会に立法のためのロビー活動をする団体が増えました。障害者運動もそうでした。ほとんどがエリート障害者たちが率いる市民団体に吸収統合されました。ところが少数の障害者グループがチェ・ジョンファンの葬儀を行うなかでかれの遺言を掴みとったのです。かれらはさらに貧しい障害者、さらに重度の障害者たちを主体化しました。貧しくて学ぶことのできなかったある露天商の障害者が燃えたくちびるをすぼめて力の限り吐きだした風の音である「復讐してくれ」を掴みとったのです。2001年、地下鉄の線路を占拠し、障害者の移動権の保障を要求して以来、23年に

わたり熾烈に闘っている障害運動家たちは、非障害者中心の韓国社会に、いま長い復讐をしているところなのです。いまや韓国社会は障害者たちの前で嫌悪を隠したまま明るい微笑をうかべることを、もはやできなくなったのです。ご清聴ありがとうございました。

『黙々』と日本の障害者運動 ——「聞かれなかった声」の展開——

渡邊 琢

こんにちは。渡邊琢といいます。京都市南区にある日本自立生活センター、通称JCILという障害者団体で働いています。韓国で高さんが関わっているノドゥル夜学と同じ志をもつ団体だと思います。ぼく自身も日本でバリアフリーを求める運動（移動権闘争）や脱施設の運動に関わっており、それがライフワークともなっています。

韓国の障害者運動とも断片的な交流があり、2016年には高さんの所属するノドゥル夜学、ノドゥル障害者自立生活センターに訪問したこともあります。『黙々』の中で、地下鉄光化門駅構内での座り込み闘争のことが触れられていますが（高 2023: 103）、その座り込み現場にも2015年と2016年に訪れました。2017年12月にも行ってみたのですが、そのときは、すでに保健福祉省の大臣が障害者施策を施設収容から脱施設に転換するなどの「約束」をしたあとで、すでにテント闘争の拠点はなくなっており、座り込みの現場には「工事中」の張り紙があったのを覚えています。

だから、『黙々』を読みながら、当時出会った人たちのことや、韓国の障害者の苦難の歴史を思い浮かべていました。今、その当時の大臣の脱施設の「約束」がどの程度履行されているかには関心があります。

それと同時に、高さんが、研究者・知識

人として、その立場に限界を感じ、次第に障害者運動に近づいていったことにも興味を覚えました。ぼく自身も、大学で勉強していたのですが、どうしても大学内に飛び交う言説に空虚な感じを抱いており、障害者の生きざまに触れることではじめて、人の「声」、生きた「声」を聞くことができたと思ったからです。

また、『黙々』の中で、スユノモの崩壊過程において「正しい言葉」が専制支配するようになったという箇所にも注意が向きました（Ibid: 24-33）。この本自体、序言にある通り「今ほど確信がなかった時はない」という感覚の中で書かれています（Ibid: 1）。運動の確固となる目的や理想が見えない中で書かれた文章です。この本の文脈とは異なりますが、「聞かれなかった声」から育ってきた日本の障害者運動自身も、その声がかたかたちになっていくとき、いつのまにか「正しい言葉」が強くなり、他者の声を聞けなくなることもあると思っています。今、日本の障害者運動は、自分たちが他者の声を聞けているかという反省の中で進んでいる面があるように思います。ぼく自身も、実際の運動と自立生活支援の現場にいる中で、運動の正義の言葉だけでは到底通用しない現実にあたり、日々悩みの中にいます。つまり、これまで「聞かれなかった声」自身が、運動の進捗の中で自問自答しつつ、反省的に（reflexively）、展開、更新していつている面があるように思っています。そのあたりのことを以下、

話していきたいと思います。

さて、まず簡単にぼくがどのようにして障害者運動に関わるようになり、今どんな活動をしているのか、お話ししたいと思います。

ぼく自身は、1975年生まれ。いろいろと人生に悩み、哲学を勉強したくなり、2000年に京都大学の大学院に入りました。そのときは、意味もわからず、文字だけをおった勉強をしていました。大学の哲学の先生や先輩の話が、人のうわさ話や大学ポストの話ばかりで、なんだかなあと思っていました。マックス・ウェーバーが『職業としての学問』の中でトルストイを引用しながら、学問とは「無意味な存在である、なぜならそれはわれわれにとってもっとも大切な問題、すなわちわれわれはなにをなすべきか、いかにわれわれは生きるべきか、にたいしてなにごとをも答えないからである」と言っていた通りに（ウェーバー1980: 42-43）、大学の中では学問と生が結びついていないと感じていました。

同じころ、ここ京都のJCILで介助者（韓国では활동보조인(活動補助人)と呼ばれています）のバイトをはじめていました。当時はまだ障害者を取り巻く環境は整っておらず、地域で自立生活している人たちも、こういうのもなんですが、薄汚く、世間からはだいぶ異質な存在でした。でも、そこには生きるエネルギーがはじけていました。そして、巧言令色がまかり通る健常者

の世界とは違い、生（なま）の言葉がここでは聞かれました。生（なま）の言葉というのは、生（せい）の言葉、生きることそのものの言葉です。そこには泣き叫びやだんまり、癩癩などの言葉ならぬ言葉も含まれます。高さんが『黙々』の中で書かれている通り、ぼく自身も、ここからなにかが生まれる場所であると感じたのだと思います。

そうして、学問研究の方に行き詰まりを感じ、人生お先真っ暗のとき、思い切って障害者運動に飛び込むことになりました。ちょうど運動体がヘルパーの事業所を立ち上げたところで、そこに就職したかたちでした。それから、20数年、今にいたっています。

当初は、身体障害者の介護保障運動に関わり、ここ京都でも2007年ごろに自分たちの運動で24時間介護保障制度を成立させることができました。ただ、同じころ、身体障害者は自分の声で自分の意見を通しやすい、だから運動的にも成果を上げやすい、でも、知的障害者は、身体障害者に比べてもなおいっそうその声は聞かれにくい、言葉という表現手段では非常に不利な場合が多く、知的障害者の自立生活はほとんど進んでいない、そんなことに疑問を感じていました。

だから、ピープルファースト京都という知的障害者の当事者団体にも支援者として関わるようになり、知的障害者にとっての主体的な活動というものを当事者と一緒に

模索するようになりました。また、同時に知的障害者の自立生活にも取り組むようになりました。京都では、2011年ごろに、知的障害者の24時間介護を伴う自立生活が実現し、その後、多くの知的障害者が一人暮らしをはじめようになりました。

運動は順風満帆に進んでいった感じがあったのですが、2010年代半ば頃からある種の行き詰まりを感じるようになりました。が、そのことはまたのちほど話したいと思います。

ともあれ、障害者運動に関わる中で、ぼく自身は自分の生の意義を取り戻したように思います。また、運動の中で感じたことや、世間に伝えねばならないことなどについて文章を書くうちに、『介助者たちは、どう生きていくのか』（渡邊 2011）と『障害者の傷、介助者の痛み』（渡邊 2018）という本も二冊出させていただきました。頭の中でむりくり言葉をつなぎ合わせたのではなく、生の現場から生じてきた言葉を文章にしていくことができたと思っています。

また、今思うと、言葉だけをおって勉強していた時期の経験も、決して無駄ではなかったのだと思います。自分自身の心の中に、現実やなんらかの既成概念に囚われすぎない思考空間を構築できた気がしています。それはひょっとしたら「人文学」の力だったのかもしれないです。

ここで、少しだけ、日本の障害者運動を

ふりかえります。日本の障害者自立生活運動は1970年頃にはじまったと言われています。この時期に、その後の自立生活運動の展開につながる「運動の原点」が見いだされたと思います。もっとも代表的なものが、青い芝の会の行動綱領です。ちょっと抜粋します。

一、われらは、自らが脳性マヒ者であることを自覚する。

われらは、現代社会にあって「本来あってはならない存在」とされつつ自らの位置を認識し、そこに一切の運動の原点を置かねばならないと信じ、且、行動する。

一、われらは、愛と正義を否定する。

われらは、愛と正義のもつエゴイズムを鋭く告発し、それを否定する事によって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の福祉であると信じ、且、行動する。（横塚 2007: 110）

その当時、障害者を取り巻く環境は、ともに学べない学校、乗れないバスや電車、入れないお店、ともに暮らそうとしてくれない地域社会など、障害者にとっては差別以外になにもない社会でした。そして、母親がぼろぼろになるまで障害をもつ子どもを家の外に出さず家の中で世話し続けることが「愛の営み」とされ、地域から隔離して巨大収容施設をつくるのが「社会正義」でした。

青い芝の行動綱領は、当時の社会の通念であった「愛と正義」の虚妄を見抜き、さらに、その虚妄をつきつめたときにあらわれる、自分たちがこの社会では「本来あってはならない存在」なのだという「自覚」を、運動の原点とみなしました。

またこの「自覚」の強烈なところは、単に社会の側の愛や正義の虚妄を指弾するだけではなく、自分たち自身の中にもある差別意識をこそ自覚せよ、という点でした。つまり健常者に憧れ、より重度の障害がなくてよかったと思い、無意識のうちに自分の存在を、また障害者という存在を否定してしまっている、自分たち自身の中に差別意識があるということを実感した点でした。

青い芝の会のレジェンドの一人、横塚晃一さんの文章を引用します。

「脳性マヒ者としての真の自覚とは、鏡の前に立ち止まって（それがどんなに辛くても）自分の姿をはっきりとみつめることであり、次の瞬間再び自分の立場に帰って、社会の偏見・差別と闘うことではないでしょうか」（横塚 2007: 87）

けれども、それぞれに内面を突き詰め、自身の差別意識を問題にすることは自分にとって他者にとってもとても過酷なことです。横塚さんは、こうした障害者運動の原点を突き詰めた障害者問題に「真剣に取り組めば取り組む程、相手に肉迫すればする程」、障害者、健全者に限らず、「相手を傷つけ窮地に追い込む結果になってゆくのである」とも述べ、さらに、「このように

すべての行為を愛でも善でも正義でもないとした時に、あとに残されたものは絶望なのである」と言います (Ibid: 149)。

1970年代、運動の最初期に横塚さんが伝えたこの「絶望」は、『黙々』の中で高さんが感じていた「絶望」に近いものと思います。

この絶望については、この報告の最後にもう一度立ち返ります。

さて、このような「絶望の自覚」を根本においた障害者自立生活運動ですが、ぶっちゃけですが、絶望の自覚だけでは運動は前に進みません。ある程度健常者社会の価値観とも妥協しつつ、物理的に勝ち取れるものは勝ち取り、時に自分の牙を隠しつつも、この世の中、障害者が住みよい社会にしていくんだという運動も必要になってきます。ここにはもちろんいろんな運動の立場があり、とても複雑ですが、それでも総じて、日本の障害者運動は、地域での24時間介護を獲得し、重度の障害者でも施設や親元でなく、地域で暮らせる制度をつくってきました。日本の障害者介護保障の運動が、さまざまな立場が合流しつつ展開していったことについては、『介助者たちは、どう生きていくか』（渡邊 2011）の3章、4章に詳しく書いているので、またご参考にしていただけたらと思います。

地域での24時間介護保障は、90年代半ばごろから2000年代、2010年代にかけて徐々に全国各地域で成立していきました。これまで運動をひっぱってきた身体障害者

については、2010年代半ば頃には制度保障のめどはかなりついていたと思います。

ところが、です。2016年7月26日に「意思疎通のとれない者たちは安楽死させるべきだ」として、相模原障害者施設入所者殺傷事件がおこり、19名の知的障害者が殺害されました。犯人は、施設に入所しており、世間的には「話せない」と見なされた障害者たちを殺害したのです。彼の考えでは、その殺人が世界平和につながる、というものでした。

もちろん犯人に対して多くの人が憤ったのですが、しかし、その前に、施設に入所していた人たちを忘却していたのは、この社会に住む人々のほとんどではないか、という点も問われるべきことでした。この点に関して、ぼく自身は「亡くなられた方々は、なぜ地域社会で生きることができなかったのか？——相模原障害者殺傷事件における社会の責任と課題——」という文章を事件から2週間後に書いています。その文章は、『障害者の傷、介助者の痛み』（渡邊2018）に入っています。

実際、割合的には、当時成人の知的障害者の4人に1人が入所施設に入っていました。身体障害者の自立生活がある程度進展する中で、知的障害者の地域自立生活は取り残されていました。多くの知的障害者の声は、「聞かれなかった声」だったのです。自立生活運動においても、知的障害者の自立生活を支えることのできるセンターは数限られていました。その後、多少は知的障

害者の地域生活も進展していますが、まだまだ、この日本でも、「聞かれていない声」は数多くうずもれています。私たちが、その声を聞くことのできていない人が本当はまだたくさんおられるのです。

なお、2022年、国連から日本政府に対して、障害者施策に対して厳しい勧告が提出されました。「脱施設」に向けた取り組みもその中に含まれ、政策的に多少はその方向性が盛り込まれました。その方向性をどう実現していくのかは、現場にいるぼくら自身の課題でもあるし、この社会を構成しているみなさんの課題でもあると思います。

もう少し他にも言いたいことはあったのですが、時間がオーバー気味なので、ちょっとまとめにうつっていきたいと思います。

ぼく自身は最近、知的障害者や精神障害者の地域生活支援に関わることが多いです。入所施設や精神病院からの地域移行の支援にも取り組んでいます。そんな中、なかなか自分たちでは手に負えない現場の課題にもよく出会うようになりました。2010年代半ばごろまでは、それなりに運動は前向きに進み、すべての障害者が地域で自立生活できるのではないかと、という確信も抱いていたように思います。

けれども、最近は、そんなにも前向きに進んでいけない現実が目の前にあります。支援の現場で、しばしば、他者を脅かすような暴言や暴力に出会います。ぼく自身も当事者との関係で傷つくことはあります。

依存症や嗜癖（アディクション）によって、お互いにかわした約束が守れずに、人間不信が広がる現場があります。過去のいじめ体験や差別体験がトラウマとなり、対人関係の基礎となる信頼が構築しがたい現場があります。運動的にはわりと声高に「脱施設」を掲げている一方で、現場的には安易に「脱施設」を進められず、一定の措置入院や施設入所を否定できない現実があります。いろいろ手を尽くしつつ、家族、支援者がどれだけがんばっても、他者や自己への暴力が止まらなくなり、司法や精神病院の力を借りざるをえない現場も正直、あります。

ある程度、身体障害者が中心につくってきた、自立支援、当事者主体、本人の意思の尊重などの枠組みは、現在の法制度の基本的枠組みにもなりつつありますが、その枠組みでは、支援しやすい利用者、模範になりやすい利用者に対して、劣位に置かれやすい利用者、あるいは支援を受けにくくなる利用者もいるように思います。

もちろんかつて、身体障害者の声自体が、この社会からは聞かれていませんでした。けれども、その声が聞かれ、かたちになっていくとき、とりこぼされるものがあるのではないか、その感覚が重要になってくると思います。

いうまでもなく、同じ身体障害者の中でも、現在の枠組みの中では優位におかれやすい人・支援を受けられやすい人、劣位に置かれやすい人・支援を受けにくい人とい

う差異が生じてきています。新しい制度保障の枠組みや価値観が、また新たに別の人を抑圧することもあるのだと思います。

正直、支援の現場は日々自転車操業で、毎日自問自答しながら進めています。

それが、ぼくの報告の副題「聞かれなかった声の展開」ということです。

ラジオの電波のように、ある声に波長を合わせて聞こうとしたとき、別の声聞こえなくなる。だから別の声に波長を合わせようとする、それでまたその別の声を聞いたとき、もともと聞こえていた人の声聞こえなくなるかもしれないし、さらに別の声聞けなくなっているかもしれない。

ぼく自身、自立生活運動に関わりつつ、その都度の現場の運動課題に取り組む中で、こうした「聞かれなかった声の展開」を感じてきました。

『黙々』で高さんは聞かれなかった声に耳を傾けることに務めていますが、その声を聞いた後の展開も大事になると思っています。だから、聞かれなかった声の後の展開も、一緒に考えていけたらと思っています。

最後に、また障害者運動のレジェンド、横塚晃一さんに戻りたいと思います。

彼は、自己の内面を徹底的に追求し、どこまでいっても自分の言動には今の自分を守り他者を傷つけるような罪悪性を伴ってしまう面があることを見つめ、「このようにすべての行為を愛でも善でも正義でもないとした時に、あとに残されたものは絶望

なのである」と言います。

では、「絶望」はそこで終点なのでしょうか。その先があるのでしょうか。横塚さんは次のように言います。

全ての行為が罪の積み重ねであり、差別を伴うものであるとしても、なおかつ人は（私は）生き続け行動し続けなければならない。それは行けば行く程、行動・失望、行動・絶望への道であり、絶望する己に絶望した時、そこに悲しみがある。その「悲の場」に待って私は多くの人に逢いたいと思う。そこはこの上なくすばらしい世界であろう（横塚 2007: 150）。

引用はここで終わります。絶望の果てには「悲しみ」があると横塚さんは言います。でも、その「悲しみの場」、「悲の場」は、多くの人が出会いうる「この上なくすばらしい世界であろう」とも語られます。

この「悲の場」は、日本の障害者運動の宝なのだと思います。

以上で、ぼくからの報告を終わります。

参照文献

ウェーバー, マックス, 尾高邦雄訳, 1980, 『職業としての学問』岩波文庫.

高乗権, 2023, 影本剛訳, 『黙々聞かれなかった声とともに歩く哲学』明石書店.

横塚晃一, 2007, 『母よ！ 殺すな』生活書院.

渡邊琢, 2011, 『介助者たちは、どう生きてい

くのか』生活書院.

———, 2018, 『障害者の傷、介助者の痛み』青土社.

近いところの声なき声、遠いところ の声なき声

——障害／パレスチナ／聞くこと——

北川 眞也

北川と申します。今回、「世界に声なき者はいない。ただ聞かない者、聞こうとしない者がいるだけだ」(コ 2018 = 2023: 5)と真実を鋭く告げる『黙々』を読み、また先ほどの高乗権さんの「失敗」のお話を聞いて思い出したことがあります。個人的なことで恐縮しますが、それは昨年亡くなった自分の父のことです。父は2012年に咽頭癌の手術をし、声帯を切除したために、声を出すことができなくなりました。それまでは非障害者として生きてきた人でしたが、突然声を失ったわけです。退院して最初のほうは、私も含め家族は、「声は出なくなったけど生きられるんやからまあええやんか」とか言っていました。また病院からは、ゲップが出る仕組みを操れるようになったら、また話せるようになると教えてもらいました。実際、そうやって話している人も紹介してもらいました。当然、簡単なことではありません。練習が必要です。最初はソフトに「練習したら？」って声をかけていました。でもだんだん時間が経てくると、「練習せえへんのか、なんでなん？」となってしまう。父はこの発声練習と方法に何の関心も示しませんでした。面倒くさい、それやる暇あったら酒飲みたい

わという感じでしたね。でも確かにそうだよなって思います。大きな手術して声出なくなると大変な思いをしてるのに、はい次はこれって周りから言われても。あと、片手で持てる小さな機械をあごの下に押し当てたら声が出るというやり方もありました。でも、それもまったく使わずでした。

なので、どうしても伝えたいことがあったら、字を書いてくれと言いました。それも面倒でしょうけど、書いたらわかるやんと。でも、人のことはまったく言えませんが、父は乱筆がすぎるため、書いてもらったら書いてもらったで読めないわけです。だからこちら勝手な解釈をしたり、もう一回書いてくれと言ったりと、余計にややこしくなってしまう。互いにイライラする。それやったら、ひらがなの文字盤を使うのはどうかと言いました。指を差したらわかるからと。でもそれもぜんぜん使わない。結局、父がなんとかして絞り出すかすかな音、唇の動き、身振り、表情から、こちらは言わんとすることを読み取ろうとする。でもやはりわからない。まさしく聞いたふり、わかったふりをしてしまう。日々の忙しさや余裕のなさなどもあいまって、特に同居する母は父との喧嘩がほんとうに多かったのではないかと思います。あ、もともとですね(苦笑)。

結局のところ、私たちは、いや私は健常者の身体としての父の姿を求めてしまっていたのだと思います。つまり、発声練習や機械の利用を通して再び声を出せる身体、

言葉を発せられる身体です。高さんのお話にあったAIが聞き取れる言葉を発する身体、あるいは『黙々』に出てくるエイブリズム（非障害者中心主義）に依拠した身体と言えるでしょうか。それはあくまでも健常者の身体の延長にあるものでしょう。でも父はある種、そうした身体を徹底的に拒否していたわけです。私は声なき父をこちら側に用意されている言語的世界へと招き入れ、そこにおいて声を、すぐに意味がわかる言葉を聞こうとしていたわけです。後でも触れますが、高さんが言う「聞くこと」とはまるで別物ですね。

私は地理学を専門とし、主にイタリアのことに興味を持ってきました。ここしばらくは、特にランペドゥーザという小さな離島、地中海を船で渡る移民・難民がたどり着く場所について調べてきました。そのため、父のそうした状況を目の当たりにしつつも、私は遠いイタリアへ行ったり、地中海の出来事に日々多くの注意を向けたりしていました。やや大袈裟な物言いを許してもらえれば、他の誰とも異なるまさに目の前にいる人、近くにいる人、この場合なら、父が言葉を聞いてもらおうと、なんとかして筋肉を繰り返し動かし声を出そうとしていたにもかかわらず、それを聞こうとするよりも、はるか遠い土地の声を聞こうとしていたと言えるかもしれません。少し言い方を変えれば、仕草や沈黙や熱量を含む、身体的－言語的な触れ合いがなされうる場所の声にならない声よりも、国境の彼方に

おける場所の声、地中海で溺死の危険を強いられる移民・難民の声なき声、(『黙々』で高さんがセウォル号事件の死者について述べる言葉を借りるなら)沈黙ではなく絶叫とともに沈んでいった移民・難民の声なき声、そして本土によって一方的に語られる離島の声にならない声を聞こうとしていた、ということです。なかなか中途半端にしか取り組めていませんが。

『黙々』には、高さんが直接また間接に遭遇してきたさまざまな人たちの生の存在感、喪失感、痛みや苦悩、闘いの模様がありありと描出されています。2018年に濟州島にやってきたイエメンからの難民の話も出てきます。そうした話の底流には、高さんのノドゥル障害者夜間学校の経験、目の前にいる生徒・障害者たちとの出会い、持続的な接触という経験があるのかと思います。その経験のただなかから生み出されてきた言葉と文、哲学的で政治的な思考の過程には深い感銘を受けました。というのも、その思考の過程が、実存的なものでもあり、まさにそれゆえに読者自身の日常生活へとすぐさま跳ね返ってくるものだからです。『黙々』で展開される洞察に影響を受けながら、今述べたような、近い場所の声を聞こうとする態度や意志と、遠い場所の声を聞こうとするそれとの関係について少し考えてみたいと思います。

普段の生活のなかで、どこか遠い場所の声を聞こうとする、あるいは遠い場所からの声をまず聞こうとすれば、それは誰かが

書いたり、翻訳したり、映像にしたりするものを通じて受け取ることがほとんどですよね（まさに『黙々』という翻訳書のおかげで韓国社会について知り、障害者の声に何かしら触れられるように）。それは実際に出会う人、近くにいる人の声なき声を聞こうとすることは、やはり異なる回路を通じてであると言えるでしょう。特に SNS のようなすべてが可視化されるようで、まるですべてが身体と精神を高速で素通りしていくようなデジタル回路においては、生そのものの存在感に触発されることはより難しい。日常生活を送るなかでは特にです。この回路では支配的な声がいっそう支配的となり、声にならない声は、たとえ言葉として可視化されていたとしても、より周縁化させられる傾向にある気がします。

『黙々』では、障害者の生に対する露骨な暴力、また自然化された暴力の諸相が描かれています。たとえば処分すべく重荷のごとくかれらを扱う収容と閉じ込め、かれらの移動を妨害するだけでなく、かれらを都市における人・事物の流れを乱す「異物」とする敷居や段差、境界だらけのインフラ空間。段差ゆえに横断歩道に入れず、車道側を通行する車いすの障害者を違反として取り締まり、障害者の存在自体を犯罪化する社会的・法的・警察的権力。ここにおいて私は、移民・難民の移動を妨害すべく、地中海地域に増殖する境界や収容所のことを思い出さずにはられません。『黙々』にある地下鉄駅の階段に設置され

た車いすリフトから障害者（ノドゥル障害者夜学の生徒とのことです）が転落したという事実は、地中海において進行中の移民船の沈没を思い出さずにはられません。

しかし同時に、今この瞬間に、障害者への暴力を強く問題化するこの本を読みながら、私が強く想起したのは、今ニュースで広く伝えられている遠くの場所、パレスチナ人たちが置かれてきた状況です。周知の通り、イスラエルの植民地的暴力はパレスチナを破壊し、パレスチナ人を追放、逮捕、殺戮し続けてきました。そして現在、ガザではジェノサイドが進行しています。

ここで言及したいのは、ガザにおいては、パレスチナ人に傷害、いや障害を負わせる権力が積極的に行使されてきたということです。クイア理論の研究で知られるジャスビル・プアの議論によれば、それはイスラエル軍の銃撃や爆撃の結果、偶然障害を負ったというものではありません（Puar 2017）。ある時期から、イスラエル側はデモ隊を追い散らかすよりも、デモに参加するパレスチナ人の下肢を狙撃するようになりました。しかし、ガザでは十分な治療を施せない。ヨルダン川西岸地区への移送も妨害される。その結果、肢体の切断を強いられるのです。実際、ガザ地区とヨルダン川西岸地区には、障害者の割合が世界でもっとも高い地域があるとのこと。ガザでデモがあるとなれば、車いすの人びとが多く集まるものとなる。そして次には、こうした障害者たちが爆撃、銃撃で殺され

る。逃げ遅れることもあるでしょう。イスラエルの植民地的暴力は健常者の身体、イスラエルの優生的身体を中心に置き、既存の障害者に対する差別と暴力をまさしく露骨に再生産し強化するものにほかなりません。これはパレスチナ人を「無力・無能」化しその政治的行為を封じるべく、イスラエルが戦術的かつ戦略的に実行に移してきた支配のかたちなのです。

また、そもそも忘れてはならないのは、爆撃を受け続けるガザ自体が一つの収容所であるという厳然たる事実です。ガザの人びとはそこに閉じ込められ、外に出られません。イスラエル側の許可がなければ、何も入ってきません。2007年の封鎖以来、イスラエルはガザに出入りするすべての人や物資の移動をコントロールしています。食糧や建築資材から、水や電気、燃料、医薬品に至るまでの何もかもです。そのすべてをガザの人びとがぎりぎり生きられるか、生きられないかぐらいしか入れさせないというわけです。プアの議論を参考にすれば、これはパレスチナを「衰弱」させる権力と言えます (Puar 2021)。「衰弱」はヨルダン川西岸地区においてもまた顕著です。そこではパレスチナ人にとって日常的な移動すらきわめて困難を要するものなのです。たとえば、ここから京都駅まで行こうとすれば、歩いたらこれくらいの時間がかかるかな、バスや地下鉄ならこれくらいかなとだいたい計算できるわけですね。しかし、ヨルダン川西岸地区には数々の検問

所という境界がある。そこを通らないと仕事に行けない、大学に行けない、人に会いに行くこともできなかつたりする。そこで何が起こるかはわからない。早朝から長時間の待機があり、嫌がらせや暴力もある。でもあるときはすんなり通れる。また普段は通れる道路に、ある日突然障害物が置かれて、「壁」の役割を果たすこともある。そもそもですが、ヨルダン川西岸地区におけるインフラや空間設計それ自体が、ユダヤ人の移動を円滑にすると同時に、パレスチナ人の移動を多大な時間を要するもの、不確実なものとするため、またそれによって疲弊させ消耗させ、衰弱させるために用意されているわけです。パレスチナ人にとっては「段差」と「敷居」だらけなのです。このような障害化-衰弱化の暴力が覆うパレスチナの状況に目を向けて、『黙々』で描かれる障害者の状況に戻るときに、いったい何が言えるのでしょうか。

パレスチナのような、遠い土地で押し殺されていたり、うめいていたり、絶叫のように吐き出される声、遠いところから何かしら響いてくるそうした声、さらには音、沈黙を聞こうとする態度は、近くにいる人、目の前にいる人のそれを聞こうとする態度と、どのような関係を持ちうるのか。高さんが『黙々』のなかで述べるような目の前にいる障害者の声、渡邊琢さんがお話ししてくれたような日本にいる障害者の声を聞こうとする態度と、いかなる関係を取りうるのか。すれ違うのでしょうか。別々のもの

なのでしょうか。それとも、重なり合うの
でしょうか。響き合うのでしょうか。

今、遠いパレスチナからの声、またパレ
スチナをめぐるいろいろなことが伝えら
れるなかで、軍事関連に直結する連携であ
れ、そうでないものであれ、BDS（ボイコッ
ト、投資撤回、制裁）運動をはじめ、大学
や企業のイスラエルとの連携を拒否する動
き、港湾でパレスチナ人を蹂躪するのに用
いられる武器の積出を拒否する動きが各地
で見られます。義勇兵として参加する人が
いてもおかしくはありません。手前味噌で
はありますが、『アンチ・ジオポリティクス』
（青土社、2024）という本のなかで、私は
ある土地の出来事や闘争の歴史・現在を地
下に潜るかのように掘り下げて研究するほ
どに、その場所に収まることのない地理的
な広がりの中に、遠く離れた土地との現実
的また想像的なつながりの中に気づけば
足を踏み入れているような地理的世界を
描出してみたつもりです。それを既存の世
界の地政学的また地経学的な地図とは異な
る、対抗的な流動の世界地理です。強引で
すが今の話に近づけて言うなら、近くと遠
くが絡み合っては混ざり合い、共鳴してい
くような世界地理とでも言えるでしょうか。

先ほど高さんから、今や韓国では障害者
に対する偽善的な笑いすらも失われたとい
うお話が最後にありました。人種主義的で
優生主義的な権力が世界の眼前で露骨に行
使されています。自立と自由の名の下に、
相互に絡み合うさまざまな身体、意識的に

せよ無意識にせよ、相互に関係し支え合っ
ている生というものを断罪するような政治、
さらには老いていく身体を否定するよう
な政治が各地で支持されています。この
ような状況を受けて、イタリアの思想家フ
ランコ・ベラルディ（ピフォ）はこう述べ
ています。

あからさまな嘘にもかかわらず、低級
な男性優位主義にもかかわらず、群衆
はトランプを信奉している、と考えね
ばならないのだろうか？……あるいは、
推論を逆にすべきなのだろうか？
私の仮説は、倫理的判断の正真正銘の
反転にわれわれは直面しているという
ものだ。つまり、米国人がトランプに
投票するのは、まさにかれが強姦魔で
嘘つきだからである（Berardi 2024）。

こんなにひどいことをする政治家なの
に、どうして人びとは支持するのだろうか、
ではなく、差別の言説を平然と垂れ流し、
既存の規範や価値を蔑ろにする政治家だか
らこそ支持されているということです。

激化してきた競争と広がりゆく戦争のな
かで、もはや隠れ蓑すら必要としないよう
な優生主義的で人種主義的な暴力、聞こう
とする意志をあげつらい、声にならない声
を鎮圧するような暴力が、この土地でもあ
の土地でも、この場所でもあの場所でも、
イスラエルでも韓国でも日本でも、地球規
模に広がっています。だからこそ、遠い土

地からの声にならない声、絶叫、沈黙を聞こうとする意志や欲望、運動が、近い土地、この土地の声にならない声を聞こうとする力を減退させないような仕方で、むしろ共鳴し合い、翻訳し合い、その力を増大させるような回路をつくりだすことがとても大切な気がするのです。この土地からあの土地へという逆の動きも然りです。それは完璧になされる類のものではないでしょうし、時間やエネルギーも含めて簡単なことではないでしょうが、私はこのように感じています。

そのうえで最後に、「聞くこと」について一言だけ述べさせてください。ときにそれは正しいモラルであるかのように受け取られることがあります。この社会のせいでも周縁化させられた声なき者たちの声を聞かなければならない。とすれば、社会的に特権的な位置にいる者は自分のことを語ってはいけない、声に出してはいけない。他者の声に耳を傾け、それに従って行動しなければならないのだと。その結果、そんなにずっと聞いていられない、そんなたくさん聞いていられない、押し付けるな、そこには嘘の話しかないと言わんばかりに、反動的な仕方で自己の主体、自己の自由を立ち上げ、声なき者たちに攻撃的に振る舞うようになってしまう。自分のほうが他者に抑圧されていると感じる一種の転倒が起きてしまうわけです。これは日本を含め、先ほどお話したこんにちの政治的情勢と深く関わる感情、態度だと思えます。

しかしながら、聞くというのは、共同の作業であるとは言えないでしょうか。声なき声を聞く側の言語的世界の内側へと招き入れて了解するような構図であれ、ただ相手の声を受動的に聞くようにイメージされる構図であれ、いずれもが一方から他方への関係としてしか想像されていません。ですが、この点で、高さんが先ほど最後にお話した内容はとても印象深いものでした。自死したチェ・ジョンファン烈士と、烈士の遺言を記録したユヒとの関係はいかなるものだったのでしょうか。ユヒは「オ、オ……」というチェ・ジョンファンの声、まばたき、唇の動き、そして沈黙を、一方的に了解したわけでもなければ、そのまま受動的に伝えたわけでもありません。そこには、聞き取れないなかでも、なおも創意工夫を通じて聞こうとするユヒからの応答が、私の言葉で言えば、ユヒのユヒによる主体形成過程が存在しています。高さんのお話から両者のやり取りを想像するなら、「復讐」という言葉は、チェ・ジョンファンの言葉というだけではなく、ユヒの言葉でもあった。両者は重なり合っている。それは二人の言葉、共同の言葉としか言いようがないように思えるのです。

聞くという行為は、自分を押し殺し、無色透明の存在に仕立てあげて（そもそも不可能なことです）、他者に耳を傾け、他者の言葉に応答するという機械的なものではありません。ユヒはチェ・ジョンファンの生のほうへおのずと向かっている。その

生を吸い込んでいく。「復讐」という言葉は、聞こうとする側にいたはずのユヒ自身の言葉、「私」の言葉としてもまた生成してはいないでしょうか。

ここにおいて、ノドゥル障害者夜学のホームページに掲載されていたとして、『黙々』で引用されている、メキシコ・チアパスにおいて自主管理に取り組んできた先住民組織サパティスタの女性の言葉（元はオーストラリアの先住民女性であるリラ・ワトソンの言葉）が背中を押してくれます。「もしあなたがわたしたちを助けにここに来られたのであれば、あなたは時間を浪費しているのです。しかしもしあなたがここにきた理由が、あなたの解放がわたしの解放と緊密に結びつくからであるならば、ともに働いてみましょう」（コ 2018 = 2023: 22）。こうは言えないでしょうか。それは紛れもなく、死の間際にあったチェ・ジョンファンの闘争ですが、ユヒの、ユヒ自身の解放闘争としてもあったと。

ここには、聞こうとする者と声のない者、言葉がある者と言葉がない者の間の区分を宙吊りにするような共同の関係、こう言ってよければ、コミユナルな関係が生み出されていたのかもしれませんが。いくぶん勝手に私は思考していますが、もちろん、これは極めて過酷な状況でのことですし、美化すべきものではありません。また、声なき声を聞くというかくも困難な行為は、対等な関係のなかではじまるものではそもそもありません。ズレや摩擦は聞こうとする

行為の存立条件ですし、誤読もあるでしょう。それでも、こんにちの世界に風穴を開けるような、こうした共同の関係、言葉、声を紡ぎ出す営みが消えたわけではありません。

私の調査経験からですが、ランペドゥーザ島でもこれに近いことがあったように思います。一部の島民が地中海を渡る移民の声を聞こうとする試みのなかにです。かれらは移民の権利を求めるだけではなく、同時に自分たちの生活をめぐる社会闘争と、さらには自分たちの島の歴史と生活における移民性や難民性と交わるような批判的で、創意工夫のある想像力を表現していました。そして何より、高さんは「失敗の記録」と言うわけですが、この『黙々』という本自体がこのような共同の産物ではないでしょうか。もちろん、高さんの「聞く」の経験は容易な過程ではないでしょうし、私などには想像できない緊張の連続かもしれません。しかしここには、高さんと生徒・障害者とがおのずと互いを吸い込み合っている関係、欲望し合っている姿が深く刻まれているように思うのです。

父の話に戻ることを許してもらえば、声を失った私の父は沈黙していたわけではない。沈黙を吐き出してもいた。手を叩いて音を出し、声を出そうと身体を動かし、声にならない声を何度も吐き出していた。果たして、私はどれほどの瞬間においてユヒのようでありえたのだろうか。『黙々』を読んで、そして高さんのお話を聞いて、つい

そんなことも考えました。

参考文献

고병권, 2018, 목록 : 침묵과 빈자리에서 만난
배움의 기록, 파주 : 돌베개 .(影本剛訳, 2
023, 『黙々——聞かれなかった声とともに
歩く哲学』 明石書店.)

Berardi, Franco (Bifo), 2024, “Brutalismo
suprematista libertario,” *Comune-info*,
(Retrieved November 5, 2024, [https://
comune-info.net/brutalismo-suprematista-
libertario](https://comune-info.net/brutalismo-suprematista-libertario)).

Puar, Jasbir K., 2017, *The Right to Maim:
Debility, Capacity, Disability*, Durham and
London: Duke University Press.

Puar, Jasbir K., 2021, “Spatial Debilities: Slow
Life and Carceral Capitalism in Palestine,”
South Atlantic Quarterly, 120(2): 393-414.

質疑応答

瀬戸徐：それでは会場から質問などがあれ
ばお願いいたします。

末岡：6年前にソウルに行ったときに、友
人の勧めでソウル市役所前の障害者の
座り込みに連れて行ってもらいまし
た。友人がなぜ勧めてくれたのか、そ
の意味が今日のはっきり分かりました。
その意味がなにと近いのかを考えてみ
たとき、個人的な経験ですが、わたし
が大学に入ったとき、先輩から公園の
テント村に絶対行ったほうがいいよと
連れて行かれたことと似ています。
2000年代の前半、大阪の長居、扇町、
大阪城といった公園には何千個とブ
ルーシートのテントがあって、そこで
生活する野宿者のコミュニティがあり
ました。そこでわたしが経験したこと
は、おっちゃんの話に適当に相槌を
うったことも含めて、似た経験だっ
たのです。耳を傾けて話を聞くとい
うことが沈黙というものを前提に
しているという話がありましたが、
わたしは基本的に沈黙を恐れてい
ます。なぜなら自分の話を聞か
せるために相手に沈黙を強要し
たり、なにかを聞き出すために
沈黙で相手を圧迫するというよう
に、沈黙はネガティブな意味で考
えがちだったからです。しかし今日
は沈黙についてすごくポジティブ
な意味を聞かせてもらいました。そ
こで質問した

いのですが、わたしの経験では見えない暗黙、「黙々」の黙というより、見えない暗黙という状態こそ、最も暴力が行われる場所になっています。評者からもあったように、最も見えない収容施設では暴力が行われているし、行われやすい場所です。大阪のテント村では可視化されたものを作り上げた。そこで、ソウル市役所前で集まっている人たちの座り込みも、目に見える形で、むしろ暗黙になった状態を可視化させるようなものを生み出していると思います。耳を傾けることと、見えること・見ることが、どのように交わっていきけるのだろうかというのは自分にとって課題なのですが、この点についてコメントをお聞きしたいです。

高乗権：権力というのはそもそも音を立てません。そして音を立てるのは大抵は劣悪な地位にあるものたちです。これは魯迅の言葉です。だから音を立てるものは力のないものであり、そして近いうちに敗北する予定のものです。音を立てることもできず死ぬことは永遠に死ぬことだと魯迅は語りました。沈黙させること、そして声を聞こえないようにすること、そこにおいても抵抗はあるのですが、聞こえないということすらも分からないこと、その無感覚、これがわたしがお話ししたいものです。わたしがお話ししたい沈黙とは、正確に言えば、声を出すことのできな

いという部分ではなく、言葉がはじまる直前、それがまだ聞こえていない状態で、それをいかに知ることかということです。言葉は聞こえてきていませんが、それゆえ声が聞こえないのですが、「話そうとしている」と感知する人のみが耳を傾けることができます。ですからわたしの関心は言葉がどのようにはじまるのか、そして言葉がはじまるためにはどのような準備が必要なのか、そしてその言葉を感知して言葉を迎えるためにわたしたちにはどのような準備が必要なのか、ということです。つまり、あたかも声がないようなとても無感覚の状況で、「そうではない」のだと、「声がいま聞こえてきている」と耳を最初に傾ける瞬間、そのような意味で惨い暴力としての沈黙にどのように抗うか、という話です。その時生じることに関する話なのです。そのために最初に必要なことは、妙な言い方ですが、無感覚に対する感覚を持つことです。問うべきなのは、自分自身がどれほど無感覚なのか、たがいに対してどれほど無感覚なのか、世の中に対してどれほど無感覚なのか、それを感覚する感覚はいったいどのように作られるのか、ということです。はっきりとなにか答えを持っているわけでもないのです、ここまでにさせていただきます。

瀬戸徐映里奈：本質的な質問をありがとう

ございました。時間の制限もありますので、評者それぞれのコメントについて、高乗権さんからご発言いただけますか。

高乗権：お二人の話は考えさせられることが多くてメモをずっととりましたし、新しく知ることだけでなく、新しく知らなければならぬと感じることもたくさんありました。富山一郎さんが書いてくださった『黙々』の書評のコメントではっとさせられたことですが、「高乗権の」認知ではなく「黙々の」認知、つまり「高乗権の」という所有格を取るべきだと書かれていました。それはわたしの考えに対するコメントではなく、黙々という言葉で提起した問題に対するコメントなのです。コメントという言葉自体がともに考えるという意味ですから、そのように考えるべき問題をお二人に提起していただいたと思います。渡邊さんの言葉のなかで二つの言葉が響いたのですが、一つは聞こえない声の展開ということですが、本当に重要なことです。20年におよぶ韓国の障害者運動の歴史は、いつも主役たちが交代しつづけてきました。最初は比較的軽度の身体障害者たちが運動をはじめ、その後は脳性まひの障害者が、そして現在デモの最前列にいる人びとは発達障害者です。だからこれまでわたしたちが知っていたものとまったく異なる運動にいつもなる

のです。たとえば発達障害者たちはデモで発言をするさいに歌ったり踊ったりします。だれもコントロールできない状況なんです、これもまた新しい姿です。しかしわたしたちがこのような新しい声に出会うことをやめるとき、運動は終わってしまうだろうと話しています。運動の主体が変わればチャンネルを変えるように別の運動に転換されますが、提起されつづけている問題は、聞こえていた既存の声の主人公たちと新しい声の主人公たちが、どのようにともに関係をつくることができるのかということです。たとえば、わたしたちは重度障害者や脳性まひの障害者の職場をつくれと、非障害者たちを補助するのではない職場を要求する闘争をしてきました。そして獲得したものが、仲間と相談したり、脱施設をした障害者が施設にいる人と面談したり、かれらに仕事や活動を紹介したりするという仕事です。これは一カ月に既定の人数と面談しなければいけないという実績が求められる仕事なのですが、この仕事をしていたある重度障害者が、その数を満たせずに自殺をしてしまいました。活動家たちは大きな衝撃を受けました。わたしたちも依然として非障害者中心主義の「実績」という問題を除去できていなかった、それと闘えていなかったと反省したのです。そのようななかでわたしに大きな

インスピレーションを与えたのはデモ現場における発達障害者たちの歌や踊りでした。わたしたちは、かれらの歌や踊りの価値が認められ、労働として認められるよう要求するべきであったと気づき、その要求をし、一定程度の成果を得ました。デモをして、歌い、自分の施設での経験を語る。これら全てを、公的価値を創出する行為であり最低賃金が保障され支払われる仕事とし、障害者の仕事全般を、そのような思考を前提に再編成しようとしたのです(なお現在の保守政権では、そのような仕事のプログラム自体がなくされようとしています)。新しい声が聞こえてきたときに既存の人びとの声とつながるためには、かなり異なる生の形をつくりつづけなければならないということ、新しい声でチャンネルを変えるのではなく既存の声と新しい声があることを、既存の尺度や根拠をこえて考えてこそともにつくることができる、と考えます。ともかく、その声が聞こえた後にどのように展開されていくのか、この問いはあまりにも重要で、わたしもこれから考えつづけていきたいと思います。そして横塚晃一さんの言葉である「悲の場」、絶望が絶望するときこの上なく素晴らしい世界だという言葉は、多くのことを想起させますし、これからもこの言葉も抱えつづけたく思います。わたしはノ

ドゥル障害者夜学にきて16年経つのですが、本当に重要なこの言葉に刺激されています。

北川さんはパレスチナ全体の障害化という非常に重要なことを仰いました。しかしわたしが最も考えさせられたのは、遠いところから聞こえてきた声と近くにある声をどのようにつなげるかという話です。濟州島の難民の話もされましたが、韓国社会は本当に難民嫌悪社会ですが、これまであまり表面化していませんでした。遠くのヨーロッパの人種差別などはみんな批判したり非難したりしてきましたが、いざ韓国に難民がくると嫌悪が湧き上がったのです。これと似ているのが現在も行なっている障害者たちの通勤時間のデモです。4年前から通勤時間の電車を延着させるデモをやっていて、韓国社会では大騒ぎになっています。ある矛盾した世論調査があるんですが、一方では障害者が移動できないという問題や韓国社会における障害者差別は深刻だと回答した人びとは7~80%に達するのですが、同時にこのデモに反対する人もまた7~80%に達します。こんなに障害者嫌悪発言が噴出したことはありません。デモで障害者の活動家があまりにひどい暴言を浴びせられて倒れるほどでした。もちろん支持者も増えたのですが、嫌悪する人もその二倍以上は増えました。この運動は4

年目なのですが、あまりにもその嫌悪がつらくて、他の活動家にいつまでこの運動をやるべきなのか、わたしたちは成功しているのか、あるいは失敗しているのか、と訊いたことがあります。ある方は自分たちの運動は成功した、暴言を浴びせられることに成功したと仰いました。多くの人びとは笑顔で、障害者の権利と無関係のところ、障害者の愛についてあれこれ喋ります。しかし自分の前に現れた自分の権利を侵害する障害者には怒りだすんですね。わたしたちはその怒りを表面化することに成功したのです。パレスチナ問題など、メディアを通して遠くから声が聞こえてくるとき、人びとはパレスチナへの支持を語ります。しかしアラブ人が韓国に難民申請をすればとてつもなく怒りだします。そして怖がるのです。わたしたちは、わたしたちがいかに無感覚なのかを感覚させること、いかに嫌悪社会なのかを表面化することに成功したのです。だれもがすることができる、無知ゆえに笑顔でいられることがどれほど暴力的なのかを表面化したのです。わたしたちは果たして遠くから聞こえてくる声を本当に聞いたと言えるのでしょうか。韓国ではここ二～三年、外国人保護所〔入管施設〕廃止運動がかなり活発になりました。そこには障害者運動も加わりました。その理由は、あらゆる人に権利

があるからだとか、わたしたちも難民になりうるからだとかではなく、施設の経験ゆえでした。施設で自分たちが受けた暴力と外国人保護所で外国人が受けている暴力、そこからなんらかの感情、情動の変化があったと言えるでしょう。どのように難民問題と出会ったのか。それは具体的経験のなかで自分との連累を感じるときに、その声が聞こえたのです。無感覚のまま笑顔でいるよりも、感覚して怒りと嫌悪の言葉を溢れさせることのほうがはるかにマシな状況だと思うのです。

瀬戸徐：ありがとうございます。会場から質問をいただき、最後に登壇者の方から答えていただきたいと思います。

光島：光島と申します。ぼくは全盲の視覚障害者で、現在は、鍼灸の仕事を生業にしながら、美術家としてタッチアートの可能性を追求するような作品を発表しています。1970年代から障害者運動に近いところにて、青い芝の会のようなラディカルな障害者運動も知っていますが、今の日本の障害者運動を見ていると、障害者差別解消法ができて、今年からは合理的配慮の義務化などで、障害者が国から提供されるサービスに馴染んでしまう、与えられたもので満足してしまうのではないかという不安も感じたりしています。サービスの幅が広がることはそれはそれでいいことなのですが、ややもする

と日本の障害者はおとなしすぎると
思うてしまうことがあります。最近の
日本の障害者運動をふり返ると激しい
運動みたいなものが見られないように
思いますが、韓国の障害者運動の意欲
や激しさはどこからやってくるので
しょうか？

徳岡：今の光島さんの質問と重なります。
わたしは渡邊琢さんより少し前の世代
の者です。日本の障害者運動は青い芝
の会が一つのメルクマールとして語ら
れますよね。それはそうなのですが、
それ以前から、全国障害者問題研究会
（全障研）という、いわゆる共産党系
の障害者運動がありました。それは当
事者ではない親・教員・施設職員・研
究者による代行主義的な運動です。そ
のなかから 1970 年代に自立解放運動
としておそらく最初に旗揚げしたのが
「関西障害者解放研究会」です。視覚
障害者の楠敏雄くすのきとしおさんが中心に作られ
た運動をきっかけにして、70 年代中
頃に「全国障害者解放運動連絡会議」
（全障連）が結成されます。そして全
共闘運動が退潮した後の大学で、反差
別闘争の一つとして障害者運動が起
こっていきます。これがわたしたちの
世代の経験です。その自立解放運動の
流れが、いつの間にか途切れる時期が
あり、おそらく渡邊さんの世代の運動
に直接バトンが手渡されないままだっ
たのだと思います。表向きでは全障連

の運動がどこかへ消えてしまった後
で、JCIL のような自立解放運動が生
まれていったのでしょうか。多様な障害
者の運動の水脈を受け継げていけな
かったことは残念でなりません。
『黙々』の聞かれなかった声という言
葉から考えると、運動のなかでも代表
的な運動、誰が代表するのかという問
題が出てくるのではないかと。つまり、
聞こえなかった声というものは、聴く
側の姿勢の問題のほかに、代表された
ものの背面に「隠れてしまった声」も
ものもあるのではないのでしょうか。

わたしは大阪の教員グループで 20
年ほど前にスユノモを訪れました。そ
のときソウル市内で、身体障害者が車
輪をつけたベニア板の「台車」に乗っ
て、棒で地面を蹴って移動する姿を目
撃しました。その当時、韓国の障害者
のおかれている実情は日本以上に過酷
な環境であったでしょうが、エネル
ギッシュな姿を見たのです。日本でも
70 年代中頃から「移動権」という
言葉自体は使っていなかったとはい
え、車椅子の障害者が天王寺の歩道橋
の上で体を巻きつけて占拠して、歩道
橋と歩道の段差が車椅子と障害者を排
除している、と訴えました。これはま
さに「移動権」の訴えです。それから
同時期に、大阪環状線の福島駅で視覚
障害者が転落し、両足を切断するとい
う「事件」がありました。それを巡っ

て国鉄との裁判闘争がありました。このような歴史がほとんど語られていないのではないのでしょうか。日本の障害者運動が青い芝の会を中心に語られるのは仕方がないにしても、あまりにもさまざまな運動史が忘却されてしまっているのは残念です。70年代中頃の日本でも、体を張った闘争が障害者のなかにもあったし、それはいつの間にか消えてしまった。そのあたりの総括がほとんどなされないままであることがわたしからすると残念なのです。高乗権さんが、ノドゥル夜学にかかわられるなかで、歴史のなかでの変化、先ほど光島さんが「激しい闘争の根拠」を問われたけれども、闘争の歴史的位相を提示していただけるとありがたい、それは私たち双方の方位を測定する参照軸になるのではないのでしょうか。

高乗権：障害者運動が制度化される危険、つまり上品になれば力がなくなるということは、多く経験してきたことです。韓国の障害者運動が現在生命力を持つ理由は先ほど露天商の話をしました。が、貧しく、学びの機会がなく、「復讐してくれ」という品のない遺言を残した人びとと手を取りあった少数の障害者がいたので、運動が品位の反対側に向かったから可能だったと考えます。二つ目のご発言に対してですが、大事なお話しに感謝申し上げます。韓国でも最初から「移動権」という単語

があったわけではありません。国語辞典にもない言葉で、障害者運動が言葉を誕生させたのです。言葉が生まれたということはとても意味あることです。

瀬戸徐：今日の登壇者の方に最後に一言ずつご発言をお願いいたします。

北川：高乗権さんが強調された無感覚なものを感覚するという言葉についてです。ちょうど今翻訳しているパレスチナ支配に関する記事があって、タイトルは「無感性的暴力」です¹。この概念によると、施設や収容所に押し込んで不可視化したから、その暴力に無感覚になるというだけはありません。それとは逆に、徹底的にすべてが感覚され、可視化されるからこそ、人は無感覚になるというものです。イスラエル側が、パレスチナ人の移動とか電話内容とか、生のすべてを感知するがゆえに無感覚化が進み、簡単に破壊が可能となると。この議論を敷衍して言えば、まるで自動的にモノや情報、人など、いろいろなものがスムーズに動き、まるでそれらすべてをリアルタイムで把握できるかのような現代社会は、本当に無感覚になっていると思います。では、

1 イアン・アラン・ポール、北川眞也 訳「無感性的暴力——パレスチナにおける植民地的取り締まりとアナーキー」以文社ウェブサイト (<https://www.ibunsha.co.jp/contents/ianalanpaul02/>)

通勤時間デモがこうした円滑な流れを遮断したときに何が起るのか。すぐさま反動的で暴力的な態度が醸成されてしまう。「迷惑」とか「不快」という言葉もあったかもしれませんが、それこそが障害者差別の感性的なわけです。しかし、こうした闘争こそが社会の感性とせめぎ合い、それを変容させてきたことを決して忘れてはなりません。また闘争それ自体が、社会の円滑な流れとは異なったひとつの時空として生成しうるものでしょう。高速に流れ去っていくことのない言葉を紡ぎ出し、それを血肉化していけるような時間と空間、そして情動的回路をどう作っていけるのかを考えさせられました。

渡邊：韓国の障害者運動の主役が交代してきており、新しい声が次々に生まれ、既存の声との関わりが運動において課題だという話に勉強させられました。障害者嫌悪の問題は、SNSの発達という面もありますが、日本でも障害者がレストランに入れなかったとか電車に乗せてもらえないとき、それを差別だとSNS上などで公表するとたくさんの非難を浴びます。さらに障害者が安楽死に反対しても、徹底的に叩かれます。実際そのバッシングによって声を出しにくくなっており、正直怖いです。大問題です。もう一つ、障害者差別解消法などが運動の力によって成立

してきたと思います。バリアフリー等についてはそこそこのものが成立してきている。例えば東京だったら、現在90%以上の駅にエレベーターが設置され、地盤は整ってきています。社会の側にも改善していこうという動きがあるため、闘争というよりも「建設的対話」を重視する方向性に運動は変わってきていると思ってもいます。そういう側面もあるので、元気がないというふうに見えるかも知れないですが、それも一つのあり方かなと感じています。ただ声を上げると叩かれやすいという現状はどうしたらいいんだろうな、と常々思っています。

高乗権：『黙々』から話せることがこんなにあるとは信じられません。渡邊さんのコメントを聞いて、日本で知的障害者の介護サービスが24時間保障されているということが羨ましかったんですね。韓国では知的障害者に対する介護サービスは本当に少なく、多少ある場合でも一カ月に480時間なので24時間介護にはなりません。2007年に韓国では介護サービスがつくられたんですが、日本で知的障害者にも24時間介護を勝ち取ったということを知らなかったんです。片方が突破できればそれを根拠にもう片方も突破できるんじゃないかと思って、韓国で早くこのことを共有しなければと考えていました。じっさい韓国の問題と日本の間

題、そして障害の問題とパレスチナの問題がこのように翻訳できるということは、わたしたちが直面している問題は思っているよりも異なるものではない、と考えてみました。ただ、あまりに滑らかな言葉や、成功した言葉をわたしは信じません。世界がこのザマなのに、いつも成功するというのは良いことではありません。だからわたしたちがどこで失敗しているのかをぜひ記録すべきだと考えます。今日は皆さまの言葉をちゃんと聞き取ることができず申し訳ありません。招待していただき、良い言葉をいただき感謝申し上げます。

レイシズムを罰する？

——反人種差別法の運用と司法のバイアス——

アブデラリ・アジャット

菊池 恵介 訳

このたびは同志社大学にお招きいただき、ありがとうございます。「レイシズムを罰する」というテーマは、私にとって大切な主題です。この問題について皆さんと議論する機会をいただけたことをたいへん嬉しく思います。

この数年来、私は社会学の観点から人種差別の問題、特にフランスにおけるイスラムフォビアの問題に取り組んできましたが、同時に、差別の撤廃を目指す公共政策についても研究してきました。とくに公共政策は、以下の4つの分野にわけられます。一つ目は、学校などにおける反差別教育。二つ目は、マイノリティに教育機会や雇用機会を保障するポジティブ・アクション、あるいはアファーマティブ・アクション。三つ目は、人種差別が引き起こしてきた被害を、象徴的または金銭的に償う補償政策。そして四つ目は、人種差別を処罰する刑事政策です。

本日の講演では、四つ目の刑事政策、とくに人種差別を処罰するための法の整備

と、その運用上の課題に焦点を当てます。人種差別を取り締まるためには、条約を定める国際連合や欧州連合などの国際機関、法案を可決する政治家や議員、法を執行する行政や司法、裁判を支援する反差別団体や弁護士、当事者である被害者と加害者など、多様なアクターの関与が必要となります。

以下では、次の三つの問いに答えていきます。

1) 人種差別を罰する法律は、西洋においてどのように形成されたのか？ 欧州諸国における反差別法の形成過程と、国による違いを振り返っていきます。

2) 人種差別は、どのくらい広がっているのか？ フランスにおける人種差別の実態をフランス国立統計経済研究所（以下、INSEE）のデータ（生活環境と司法）に基づいて概観します。

3) 反差別法はどのように運用されているのか？ ここでは人種差別事件に対するフランスの警察と司法の対応を、私が実施し

た調査（後述する「言葉と行為」調査）に基づいて検証していきます。

第一節 欧州における反差別法の生成と形態

第二次大戦後、UNESCO（国連教育科学文化機関）は、ナチスのユダヤ人絶滅政策を招いた人種概念を再検討する作業を開始しました。世界中から研究者が招集され、さまざまな会議を経て、一連の報告書や宣言が起草されました。それらの作業を通じて、人種概念は生物学的根拠のない似非概念として科学性を否定されました。こうして1965年12月21日に国連の「人種差別撤廃条約」（正式名称：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」）が誕生します。そこでは、レイシズムを「人種と人種間のヒエラルキーの存在を信じ、差別（すなわち、日常生活における不平等な扱いや資源への不平等なアクセス）を正当化するイデオロギー」と定義した上で、国際刑事司法と国内法の整備を通じて撤廃することが目標として掲げられました。その際、レイシズムの対象には、狭義の人種差別だけでなく、国籍、宗教、肌の色などのさまざまな基準に基づく差別が広く含まれることになりました。

しかし、国連の「人種差別撤廃条約」の成立と、加盟国による批准の間には大きな時間の隔りがありました。当時、加盟国の中で最も先駆的だった国がイギリスで

す。人種差別撤廃条約が成立した1965年に、ただちに国内法を整備し、「人種関係法」を可決しました。ちなみにイギリスは「制度的レイシズム」を早期に認めた点でも先駆的な国でした。「制度的レイシズム」とは、個人による意識的な差別ではなく、集団による無意識の差別を意味します。それが広く認識されるきっかけとなったのが、ステファン・ローレンス事件を調査した1999年のマクファーソン報告でした。1993年、（当時18歳だった黒人の）ローレンス青年が、ロンドン郊外のバス停で極右団体のメンバーに襲われて殺害されたことをきっかけに、イギリスで反差別運動が高揚しました。しかし、警察の捜査の後、だれも逮捕も処罰もされなかったことから、マクファーソン判事を委員長とする調査委員会が設立されました。このマクファーソン報告の結果、ロンドン警察がまともに捜査を行わず、事件の解明に本腰を入れないまま、早々と捜査を打ち切っていたことが判明しました。そして、これほど杜撰な対応がまかり通る原因として、ロンドン警察を構造的に蝕む「制度的レイシズム」が批判の俎上に上がったのです。

他の西洋諸国において反差別法の整備が始まったのは、人種差別撤廃条約の成立後、だいぶ時間が経過してからです。とくにフランスの場合、1972年7月1日法を待たなければなりません。この法律は、人種差別発言、とくに侮辱や名誉毀損、そして人種憎悪を煽る発言を処罰する法律で

す。また、2003年2月3日には人種差別的な犯罪や違反行為、たとえば殺人や財産の侵害などを罰する「ルルーシュ法」が制定されました。ベルギーでは1981年7月30日に、これに類する法律が整備されました。アメリカの場合、州レベルではすでに反差別法がありましたが、連邦レベルでは1990年の「ヘイトクライム報告法」を待たなければなりません。これは全米の警察に対して、ヘイトクライムに関する情報を報告することを義務づけた法律です。欧州連合において決定的な役割を果たしたのは、2000年6月29日のEU指令でした。これにより、EU加盟国は、国内法において反差別法を整備することを求められると同時に、差別解消に向けて政府に助言を行う公的機関を設置することを義務づけられました。

このように全体の流れを俯瞰すると、人種差別の処罰へ向かう流れが見受けられますが、「レイシズム問題」のとらえ方や、それに対処する法的カテゴリーの面では、国によって大きな偏差があることも事実です。たとえば、アングロサクソン圏においては、「ヘイトクライム」や「ヘイトスピーチ」などの表現が示唆するように、「ヘイト（憎悪）」という言葉が使用されるのが特徴です。そこでは、人種イデオロギーや構造的レイシズムよりも、個人が他人に対して抱く憎悪感情を罰することに力点が置かれます。しかし、人種差別とは必ずしも憎悪を伴うものではなく、人種化された集

団に「善意をもって」振る舞うパターンナリスティックなレイシズムも存在します。「人種的憎悪」に注目するアングロサクソン圏のアプローチでは、そうした側面が見落とされがちです。

一方、フランスやベルギーなどのフランス語圏の国々では、それほど「憎悪」の概念は前面にでてきません。レイシズムは犯罪もしくは違反行為に対する量刑を重くするファクターとしてもっぱら考慮されず。たとえば、侮辱罪は、それ自体として存在する法的カテゴリーですが、「特定の民族や国籍、人種や宗教への帰属を理由」に侮辱がなされた場合、より刑罰が重くなるのです。反差別法では、民族、国籍、人種、宗教の四つのカテゴリーと紐づけられる形で、保護の対象となる集団が定められています。たしかにフランスでは「人種」という言葉を使うこと自体を、まるで人種差別を助長する行為であるかのように忌避する傾向が特にエリートの間で見られますが、法律の面では（保護されるカテゴリーの一つとして）立派に存在しているのです。

しかし、これらの保護されるカテゴリーの定義には矛盾も見られます。具体的には、法によって保護されるべきなのに保護されない集団と、保護の必要がないのに保護される集団が存在するのです。前者の代表がコルシカ人やアルキです。歴史的に見れば、コルシカはフランスに植民地化された地域で、コルシカ人の一部はいまも「民族」としての地位を要求し続けています。一方、

コルシカ人への差別意識がフランス社会に存在するのも事実です。しかし、フランス司法の観点では、コルシカ人をフランス人とは異なる民族や国民として認めることができないので、反差別法の保護の対象とは見做されないのです。

アルキ (Harki) とは、1954 年から 1962 年にかけてアルジェリアで起きた独立戦争の際、フランス軍の側で闘ったアルジェリア人軍属のことです。アルジェリアの独立後、フランスへの引き揚げ者となったアルキとその家族は裏切り者として差別的言動にさらされ、何世代にもわたってスティグマを負わされてきましたが、反差別法の保護の対象には含まれません。フランス司法の観点では、アルキたちが、特定の民族、国民、人種、宗教集団を形成しているとは認識されないからです。このようにアルキたちのケースも、社会学的には従属的な地位におかれ、人種化されているにもかかわらず、法的には保護の対象とはみなされない集団の一つだといえるでしょう。

逆に、社会学的には支配的な集団であるにもかかわらず、法的には保護の対象となる集団もあります。それが「フランス人差別 (racisme anti-français)」と呼ばれる白人差別のケースです。白人のフランス人は、フランス社会のマジョリティを形成し、さまざまな特権を享受するポジションを占めています。また、他のマイノリティ集団に対する人種差別的言動の主要な担い手でもあります。それにもかかわらず、反差別法

においては、いわゆる「逆差別」の被害者として保護の対象となっているのです。この白人差別の事例は、社会における構造的な支配関係がいかに司法によってフラット化され、人種差別の現実とはかけ離れたアプローチが採用されているかを示す好例だと言えるでしょう。

第二節 人種差別の広がり

次に二つ目の問い (レイシズムはどの程度広がっているのか) を見ていきましょう。人種差別の処罰を分析する前に、まず、社会全体に偏在するレイシズムの「量」を把握しておく必要があります。レイシズムの広がりとは、この場合、一つまたは複数の形態の人種差別を経験した人々の割合を意味します。フランスでは、INSEE が「生活環境とセキュリティ」という調査結果を毎年発表しています。これは、侮辱から窃盗、暴力行為にいたるまで、あらゆる形態の非行を集計したものです。これにより、2007 年から 2015 年にかけて記録された侮辱と、2012 年から 2015 年にかけて記録された脅迫と暴力行為に関するデータを入手することができます¹。

この統計にしたがえば、フランスの 14 歳以上の人口のうち、毎年 220 万人から 260 万人が脅迫の被害を受けていること、また過去二年間に 100 万人から 120 万人の人々が暴力の被害を受けたことが窺えます。そのうち「人種」を理由とする脅迫を

受けたのは人口の0.36%（毎年約3万4000人）、人種差別的な暴力を受けたのは人口の0.15%（毎年約2万人）にあたるということがわかります。

2007年から2015年にかけて合計631万7000人（14歳以上の人口の年平均12.4%）の人々が侮辱の被害を受けたと答えており、その割合はほぼ横ばい状態で推移しています。2008年の13.8%がピークで、2012年には11.2%に下がっています。侮辱を受けた人々のうち、14%（すなわち、88万4000人）が反ユダヤ主義や外国人嫌いなど、人種差別的な言動によるものだと申告しています。したがって、人種差別的発言による被害の割合は、人種差別的な脅迫や暴力の16倍におよぶことがわかります。

第三節 司法の対応

三つ目の問い（反差別法はどのように運用されているのか）は、人種差別行為に対する警察と司法の対応に関係します。ここでは、人種差別のごく一部しか罰せられない「フィルター効果」と私が呼んでいる現象が見受けられます。つまり、人種差別は社会で大量に行われているものの、最終的に加害者の処罰まで行き着くのは、きわめて小さな割合にとどまるのです。なぜでしょう。それは司法プロセスが「フィルター」の役割を果たしているからです。

最初のフィルターは、個人が人種差別を

経験し、警察や司法などの機関が調査に乗り出すまでの間に存在します。問題は、この最初のハードルが高いことです。まず、人種差別の被害者は、必ずしも自分が受けた被害を人種差別と認識するとは限りません。侮辱されたり、差別されたりしても、それらの経験を、経済的な不平等、セクシズム、単なるジョークなど、異なる解釈格子で受け止めるかもしれません。社会的事実を人種差別と受け止めるかどうかは、家庭の教育、政治意識のレベル、文化資本など、さまざまなファクターに規定されるのです。この最初のフィルターをくぐり抜け、2007年から2015年の間に人種差別的な侮辱を受けたと回答した人々の数は、約88万4000人に達します。

二つ目のフィルターは警察の壁です。人種差別を受けたと回答した人々のうち、警察署に足を運ぶ人々の割合は8%（約7万720人）にとどまります。つまり、人種差別の被害者の92%は警察や司法に訴えようとしません。その理由はさまざまなファクターによって説明できます。たとえば、被害者たちが警察に不信感や反感を抱いていること、裁判に訴えても勝訴できる見込みが低いを知っていること、人種差別を「重要な出来事」とみなしていないことなどです。

次に、警察に被害を届けた人々（被害者全体の8%）のうち、証人喚問や近隣住民への聞き取りなどの司法手続きにつながる刑事告訴を行うのは42%（約2万9702人）

にとどまります。警察に赴いた他の44%（約3万1116人）は「被害届」（司法ファイルの作成を伴わない、単なる供述書）の提出にとどまります。さらに5%（約3536人）は落胆し、訴えを諦めます。これらのデータから見えてくるのは、警察こそ、逆説的にも人種差別の処罰化を目指す上で最大の壁になっていることです。

しかし、フィルタリングのプロセスは刑事告訴後も継続します。ここに立ち現れる三つ目のフィルターが検察庁の壁です。実際のところ、すべての刑事告訴が起訴手続きにいたるとは限りません。容疑者を起訴するには、十分な証拠を揃えたうえで、刑事裁判所に書類送検する必要があります。起訴にいたらない場合、（エラーや時効などの）形式的理由、もしくは（証拠不十分などの）実質的理由により、司法手続きは打ち切りとなります。実際のところ、人種差別関連の案件の70%から80%が起訴に至らず、打ち切られています。その理由として最も頻繁に見られるのが、「十分に立証されない、違反行為」という文言です。つまり、被害者が自分の受けた被害を人種差別と認識し、加害者を刑事告訴することにより、警察と検事による司法手続きが開始されるのですが、大半のケースでは、検察庁に「証拠不十分」と判断され、打ち切られるのです。実際、起訴にまでいたるのは、刑事告訴の案件の20%から30%（約7425人）にとどまります。

人種差別の認定を左右する司法のバイアス

ここまでの分析から、人種差別の認識をめぐって、被害者側と検察側の間に大きな乖離があることが見えてきます。したがって、次なる問題はこのズレをどのように説明するかです。私はこの問いに答えるため、「言葉と行為：人種差別事件に向き合うフランスの司法制度」と題する調査を実施しました²。フランスの三つの刑事裁判所で扱われた500件以上の人種差別関連の案件を量的調査および質的調査の方法に基づいて分析したものです。これらの未公開データを解析することで、検事の判断に影響を及ぼす、さまざまな要因を検討し、人種差別関連の案件がなぜ高い割合で棄却されるのかを検討しました。以下では、その分析結果を簡単にご紹介しましょう。

まず、検事の判断は、司法制度や国の政策に左右されます。たとえば、人種差別を認定する上で、イギリスの司法制度が優先するのは被害者の視点です。したがって、警察と検事の裁量の余地は狭められます。これに対して、フランスでは検事に決定権が与えられ、被害者の同意は求められません。また、適用される法律もテクニカルなものになりがちです。たとえば、人種差別発言の審理に適用されるのは報道法なのですが、これはメディアの「表現の自由」の保障を目的とした法律なので、人種差別発言の被害者には不利に働く傾向があります。一方、政治的要因としては、刑事政策において国や地域によって異なる優先順位

が設けられていることが挙げられます。つまり、特定のカテゴリーの案件はプライオリティを与えられるのに対して、他のカテゴリーのものは重要度の低い副次的な案件として扱われます。たとえば、(人種差別に関する案件よりも) ドメスティック・バイオレンスや道路交通法違反が重点的に取り締まられることがあります。さらに一般論として、人種差別などの「違反行為」はつねに副次的なものとして扱われる傾向があります。

検事の判断は、組織上および実際上の要因にも左右されます。これは裁判所の物理的な制約に深く関係します。たとえば、聞き取り調査を通じて、ある検事からこんな話を耳にしました。彼が管轄するエリアでは、毎年4万件の刑事告訴があり、そのうちの1万件は証拠の裏付けが十分にあり、訴追可能でした。しかし、裁判所の人材不足やスケジュールなどを考慮すると、それらの1万件をすべて訴追することは物理的に不可能でした。その裁判所が扱えるのは、年間3000件が精一杯だということです。したがって、残りの7000件に関しては、訴追可能であるにもかかわらず、実際には訴追されないのが実態でした。

このような組織上の制約があるため、裁判所としては取り扱う案件に優先順位を付けざるをえません。そこで、「最重要」とみなされた案件のみが訴追され、残りは打ち切られるのです。とくに、侮辱や差別といった人種差別関連の案件は、より重要性

が低い案件として打ち切られる傾向があります。一方、人種差別的な暴力や警察官への暴言などは大きく問題視され、比較的に高い割合で訴追されます。このことが(後述する)判決結果のバイアスをもたらす一因となっているのです。実際上のもう一つの要因は、判決の見通しが検事たちに及ぼす影響です。一般に検事は刑事裁判所のメカニズムや勝訴の基準などを熟知しています。彼らにとっては、犯罪には勝訴しやすいケースと、訴追するだけ時間のムダと思われる「ラビッシュ・クライム(ゴミのような犯罪)」が存在するのです。人種差別関連の案件は、目撃証人がおらず、しばしば立証することも困難であるため、無価値な案件として処理されがちなのです。

また、検事の判断は人種差別に関する職業的バイアスにも左右されます。他のすべての事件にも当てはまることですが、ある行為が人種差別として認定されるには、被害者の証言だけでは十分ではなく、加害者の動機を立証する必要があります。しかし、加害者が動機をはっきりと言葉にしないかぎり、立証することは困難です。たとえ被害者が人種差別を受けたと解釈したとしても、容疑者の露骨な差別発言がなければ、結局、棄却されてしまいます。このような司法のビジョンを、私は「レイシズム理解の理念型(un ideal-type de la situation raciste)」と呼んでいます。一般に司法の場では、人種差別とは人種イデオロギーに駆られた個人による攻撃だと認識されています。そこ

で想定されているのは、ネオナチ団体に属する個人が、はじめて出会った見ず知らずのマイノリティを、突然「理由もなく」攻撃するようなケースです。しかし、人種イデオロギーにもとづくこのような攻撃は、実際のところ極めて稀です。むしろ大半の事件は、際だったイデオロギー的な動機を伴わない「日常のレイシズム」として行使されているのです。

このような現実離れしたレイシズム認識にもとづいて判断が行われるため、司法プロセスを通じて多くの案件が棄却されていきます。たとえば、騒音などの「過去のトラブル」が加害者との間にあったことが判明すると、捜査が打ち切られる可能性が高まります。その場合、人種差別というよりも、いがみ合う住民間のトラブルとして処理される傾向があるからです。また、被害者が加害者を「挑発」したとみなされた場合も同様です。たとえば、被害者が何らかの理由で加害者を怒らせ、人種差別的な暴言を浴びた場合なども、差別とはみなされない傾向があります。また、被害者が別件で容疑をかけられていることが判明した場合も同様です。いわば「レイシズム理解の理念型」から演繹される「あるべき被害者像 (la bonne victime)」が存在するのです。司法関係者にとって、レイシズムの被害者は「純粹無垢」で、非の打ち所がなく、加害者との間にいかなるトラブルもあってはなりません。さらに、加害者を決して「挑発」せず、過去に犯罪歴があってもなりま

せん。これらのハードルをすべてクリアして初めて、人種差別の被害者として司法に認定してもらえる可能性が拓けるのです。

検事の判断に影響を与える、もう一つの要因は、人種差別を受ける集団に関わります。ユダヤ人差別の案件が訴追される確率は、他の差別の39倍です。一方、ムスリム差別の案件は他の案件の8倍です。これらのデータは人種差別の処罰をめぐる暗黙のヒエラルキーが存在することを示唆しています。そこでは、ユダヤ人差別やムスリム差別の案件が上位を占めるのに対し、他のレイシズムのタイプ、特にマグレブ系差別や黒人差別などは下位にとどまっています。これは、政府の度重なる指令を受けて、検事たちが反ユダヤ主義の取り締まりに力を注いでいることを反映する同時に、政府へのロビー活動を通じて、反ユダヤ主義の取り締まりを国の優先事項に押し上げることに成功した、ユダヤ系反差別団体の力を反映しているともいえるでしょう。

検事の判断を左右する最後の要因は、人種差別事件の当事者のプロフィールです。有罪判決を受けた事件の当事者の性別、年齢、出自、犯罪歴といった変数を見ていくと、司法に認定されやすい特定の人物像が浮かび上がってきます。つまり、司法がイメージする「あるべき被害者像」と「あるべき加害者像 (le bon mis en cause)」が存在することが見えてくるのです。

まず認定被害者のプロフィールから見て

いきましょう。人種差別の被害者として認定された人々をみていくと、年齢よりも、性別が重要な変数となっていることがわかります（被害者の57.3%、加害者の63.2%が男性であり、被害者／加害者ともに男性が大きな割合を占めていることがわかります）。人種差別の被害者として認定される確率は、一般に女性よりも男性の方が高まる傾向があります。次に、被害者の社会階級も重要な変数となっています。上流階級に属するほど、人種差別の被害者として認定される確率は上がります。被害者のエスニシティも司法の裁量権を左右する要因の一つです。たいへん皮肉なことですが、アラブ人や黒人の場合、被害者として認定される確率は白人フランス人よりも下がります。このように司法の裁量権は、女性、底辺層、そして人種マイノリティに不利に作用し、司法における不平等な扱いを再生産する結果をもたらしています。検事たちが被害者に対して抱いているセクシズム、階級蔑視、レイシズムなどが彼らの判断に影響を及ぼし、その結果、「上流階級に属する白人男性」こそ、最も人種差別の被害者として認定されやすいという、現実離れた帰結がもたらされているのです。

つぎに、認定加害者のプロフィールを見ていましょう。加害者の認定に関しては、性別が司法判断を左右する大きな要因となっています。容疑者が有罪となる確率は、一般に女性よりも男性の方が高まる傾向があります。このようなジェンダー格差の存

在は驚くべきことではありません。なぜなら、司法プロセスにおいて性別に応じて異なる対応がなされていることは、先行研究を通じて広く知られているからです。とくに、（出産という）生物学的再生産の役割を負わされる女性は、男性に比べて訴追され、有罪となる可能性が低いことが知られています。

加害者の年齢も重要な変数の一つです。一般に人種差別で有罪となる確率は、若年層ほど高まり、高齢者ほど下がります。とりわけ60歳以上の場合、有罪となる確率は顕著に下がります。ある意味で、司法制度は年配者に寛容だと言えるかもしれません。

また、社会階級も重要な変数の一つです。上流階級の加害者は、下層階級や中流階級の人々に比べて訴追される確率が下がります。つまり、容疑者の階級が上昇するほど、訴追され、有罪となる可能性は下がるのです。これはフランス司法に関する長年の研究蓄積の結果とも符合します。

もう一つの重要な変数は、加害者の犯罪歴です。人種差別が処罰される確率は、加害者に一つ以上の犯罪歴がある場合、犯罪歴がない場合の13倍に跳ね上がります。これは、司法制度のメカニズムの一般的傾向を反映するものです。検事たちはすでに別件で有罪となった人々に対して、より厳しい判決を下す傾向があります。言い換えると、すでに逸脱者として司法にマークされている容疑者は、人種差別主義者として

断罪されやすくなります。「あるべき被害者像」に対して「あるべき加害者像」が存在するのです。

最後に、加害者の認定を左右するもう一つの要因として挙げられるのが、加害者のエスニシティです。司法手続きのあらゆる段階で、人口比に対してマイノリティが占める割合が高いのが現実です。実際、認定加害者全体に占めるエスニシティの割合を見ていくと、白人フランス人 48.7%、ヨーロッパ系外国人 15.3%、アラブ人 24.5%、黒人 4.6%となります。また、ほぼ同様の割合が、告訴、起訴、判決の段階で窺えます。言い換えると、容疑者の 64%が白人、30.8%が非白人となっているのです。これは「白人加害者」対「非白人被害者」といった常識的なイメージを覆すデータですが、これには複数の理由があります。人種差別事件の一部がマイノリティ集団間、あるいは同じマイノリティ集団内で起きていることも関係しますが、より重要な問題としては、反差別法の運用上のバイアスが挙げられます。具体的には、容疑者の 8.1%（事件全体の 10.6%）が「白人差別」で訴えられていること、また反差別法の運用が司法制度の一般法則ともいえる「制度的レイシズム」を免れていないことが挙げられます。一般に警察や司法はマイノリティを集中的に取り締まる傾向があります。こうして、エスニシティに基づく差別的な扱いを受けることにより、フランスの警察署や裁判所、監獄において、マイノリティ集団が際立っ

て高い比率を占める結果がもたされているのです。

こうして最終的に、刑事裁判所に書類送検された案件の約 50%が処罰に至るのですが、これは 88 万 4 千人の被害者のうちの 3712 人にとどまります。つまり、人種差別発言の被害者全体の 0.42%しか勝訴できないことを意味します。しかも、その中には「白人差別」の案件も含まれているのです。これらの数字は、人種差別を禁ずる法律が存在するにもかかわらず、現実にはいかに人種差別が処罰されず、放置されているかを物語るものです。そして、その大きな原因となっているのが、人種差別関連の案件をふるいにかける、警察と司法による「フィルター効果」なのです。

人種差別撤廃条約の締結以降、欧州ではレイシズムを処罰するための法整備が進められてきました。しかし法制度があっても、その運用においては警察と司法のバイアス、すなわち「制度的レイシズム」が大きな影響を及ぼしており、実に 99% 以上の人種差別事件は処罰されないという実態があることを、本報告ではデータにもとづいて示しました。つまり反差別法の制定だけでは、レイシズムを罰することはできないことが明らかになったのです。しかし、このことは反差別法が不要であることを意味するわけではありません。反差別法のより公正な運用のために、どのような取り組みを行う必要があるのかという新たな課題が私たちにつきつけられているのです。

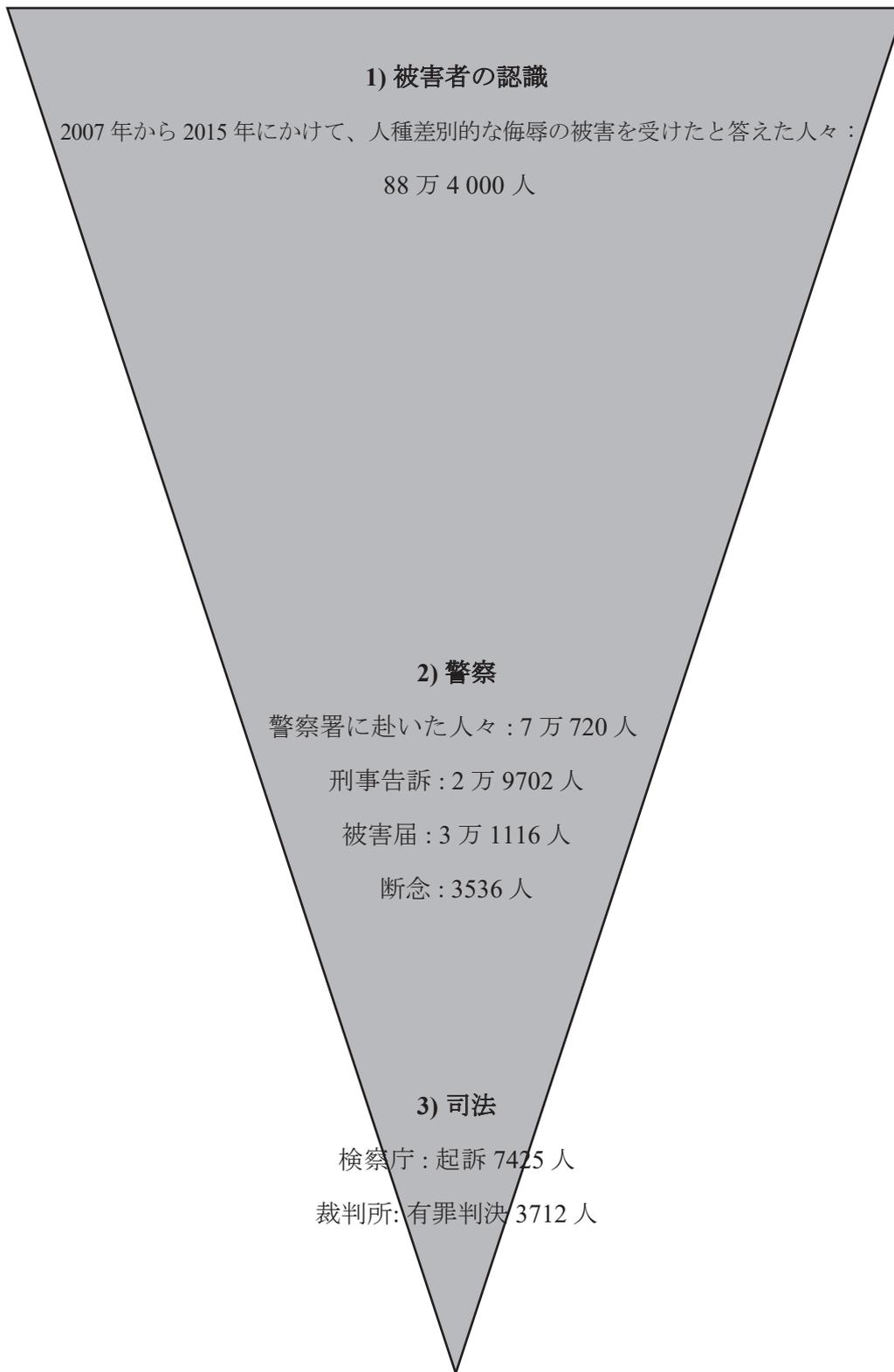


図1：警察と司法によるフィルター効果

特記

本稿は 2024 年 4 月 24 日に開催された講演会の記録である。

注

- 1 INSEE の調査「生活環境とセキュリティ」は、フランス領土に居住する 14 歳以上の人口に対して実施されたものである。2007 年から 2015 年にかけての年間平均数は 5094 万 3548 人に及ぶ。
- 2 司法の対応に関する詳細な分析については、本講演のベースとなった以下の文献を参照のこと。

参照文献

Abdellali Hajjat, Nargesse Keyhani, and Cécile Rodrigues, 2019, “(Un)Confirmed Racist Offences: A Sociological Perspective on the Judicial Treatment of Racist Hate Crimes in Three Criminal Courts,” *Revue Francaise de Science Politique*, 69(3): 407–38.

著者について

アブデラリ・アジャット

ブリュッセル自由大学哲学社会科学部教員、GERME（民族関係・移民・平等研究ユニット）研究員。2009 年フランス社会科学高等研究院 (EHESS) で社会学博士号を取得後、2010-2019 年パリ大学ナンテール校政治社会学部准教授。エジンバラ大学人文学先端研究所フェローなどを経て、2019 年より現職。HERICOL 研究プロジェ

クト（ベルギーの植民地遺産）の主任研究者、フランス語での初の人種研究学術誌 *Marronnages: Race and Social Sciences* の共同設立者。

主著に『国民アイデンティティの境界』（2012, *Les Frontières de l'identité Nationale: L'injonction à l'assimilation en France métropolitaine et coloniale*. Paris: La Découverte）、『フランスの呪われた者：1983 年平等と反レイシズムの行進』（2022. *The Wretched of France: The 1983 March for Equality and Against Racism*. Translated by Andrew Brown. Bloomington: Indiana University Press）、『フランスのイスラモフォビア』（with Marwan Mohammed. 2023. *Islamophobia in France: The Construction of The “Muslim Problem.”* Translated by Steve Garner. Sociology of Race and Ethnicity. Athens, GA: University of Georgia Press）など。その他、共著、編著、論文など多数。業績の詳細は個人ウェブサイト（<https://hajjat.ulb.be/en/home/>）参照。

talk

The 1960 Anpo Protests and the Origins of Contemporary Japan

Nick Kapur

1. Introduction

From the spring of 1959 through the summer of 1960, Japan experienced the largest popular protests in its modern history. It is estimated that approximately one-third of the population—or about 30 million people—participated in protest activity of some kind during this period. At issue was an attempt by the US-supported conservative government to revise the US-Japan Security Treaty, abbreviated *Anpo* in Japanese. This is the treaty that allows the United States to maintain military bases on Japanese soil to this day.

The original Security treaty had been forced on Japan in 1952, as a pre-condition for ending the US military occupation after World War II. Ever since, Japanese leaders had repeatedly asked the United States to consider revising the Security Treaty.

From a Japanese perspective, the original treaty had numerous flaws, including:

- 1) The treaty explicitly allowed US troops to intervene in Japanese domestic affairs, an infringement of Japanese sovereignty.
- 2) US troops based in Japan could be used for any purpose against any third nation, without prior consultation with Japan.
- 3) The original treaty was indefinite, with no specified end date or provision for terminating it.
- 4) Perhaps most egregious of all (for a treaty called “Treaty of Mutual Security between Japan and the United States”), the treaty was in no way mutual, because it contained no explicit promise that US troops would defend Japan, if Japan were attacked.

The central figure in the renegotiation of the treaty was Prime Minister Kishi Nobusuke. A former bureaucrat in Japanese-occupied Manchuria, Kishi had served in the wartime cabinet of General Tōjō Hideki during the disastrous Pacific War. After the war, Kishi had been imprisoned in Sugamo Prison as a suspected Class-A war criminal during the Tokyo War Crimes Trials, but he was saved from

conviction and possible execution at the last moment thanks to the so-called “Reverse Course” in US Occupation policy. Kishi was de-purged, and allowed to return to politics, in order to help fight the Cold War. Kishi had obvious reactionary tendencies. For example, in 1958 he tried to revise the National Police Duties Law to make Japan’s postwar police force more like the prewar “Thought Police,” and openly talked of revising the Constitution to get rid of Article 9 and restore the Japanese military.

Many people on both sides of the political spectrum feared Kishi was trying to take Japan back to the prewar era, and he was widely disliked. Nevertheless, Kishi made an astonishing comeback to become Prime Minister less than 10 years later, even though nobody liked him; this miraculous reversal demonstrated Kishi’s genius as a backroom political operator.

Kishi knew that he was highly unpopular, but hoped to win popularity and secure his legacy by revising the equally unpopular Security Treaty. In order to get the Americans to agree to revise the treaty, Kishi spent years courting American leadership. Kishi ingratiated himself to the Americans so much that they began calling him “our man in Japan” and he even made the cover of Time Magazine on January 25, 1960, posed heroically against an image of a phoenix rising from the ashes of a bombed-out nation.

In particular, Kishi leveraged a rising tide of popular protests in Japan. Taking advantage of US Cold War anxieties, Kishi portrayed grassroots social movements in Japan as the beginnings of a possible communist revolution and argued that if the US refused to revise the treaty, Japan might turn communist.

After several years of intense negotiations, Kishi finally secured revision of the Security Treaty in 1960. The new treaty was much better than the old treaty, fixing all of its most glaring flaws, and Kishi returned to Japan from signing the treaty expecting to be hailed as a hero. However, he was in for a rude surprise.

The problem was that many Japanese did not want treaty merely revised, but rather, wanted no treaty at all, and sought to have military bases and US troops removed from Japan entirely. As strategy, a coalition of opposition political parties, labor unions, student unions, and civic organizations decided to attempt to stop the revision entirely, in spite of the fact that the new treaty was manifestly better than the old one. These groups launched a nationwide anti-Treaty protest movement, carrying out a series of “united actions” from early 1959 through the summer of 1960.

Inside the Diet, the opposition Japan Socialist Party pursued strategy of endless delay, using a variety of parliamentary maneuvers to drag out debate and gum up the works of the treaty approval

process. Meanwhile, Kishi had made a major mistake. Having signed the treaty way back in January, he had already invited Eisenhower to visit Japan in June 1960, believing that six months would be plenty of time to approve the vastly improved Security Treaty, which he expected to receive a speedy assent.

But as debate dragged on, it looked more and more as if the Treaty would not be approved in time for Eisenhower's arrival, and Kishi became increasingly desperate to find some way to cut off the endless debate. Finally, in mid-May, with Eisenhower's arrival just a month away, Kishi met in secret with his closest allies and advisors—a group he grimly dubbed the “Anpo Kamikaze Squad”—and came up with an audacious plan. On May 19, 1960, Kishi shocked the opposition parties and many members of his own party by suddenly calling for a snap vote on the treaty, which was technically legal, but violated longstanding parliamentary norms.

When the Japan Socialist Party staged a sit-in in the halls of the Diet to physically block access to the Diet chambers, Kishi took the unprecedented step of ordering police into the Diet to drag them out and then passed treaty via a voice vote with only members his own party present.

This act was widely viewed as undemocratic, and outraged much of the nation. Thereafter, protests swelled to massive size and continued to surge through the end of May and into June 1960.

Not just the left, but many in center and even conservatives joined the demonstrations, as the anti-Treaty movement transitioned from an “anti-Treaty” to more of an “anti-Kishi” movement. At the climax of the protests in mid-June, the Diet Building became the focus of enormous demonstrations. On June 10, a car carrying the US ambassador and White House Press Secretary James Hagerty—who had come to prepare for Eisenhower's visit—was mobbed outside of Tokyo's Haneda Airport by a crowd of protesters, who rocked the car back and forth for more than an hour, danced on the roof, and punctured its tires and cracked its windows, before the occupants were finally rescued by a US Marines helicopter, in what became known as the “Hagerty Incident.”

Then on June 15, rightwing gangsters attacked a group of peaceful marchers with wooden staves spiked with nails, injuring more than 80 people. Shortly thereafter, thousands of enraged student activists smashed their way into the Diet compound itself, overturning and lighting on fire 19 police paddy wagons, and hurling their unarmed bodies again and again into the massed lines of police armed with clubs, fighting long into the night to repossess the Diet in the name of the Japanese people. The grounds of the Diet ran red with blood and the bodies of students beaten unconscious were piled on the ground. In one of the final charges, a young female Tokyo University student named Kanba Michiko was trampled to death.

News of Kanba Michiko's death stunned the entire nation. In the eyes of many people, her death was a triple tragedy. First of all, because she was so young, just 22 years old. Second of all, because she was an elite student at Japan's prestigious Tokyo University, so people felt, "what a shame." Third, and perhaps most of all, because she was female, at a time when, in general, women were still typically not allowed to march in protests at all. They were supposed to remain in the background, providing so-called *ōen* ("support") or *shien* ("assistance"), not battle with police on the front lines.

Taken together, the Hagerty Incident with the mobbing of the car, the bloodshed at the Diet on June 15, and most of all, Kanba Michiko's death, caused everyone on all sides to pause and reconsider. Kishi wanted to call in the Self-Defense Forces to attack the protesters, but his cabinet refused; he was forced to resign as prime minister, and perhaps even more humiliatingly, cancel Eisenhower's much-hyped visit.

The announcement of Kishi's resignation and the cancelation of Eisenhower's visit took the wind out of the sails of the protest movement, especially since many of the people out in the streets in June 1960 were there to bring down Kishi and may not have cared all that much about the treaty itself. At midnight on June 19, the treaty was automatically passed and came into effect. And so, the movement failed to stop the treaty, and thereafter the protests died away.

However, this is exactly the moment when my book, *Japan at the Crossroads*, begins, and as I argue in the book, the impact of these protests was only just beginning. In this book, I examine the impact of these massive protests on US-Japan relations and the Cold War international system, on Japanese society, and also on Japanese culture. I consider Japanese domestic politics as well as social movements such as the student movement, labor movement, environmental movement, and women's movement.

However in the rest of this talk, I will focus on the last two chapters of my book, which examine transformations in literature, art, and film after the Anpo protests, as well as what I call the "landscape of expression" in postwar Japan.

2. Art after Anpo

Scholars of postwar Japanese culture, including art historians, literature specialists, theater historians, musicologists, film studies scholars, and media studies scholars, have often cited the 1960 protests as a turning point or a major watershed moment in the history of Japanese art and culture in the postwar period. The Anpo protests are always mentioned, but prior to my book there had not been

any systematic study of why the Anpo protests were so important for artists and how they impacted artistic production.

Undeniably, the year 1960 coincided with the emergence of a remarkable variety of new trends in Japanese literature, film, and the arts. For example, in the realm of visual art, you have the emergence of so-called “anti-art” and “non-art,” and the rise of performance art focused around absurdist “actions,” “events,” and “happenings.” In dance, you have the emergence of Ankoku Butoh, a kind of new, postmodern dance style. In photography, you have the emergence of the so-called “postwar school” of photography that emphasized spontaneity and physicality over composition, famously encapsulated by catchphrase “*are, bure, boke*,” or rough, blurred, and out-of-focus. You see the emergence of new types of experimental music, the start of the *angura* movement of “underground” theater, the launch of the Japanese version of “new wave” cinema, and even new forms of manga—so-called *gekiga*—which emerged right around the year 1960.

So on the one hand we have all these new artistic movements appearing right around the year 1960, and on the other hand we also have these huge protests. But what was the connection between them?

First of all, we have to recognize how tremendously engaged Japanese artists and writers were with these 1960 Anpo protests. One of the things that astonished me when I was researching this project was that every famous artist, writer, filmmaker, or musician you can think of took part in the 1960 protests. Now, I do not think we could say every single artist took part in these protests, but I had a hard time finding even one artist who did not. You could name many, many more, but just to name a few: writers like Ōe Kenzaburō and Abe Kōbō; critics like Yoshimoto Takaaki and Hariu Ichirō; visual artists like Sekine Nobuo and Shinohara Ushio; composers like Takemitsu Tōru and Hayashi Hikaru; filmmakers such as Ōshima Nagisa and Hani Susumu; photographers like Moriyama Daidō and Hamaya Hiroshi; or theatre figures like Satō Makoto and Kara Jūrō. They all took part in these protests in 1960. Even figures such as novelist Ishihara Shintarō and critic Etō Jun, both of whom later came to be viewed as staunchly conservative, were also protesting against the US-Japan Security Treaty in 1960.

2-1. Connecting Art and Protest

So all of these artists and writers were protesting, and we know that when we compare their work before 1960 and after 1960, we see significant changes in their artworks, their writings, and the films that they were making. How did this happen?

In important ways, the process varied depending on the age bracket or the generation of the artists

in question. First of all, for an older generation of artists who had already become known in the 1950s, the perceived failure of the Anpo protests, and in particular the failure of the Japanese Communist Party to act as a proper vanguard (*zen'ei*) of revolution during the Anpo protests struck a final blow against a formerly prevailing view of the arts as inseparable from politics.

Second, for the younger generation of artists who were just arriving on the scene around 1960, the apparent discrediting of old models, combined with the excitement of a kind of revolutionary moment of protests, helped create new space for experimentation and inspired artistic revolts within established groups and artistic societies. For these younger artists, the struggle against the state and the system during the Anpo protests became conflated with their simultaneous struggles within their own art circles to have their art shown, published, and performed.

In the early postwar period, and continuing through the 1950s, almost every single genre of the arts remained within the grip of some sort of rigid hierarchical system for selecting, training, and promoting the careers of new artists, in which access to displaying, distributing, or performing one's art was extremely restricted, and typically based on seniority, so junior-senior relations (*jōge kankei*) were very important.

In literature, for example, you have the so-called *Bundan*—a system of “literary cliques,” which allowed small in-groups of established authors, critics, and publishers to designate protégés and then selectively advance the careers of favored younger artists.

There were similar systems in other areas of the arts. In theater, for example, extremely hierarchical *shingeki* (“new theater”) companies recruited members at a very young age, and they had to wait many years to have any power within the theater troupe or receive a starring role or be allowed to direct a play.

In Japanese film, a studio system hired future film directors directly out of university based on the result of a written examination, but then forced them to wait many years as “assistant directors” before they had any say in the making of their own films.

2-2. The Role of the Japanese Communist Party

Meanwhile, for the slightly older generation of artists who were already established by 1960, they had less trouble finding audiences for their art, but even these artists faced certain risks, such as public censure by their peers, loss of prestige, and potential disbarment from prominent positions within societies or art groups, if their artwork deviated from certain narrow artistic conventions dictated by the ideologies of Marxism and humanism, and in many cases, by the Japanese Communist

Party itself.

Now, why was the Japanese Communist Party so powerful in the art world in the 1950s? After all, Japanese Communist Party membership was only a few tens of thousands at this time, and the party held no seats in the Diet for much of the 1950s. But as with their participation in protests, hugely disproportionate numbers of artists and writers were members of the Communist Party in the early postwar period, when the Japanese Communist Party was successfully able to sell its leaders as having been the only people who had resisted wartime militarism. Of course, this was because most of the communists were in jail when the war started, so they had the advantage of being able to say that they had been against the war all along. In any case, the communists were enormously popular in the early postwar years, and successfully conflated the idea of being the “vanguard” of political revolution with being the “avant-garde” of artistic advance or artistic revolution.

Of course in English, these are two different words. We use the word “vanguard” to refer to the vanguard of a communist revolution, but when we talk about the vanguard of art or literature, we use the French word *avant-garde*. But in Japanese, these two terms are the exact same word: *zen'ei*. Thus, the Japanese Communist Party strongly pushed the idea that if you wanted to be an avant-garde artist, you had to join the avant-garde political party, the Communist Party.

Of course, not every artist was a member of the Communist Party, but the Communist Party had enough of an influence that certain conventions of art, such as socialist realism and related genres, such as “reportage,” became the dominant mode of artistic expression in early postwar Japan, across a wide variety of artistic genres. And even in genres where the Communist Party held less sway, such as in the film industry, a heavy emphasis was placed on humanism, rationalism, and realism. Art was expected to either be uplifting and celebrate the triumph of the human spirit, or else it was supposed to be a tragedy which underscored social injustice and the need for social reform.

In sum, there was immense pressure for art to be overtly political and have an overtly political message. People who deviated from this expectation were punished. And so, over the course of the 1950s, a lot of artists and writers were struggling to break away from these constraints. Then, in 1960, the massive Anpo protests helped convince artists of a need to make a final break. The ruptures were already forming before the protests, so I do not want to claim that these protests caused everything, but they certainly accelerated this trend and helped it reach a conclusion.

2.3. Visual Art across the 1960 Divide

Before I go any further, I would like to show you some actual images to give you a sense of this

process.

Let's begin with an artist named Katsuragawa Hiroshi. Like many other young artists, Katsuragawa joined the Communist Party right after the war. But in the early 1950s, Soviet premier Joseph Stalin ordered the Japanese Communist Party to immediately launch a Maoist Revolution. Accordingly, the party ordered young students and Zainichi Koreans out into the mountains to form "mountain village guerilla squads," or sent them to attack police boxes with Molotov cocktails. They also sent artists out into the mountains to create revolutionary art in order to hopefully radicalize Japanese farmers and foment a "peasant" revolution.

Katsuragawa was sent into the mountains north of Tokyo, where he was supposed to make art that would anger the farmers enough to start a revolution. To this end, he produced socialist realist artwork such as *The Evicted* (1952), which depicts a pregnant woman and her son who had been kicked out of their home to make way for the construction of a dam.

Along similar lines, in 1954 Katsuragawa produced a series called *The Glass Factory*, visiting an actual glass factory where children as young as 11 years old were working in a dangerous environment and sometimes suffered serious injuries. As we can see, these artworks contained an overt political message regarding exploited children and their dangerous working conditions.

Likewise, in *Sunagawa* (1955), Katsuragawa depicted farmers conducting a sit-in protest against the expansion of a US military base. This was still within the realm of socialist realism. There is an artistic aspect to these artworks—they are not merely photorealism—but they had to contain an obvious political message.

This is what Katsuragawa was doing before the Anpo protests. But what happened in 1960? Like almost all other artists, Katsuragawa joined the Anpo protests, and he began creating artworks referencing the protests and the Security Treaty issue. In *Even So They Keep On Going* (1960), Katsuragawa depicted a crippled figure walking down a long hall, hobbling on crutches. The figure is heavily bandaged, with the bandages unmistakably recalling the shape of the Japanese National Diet building. We see some transition here because you would not call this socialist realism. It is closer to a kind of surrealism, but it still contains a clear political message that Japanese democracy is under attack. It has been damaged badly or wounded. It is on crutches and has lost one of its legs.

Similarly, in *New York* (1960), Katsuragawa depicts the Statue of Liberty imprisoned in a cage, with the Torch of Freedom having burnt out. Again, although the artistic mode is surrealistic, there is a very obvious political message here about the US-Japan alliance, and the failure of the United States to live up to its own ideals.

However, if we jump ahead just a few years later, to 1963, something has clearly changed. *Landscape from Inside the Eye* was part of a series Katsuragawa started painting pairing images of different kinds of fish with massive, floating eyeballs. This is pure surrealism. Perhaps there is some sort of hidden political message here, but if so, it is very difficult to find.

We see this same pattern with artist after artist. You can pick almost any artist. If you look at their art in the 1950s, it is some form of socialist realism, conforming in some way to the political objectives of the Japanese Communist Party. But their art after 1960 is much different.

Let us consider one more example. In the 1950s, artist Bito Yutaka produced socialist realist works such as *The Kawaguchi Ironworks* (1954) and *The Transforming Station* (1955), glorifying the nobility and diligence of Japan's working class. Then, during the Anpo protests, he moves away from socialist realism, but his art remains overtly political. *Protesting* (1960) depicts one of the marchers during Anpo protests, and the title of *Landscape After the Failure* (1961) alludes to the failure of the Anpo protests to stop the revised treaty.

But by the later 1960s, Bito's works have become even more abstract, as seen in his *City Series* (1968), and it becomes very difficult to detect any overt political message. Perhaps there is some politics in these works, but if so, it is buried deep beneath the surface.

So if we were to summarize the role of the 1960 Anpo protests in this process of artistic transformation, it would be as a kind of final, decisive blow against the idea that all art must be connected to politics and social justice. Again, I do not want to say the Anpo protests were the cause. Rather, they marked final endpoint of certain idea of the relationship between art and politics that had once been so strong in the 1940s and early-to-mid 1950s.

Whereas Katsuragawa and Bito remained in Japan, other artists became so disillusioned by the failure of the Anpo protests that they felt they could not remain. The result was a trend in the 1960s of well-known Japanese artists and writers fleeing abroad. Many went to New York and others went to Paris. They kind of gave up on Japan. The politics had gone in a direction they could not accept, but they also felt oppressed by various hierarchies that still persisted in the art and literary scenes in Japan. They wanted to break away and make a totally new kind of art, which we might call a more "postmodern" style of art, and one totally disconnected from politics. They felt they could do that better in Paris or New York.

One example is Kudō Tetsumi, a young artist who idealistically participated in the Anpo protests, but then became deeply disappointed by their failure and relocated to Paris. In the early 1960s, Kudō produced a series of art installations called *The Philosophy of Impotence*, in which flaccid, phallic

objects hang from walls, ceilings, and other objects, reflecting the inability of the Anpo protests to achieve anything. After a few years of these grim reflections on failure and impotence, Kudō eventually broke free and produced all kinds of abstract art.

Similar transitions occurred in other genres of the arts across the 1960 boundary. In film, for example, Ōshima Nagisa and other younger filmmakers, who were in the midst of launching the so-called “New Wave” of avant-garde Japanese cinema, made several films in 1960 and 1961 either about or featuring the Anpo protests, most famously Ōshima’s *Night and Fog in Japan* (1960), in which they embodied their desire for both the Japanese people and Japanese filmmakers to produce a radical subjectivity free from preexisting ideologies or artistic forms. “What was the Anpo struggle?” Ōshima asked in a 1961 essay. “In our works, we [artists] must all ask this question again and again, and we must answer it.” Ōshima and his colleagues ultimately decided that the answer to this question was an opportunity to break free from the kind of humanism and realism that had dominated Japanese film in the 1950s.

Meanwhile, many younger artists, who had just arrived on the scene in the late 1950s and were struggling to have their art even shown, felt an exhilarating sense of freedom arising from their participation in the Anpo protests, and used the protests as a kind of a stage to explore new art forms. A group of young artists calling themselves the “Neo-Dada Organizers,” for example, would go out and join the protests wearing bizarre costumes, such as group member Masuzawa Kinpei parading through the streets of Tokyo with a mass of various-sized lightbulbs pinned to his shirt, or group leader Yoshimura Masanobu outfitted as a “mummy” (*miira*) wrapped in leaflets printed with the group’s name. In many ways, they treated the protests more as an artistic event than a political one, such replacing the iconic chant of *Anpo hantai* (“Down with Security Treaty”) with *Anfo hantai* (“Down with Art Informel), protesting against the trend toward abstract art at that time.

At the height of Anpo protests in June 1960, the Neo-Dada Organizers held a “happening” called “Anpo Commemoration Event,” in which they engaged in various destructive acts before gathered reporters and a television camera. These younger artists became so disillusioned by the existing art system that they decided they would have to destroy art in order to save it. The group’s manifesto declared: “As we enter the blood-soaked ring in this 20.6th century—a century which has trampled on all sincere works of art—the only way to avoid being butchered is to become butchers ourselves.”

The Neo-Dada Organizers have often been viewed as the founders of a new trend variously called *han-geijutsu* (“anti-art”) or *hi-geijutsu* (“non-art”), which challenged any and all kinds of existing artistic convention and sought to overturn them. Following in the footsteps of the Neo-Dada

Organizers, various artistic groups and collectives emerged in the 1960s that challenged preexisting forms and received orthodoxies, and sought to bring into question basic assumptions about the nature of art itself.

One of the more famous ones was Hi-Red Center, which carried out a series of “events,” “happenings,” and “plans” in the early 1960s, which they used to expose the contradictions and the absurdities within Japanese society. Perhaps their most famous artistic performance was the *Be Clean* event in October 1964, during the height of the campaign to clean up Japan for the Tokyo Olympics in order to impress foreign visitors. In this happening, a group of artists in lab coats and face masks roped off a section of Tokyo sidewalk and proceeded to meticulously clean every square centimeter with toothbrushes as a growing crowd gathered to watch them, mocking the overheated rhetoric of government campaign to clean up the country.

Akasegawa Genpei, one of the members of Hi-Red Center, directly equated what he called the “destructive creative energy” of these groups in the early 1960s with the energy of the 1960 Anpo protests. He said, “We young artists were just playing our appointed role as part of the larger social forces of the time.” He argued that the Anpo protests opened up a “gap” in the early 1960s, during which new forms of art seemed possible.

I will conclude this section on art with a quote from another younger artist of the time, Imaizumi Yoshiko, who recalled:

In the 1950s, almost all young art students were swept up by the ideology of socialist realism. In other words, by the idea that art must serve the cause of socialist revolution, and moreover that this is best achieved not by producing difficult-to-understand modern art, but by employing a realistic style more readily understandable to the masses...The critics all preached this sermon to up-and-coming artists, and cloaked it in so much difficult jargon and theory that their heads got all scrambled before they could even paint a proper painting....The thing that unscrambled our brains was the failure of the 1960 Anpo struggle.

3. Reshaping the Landscape of Expression in Japan

In the remainder of my time, I would like to move on to the last chapter of my book and look at efforts by a variety of what we might call “reactionary” forces in Japan—the courts, the police, mass media conglomerates, and right-wing ultranationalists or gangsters—to reshape what I call the

“landscape of expression” in Japan after the Anpo protests in a variety of ways that made it much more difficult for similar mass movements to arise in the future.

3-1. The Courts

First, the courts. Article 21 of the postwar Japanese constitution explicitly and unequivocally protects freedom of assembly and freedom of speech. There are no caveats or qualifiers. It simply states, “Freedom of assembly and association as well as speech, press, and all other forms of expression are guaranteed.” Very simple and straightforward.

However, almost immediately after the promulgation of the Constitution in 1947, cities and towns all around Japan began passing so-called public safety ordinances (*kōan jōrei*), requiring people wishing to engage in freedom of assembly, protesting in public, or marching, to register in advance and get permission from the local police.

In the early 1950s, when these ordinances were primarily used against communists and Japan’s Zainichi Korean minority, Japanese courts had repeatedly upheld them as constitutional. However, the latter half of the 1950s witnessed the emergence of more broad-based social movements, including the anti-nuclear movement and the anti-military base movement, which saw a much broader cross-section of Japanese society protesting and getting caught up by the public safety laws and told they were not allowed to assemble in public. At this point, the courts switched course and began repeatedly ruling that the public safety ordinances constituted unconstitutional prior restraints on freedom of assembly. By my count, from 1956 through 1959 at least 8 major municipal public safety ordinances were struck down by the courts as unconstitutional.

In November 1959, during the Anpo protests, radical student activists tried to storm into the Diet and were arrested. However, the courts told the police they had to release the students, stating that there was no legal basis to arrest them because freedom of assembly was guaranteed by the Japanese constitution. In fact, the Tokyo District Court chided the police, saying that it had twice ruled that the prior restraint on freedom of assembly in the public safety ordinances was unconstitutional, and thus they had better stop arresting people on this basis.

This created a kind of constitutional crisis because the Anpo protests were getting larger and larger, and the police were being told they were not allowed to arrest anyone, no matter what they might do, and even if it involved crashing into the Diet compound. In response to this, the Japanese Supreme Court decided to aggregate all the pending cases about the constitutionality of public safety ordinances into a single case, fast tracking it and allowing it to jump ahead of other cases on an emergency basis

so that the police could be allowed to arrest and detain protesters.

On July 20, 1920, just a few weeks after the treaty passed, the Supreme Court issued its final ruling, in which it found every single public safety ordinance in Japan fully constitutional, even the most extreme ones. In the most cited passage of the ruling, the Court went even farther beyond what the public safety ordinances had asserted, to establish freedom of assembly in Japan as a lesser and more attenuated freedom than the other freedoms of expression, freedom of speech and freedom of the press. The court wrote:

Expressing ideas and opinions through group assembly differs from free speech and freedom of the press in that it has the potential for being supported by the exercise of some kind of physical force. This potential for the use of force is...a danger which is well known from theories of mob psychology and recent, real-life experience. Therefore, even though Article 21 of the Constitution prohibits prior restraint of free expression, it is unavoidable that local authorities, in giving due consideration to both local and general circumstances, adopt prior to the fact the minimum measures necessary to maintain public peace...by means of public safety ordinances, but only in the case of expression by means of group assembly.

This ruling opened up a gap between what the Constitution states, merely that freedom of assembly and speech are protected, and the precedent set by the Supreme Court, stating that freedom of assembly is different from freedom of speech, and can be subjected to more restrictions.

The Court's decision was greeted with widespread outrage by legal scholars throughout Japan. They found it especially baffling that the court had so cavalierly overturned precedent, including earlier rulings by the Supreme Court itself that these laws were unconstitutional. Amid the massive Anpo protests, the Court's opinion had changed. But despite the objections of scholars, the 1920 decision has endured to the present day. It remains in force, and it was reaffirmed by the Supreme Court in major test cases in 1962, 1967, 1968, and 1972.

3-2. The Police

Police in Japan received heavy criticism from both the left and the right during the Anpo protests. The right criticized them for not being harsher on the protesters, and for letting the protests get out of hand. The left criticized them for being too harsh, killing Kanba Michiko, and beating up the students. So the police felt, "Damned if we do, damned if we don't. We can't win, and we will be criticized no

matter what happens.”

Accordingly, the police in Japan took a variety of measures to avoid a repeat of what happened in 1960. On one hand, they implemented new training and tactics to move even further away from the possibility of police brutality. In particular, the ubiquitous batons and clubs and helmets of 1960 were replaced in many cases with plexiglass shields and fire hoses, which can be equally or even more violent in some ways than clubs, but seemed more defensive and therefore acceptable.

Indeed, the Japanese police were very successful after 1960 at limiting any kind of overt police violence against protesters. They adopted all kinds of tactics which looked like they were the ones being attacked rather than the ones doing the attacking.

They also took advantage of the newly constitutional public safety ordinances and simply stopped giving permission for many types of street protests. They made lists of protest tactics that would be permanently banned after 1960 and remain banned to this day, including sit-ins (*suwarikomi*), the so-called French demonstration (*Furansu demo*), and what we call in English the “snake dance”, but which in Japanese is called *jiguzagu demo*.

In the *Furansu demo*, which was very popular during the Anpo protests, protesters would hold hands and spread out as far apart as they could. The aim was to take up as much public space as possible, in order to block traffic or show their willingness to occupy some prominent public space. This “French demonstration” is effectively illegal in Japan today under the prior restraint afforded by the public safety ordinances.

Likewise banned was the “snake dance” or *jiguzagu demo*, where people would lock arms and march very fast and make a giant snake in the street. This type of spectacular protest march was widespread in Japan from 1946 until the early 1970s, when it was finally suppressed for good. The snake dance is difficult to perform, and requires extensive training, so Japanese people today no longer know how to do it correctly, and now this “intangible cultural property” of Japan seems to be gone forever.

The police also developed new tactics for defeating these newly illegal protest marches. For example, with the snake dance, they developed a tactic called “sandwiching” (*sandoitchi kisei*), whereby they crush the snake between two lines of riot police with shields.

After 1960, the police also declined permission to protest in certain places on a permanent basis. Today, there are permanent no-go zones where protesters are almost never allowed to assemble. These include directly outside the National Diet, outside the American Embassy in Tokyo, outside the Prime Minister’s Official Residence (*kantei*), etc. If activists apply to assemble in one of these spaces, they

will be denied permission to do so.

The police also became much more clever in using selective or creative interpretations of existing laws. Throughout the 1950s, Japanese conservatives and the police had been pushing for new legislation to give them new powers of warrantless search and seizure, more like the powers police had had before the war. But after the Anpo protests, the police pursued what they themselves called the “no need for new legislation” strategy. Instead, they employed existing laws and selectively enforced them to limit protest activities. They used traffic laws, laws against loitering or littering, noise control ordinances, curfew laws, building code violations, or any other kind of law they could find, and then they would arrest people using those pre-existing laws. Protesters were no longer arrested for protesting per se, but rather for “loitering” in public spaces. Or if protesters rested signs or placards on the ground, it was deemed “littering” and they could be arrested, thereby disrupting the protest.

In addition, police worked together with local governments and construction companies and architects and designers to systematically close down, occupy, and collapse public space. Public parks were re-landscaped to subdivide and compartmentalize open spaces, as were large intersections in urban areas. Streets and squares were divided up with bollards, medians, hedgerows, and fences. One example is the Shibuya crossing. If you look at photographs of the Shibuya station area from the 1950s, there is much more open space than there is today. Another example is Hibiya Park in Tokyo, which used to be a major center of large-scale protest activity, but now is subdivided by many fences and changes in elevation. And finally, there is the road in front of the Diet itself, once the site of massive snake dances during the Anpo protests. You could not do the snake dance there today, even if it were not illegal, because there are three concrete medians dividing up the road.

As mentioned, certain areas have become permanent no-go zones. If you go to the National Diet today, there are police officers everywhere. Not only are protesters not granted permission to go there, but if anyone even tried to go there, there is a police officer stationed every 10 meters, 24 hours a day, 365 days a year, and police paddy wagons loiter with their engines on in front of the Diet 24 hours a day, so if any protesters appear, they can be arrested immediately.

Finally, at a broader level, sheer numbers were thrown at the problem. The National Police Agency’s budget more than doubled in five years from 1960 to 1965, and then doubled again in the next five years to 1970. Meanwhile, the number of riot police more than tripled, from 5000 in 1960 to over 15,000 in 1970. After 1960, the National Police Agency organized a massive spying ring and inserted younger police officers or female police officers into left wing groups to keep tabs on what

they were doing, to the point that left wing groups often complained that the police knew more about what they were planning than they themselves did.

Examining this chart I made of the total number of police officers in Japan from 1960 until 2015, we can see that the number of police officers in Japan has always gone up, never down, has far outpaced the growth of the Japanese population, and has continued to rise even as Japan's population has begun to decline. On a per capita basis, there are far more police officers in the relatively peaceful and calm Japan today than there were during the tumultuous protests of 1960.

Nowadays, even when police do grant permission for a street protest in Japan, the protest march is accompanied by a huge contingent of police officers, far beyond what would seem necessary. In some cases, you cannot even see the protesters because there are so many police officers walking alongside.

3-3. The Mass Media

Let us take things in another direction and examine what happened to the mass media in Japan during and after 1960.

After the May 19th incident, virtually the entire mass media, including even the conservative newspapers, was calling for Kishi's resignation. But then, after the violence at the Diet on June 15th and the Hagerty Incident, Kishi and the American Ambassador called in the heads of all the major television companies and newspapers and pressured them to help calm down the protests and prepare the way for Eisenhower's arrival. Almost all of the major newspapers in Japan then issued a joint statement, titled "Wipe Out Violence, Preserve Parliamentary Democracy." In a classic case of media both-sides-ism, the declaration condemned "violence" on both sides and called for an end to the protests.

The 1960 protests also provided a wake-up call to conservative politicians and business leaders to pay more attention to what they called "mass media countermeasures" (*masukomi taisaku*). In June 1960, a group of prominent Japanese businessmen established a "Mass Media Countermeasures Committee," which used advertising dollars to pressure media companies into providing more conservative media coverage of events.

In addition, within the media itself, there was much soul-searching and self-reflection (*hansei*), especially in the upper ranks, as editors and media company presidents blamed themselves for the Anpo protests. They promised to exercise more self-censorship and "editorial control" going forward.

For example, in 1961, on the one-year anniversary of Kanba Michiko's death, Ryū Shintarō, managing editor of the left-leaning *Asahi Shimbun* newspaper, put out the following statement:

With regard to the present-day Japanese government, we do not harbor even a single anti-government thought in our heads...Our basic stance toward the Treaty issue was correct, but it cannot be said that we were not at least slightly imprudent...When we consider this fact, we must all, myself included, undertake some serious self-reflection...If it comes to our attention that there is a flame somewhere, which if not attended to, might spread,...certainly in terms of what we say, but also in terms of how much we say about it, we must never under any circumstances...fan such a flame. It is not simply about “reporting the facts.”

Although blaming themselves, in a way these members of the media were also giving themselves a lot of credit for the Anpo protests.

The heads of TV stations were also saying things like this. For example, TBS chairman Imamichi Junzō asserted, “The 1960 Anpo riots were a problem that was taking place in a small corner of Tokyo. Our broadcasts reported this truthfully and continued reporting on them as they developed. But in doing this, we soon infected the whole nation.” Similarly, NHK chairman Maeda Yoshinori recalled in 1969: “This is an issue that all of us have been painfully aware of, ever since Anpo...It is the area in which we now cooperate most closely in our broadcasts...Even if we think we are just simply reporting what we see, the effect of that reporting, the shock of it, can affect the beliefs of the entire nation...”

As a result of this soul-searching, media companies were prepared to carry out a much greater degree of self-censorship moving forward, and also to more readily cave into outside pressure from advertisers or corporations or the government. In my research, I discovered that from 1960 to 1970, there were 63 television programs that we know of that were already produced and scheduled, but were canceled prior to being aired for reasons of political sensitivity. Prior to 1960, I could not find even a single program that had been canceled like this. This was a major shift. We see a significant difference before and after 1960 in terms of how much the mass media was willing to accommodate the wishes of large corporations and the government.

3-4. The Right Wing

Finally, I want to turn to the right wing in Japan. In the early postwar period, ultranationalism, as you might imagine, was heavily stigmatized. The war had been lost. People blamed ultranationalism and conservatives. Some right-wing groups existed, but these were relatively small and generally shied away from confrontational public activities. But in 1960, as the Anpo protests grew in size, right

wingers became very energized and excited and activated. They feared Japan was on the verge of a communist revolution, and if they did not take drastic action, Japan might turn communist.

As a result, numerous new right-wing groups were founded during the 1960 protests to engage in counterprotests, and money flooded into new and existing groups from anonymous donors. A key role was played by so-called fixers (*fikusā*), who would amalgamate this money and channel it to certain groups and would also supply yakuza thugs or gangsters to show up and beat up protesters or engage in counterprotests. One of the most famous examples of this occurred during the June 15 protests, when a group calling itself the “Restoration Action Squad” (*Ishin Kōdōtai*) rammed their trucks into a line of peacefully marching theatre troupes, and then severely beat the protesters with wooden staves spiked with nails.

Prime Minister Kishi himself turned to these fixers in his hour of need. When his cabinet refused to let him mobilize the Self-Defense Forces, he turned to his old friend from his days Sugamo Prison, the right-wing fixer Kodama Yoshio. Kodama claimed he could have 150,000 right-wing thugs on the streets of Tokyo at a moment’s notice to beat up the protesters and make it safe for Eisenhower’s visit. Later, the National Police Agency investigated, and insisted this was not true. According to the Agency, Kodama could only have mobilized 121,000 thugs, not 150,000. But that is still a lot of thugs.

Ultimately, Kishi promised to resign and Eisenhower’s visit was canceled, so the thugs were not needed to clear the streets of Tokyo. Instead, they sent some of them down to Kyushu to beat up the striking miners at the Miike coal mine strike.

If we examine this chart I made of right-wing groups in Japan and total membership as identified by the National Police Agency, we can see that prior to the Anpo protests there were very few of these groups, and not very many members. From 1956 to 1962, however, we see that the number of right-wing groups more than quadrupled and their total membership nearly doubled. Membership in right-wing groups has continued to rise ever since, but if we were to make a similar chart for left wing groups, we would find the opposite trend—fewer and fewer groups with ever declining membership.

One prominent example of this process is the writer Mishima Yukio. Before 1960, he did not write anything especially political. But in a process that is a mirror image of the depoliticization experienced by left-wing artists, Mishima was very excited and agitated by the Anpo protests, supported the protests on nationalist grounds, and started writing political writings about the protests. Thereafter, as is well-known, he became something akin to a right-wing ultranationalist, and his writings took a rightward turn. Apparently inspired by the Anpo protests, in the fall of 1960 Mishima wrote

“Patriotism” (*Yūkoku*), his famous short story about a Japanese Imperial Army officer who commits suicide after a failed uprising against the government (based on the 2/26 Incident in 1936). The rest of the decade of the 1960s saw Mishima write play about Hitler, among other works, demand the restoration of direct imperial rule and a more robust Japanese military, and increasingly lament what he viewed as the decline of traditional Japanese culture, culminating in his spectacular suicide by *seppuku* in 1970.

But the darkest side of anti-communist panic and renewed right-wing confidence in the aftermath of the Anpo protests was a wave of right-wing terrorism in the early 1960s, most famously the assassination of the chairman of the Japan Socialist Party, Asanuma Inejirō, on national television, watched by millions of people. There were numerous other assassinations and attempted assassinations of politicians, business leaders, and diplomats. There was even a coup attempt in 1961 by former military officers that sought to assassinate the entire Ikeda Hayato cabinet.

But in terms of freedom of expression, the most important incident was the “Shimanaka incident” of 1961. That year, writer Fukazawa Shichirō published a short story in the magazine *Chūō Kōron* in which he graphically described the execution of the Japanese Imperial family with a guillotine. This provoked massive outrage. A right-wing youth invaded the home of *Chūō Kōron* publisher Shimanaka Hōji. Shimanaka was away at the time, but the youth murdered his maid with a knife and critically injured his wife before being apprehended.

Amazingly, instead of condemnation of the youth for murdering an innocent maid and stabbing Shimanaka’s wife, large numbers of prominent people openly sympathized with attacker and said they could understand his feelings. Members of the Diet called for a new *lèse-majesté* law, which would criminalize criticizing the Emperor or portraying him in a negative light. Right-wing groups also started threatening writers, and Fukazawa himself had to go into hiding for five years. Fukazawa was kept at an undisclosed location with 24-hour police protection, and 300 other writers were granted temporary police protection.

Finally, *Chūō Kōron* took the unprecedented step of “retracting” a work of fiction. Shimanaka apologized on behalf of his magazine for offending the feelings of the nation, and promised the magazine would exercise more “self-restraint” going forward. The Diet was on the verge of passing a *lèse-majesté* law, making it illegal to criticize or talk about the Imperial family, but the major literary magazines and newspapers all got together and cut a deal with the politicians promising to exercise self-censorship about the Imperial family going forward. This unwritten policy against public discussion of the Imperial family other than in dry news reports has since become informally known

as the “chrysanthemum taboo,” after the chrysanthemum crest of the Imperial family.

4. Conclusion

By way of conclusion, the 1960 Anpo protests and their aftermath fundamentally altered the landscape of legitimate or permissible expression in Japan.

The creative landscape of expression expanded, as artists and writers were able to create many new types of art that were not possible before, using approaches that might be best called postmodern rather than modern.

The physical landscape of expression was altered by the compartmentalization and policification of public spaces, and by court rulings that allowed the police to dramatically limit or preclude street protests.

Finally, the psychological landscape of expression was transformed in both measurable and immeasurable ways by new regimes of censorship and self-censorship in the mass media, and by the effects of right-wing terrorism on constricting the bounds of acceptable expression.

At the same time, new narratives on the right and ultranationalist ideas gained a new foothold in the landscape of expression in Japan, which has expanded over time. This remodeled landscape of expression, I would argue, continues to shape public discourse in Japan down to the present day.

Reference

Kapur, Nick, 2018, *Japan at the Crossroads: Conflict and Compromise after Anpo*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

特記

本稿は2024年6月21日に開催された講演会の記録である。また本稿の取りまとめに際し、崔紗華同志社大学社会学部教育文化学科准教授、藤田吾郎早稲田大学政治経済学術院政治経済学部講師に多大な助力を頂いた。

移住という「全体的社会的事実」に向き合う都市へ

——スペインにおける滞在正規化、間文化都市、
社会的連帯経済の連関から——

上野貴彦
藤田雅美

1. 「多様性を活かす」都市の移民政策？

「都市の移民政策」が世界的に注目を集めて久しい。欧州では、地域統合と結びついた分権化を背景に、基礎自治体や州政府などが、中央政府に先行して中長期的な移民統合に関する総合計画などを積極的に打ち出すようになった。政策の範囲は広がりを見せ、ルーマニアやラトビアなどでは国外からの帰還移民に対する起業支援や減税などの優遇措置を打ち出す基礎自治体が登場したほか (Ulceluse 2020)、欧州各国が難民受け入れにおいて協調するための欧州共通難民制度 (Common European Asylum System, CEAS) が機能不全に陥っていることを背景に、州や基礎自治体レベルでの受け入れに向けた取り組みも加速している¹。

移民研究もまた、大学や研究資金をめぐる欧州レベルでの再編と同時に、都市・地域への関心を深めた。1994年のアムステルダム大学移民・エスニック研究所 (Instituut voor Migratie en Etnische Studies, IMES) 設立に携わり、欧州委員会の意向を受けて学際的な移民研究ネットワーク (International Migration, Integration and Social Cohesion, IMISCOE) を組織したリーヌス・ペニンクスらは、2004年に移民政策の「ローカルへの転回 local turn」という概念を提唱した (Penninx et al. 2004)。これをめぐる実証研究は一大研究潮流をなしてお

1 例えばスウェーデンのマルメ市は、マルメ大学の移民研究所 (Malmö Institute for Migration Studies, MIM) と密接に連携するだけでなく、フェローシップを2000年から設けて資金提供し、トマス・ファイトなど著名な移民研究者を毎年招聘してきた。フェローシップはナチからの亡命時代に同市とゆかりのあった政治家ヴィリー・ブランドの名を冠してきたが、2022年からは、より明示的にマルメ市が移民研究に関する客員教授を招聘していることを示す名称 (Malmö stads gästprofessor i migrationsstudier) に改められた。

り (Joppke and Seidle 2012)、その知見を先取しようとする自治体側の動きも見られる。

連邦制のもと、地域ごとに異なる移民・マイノリティの社会統合政策が展開することを前提としてきた米州でも、たとえば米国における非正規滞在者に対する取り締まり強化などを背景に、警察や行政機関が移民の在留資格を積極的に確認せず、連邦当局への情報提供や協力を控える「聖域都市 (sanctuary cities)」を掲げる自治体が増加し、政治的論争を呼び起こした。中央政府が「移民」、ひいてはそれに該当する人々に関する統合政策の存在を否定しつつける日本でも、2018 年末の入管法改正にて在留資格「特定技能」が創設される流れのなかで、基礎自治体が「外国人労働者」の選別などに関して外国の自治体と直接交渉し、地域への定着支援を行う動きが顕在化した (丹野 2020)。

こうした動きの前史として、定住を前提とした移民受け入れに消極的だったドイツのような国ですら、国際移民の存在を前提とした自治体行政の萌芽はあった (Hackett 2015)。「聖域都市」も、1980 年代にエルサルバドルやグアテマラの独裁政権を支持し、そこからの亡命者を政治難民と認定しないレーガン政権に対抗する運動に起源を有する (安岡 2017)。移民・マイノリティとの向き合い方について地方自治体が中央政府と異なる方針を打ち出したという意味では、日本でも神奈川県川崎市などにおける市営住宅入居資格や市職員採用における国籍条項の撤廃 (同市の場合それぞれ 1975 年、1997 年) などの前例がある。これとは対照的に国家の出入国在留管理政策に親和的なものではあるが、1990 年にはすでに、埼玉県が他の自治体に先駆けて、姉妹都市である中国・山西省出身の「研修生」を受け入れてもいる (佐竹 1999: 122)。

しかし、21 世紀型の「都市の移民政策」は、それが都市・地域の競争力向上や「社会的結束」あるいは「共生」に向けた枠組みとしての「多様性管理 (diversity management)」の論理を前面に出すところにおいて、過去の取り組みと異なる (Wood and Landry 2008)。それは、宗教やエスニシティのみならず、ジェンダー／セクシュアリティや世代といったものまでを含む広義の「多様性」が、都市の活力や革新、創造、成長の源泉となることに力点を置く。そして、多様な人々の接触・交流が摩擦や対立をもたらしうることも認め、「多様性を活かす」ための戦略的管理 (マネジメント) のために、国家だけでなく、超国家機関から草の根レベルまでを含み込んだ、広範なガバナンス構築を模索する (詳細については、上野 2022 を参照)。

2. 移住を「全体的社会的事実」と捉える分析と実践

都市社会に不可欠な一員、権利主体、そして固有の経験や専門性をもった人としての住民

の「多様性を活かす」都市政策は、行政と住民が、越境移住者を（国家の専管事項たる）出入国在留管理上の単なる「管理対象としての外国人」とみなす国家の論理を乗り越える契機となりうる。それゆえ、欧米諸国などにおける移民排斥的なポピュリズムの高揚を背景とした国家レベルでの排除に対するオルタナティブとみなされてきた。

しかし、「多様性を活かす」ローカルな取り組みも、「治安維持」のための非正規滞在者の排除や、「経済的貢献」を鑑みた「高度技能移民」の優遇などといった形で、国家や市場経済の論理に絡め取られることが少なくない。経済合理性の名の下での文化的多様性の選別・商品化は、超国家・国家・都市といったスケールをまたいで進む。自らもグローバルな競争にさらされている都市が、ときに国家から相対的に独立した「移民政策」を打ち出すことに注目しただけでは、移住者の包摂と排除をめぐる位相をずらしてみたにすぎず、表層的な対応にとどまりかねない。

それでは、多様性を市場経済の物差しにかけるネオリベラル多文化主義（cf. 塩原 2023）の限界は、いかにして乗り越え可能であろうか。ここで有効な示唆を与えてくれるのが、アルジェリア出身の社会学者で、フランスにおける移民研究の先駆者として知られる、アブデルマレク・サイヤードの研究群である。かれは、フランスによる「人間の肉体と魂」にまで及ぶ「全体的・組織的・集中的」なアルジェリアの植民地化（Sayad 1999: 103）という経験の延長上に、移住先の「受け入れ」国家による一方的な眼差しがつくる「（入）移民（immigré）」像が、「問題」や「危機」と結び付けられて固定的に語られることを批判した（Dias e Avallone 2023）。そして、エミール・デュルケームやマルセル・モースの思考に遡りつつ、移住を「全体的社会的事実（le fait social total）」として捉え直した（Sayad 1990）。移住は、人口移動や労働力供給、多様性をもたらす「価値」や「リスク」といった個別の問題に分節化できるものではなく、送り出し／受け入れ双方の社会における制度や規範といったものの全体を、移住者個人の意思を超えた「社会的事実」として再編成しうる現象なのである。

こうしたサイヤードの視角は、特に受け入れ国家からみた「治安」言説と結びついた安全保障化や、国民経済をめぐる「国益」の論理へと「移民問題」を切り取ることへの批判的分析を促進してきた一方で、こうした論理を乗り越えるための政策論にはほとんど影響を及ぼしてこなかった。ところが実際には、「国益」の論理に適合的であるように見える「高度人材」の受け入れと包摂に向けた政策を国家がいくら推進しても、地域生活や教育といった「非移住政策群（non-migration policies）」（Castles 2004）からくる隔離や排除が続くようでは人が定着しないことが明らかになっている（例えば日本の事例について、大石 2012 を参照）。また、法・経済・社会的排除が続くことによる移住者とかれらの子弟における生活の困難や、その結果としての社会的分断や経済的格差の広がりとは、例えば COVID-19 のパンデミックに

において、多くの国でより顕著になった。こうした現実に直面したことで、多くの国が新たなアプローチを模索しはじめた。特に、「治安」の論理などから外国人のなかで最も排除されやすい存在（Monforte and Dufour 2011: 204）である非正規滞在者について、かれらの生活をめぐる諸問題を総合的に捉え、エンパワーメントを模索する政策実践が脚光を浴びる²。そこには、移住問題を特定の社会領域における個人の問題から、全体的で社会的な事実として捉える方向への、転換の兆しがみえる。

3. スペイン都市の非正規滞在者をめぐる具体的実践から

移住の全体性に向き合おうとする傾向が顕著な事例として、本稿ではバルセロナやビルバオなどのスペイン都市における、とりわけ非正規滞在者を対象／主体とする取り組みに注目する。スペインやイタリアなどの南欧諸国では、非正規滞在の状態にある外国人への社会・経済的依存度が高いほか、労働組合などにおける国籍を超えた連帯を促進する条件が複数重なるなかで（Watts 2002; 深澤 2009）、非正規滞在者に対する一斉検挙や強制送還の可能性が低いとされる（Garces-Mascareñas 2012; 小井土 2017）。しかし、出入国在留管理における非正規滞在への相対的な「寛容」さが、非正規滞在者への経済的搾取や社会的排除・差別を完全になくすわけではない。以下のような法・経済・社会といった異なる領域における諸要因が相互に作用しながら、非正規滞在者の生活の不安定さを増大させている。

法的には、非正規滞在者の検挙や強制送還の可能性が常に伴う。後述するように、スペインでは「定着（arraigo）」を基盤とする滞在正規化の制度があり、住居や雇用に関する一定条件を満たすことで滞在許可を（再）取得できるのだが、実際には手続きが煩雑になりがちで、必要条件を満たせない移住者も多い。経済的には、雇用者が「追放可能だが追放されない」移住者の非正規性につけこみやすい。正式な労働契約や社会保障への加入を欠いたまま、多くの非正規移住労働者が農業や家事労働、観光業における、低賃金で劣悪な労働環境に留めおかれている（Calavita 2005; Ambrosini 2018; 移住家事労働の場合について、上野 2020 も参照）。これが滞在正規化や社会保障制度へのアクセスをさらに困難にし、法・経済的な安定を遠ざける悪循環を生む。そして社会的には、外国人・マイノリティ全般、あるいは後述する「マンテロス」の人々の例に顕著なように、主にマジョリティによって特定のカテゴリー

2 COVID-19 パンデミック下で、世界保健機関（WHO）が移住者、とくに非正規滞在者や難民・庇護申請者における「健康の社会的決定要因（Social determinants of health, SDH）」をめぐる問題への各国政府や医療関係者の注目を改めて促したことも、こうした動向と強く関連している（cf. Jiménez-Lasserrotte et al. 2023）。

に括られた人々をめぐる差別や偏見・ステレオタイプが、滞在や雇用をめぐる「非正規性」に起因するスティグマと結びつき、不安定な生活や社会的排除からの脱却がより難しくなる。

以下では、複雑に入り組んだ社会課題を背景に発展した複数の取り組みの相互連関を例に、移住を全体的社会的事実と捉えることはどういうことなのかを検討する。

3-1. 「定着」に基づく滞在正規化の支援

移住者が法的な不安定さから解放され、検挙におびえず安心して労働に従事し、社会保障制度にアクセスできるなど、社会的・経済的な自立を達成するための第一歩として、一定の条件のもとに滞在許可を再取得できる正規化措置の有効性が知られる。正規化措置自体は、国にとっては適切な雇用・労働条件の確保、脱税の減少、さらには社会保障制度の安定化、雇用者にとっては外国人労働者の現場での選別が可能になるメリットがあることから、世界各国で時限的措置として実施されてきた経緯がある。ただし、スペインにおける滞在正規化の特徴は、住民登録や雇用実績を通じた「定着 (arraigo)」を示すことで1年の滞在許可³を取得できる仕組みが、制度として持続している点にある (深澤 2008; フランスにおける類似の制度も含めた批判的分析として、Chauvin and Garcés-Mascareñas 2010 を参照)。

ところが筆者 (上野) は、バルセロナなどスペイン都市における移住当事者への聴き取り調査において、「社会的定着による正規化は、移住者に実現困難な希望を持たせて厳しい現実に留めおくための罠 (“trampa”) だ」といった、失望まじりの語りを多く耳にしてきた。スペインの住民登録 (empadronamiento) は、基礎自治体の管轄下にあり、国レベルの在留許可と紐づけられていない。賃貸契約など市内の居住が証明できるものがあれば、非正規滞在者も「登録される権利を有する」ことになっているが、自治体におけるストリートレベルの官僚制と関連する裁量の余地が大きい (Gargiulo 2021: 232-34)。さらに後述するような無犯罪や家族滞在をめぐる証明の複雑さが相まって、実際の手続きは煩雑となる場合も少なくない。そのため、労働組合や移住者支援団体、そして都市政策としての自治体 (市町村と州政府) からの支援・調整のあり方が、正規化の可能性を大きく左右する。

申請者はまず、スペインに一定期間⁴継続して居住していることを、住民登録証明書、賃貸契約書、公共料金の支払い記録、医療利用履歴などで証明する必要がある。次に、スペイン国内および過去5年間に居住していた国で犯罪歴がないことを、無犯罪証明書 (翻訳・認

3 2024年の法改正により、更新後は4年の滞在許可が付与されることとなった。

4 「定着」にはいくつかの種類があり、要件が異なる。例えば、「社会的定着 (arraigo social)」の場合、これまでは3年以上の連続居住を証明する必要があったが、2024年の法改正により、2025年5月からは要件が2年以上に短縮される。

証済)で示さなければならない。さらに、自治体が作成する「定着に関する報告書 (informe de arraigo)」を提出し、地域の社会・文化活動への参加や言語能力などを示す必要がある。家族がスペイン国内にいる場合は、その関係性を証明する書類の内容が考慮される場合もある。そして、少なくとも1年間有効な雇用契約(自営業者は事業計画書と財務資料)が求められる。滞在許可は初回1年間有効で、更新時には経済的自立と犯罪歴のないことを再証明する必要がある。

住民登録や滞在正規化といった法的な包摂手段の利用可能性を高めるには、地域社会ぐるみでの情報提供や活動参加への水路付けが必要となる。そこで再注目されているのが外国人向けの一元的相談窓口(ワンストップ・センター)である。スペインに来て日が浅い外国人に対する行政支援としては、1992年の五輪開催を控えたバルセロナ市が「入移民・出移民・難民向け相談窓口 (Servei d'Atenció a Immigrants, Emigrants i Refugiats, SAIER)」を同国で初めて設置したように、すでに長年の経験蓄積がある。また同市は、50以上の非営利団体に補助金を給付し、在住外国人が滞在資格の取得や更新に関する申請をする際、無料で支援を受けられるようにしてきた (Spencer 2020: 201)。

3.2. 間文化都市政策を通じた住民ぐるみの認識転換

このように、非正規滞在者を含む多様なマイノリティに届く取り組みづくりには、個別の実践だけでなく、それらを統合する公共政策が重要である。例えば、一元的相談窓口についても2010年代から改革が進み、家族呼び寄せで入国する子どもに対してスペイン入国前から教育制度などについて情報提供をしたり、市内在住歴の長くなった移住者が新しい移住者を支援する側として活動するための拠点を兼ねるなど、移住者が街の一員となってゆく中長期的な過程に伴走するようになってきた。都市間での窓口設計・運営に関する情報共有が進み、移住当事者の団体が一元的相談窓口の一部事業を受託したり、出身国の在外公館が協力する事例も増えている⁵。自発的帰国の相談・支援も行うが、非正規滞在者が都市に暮らし続けたい意思を示した場合にはそれを尊重する「包括的支援モデル」の採用は、チューリッヒ市(スイス)など欧州各地の都市に共通する傾向でもある (Zanzuchi and Steiner 2025)。

移住に関連する公共政策の対象を、都市住民全体に広げる動きも見られる。「多様性を活かす」ため、移住者を積極的に都市の一員として受け入れるためのビジョンや戦略を街ぐる

5 例えば、2024年11月に開所したビルバオ市の窓口「受け入れの場 (HarreraGUNE)」は、外国人法に関する法律相談、教育と職業訓練、学歴や資格の認証、社会心理的支援、家族呼び寄せの支援、社会参加の支援(スポーツを含む)を主要業務に掲げる。窓口の設計にあたっては、バルセロナの相談窓口改革に長年携わってきたコロンビア出身者の協力をあおいでいる。

みで作る構想の代表例として、スペインなど欧州の都市が広く採用する「間文化都市」がある。その原理をなす間文化主義（インターカルチュラリズム）は、多様性を「都市の活力」や「社会的結束」に転換するべく、「同化か多様性の承認か」という理念的な二項対立を乗り越え、多様な住民における接触や交流を通じた相互の変容に力点を置く移民・マイノリティ政策理念である。マジョリティやマイノリティの文化を固定視し、偏見や差別を特定の「集団」やその「文化」のせいとしたことが社会的対立をエスカレートさせてきたことの反省に立ち、マジョリティを含めた住民全員を対象とし、異なる背景を持つ人々どうしの対等な立場での交流を目指す。交流を通じた文化やアイデンティティの混淆と変容を前向きに受け止める都市政策を実現するには、移住者を含むなるべく多くの都市住民が移住や多様性について語ることで、共通の公共圏を確保する仕掛けが必要となる（上野 2019）。

象徴的な取り組みとして、バルセロナ市が 2010 年から展開している「反うわさ戦略 (Estrategia BCN Antirumors)」がある。この政策は、移住者やマイノリティに関するステレオタイプや偏見に関連する人々の語りを広く「うわさ」と捉え、それを批判的に問い直す。そのアプローチは、ワークショップや講習を通じて各自の日常におけるステレオタイプや偏見の問題に向き合う住民を増やし、移住者を含む地域住民どうしが直接対話する場に多くのマジョリティ住民を巻き込むものである (De Torres 2018=2020)。

「反うわさ戦略」の推進者たちは当初、外国人の商業活動が地域経済に寄与している点などに注目することで、「共生」の必要性を説いた。例えば、街の商工会議所に協力をあおぎ、中国系の移住者が「仕事を奪う」のではなく、高齢化が進む地区の小商店を居抜きで購入して経営することで雇用を創出しているといった具体例に注目した。その後、移住者自身の参加が進むにつれ、都市経済への移民の「貢献」という語りでは乗り越えられない、住居差別やアイデンティティなどをめぐる他者化といった日常生活における問題を取り上げるようになった。そして、アジア系移民二世代の若者たちが、「アジア系女性」へのステレオタイプと結びついた無意識の差別（マイクロアグレッション）に対する問題提起をするなど、公共圏における議論の深化も見られる（上野 2024）。

しかし、間文化都市政策には限界も存在する。例えば、スペインの都市に暮らす、「マンテロス (manteros)」と呼ばれる非正規滞在の露天商をめぐる問題である。かれらの出身国である西アフリカ（特にセネガルやガンビア、マリ）では、深刻な経済的困難や失業、あるいは一部地域での内戦や暴力から逃れようとしても、欧州行きの査証を取得することが極めて難しい。そこで、リビアやモロッコを経由し、非正規な入国形態でスペインがアフリカに

領有する飛び地であるセウタやメリリャにたどり着いたり⁶、地中海や大西洋を渡る危険な航海を経てイベリア半島やカナリア諸島のスペイン領土に到達する。ついで、人種的マイノリティに対する差別や偏見も相まって、フォーマルな就労許可や、住民登録の基盤となる住居へのアクセスが難しい状況を生き延びるため、移住者を支援する NGO や市民団体が多く活動しているバルセロナなどに流れ着く。そして、観光名所で偽のブランド商品やサッカー T シャツなどを売る⁷無許可の露天商として、警察による取り締まりや人種差別的な対応に頻繁に直面しつつもインフォーマル労働に従事することになる。居所が定まらない不安定な生活を生き延びるための経済活動をすればするほど、警察の取り締まりや社会的スティグマが強化され、住居や就労、さらに無犯罪証明が必要な滞在正規化が遠のくという悪循環に陥ってしまう。

経済的な協業関係を築いた中国系商人の包摂には積極的だった商工会議所が、マンテロスの無許可営業と偽造商品の問題においては政治家とメディアを巻き込んだバッシングの先鋒に立った。そのため、商工会議所を支持基盤に抱える中道右派のトリアス市政(2011-2015年)も同様の立場に立った。また、2015年の市長選でトリアスを破って成立したクラウ革新市政も、当選直後こそマンテロスへの支援を打ち出したものの、右派勢力やメディアから「寛容すぎる」との批判を受け、対応の見直しを迫られた。特に、商工会議所が露天商のもたらす経済的損失が数千万ユーロにのぼると主張したことで、市民の間でも否定的な世論が優勢となった (Bazurli and Declós 2022)。

「反うわさ戦略」単体でいくら「アフリカ人」に対する偏見やステレオタイプを解きほぐそうとしても、一部の非正規滞在者がマンテロスとして生きざるを得ないなかで抱える法的、経済的、社会的な非正規性と排除の連鎖を断ち切ることはできない。マンテロスは非正規移住者であると同時に、知的財産権の侵害や公共空間の「不適切な利用」の象徴として激しい批判にさらされていた。そして、マンテロスの活動は観光業や地元商業の一部と直接的に利害衝突を起こしており、それが住民間の不安や対立につながっている。公共圏における移住者をめぐる議論の前提となっているステレオタイプや偏見の問い直しは一定程度有効である

6 欧州地中海国境を越える移住者たちの非正規性は、国境の飛び地としてのセウタやメリリャの曖昧な位置付けとも関連する。石灘 (2024) および Abril and Spottorno (2017=2019: 1 章) を参照。

7 かれらの活動は、侮蔑的なニュアンスを時に伴いながらトップ・マンタ (top manta) とも呼ばれる。この語源は不明だが、一説には、ブランド品など売れ筋=トップ商品の偽造品を、マント (manta) に包んで路上で売ることになむという (スペイン語版 Wikipedia “Top manta” の項を参照)。本稿では、この名称に付随するイメージを転換するためにトップ・マンタを名乗る協同組合を指す場合にはカッコで括り、「トップ・マンタ」と記す。

が、とりわけ都市経済の構造的な問題に取り組む別のアプローチを伴わなければ、変化を持続することはできない。

3-3. 移住者に開かれた社会的連帯経済

マンテロスの事例が示すように、複雑に絡み合った問題に取り組むためには、従来の「外国人政策」だけでは不十分であり、異なる視点からのアプローチが必要となる。その一つが、市場の失敗や政府による福祉の限界に対する市民社会の応答として発展してきた仕組みとしての社会的連帯経済（social and solidarity economy, SSE）である。バルセロナをはじめ世界各地の都市や地域で、利潤を過度に追求する市場経済の限界を踏まえ、協同組合や非営利団体、社会的企業といった形態で、社会的に孤立している人々や地域社会の課題に取り組んできた実績がある（藤田 2024; 工藤 2025）。そして、社会的連帯経済の成果を社会全体に還元しようとするなかで、文化的多様性や持続可能性の重視とともに、次第に移住者の主体的参加を模索するようになった（Estivill 2018: 237）。

社会的連帯経済は、労働市場での法的な制約や言語の壁、社会的な偏見や差別により不安定な労働条件に置かれやすい移住者に、地域社会に密着した活動を通じて主体性と潜在力を発揮する機会をもたらす。都市社会全体にとっても、多様な住民が地域社会に根付くことは、不確実性の高い時代において、持続可能な発展の可能性を高めることにつながる（Utting et al. 2015）。実際、バルセロナを州都とするカタルーニャ自治州は、2000年代末の経済危機に直面するなかで、その打開策として社会的連帯経済を公認・支援していった経緯がある。2015年にバルセロナ初の女性市長となったアダ・クラウの革新市政も、例えば、同市サンツ地区の繊維工場跡地で、2011年から住民が占拠・自主運営するコミュニティ・スペースであるカン・バッリョ（Can Batlló）を社会的連帯経済の推進拠点と位置付け、職業訓練や文化イベント、共同保育施設などの活動を公認・支援していった（工藤 2020: 114-18 も参照）。

移住者主体の活動を代表する存在となっているのが、セネガル出身者を中心とするバルセロナのマンテロスが2017年に設立した、「トップ・マンタ（Top Manta）」という協同組合である。先述のカン・バッリョに生産拠点を、旧市街のラバル地区に店舗を持つ同組合は、マ

ンテロスが露天商から脱却し、フォーマルな就労機会を得ることを目指す⁸。また同時に、アフリカ出身者に対する偏見やステレオタイプを転換し、各々のスキルや出身文化、創造性を活かした経済活動を地域社会に広げる取り組みを行っている。「トップ・マンタ」は、露天商に対する蔑称をファッションブランド名として使い、「合法的な服を作る違法な人々 (Legal clothing, illegal people)」や「バルサか死か⁹ (Barça o Barzakh)」といったキャッチフレーズをつけた商品を生産している。これらのフレーズは、西アフリカから来た移住者がバルセロナに定住し、生活していることを表現している。収益を移住者の法的支援や職業訓練に再投資し、雇用証明を通じて120人以上の滞在を正規化してきたほか、マス・メディアやSNSなどへの露出を通じて、アフリカ人移住者に対する否定的なステレオタイプを覆し、かれらの創造性と文化的背景についての具体的情報を発信している。

マンテロスへの支援がクラウ革新市政の初期において市民の支持を分断する争点となったこともあり、「トップ・マンタ」はバルセロナ市役所の政策への直接の参画には消極的である。しかし、かれらの存在自体が移住者・マイノリティへのステレオタイプや偏見を転換しうることには自覚的であり、「反うわさ戦略」などで市役所と連携するアジア系移民子弟団体のためのTシャツ制作を受注するなど、移住当事者の人権を基盤とする間文化都市の実現に向けた取り組みを積極的に支援している（上野 2024: 192）。

バスク自治州・ビルバオ市の「koop SF34 (Koop SF 34)」という団体も、移住者の社会的包摂と経済的自立を同時に目指す取り組みや、ビルバオ市役所との戦略的連携において知られている。カメルーンにルーツを持ち、ビルバオで育った起業家のジョージ・ベリンガ氏が中心となり、社会的協同組合になることを目指して2015年に設立した同団体（現在は非営利団体として登記）は、ビルバオの「移民集住地区」として知られるサン・フランツィスコ (San Frantzisko/San Francisco) 地区を拠点に、縫製業、観光ガイド、映像・音楽制作など、

8 「トップ・マンタ」は、露天商の生活を守り、状況改善に向けた都市住民の連帯を訴えるために2015年に誕生したワーカーズ・コレクティブ「バルセロナ露天商人民連合 (Sindicato Popular de Vendedores Ambulantes de Barcelona)」から派生し、両者は方針を異にしながらも連携している。なお、後者の設立には、移民収容所閉鎖運動 (Tanquem els CIEs)、かつてアダ・クラウが活動していた「住宅ローン被害者の会 (PAH)」、経済危機における弱者切り捨てに「怒れる若者たち」に連帯する年金生活者の運動体である「笛吹き爺さん／婆さん (Yayoflautas)」、反人種主義に関する国際NGOである「SOSレイシズム」、アルゼンチンの「5月広場の母たち」運動など、多くの社会運動体のバルセロナ支部が協力している。

9 欧州を目指して危険な越境を試みる人々が口にする言葉として知られる。以下の通り宗教的なニュアンスがあるが、ここでは欧州側での翻訳に準拠した。バルセロナの愛称である「バルサ」は、「地上の楽園」としての欧州の繁栄や自由、経済的安定を意味する。それに対し、イスラム教の終末論的世界観における天国と地獄の「はざま」を意味する「バルザフ (بازغ)」は、旅路やその危険性、そしてそれに伴う生死の境界を象徴する (Garreta 2011: 88)。

多岐にわたる職業訓練や事業を展開している。そして次第に、「アフリカ風フィット・ボクシング」など、移住者個人が、自らの経歴やスキルを活かした新規事業の提案もできる仕組みを確立してきた。同時に、移住者の主たる出身地域であるサブサハラ・アフリカ地域における社会的起業支援も模索している。

「コープ SF34」の本部は非正規滞在者のシェルターを備え、ビルバオ市役所との交渉を経て、住民登録のための居所登録ができるようになっている。その一方で、ビルバオ市役所の要請を受けて、「反うわさ戦略」や関連する同市の間文化政策に参画している。例えば、移住者自身がサン・フランツィスコ街区を案内する「多様性ツアー (Diversitours)」など、多様なプロジェクトを地域住民に発信している。

4. 結論にかえて

本稿では、スペインの都市における滞在正規化、間文化都市政策、社会的連帯経済という異なる取り組みの有機的な組み合わせを例に、移住を「全体的社会的事実」と捉えるような都市の政策・実践とはどのようなもので、いかなる効果を生み出しうるのかを考察してきた。

間文化都市政策が、(特にマジョリティ住民における) 偏見・ステレオタイプを転換し、多様な住民間の交流を促進することで、移住者が都市社会の一員として主体性を発揮できる環境を作る。これは、社会的連帯経済において、移住者が主体となった協同組合が活動を安定化・拡大するうえで欠かせない。逆に、社会的連帯経済を通じた移住者の経済的エンパワーメントは、住民間の接触・交流が地域社会に新たな価値を創造することを証明することで間文化都市政策を支えるだけでなく、社会的承認・威信や経済的安定を得た移住当事者による間文化都市政策への参画を後押しする。当事者の政策への参画や異議申し立ては、自治体政策が新たな移住者の増加や世代交代のなかで変容する住民のニーズに対応することを促し、また実践のレパートリーを増やしてマンネリ化を防ぐ。さらに、前述の実践が「定着」の証拠となって滞在正規化が進む。外国人住民における法的地位の脆弱性が軽減されることで、社会的連帯経済や間文化都市政策の公正な形での持続に欠かせない、多様な住民の平等な参加に向けた枠組みが強化される。このように、各要素が単独では解決できない課題を補い合い、法的地位などの違いを超えた多様な地域住民の連帯や、市場価値だけに拘束されない創造を導くとき、「全体的社会的事実」としての移住を、より包括的に支える都市環境ができるかもしれない [図 1]。

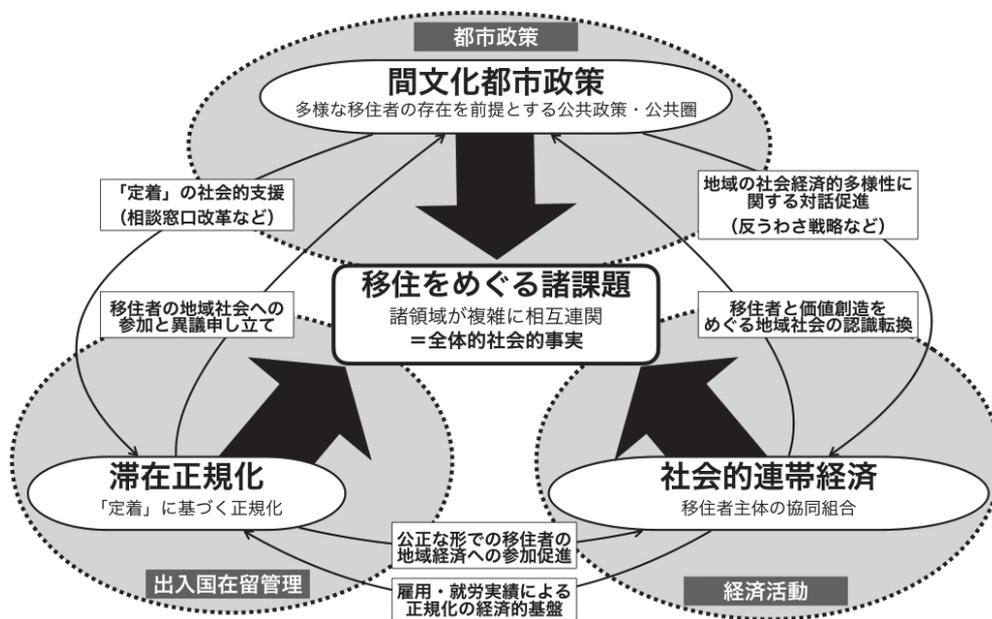


図1：滞在正規化・社会的連帯経済・間文化都市政策の相互連関

こうしたスペイン都市における政策・実践の相互連関は、スペイン民主化や少数言語文化地域の自治などの歴史的文脈のなかで培われた、都市住民の連帯を背景に成立したものである。そのためスペイン国内でも都市によって導入アプローチが異なるなど、他の場所でそのまま適用できるものではない (cf. 上野 2018)。しかし、「外国人との共生社会の実現」という枠組みで個別領域の取り組みが進む、2010年代末以降の日本における「共生」をめぐる議論の状況を鑑みるならば、スペイン都市の住民と公的機関を起点とする取り組みづくりを参照することには一定の意義があると考えられる。

日本では、中央政府が「移民政策」の存在を否定し続けるなか、「多文化共生」という理念のもとで、都市や地域におけるさまざまな政策や取り組みが展開されてきた。それらは、すでに移住者が暮らす地域社会の構造を平等かつ公正に転換するには不十分な場合が多い。予算や人のみならず、現場の必要に即した視察や研修、調査研究の機会が欠如するなかでアイデアも足りず、マジョリティの大多数にも、移住者にも届いていない可能性が指摘されている (cf. 神戸定住外国人支援センター 2023)。それでも、移住をめぐる社会的多様性に関する肯定的な言説資源として、樋口直人が「鶏肋 (鶏の肋骨のように、大して役に立たないが、捨てるには惜しいもの)」と評価するところの「共生」を現実化しようとする自治体や国際

交流協会の動きも続いてきた（樋口 2021）。

そうした状況は、特に 2018 年の入管法改正以降、中央政府が「外国人との共生社会の実現」を掲げるなかで部分的に変化しているようにも見える。出入国在留管理庁が主導する形で、地域日本語教室や一元的相談窓口の設立、外国人コーディネーターの養成など、いくつかの課題に対応するための予算を割くようになった。有識者会議の意見を取り入れつつ、工程表や KPI（重要業績評価指標）の設定と見直しも進められている。しかし、こうした政策過程に、移住者を含む地域住民はどこまで主体的に関与できているのだろうか（cf. 金 2023）。

スペインの都市の取り組みはいささか革新的にみえるが、それぞれ単体での実効性は極めて限定的である。そして、そのこと自体が、移住を「全体的社会的事実」として捉えることの重要性を示している。スペインに少しでも範を見出すことができるとすれば、それは、移住者を含む都市・地域の住民が政策形成や異議申し立てに参画する契機が生まれ、異なる政策領域が接続されることで、移住者と地域社会の結びつきを強化できるような取り組み作りにあるはずだ。例えば「反うわさ戦略」のような取り組みは、それが「優良実践」として一本槍になるのではなく、即効性はいまひとつながらも続けてゆくなかで、社会的連帯経済や滞在正規化措置に対するマジョリティ・マイノリティ双方の理解が深まり、移住者が定着しやすい都市の土壌づくりに繋がるように設計されている。筆者はこれまで、こうした包括的な都市・地域づくりが、住民、とくに自治体職員における、地域の歴史と現状に対する深い理解と洞察に基づくものであることを確認してきた（上野 2020）。

ようやく日本に暮らす移住者の「社会統合」に焦点が当てられるようになった今こそ、具体的な都市・地域の歴史と現状を踏まえた大胆な将来構想と、継続的な実践の積み重ねや革新が求められる。そうしなければ、「社会統合」に向けた実践が市場や国家の論理に左右されることで、移住者を含む住民が、より良い生活や社会の実現に向けて主体的に行動する機会を奪われる可能性がある。「統合」の名の下に、既存の労働市場や行政制度の枠組みが移住者の生活を断片的に取り込んだ結果、本来促されるべき多様な主体の連携や協働の機会が失われ、ひいては社会統合そのものが損なわれる現象を「逆統合（disintegration）」と呼ぶ。欧州では、こうした問題を指摘する実証研究が蓄積されつつある（cf. Täubig 2009）。

この視点は、日本においてとりわけ強力とされる、在留許可にもとづく移住者の社会的・経済的なカテゴリー化の影響を考える上でも示唆に富む（cf. 朴 2017: 125）。単に中央政府主導の制度整備を受け入れるのではなく、そこで起こりうる「逆統合」の実態を把握し、移住者やマイノリティを含む住民が、公正で民主的に参画し、異議を申し立てながら、改善案を実現できる「都市の移民政策」の構築が求められる。

参考文献

- Abril, Guillermo and Carlos Spottorno. 2017. *La Grieta*. Bilbao: Astiberri. (上野貴彦訳, 2019, 『亀裂 欧州国境と難民』花伝社.)
- Ambrosini, Maurizio, 2018, *Irregular Immigration in Southern Europe: Actors, Dynamics and Governance*, Cham: Palgrave Macmillan.
- Bazurli, Riccardo and Clàudia Declós, 2022, “Crimmigration and Solidarity in the Global City: The Case of Barcelona’s Street Vendors,” Donatella della Porta and Elias Steinhilper eds., *Contentious Migrant Solidarity: Shrinking Spaces and Civil Society Contestation*, London: Routledge, 123–145.
- Calavita, Kitty, 2005. *Immigrants at the Margins: Law, Race, and Exclusion in Southern Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Castles, Stephen, 2004, “The Factors that Make and Unmake Migration Policies,” *International Migration Review*, 38(3): 852–884.
- Chauvin, Sébastien and Blanca Garcés-Mascareñas, 2010, “Beyond Informal Citizenship: The New Moral Economy of Migrant Illegality,” *International Political Sociology*, 4(1): 53–70.
- Dias, Gustavo e Gennaro Avallone, 2023, “Por que ler Sayad? A produção de uma sociolinguística crítica sobre a representação do migrante,” *Revista Interdisciplinar da Mobilidade Humana*, 32: e322038.
- De Torres, Dani, 2018, *Manual Antirumores 2018*, Council of Europe. (上野貴彦訳, 2020, 『反うわさ戦略の作り方』欧州評議会.)
- Estivill, Jordi, 2018, *Invitació a l’Economia Solidària: Una visió des de Catalunya*, Pol·len edicions.
- 藤田雅美, 2024, 「社会的連帯経済とグローバルヘルス」『いのちと暮らし研究所報』 86: 2-17.
- 深澤晴奈, 2009, 「スペインの移民政策と労働組合——2005年不法移民正規化措置をめぐって」『スペイン史研究』 23: 26–37.
- Garcés-Mascareñas, Blanca, 2012, *Labour Migration in Malaysia and Spain: Markets, Citizenship and Rights*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Garcés-Mascareñas, Blanca and Rinus Penninx, 2016, “The Concept of Integration as an Analytical Tool and Policy Concept,” Blanca Garcés-Mascareñas and Rinus Penninx eds., *Integration Processes and Policies in Europe: Contexts, Levels and Actors*, Cham: Springer, 11-29.
- Gargiulo, Enrico, 2021, *Invisible Borders: Administrative Barriers and Citizenship in the Italian Municipalities*, Cham: Palgrave Macmillan.
- Garreta Bochaca, Jordi, 2011, “Barça o Barzach: La Integración de los Jóvenes Musulmanes a Través del Deporte,” *Revista de Estudios de Juventud*, 95: 123–135.
- 樋口直人, 2021, 「反ヘイトと多文化共生——大阪市と川崎市の比較を通じて」『多文化共生の実

- 験室——大阪から考える』青弓社。
- 石灘早紀, 2024, 『運び屋として生きる——モロッコ・スペイン領セウタの国家管理下の「密輸」』白水社。
- Hackett, Sarah, 2015, “The ‘local turn’ in historical perspective: two city case studies in Britain and Germany,” *International Review of Administrative Sciences*, 83(2): 340-57.
- Jiménez-Lasserrotte, María del Mar, José Granero-Molina, Violeta Lardón Galindo, Clara Hernández Sola, María Isabel Ventura Moreno and José Manuel Hernández-Padilla, 2023, “Irregular Migrants’ Experiences of Health Disparities While Living in Informal Settlements During the COVID-19 Pandemic,” *Journal of Advanced Nursing*, 79(5). <https://doi.org/10.1111/jan.15606>.
- Joppke, Christian and F. Leslie Seidle eds., 2012, *Immigrant Integration in Federal Countries*, Montreal: McGill-Queen’s University Press.
- 金宣吉, 2023, 「歴史をふまえた「異者」との共生」『インターセクション』1: 45-66.
- Koop SF 34, 2024, “Official Website,” (Retrieved December 30, 2024, <https://www.koopsf34.com>).
- 神戸定住外国人支援センター, 2023, 『行政・国際交流協会による「多文化共生」地域サービスに係る実態調査報告書』NPO 法人 神戸定住外国人支援センター (KFC)。
- 小井土彰宏, 2017, 「スペイン 新興移民受入国のダイナミズム——なぜ2000年代を代表する移民国家となったのか」『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会。
- 工藤律子, 2020, 『ルポつながりの経済を創る——スペイン発「もうひとつの世界」への道』岩波書店。
——, 2025, 『働くことの小さな革命——ルポ 日本の「社会的連帯経済」』集英社新書。
- Monforte, Pierre and Pascale Dufour, 2011, “A New Politics of Engagement? French Activists and the Problem of Immigration,” *International Political Sociology*, 5(2): 204–221.
- 朴沙羅, 2017, 「「外国人」を作り出す——占領期日本への移住と入国管理体制」『立命館言語文化研究』29(1): 117-126.
- Penninx, Rinus, Karen Kraal, Marco Martiniello, and Steven Vertovec eds., 2004, *Integration Processes and Policies in Europe: Contexts, Levels and Actors*, Dordrecht: Springer.
- Saada, Emmanuelle, 2000, “Abdelmalek Sayad and the Double Absence: Toward a Total Sociology of Immigration,” *French Politics, Culture & Society*, 18(1): 28–47.
- 佐竹庸子, 1999, 「外国人研修生受入れ事業は国際協力か」福家洋介・藤林泰編『日本人のためだったODA』コモンズ。
- Sayad, Abdelmalek, 1990, “Les maux-à-mots de l’immigration.” *Politix*, 3(2): 7–24.
——, 1999, *La Double Absence. Des illusions de l’émigré aux souffrances de l’immigré*, Paris: Éditions du Seuil.

- 塩原良和, 2023, 「多文化主義／多文化共生の変容とオルタナティブの模索」『岩波講座 社会学 第3巻 宗教・エスニシティ』岩波書店.
- Spencer, Sarah, 2020, *Migrants with Irregular Status in Europe: Evolving Conceptual and Policy Challenges*, Cham: Springer.
- Täubig, Vicki, 2009, *Totale Institution Asyl Empirische Befunde zu alltäglichen Lebensführungen in der organisierten Desintegration*, Juventa Verlag.
- 丹野清人, 2020, 「地方から始まる外国人の新しい受け入れ」『移民政策研究』12: 49-64.
- Top Manta, 2024, “Official Website,” (Retrieved December 30, 2024, <https://www.topmanta.org>).
- 上野貴彦, 2018, 「後発移民受入国スペインにおける間文化主義の地域化と都市住民間の接触——「反うわさ戦略」のバルセロナ・ビルバオ二都市圏間比較から」『上智ヨーロッパ研究』11: 85-106.
- , 2019, 「移民をめぐる認識転換に向けた住民参加の拡大と継続——バルセロナ「反うわさ」にみる間文化主義と公共圏の再編」『移民政策研究』11: 145-158.
- , 2020, 「間文化スペイン間文化主義の分権的形成における制度的同型化とその「裏舞台」」『AGLOS』9: 65-89.
- , 2022, 「複眼的思考としてのインターカルチュラリズム」山脇啓造・上野貴彦編著『多様性×まちづくり インターカルチュラル・シティ——欧州・日本・韓国・豪州の実践から』明石書店.
- , 2024, 「移民・マイノリティをめぐる感情政治と交流・創造の都市政策——クラウ市政(2015-2023)下での「バルセロナ反うわさ戦略」の変容に注目して」『都留文科大学研究紀要』100: 179-200.
- Ulceluse, Magdalena, 2020, “Local Government Responses to Emigration: The Case of Bosanci, Romania,” *Migration Policy Practice*, 10(3): 9-11.
- Utting, Peter, Nadine van Dijk and Marie-Adélaïde Matheï eds., 2015, *Social and Solidarity Economy: Beyond the Fringe*, London: Zed Books.
- Watts, Julie, 2002, *Immigration Policy and the Challenge of Globalization: Unions and Employers in Unlikely Alliance*, Ithaca: Cornell University Press.
- Wood, Phil and Charles Landry, 2008, *The Intercultural City: Planning for Diversity Advantage*, London: Earthscan.
- 山岡正晴, 2017, 「トランプ政権と聖域都市——「不法移民」をめぐる連邦政府と州、地方政府の攻防」『国際文化学研究』48: 221-45.
- Zanzuchi, María Belén and Bertrand Steiner, 2025, *No One-Size-Fits-All: Outreach and Counselling for Irregular Migrants*, Migration Policy Institute Europe.

トランプ時代のホモナショナリズム

ジャスビル・プア
保井 啓志 訳

訳者解題

1：はじめに

本論考は、2007年に出版された Jasbir Puar の *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times* (ここでは以下、「本書」と呼ぶ) の10周年記念版に寄せて書かれた「あとがき」(以下、「本論考」と呼ぶ)である (Puar 2017a)。本書は、対テロ戦争に突入する米国において性的少数者の権利運動を含む性をめぐる政治が、どのように米国のナショナリズムや植民地主義と交差するのかを分析したもので、出版以来、フェミニズム・クィア理論を越えて、多大な影響を与えてきた。本書の著者であるジャスビル・プアはシク・インド系アメリカ人であり、専門はフェミニズム・クィア理論で、現在はラトガース大学で教鞭をとっている。プアは本書のほかにもクィアな人と資本の移動や、クィアな時間性に関する論考など、クィア理論における幅広いテーマに関心を持っている (Puar 2002, 2006, 2009, 2017b)。この解説では、2007年に出版された本書の概要を述べ、そのあと、出版から10年経って新たに書かれた本論考の念頭にある問題意識を、2007年の出版から現在に至るまでの社会的・学術的展開とともに紹介したい。

2：本書の概要と鍵概念

本書で著者は二つの独自の概念を導入している。〈ホモナショナリズム〉と〈^{アッセンブレイジ}寄せ集め〉がそれだ。中でもホモナショナリズムの概念は、本書の出版後、クィア理論はもちろん、他の多くの分野にも多大な影響を与え、今やプアの代名詞といっても過言ではない。このホモ

ナショナリズムの最も基本的な構造とは、ある国家が LGBT フレンドリーを謳うことで自らの先進性を主張し、「同性愛嫌悪的」で「野蛮」なイスラーム社会に対する戦争を正当化しようとする、というものだ。本書を読んだことがなくてもこの基本構造については知っている、という人もおそらく多いだろう。特にプアの念頭にあるのは、9.11 以後、イラク戦争とアフガニスタン戦争という二つの対テロ戦争に突入していく米国社会である。米国では、LGBTQ、とりわけ同性愛者を積極的に包摂すると宣言する一方で、「イスラーム社会」なるものを同性愛嫌悪的で、同性愛者を迫害する後進的な社会と描き、「抑圧されている同性愛者を救う」というレトリックを用いながら自らが行う戦争を正当化する言説が登場してきた。

ホモナショナリズムが従来のナショナリズムとは異なり「目新しい」のは、LGBTQ、特に同性愛者がもはや国家にとって排除されるものではなく、国家によって保護されるべき包摂の対象と見なされる点である。フェミニズム・クィア理論の研究の蓄積が明らかにしている通り、従来のナショナリズムは、例えば身体的に強くたくましい「優良な」兵士を求め、またそのような健康で強い国民を作り出し、兵士を生み育てる女性の「母としての」再生産役割を強化し、再生産の場として婚姻と家庭を特権化し、優性学的見地から同性愛を排除してきた。その意味で、ナショナリズムとは概して異性愛規範ヘテロノーマティブ的なものであると考えられてきた。例えば軍隊はその典型と言える。国家のナショナリズムの中枢を担う軍隊は、長らく同性愛者を物理的に排除しており、ホモソーシャルで男性中心主義的、同性愛嫌悪的な特徴を本質的に備えている。国民国家制度とナショナリズムにおいて、男性中心主義と同性愛嫌悪は副次的なものなのでは決してなく、むしろ不可避的かつ本質的にそれを内包するという意味で、構成的な要素であり続けてきた。この従来の異性愛規範的なナショナリズムとは異なる様相を呈してきたのが、このホモナショナリズムと名付けられる言説の登場なのである。

しかし、このホモナショナリズムは、「国家が同性愛を包摂することで国家の先進性を主張する」という一般に知られている理解よりもはるかに複雑に理論化されている。これはよく考えてみれば当然で、「従来のナショナリズムとの関係性はどうか」「LGBT フレンドリーな国家とはどういうことか」など考察しなければならない膨大な数の疑問が未解決だからである。プアは「LGBTQ や同性愛者の権利を主張することによって、戦争や人殺しという人権侵害が正当化される」というこのグロテスクな現象を、フェミニズム・クィア理論の立場から批判的に解きほぐしている。

まず、プアは、このホモナショナリズムという概念を「ホモノーマティブ・ナショナリズム」の略であると言い、リサ・ドゥガンの新しいホモノーマティブィティの議論に依拠している。では、この「新しいホモノーマティブィティ」とはどのような概念だろうか。やや遠回りであるが、プアのホモナショナリズムの概念を検討する前にこの概念をまず敷衍したい。

ドゥガンは新自由主義が本格的に擡頭してくる 1990 年代後半に、米国の性的少数者の権利運動が変質してきていると主張した (Duggan 2003)。ドゥガンは、米国における性的少数者の権利運動の歴史を詳述しながら、様々な分野での権利獲得を目指していたはずの運動が、同性婚と軍における男性同性愛者の処遇という、一部の白人の特権的な人々の問題のみに代表されるようになったと論じ、一定の権利が達成される一方で新自由主義に基づく愛国主義と保守主義に迎合してゆく性的少数者らに対し、強い警鐘を鳴らした。

まず、新自由主義的な経済体制の下では、性的少数者の権利運動が大規模化し、「LGBT」という言葉がある程度可視化されてゆく。「左派でも右派でもない第三の道」を唱道する新自由主義経済体制の基本理念は、人種主義や保守主義といった価値観は古くさいものとされ、「多文化主義」や「多様性」という号令の下、性的少数者にも寛容な姿勢が求められる。しかしこの新自由主義的多文化主義が、それまでの自由主義的な多文化主義と決定的に異なるのは、マイノリティやその属性が市場に有益なものである限りにおいて推進・擁護される点である。つまり、マイノリティの多様性や多文化主義が語られる文脈というのは、「新たな」労働力の確保や「ニッチな人々の」経済力の活用など、経済にとって有益なものである場合だ。例えば、1990 年代以降、大手ファッション会社の広告にはゲイやレズビアンといった人々が登場するようになる。さらに、子を持たない同性カップルは可処分所得が多いとされ、観光政策や結婚式等のビジネスに「ピンク・マネー」と呼ばれるほど注目され、主流社会での可視化が進む。ただし、多様性の旗印の下で称揚される可視化の過程には、依然としてジェンダーや人種、経済的な階層が影を落としている。

一方で、この新自由主義的経済体制への移行は、公的な支出を削減し、小さな政府を追求するという点で、本質的に性的少数者を苦境に立たせるものでもあった。この体制の下では、セクシュアリティはもはや政府の介入が必要な社会問題としては見なされず、個人の問題や個性の問題と見なされ、貧困や教育に対する支援や投資は切り捨てられていく。場合によってはそれを NGO や NPO などの民間が行うものと再定義することによって、政府の支出を抑えるのである。ドゥガンはこのような社会的な変化の下で、性的少数者の中に新たな分断線が顕著になっていることについて論じている。その分断線とは、この新自由主義経済体制に迎合できるような「強いマイノリティ」であり、それはしばしば白人でかつ男性、中産階級、健常者であるような「ゲイ男性」なのである。一方で、それ以外のセクシュアリティや、複合的な差別を経験する人々はこの市場志向の社会的変化についていけないどころか、公的扶助の削減によって更なる苦境を強いられるのである。

ドゥガンによれば、1990 年代以降、同性婚と軍隊における同性愛者の処遇という、性的少数者の中でもゲイ男性に強い関連性のある二大 이슈ーに運動が焦点化していくこと

に、この社会的変化が端的に表れている。ドゥガンは「ホモノーマティヴィティ（直訳するならば同性愛規範、あるいは同性愛中心主義とも言えるかもしれない）」という表現を用いることによって、性的少数者の中にはほかにも多くのセクシュアリティがあるにもかかわらず、同性愛の問題がとりわけ中心的に語られやすい、という LGBT コミュニティ内部に以前からある批判を再度提示している。新自由主義によって、市場に有益な（男性）同性愛者の問題が再び優先されているという含意がこの言葉には込められているのである。そして、性的少数者の側は、主流社会からのある程度の「ゲイ・フレンドリーさ」に充足し、婚姻制度の廃止や軍隊の廃止といった、同性愛者に対する差別の核心に触れるより一層急進的な主張をしなくなる。ドゥガンが「新しいホモノーマティヴィティ」という言葉で表現したのは、本質的な制度の変更を伴わない上辺だけの「ゲイ・フレンドリー」に充足してしまい、それ以上の権利要求を求める口をふさいでしまうような、この新しい規範のことである。

プアはドゥガンの「新しいホモノーマティヴィティ」に関する考えをさらに深め、上辺だけの「ゲイ・フレンドリー」に飼いならされ、国家の経済に有益であるとされた（主に男性）同性愛者らが、今度はこの「ゲイ・フレンドリーさ」を守るために保守化してゆく様子を形容している。プアはホモノーマティヴィティの議論を基にすることで、中産階級の白人異性愛者のみならず、ホモノーマティヴな同性愛者らも積極的に「望ましい生／性」として新たに受け入れ、包摂し、積極的に愛国主義・保守主義に動員するというホモナショナリズムの特徴を表現している（Puar 2007: x x v）。そして、同時多発テロ以降に「対テロ戦争」に向けて愛国主義的な雰囲気が米国全体に蔓延してゆく中で、米国社会と「イスラーム社会」を対比させる二項対立的な言説が形成されていると指摘する。プアによればこの二項対立の下では、米国社会が、アメリカンホームに代表されるような核家族に基づく健全な異性愛社会であると描かれ、さらにそのような理想的で健全な異性愛社会であるがゆえに同性愛者にも寛容で進歩的な社会であると主張される。一方、イスラーム社会は、近代化に失敗した、歪な家父長制であると見なされ、その偏狭さゆえに、女性や同性愛者にも厳しく、異性愛を強制するような非文明的で後進的な社会であると攻撃される。プアによれば、この二項対立の裏には、プアが「性的例外主義」と名付けるある種の例外のレトリックが働いている。そもそも、アメリカ例外主義とは、一九世紀の西部開拓の時代に、米国が未開の地域の開拓と文明化の使命を負っているという聖書・宗教的な自負のことを指す言葉である。プアによれば、この性的例外主義のレトリックは、幾重にも重なる「例外」の論理に支えられている。この性的例外主義とは、米国はあくまでも異性愛規範に基づくとしながらも同性愛者を「例外的に」包摂する際、それから、この米国の優位性は他に類を見ない「例外的な」もので、したがって世界の同性愛者や女性らを抑圧から解放するという任務を例外的に担っていると主張

する際に顕著に表れる (*Ibid.*:3-11)。

プアの本ナショナリズムについて、いくつか重要な点を確認しておかなければならない。プアによれば、国家に望ましい形で称揚される「LGBT」は、現行の異性愛規範的なヘゲモニーを脅かさない「例外」としてしか認められない。この意味で、本ナショナリズムは、様々な性のあり方を、多少形は違えども結婚をし、再生産を行い、子を育て、さらには愛国者であるような「望ましい国民」へと規範化するプロセス、すなわち生政治¹的なものである (*Ibid.*: xii)。さらにこのような「LGBT フレンドリー」な本ナショナリズムは、そもそも本ナショナリズムが戦争を通じて人権侵害を行うのみならず、「望ましい国民」を作るために再生産を通じた性差別を強化するという点で、必ずしも真に平等や解放を意味するものではないとプアは看破する (*Ibid.*: 9)。そのため、プアが批判的に論じる本ナショナリズムにおいて重要なのは、この「LGBT フレンドリー」が単なるハリボテでも、反対に完全な「LGBT フレンドリー」でもない、という点だ。なぜなら、国家が LGBTQ や同性愛者の包摂を謳うとき、その包摂が国家あるいは国家経済にとって有益な人々に暗に限定されているからである。この LGBT フレンドリーな本ナショナリズムとは、「異性愛者と多少形は違えども軍隊に参加し再生産や子育てに従事してくれるような国家にとって望ましい」人々を作り出す、国民形成の一つの形態なのである。この点こそが、プアの本ナショナリズムが、単なる分析概念ではなく「批判」としての用語である所以であり、本論考にも深く関連するため、ここで強調しておきたい。

これらを踏まえ、プアの本ナショナリズムの論理をまとめるとすれば、以下の五点に集約される。

- 一、排除ではなく包摂：米国社会はもはや LGBT 特に同性愛者を排除しないと表明される (ジョージ・W・ブッシュ大統領 (当時) の表明等)。
- 二、新自由主義による多文化主義と多様性：包摂は、新自由主義の影響を強く受けた多文化主義の価値観によって正当化される。
- 三、異性愛規範の優越：「包摂」は、米国社会における異性愛の優越と既存の社会的枠組を脅かさない範囲で行われる (婚姻制度の解体や軍隊の解体、反戦運動ではなく、同性婚や DADT² を通じて国家の既存の枠組への積極的な参入)。
- 四、「イスラーム社会」との対置：この社会的・文化的変化は戦争相手国であるイラク或いはアフガニスタンといった「イスラーム社会」と米国の決定的な違いであり、当該社会は同性愛嫌悪的であり女性嫌悪的である。
- 五、例外主義による正当化：米国が LGBT やとりわけ同性愛者に寛容なのは、米国の例外的な文化的優位性によるものであり、例外的に優れた米国は世界で抑圧された同性愛者

及び女性を解放する任務を例外的に担っている。

本書でプアが導入するもう一つの概念は^{アッセンブレイジ}寄せ集めである。今回の本論考では寄せ集めについてはあまり紙幅が割かれているわけではないため、簡単にその概要を述べるにとどめたい。プアは本書の後半で、テロリストの身体を分析することを通じてクィアな政治的可能性を考察する。特に、自らを破壊する装置を装着し、自身と装置の境界があいまいとなり、他者に侵襲さえるテロリストの身体は、管理・規律され、確固とした自我を持ち、他者との境界がはっきりとした主体が前提とされ、そしてそのような人々が享受する幸福な未来という近代主体中心の考え方の対極にある。プアはここにクィア性を見出すのである。その際、プアは寄せ集めという用語を用いている。この寄せ集めは、我々が通常想定するように身体の境界が肉体的にはっきり他者と区別できるものでは決してなく、身体というのが複数の要素によって結合されたものだということを強調する。このプアの問題意識は、フェミニスト障害学が義足をはじめとした機器や、自分ではコントロールできない痛みという様々な要素を含むものとして身体性を再定義しようとしてきたこと、またフェミニスト研究者のダナ・ハラウェイの『サイボーグ宣言』における身体性をめぐる問題意識と通底するものだ (Haraway 1991)。例えば、身体は、人種、性別、セクシュアリティといった属性的な要素のほかに、病原体、投薬、機器、痛み、情動などといった、場合によっては必ずしも自分ではコントロールできない、あるいは自分とは言い難い要素の文字通り寄せ集めによってできているのである。この寄せ集めの理論は、身体に限らず、あらゆるものが内部に矛盾をはらみながらもある程度の一体性を持っているという理解を提供してくれている。

3：本書の影響と含意、出版後の動向

冒頭で述べた通り、本書は出版後、領域を超えて、そして地域を超えて多大な影響を与えた。まず、領域を超えて与えた影響について述べたい。本書におけるプアの主眼は、LGBTQ などをはじめとしたセクシュアリティの政治とナショナリズムの接続に置かれていた。しかし、非規範的な身体をめぐる政治がナショナリズムと優位性に接続してゆくのは、セクシュアリティの政治に固有なわけではなく、他の非規範的な身体をめぐる政治にも同様の展開が見受けられる。例えば、ニコール・マルコティッチとロバート・マクルーアは「クリップ・ナショナリズム」という概念を用いつつ、障害者の権利をめぐる動きが、ナショナリズムといかに接続してゆくかを検討している (Markotić and McRuer 2012)³。また、サラ・ファリスは「フェモナショナリズム」という概念を用いながら、西洋の先進性とフェミニズ

ムの興隆が移民の排斥にいかに関係しているかを考察している (Farris 2012) ⁴。批判的動物研究でも、ホモナショナリズムを応用する形で、アニマル・ナショナリズムという概念が用いられはじめた。アニマル・ナショナリズムは、ジャクリーン・ダルズィエルとディネシュ・ワディウエルがオーストラリアにおける動物の権利をめぐる政治について用いた概念である (Dalziell and Wadiwel 2016)。

つまり、プアのホモナショナリズム概念は、セクシュアリティの政治に限らず、ある種の左派運動及び非規範的身体をめぐる動きが、植民地主義やナショナリズムと親和性を持ちうるという示唆を与えている。実際に、プア自身も、2017年の著作 *The Right to Maim* で、障害者の人権擁護の言説がリベラリズムの優位性の言説として機能している一方で、(とりわけイスラエルにおける) 戦争や植民地主義において「身体の弱体化／障害化」が行使されていると論じ、障害者の権利の擁護と同時に進む身体の欠損化との生権力的な繋がりを批判的に論じている (Puar 2017b: 71-72)。このように、本書はセクシュアリティ研究だけでなく、フェミニズム研究、障害学、批判的動物研究など、分野横断的に応用され、参照されてきたのである。

また、本書の出版後の反応としても一つ上げられる点は、そしてこの点は本論考にも深くかかわる点だが、本書が米国批判として読まれただけでなく、様々な国の事例に応用されたことである。プアはこのホモナショナリズムという自らの概念を米国の愛国主義批判の文脈で用いている。しかしながら、反イスラーム感情を帯びたりベラルな愛国主義の出現は、米国に特有のものではない。リベラリズムの証左として積極的に性的少数者を国家に包摂しつつ、それにそぐわない他者と「イスラーム」を規定し、ムスリムを排斥する排外主義や愛国主義の出現は、米国以外の国でも見受けられる。ジュディス・バトラーは、オランダの入国管理の場面で、同性愛者に寛容かどうかの一つの新たな移民の思想を確かめる試金石とされていることを取り上げながら、「近代性がいかに性的な自由と結び付けて定義されているか、そしていかにとりわけゲイの性的な自由が、前近代的と考えられている立場と対照的な、文化的に先進的な立場のための例として理解されているか、がわかる」 (Butler 2009: 105) と述べ、性的権利とイスラーム的価値観が折衷不可能なものとして捉えられ、ことさら対立点として焦点化される形で主張される移民排斥及び排外主義の顕現を指摘している。

このように、プアのホモナショナリズムという概念は、米国という一地域における事象を超えて、一定の普遍性を持った枠組と捉えられてきた。また、プアは「ピンクウォッシングは、ホモナショナリズムのうちに／によって可能になっている一つの表明であり実践である」 (Puar 2013: 337) と述べている。実際、イスラエルの広報宣伝における文句を確認すると、「中東で最もゲイ・フレンドリーである」という宣伝文句が、その対象に効果的に作用する二項

対立的な理解を促進すべくホモナショナリズムが機能している。

このように、反イスラーム感情を帯びたナショナリズムの台頭は国境を越えたグローバルな現象である。その意味で、ホモナショナリズムは、もはや一国のナショナリズムの問題だけでなく、国境を越えてお互いに作用しあう植民地主義の問題として捉えられなければならない。この点は本論考におけるプアの問題意識にも通底しており、次節で詳しく説明したい。

4：本論考には何が書かれているのか

本論考でプアは一体何が主張したいのか。本論考では主に二つの問いが問われている。まず、タイトルにある通り、本論考が書かれた2017年は、ドナルド・トランプが大統領として米国の政権に就いていた。当初からトランプは保守色を強く出していたため、LGBTQの権利が後退するのではないかと、という懸念があった（し、在任期間中に実際に後退させた）。それに伴って、「LGBTフレンドリーを基調としていたホモナショナリズムの理論の前提が覆されてしまったのではないかと」、あるいは「トランプが政権を取ったことによって、ホモナショナリズムの概念は時代遅れになってしまったのではないかと」という問いが、自然と湧き上がってくる。これらの問いに対する応答が、本書の前半部分で中心的に取り上げられている。プアによれば、これらの問いはあまり重要ではない。なぜなら、ホモナショナリズムはトランプの登場で揺らぐほど表層的なものではなく、むしろ誰が国民や主体として受け入れられ、動員され、またそのような主体として現れるかという生政治的で生産的な権力の一部であるからである。ホモナショナリズムの出現は時の政権の政策によって単に作られたものでも、意図してでっち上げられたものでもない。ホモナショナリズムの到来は、歴史的、社会・経済的、思想的、宗教的あるいは国際政治的な要因の複雑な合流によって成立しているのである。

だからこそ、プアは後半にかけて次の問いに取り組んでいくのである。その問いとは、「なぜホモナショナリズム的な現在に至ってしまったのか」、言い換えるならば、「我々はいつ、どこで道を間違えてしまったのか」である。出版から10年が経ち、ますますホモナショナリズムの様相が多く国で見られるということが明らかになっている現状を踏まえたあとがきらしい問いである。

この問いは同時に非常に政治的な問いでもある。すでに述べた通り、ホモナショナリズムとは分析概念であると同時に批判概念でもあり、ホモナショナリズム的でないクリアな未来のあり方を、どのように描くことができるか、という問いは、当然中心的課題であり続けた。この政治的問いの背景にあるのは、新自由主義的傾向が顕著になる1990年代以降の性的少

数者の運動内部における方向性の違いによる深刻な分断である。その分断とは、権利主体としてのLGBTの権利の擁護を主張し、ますます新自由主義経済に迎合し企業や国際機関と連携しながら運動を大規模化させ、「他と変わらない普通の存在として」LGBTの社会参画を求めてきた大多数の「主流のLGBT運動」と、そのような運動方針を迎合的であると厳しく批判し、フェミニズムとの連帯や交差性を重視し、より急進的な要求を行ってきた「クィア系」の間の対立である。日本でも、右派の政治家のバックラッシュに対する態度やいわゆる「従軍慰安婦」などの歴史修正主義とどのように対峙するか、2015年に同性パートナーシップ制度を開始した渋谷区が一方で野宿者を排除していること、あるいはイスラエル大使館によるピンクウォッシュとどう向き合うかなどをめぐって、現在に至るまで対立が見られる。

プアが本論考で確認しているように、ホモナショナリズムは現在の性の政治の状況に対する批判である一方で、「クィア」と呼ばれる急進的な人々であってもそれを完全に免れるようなものではない。ホモナショナリズムは内部で矛盾をはらみながらもそれに反するものには罰を与え、それに迎合する者にはおめぐみを与えることを通じて、人々をある特定の方向へ方向づけ、規制し、管理していく近代国民国家の生権力的な一つの様式であるからである。プアが本論考でホモナショナリズムは近代の構成的な側面であると強調するのはこの意味においてである。であるならば、我々はどこから話を始めなければならないのか。

この問いに答えるためには、当然セクシュアリティと植民地主義とのかかわり、あるいは人種主義からホモナショナリズムを考え直すことが必要である。本論考の後半では、ホモナショナリズムを、それが顕著になる前から連綿と続く植民地主義との関係性から考察しなおすこと、すなわちホモナショナリズムを歴史化することである。この問題意識から、これまで行われてきた近代性がいかに宗教を他者としてきたのか、また特にそれが特定の宗教を人種化し、他者化してきたかに関する議論に踏み込まざるを得ない。このような問題関心から、本論考ではクィア性と宗教との関係性、イスラームがどのように他者化されてきたのかという議論にも入っていく。

特に、クィア理論という学問が、あるいはホモナショナリズムという概念が果たして「植民地主義に与しない代替的なクィアな未来の創造と想像」に利することができるか、という問いは重要である。なぜなら本書の出版以降植民地主義の立場から、クィア理論が植民地主義を内包していることに関する鋭い批判が向けられてきたからである。本論考の後半にかけては、ホモナショナリズムと植民地主義、もっと言えば非規範的なセクシュアリティと植民地主義はいつから親和性を持ってきたのか、という問いに徐々に焦点が絞られている。

アラブ思想史研究者であるジョセフ・マサドは、非西洋圏における性的少数者の権利を求める動きの広がりに対し、ポストコロニアリズムの立場から批判を投げかけている (Massad

2015)。マサドは、レバノンやエジプト等のアラブ諸国における性的少数者の権利運動の歴史・取り組みをたどりながら、それが黎明期から既に西洋的なアイデンティティを自明視しており、土着の性のあり方に必ずしもそぐわないにも拘らず、「ゲイ」や「レズビアン」というカテゴリーが無理やり当てはめられてきただけでなく、そうした主体がむしろ積極的に「作り上げられてきた」ことを明らかにしている。マサドによれば、クィア理論を含めセクシュアリティに関する議論において用いられる「ゲイ」や「同性愛」といったアイデンティティや主体を示す用語には、本来西洋近代というある特定の地域性・歴史性があるにも拘らず、その地域的固有性・歴史的固有性が無視され、普遍的なものとして見なされてきた。マサドが批判するのは、これらの用語が普遍的なものとして非西洋圏の地域にも適応可能であり、そうした主体が存在することが自明のものとされてきたという点である。

マサドの批判は、このように要約できるだろう (*Ibid.*: 216-217)。

- 一、セクシュアリティとは、西洋近代に登場した文化的、歴史的に特定のカテゴリーであり、普遍的なものではない。
- 二、米国の社会・文化的歴史の一部としての米国の性的少数者の権利運動が、普遍化可能なものとして提示され、「ゲイ・インターナショナル」と呼ぶに相応しい国際 NGO を通じて、世界各地に「輸出」されてきた。
- 三、特定の文化的・歴史的カテゴリーの存在を自明視し、それを分析概念として用いてきた中東セクシュアリティ研究はこの特定のカテゴリーの普遍化に参加してしまっている。
- 四、中東セクシュアリティ研究は、西洋の認識枠組を無理やりに当てはめて考える点で、意識的であれ、無意識であれ、認識論の次元において植民地主義的である。

マサドの批判の要諦は、特定の文化圏に典拠を持つはずの（性的）主体が、「イスラーム」をそれにそぐわない他者として常に規定しつつ、西洋中心主義的・植民地主義的に展開してきたという主張にある。特に、四に関し、マサドはクィア理論を厳しく批判する。マサドによれば、クィア理論は本来「ゲイ」や「レズビアン」といった特定の性的アイデンティティを表すカテゴリーにたいして疑義を呈する学問であるはずである。しかしながら、これらのカテゴリーが国境を超えて使用される際には、フーコーの言うような「抑圧仮説」⁵を無批判に踏襲しており、このカテゴリーの使用に対する批判的視座を十分提供してこなかった。

このマサドの主張は、中東イスラーム地域におけるジェンダー・セクシュアリティ研究に対する本質的な批判を含んでいる。なぜなら、「セクシュアリティ」という用語をはじめ、特定の性的アイデンティティの存在を自明視したジェンダー・セクシュアリティ研究は、特定の地域の性のあり方を外来の分析概念を用いて眼差し、その概念に当てはまるかどうかを

もって地域の性のあり方を分析する行為は、まさにその概念及びそれに基づいた運動自体が内包している植民地主義的側面を透明化し、捨象してしまうからである。つまり、マサドの主張に従うならば、「ゲイ」や「同性愛」、「LGBT」といった認識枠組を自明のものとして分析を行うのではなく、むしろ問われるべきは「これらの枠組がいかにして（非西洋圏の）特定の地域では、受容されたり拒絶されたりするのか」ということであるからである。

例えば、この批判はプアのホモナショナリズムにも向けられている。マサドは、プアのホモナショナリズム概念は、SOGI をめぐる政治が、ある種の進歩性と共にごとられ、それが現在進行中の米国の覇権主義と西洋中心主義につながっていることを明らかにしているという点で、植民地主義とのつながりを明らかにしているものであると評価している (*Ibid.*: 271)。しかし、たとえ特定の категория に懐疑的な「クィア」という言葉の使用であっても、その用語の歴史性から逃れられるわけではなく、それらもまた植民地主義的な認識枠組を踏襲しているため、プアをはじめとしたクィア理論の論者もその例外とは言えないと一蹴する (*Ibid.*: 272)。

プアは、本論考でマサドの批判にも言及している。プアはマサドの指摘を概ね認めつつも、この植民地主義的側面を内包した SOGI の categoria の伝播を「ゲイ・インターナショナル」という特定の組織のみに原因を帰せるべきではなく、むしろこうした伝播は生政治的なものであり、共犯的な関係から逃れられないことを指摘した (Puar 2017b: 230)。このプアの応答はマサドの植民地主義的認識枠組に対する学術的参与にどのように対抗するかという点に十分答えているとは言えないものの、プアはこのあとがきで、ホモナショナリズムの概念の以下の二つの点について修正している。一つ目に、ホモナショナリズムが単に一国で完結するものではなく、国境を超えた西洋中心主義を伴う植民地主義と不可分の関係であるということを強調したことである。そして二つ目に、クィア理論は、それが普遍的な分析概念ではなく、むしろクィア理論はアメリカ研究の一部として捉えられるべきだと主張している。プア自身が言明しているわけではないが、これらの修正には、明らかにマサドの批判が影響を与えている。つまり、ホモナショナリズムを普遍的な理論として捉えるのではなく、むしろ米国という場を中心に広がりを見せる覇権的な秩序作りの一環としてホモナショナリズムを捉えることを主張しているのである。そうすることによってはじめて、世界の覇権的な秩序作りを行ってきた米国の植民地主義を明らかにし相対化し、クィア理論が自らも与してしまうかもしれない植民地主義的な知的生産から距離を取り、それを批判し、そしてそれを踏まえて対抗的な政治的可能性を理論化することが可能になるからである。

参照文献

- フーコー, ミシェル 1986.『性の歴史——知への意志』(渡辺守章訳) 新潮社 .
- Abu-Lughod, Lila, 2002, “Do Muslim Women Really Need Saving? Anthropological Reflections on Cultural Relativism and Its Others,” *American Anthropologist*, 104(3): 783-790.
- Butler, Judith, 2009, *Frames of War: When Is Life Grievable?* New York: Verso.
- Dalziell, Jacqueline and Dinesh Wadiwel, 2016, “Live Exports, Animal Advocacy, Race and ‘Animal Nationalism,’” Annie Potts, ed., *Meat Culture*. Leiden and Boston: Brill, 73-89.
- Duggan, Lisam 2003, *Twilight of the Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*, Boston: Beacon Press.
- Farris, Sara, 2012, “Femonationalism and the “Regular” Army of Labor Called Migrant Women,” *History of the Present*, 2(2): 184-199.
- Haraway, Dana, 1991, *Simians, Cyborgs, and Women: The Reinvention of Nature*, New York: Routledge.
- Markotić, Nicole and Robert McRuer, 2012, “Leading with Your Head: On the Borders of Disability, Sexuality, and the Nation.” Robert McRuer and Anna Mollow eds., *Sex and Disability*, Durham and London: Duke University Press, 165-182.
- Massad, Joseph, 2015, *Islam in Liberalism*, Chicago and London: University of Chicago Press.
- McRuer, Robert, 2010, “Disability Nationalism in Crip Times,” *Journal of Literary & Cultural Disability Studies*, 4(2): 163-178.
- Puar, Jasbir, 2002, “Circuits of Queer Mobility: Tourism, Travel, and Globalization,” *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies*, 8(1-2): 101-137.
- , 2006, “Mapping US Homonormativities,” *Gender, Place & Culture*, 13(1): 67-88.
- , 2007, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Durham and London: Duke University Press.
- , 2009, “Prognosis Time: Towards a Geopolitics of Affect, Debility and Capacity,” *Women & Performance: A Journal of Feminist Theory*, 19(2): 161-172.
- , 2013, “Rethinking Homonationalism.” *International Journal of Middle East Studies*, 45(2): 336-339.
- , 2017a, *The Right to Maim: Debility, Capacity, Disability*, Durham and London: Duke University Press.
- , 2017b, “Postscript: Homonationalism in Trump Times.” Jasbir Puar, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Tenth Anniversary Expanded edition. Durham and London: Duke University Press, 223-241.

(Endnotes)

- 1 生権力 (bio power) 及びその重要な一部である生政治 (biopolitics) は、ミシェル・フーコーが1976年の『性の歴史Ⅰ』で示した概念である (フーコー 1986)。フーコーは、17世紀の近代の成立以降の権力のあり方が従来のそれとは異なり、この権力は死への脅しではなく、むしろ生きさせることを目的とする権力であると主張し、これを「生権力」と呼んだ。さらにフーコーはこの生権力の内訳を、監獄等において身体の規律・訓育を行う「解剖政治」と呼び、出生・死亡率の統制、生殖のコントロール、公衆衛生、住民の健康への介入等を通じて人々の管理を行う「生政治」の二つに分類した。この生権力論で重要なのは以下の三点である。
 - 1、権力のあり方は、法や制度、国家等による垂直的な抑圧或いは支配の形態というよりは、より微細な場面における人々の相互の監視或いは自己の規律を通じて網目状に張り巡らされたネットワークのような形態であるということ。
 - 2、セクシュアリティに顕著なように人々の生の様々な側面が、生物学や人口統計学、医学といった知による管理の対象であること。
 - 3、この生権力的支配の大きな役割を担ったのが「言説」であり、複数の人々の語り、それぞれ矛盾し合いながらも総体としてある特定の方向に方向づけられ、それにより人々を規律し訓練すること。
- 2 DADT (Don't Ask Don't Tell = 「訊くな言うな」) とは、クリントン政権下で新たに採用された米軍の同性愛者の従軍に関する方針。それまで米軍では同性愛者が従軍することができず、同性愛であることを公表またはそれが発覚した場合除隊処分となっていたが、これに対する批判が高まっていたことから、この方針が新たに設けられた。この方針は、その名の通り、米軍側は軍内部の人間のセクシュアリティを訊いてはならない代わりに、同性愛者の側もまた、自らが同性愛者であることを公表してはならない、というもの。この方針は同性愛者に対する軍の差別を温存した形でのいわば折衷案であり、これが正式に廃止され、同性愛者らの従軍が可能になったのは2011年のオバマ政権下での出来事である。
- 3 ロバート・マクルーアはこれ以前にもプアの著書を模して同様のナショナリズムを「ディスアビリティ・ナショナリズム」と表現していた (McRuer 2010)。
- 4 但しフェミニズム及び女性の権利とナショナリズムに関しては、フェモナショナリズムという単語こそ使っていないもの、いくつかの研究者は早くから警鐘を鳴らしていた (Abu-Lughod 2002; Butler 2009)。そのため、フェミニズムに関してはホモナショナリズム概念の後発の概念と完全に言い切ることはできないことは註記しておきたい。
- 5 「抑圧仮説」とは、ミシェル・フーコーが『性の歴史』で批判したそれまでの一連の歴史の

認識である。フーコーによれば、この抑圧仮説は、17世紀以降、それまでは性があけっぴろげに許容されていたが、生殖を目的とする性行為のみが合法化されるようになった一方、それ以外のセクシュアリティが法を通じて抑圧されるようになったという考え方である（フーコー 1986）。フーコーは法の禁止を通じて垂直的に性が支配されているという理解の枠組を批判し、むしろ言説の流布と増加を通じた主体形成という、より微細な関係性の集合によってセクシュアリティをめぐる権力が形成されていると主張した。この抑圧仮説は、抑圧からの解放を求めるという点でフェミニズムやゲイ・レズビアン運動の前提としても共有されていたため、フーコーの抑圧仮説の否定は、これらの運動にも大きな影響を与えた。マサドはここで、「イスラームは同性愛者らを抑圧している」という言説のように、フーコーの批判を踏まえてもなお、「西洋」の外にある性に目を向ける際には、フーコーによって否定されたはずの抑圧仮説が無批判に使用されていることを批判している。

2017年2月4日：今日、ニュー・ヨーク市のストーンウォール・インでLGBTQの集会が開かれた。群衆がグリニッジ・ヴィレッジのクリストファー通りを取り囲むように集まっていたため、参加者がどれくらいの規模であったかを知るのは容易ではなかったものの、騒音の程度や群衆の密度、メインの演壇からの距離、反響するスピーカーなどから判断して、大規模なものだったのは間違いがなく、数千人は優に超え、おそらく一万人以上の人出であった。私が先週参加した他のいくつかの集会とは対照的に、今回の集会の看板は生ぬるいものだった。多くはLGBTの権利に言及していた。すなわちニュー・ヨーク市の市議会議員やその他選出議員を多く含む話者たちの演説において人権の枠組みが支配的であった。白人至上主義や「ムスリム禁止令」と呼ばれるようになったものを糾弾する看板はほとんど見られず、トランプ政権が始まってから他所の抗議行動では盛んにおこなわれてきたような側面は見られなかった。私が直近で参加した他の群衆よりも明らかに白人が多かったように感じた。いや、おそらくよりの確な表現をすれば、そこでは目に見えて黒や茶色の身体が、ほとんどいなかったのである。ある登壇者は、「我々は故郷の国から迫害を逃れてきたムスリムのLGBTQの人々を歓迎する！」と明言し、かくしてトランプがオランダの虐殺の後、LGBTQコミュニティはムスリムのテロリストから保護される必要があると述べた際に表現したものと同一論理を再演させている。そのときまだトランプはLGBTQの人々に対する職場における差別を禁止するオバマの大統領令を撤回しておらず、また、トランプが今週ずっと脅し続けていた宗教の自由大統領令を公表していなかったものの、トランプが次は「我々」を標的にするのではないか、という雰囲気があった。どんな猶予も、それが仮に妄想でなかったとしても、一時的なものだった。政権による現在のイスラーム嫌悪的レトリックおよび政策の配備によって与えられる同性愛・トランス嫌悪からのいかなる保護措置もすぐに崩壊しかかっていた。そこには「うちのシマでは許さない」という態度がはっきりと表れていた。Facebookではデモのライブ配信を視聴していた人々が、クィアの抗議者らを、LGBTQの人々をレイプし、吊るし上げ、殺すとその人々がみなす国々を支持しているとして繰り返しこき下ろしており、ソーシャル・メディアの評論家たちは移民に粘着する一方でLGBTQの権利を保護することはリベラルな国家がすることではないと指摘していた。それは9.11後の人種的三段論法の即席の再演であった。ホモナショナリズムは、それがムスリム禁止令の論理と反論双方の軸となっていたことからわかるように、健在だったのである。

こんにち、テロリズムの筋書きは9.11後の瞬間から大部分において変わっていないように感じられる。現在の政治的光景というトラウマを例外化する必要など何もない。トランプはトラウマの症状であって、原因ではない。断絶と継続についての議論が、規模や激化、

アフェクト
情動、速度、縮小、拡大、戦術についてのより鋭い分析に先行してしまっている。トランプの衝撃とは、これまで未知だった何かを明らかにしたのではなく、軽視の規模を加速させ、おおいに拡大し、そう、あなたのシマにまで危うさを拡大したことなのである。その危うさはあなたのシマでまさに起きているのだ。我々の現在の政治的状況の恐怖が定期的に繰り返されるなかにあって、私は、対テロ戦争との言説的・物質的共鳴に繰り返し驚かされる。

トランプが政権を奪取してから、トランプ政権下においてホモナショナリズムはどのようなものか、あるいはどのようなものでありうるかと多くの人が私の考えを尋ねてきた。平凡な質問であるとは言わないが、それが重要な質問であるとは思えない。もちろん、おなじみの例外主義のシーソー・メカニズムは働いている。例えば、トランプは、人種やジェンダー、性的指向に基づいて差別する国に対し資金拠出することを禁止する大統領令に署名する。数日後には、LGBTQの従業員やサービス利用者に対する差別の一形態として宗教実践の自由を拡大する大統領令の脅威が迫っている。トランプは個人の選択するトイレを使用する権利を定めるオバマの大統領令を撤回する。彼は折に触れて婚姻の平等を消滅させると脅しをかける。ホモナショナリズムの地勢はいつも矛盾含みかつ流動的であり、ある国民／^{ネイション}国家がLGBTQの人々を保護する権利を持つかどうかを局地化するものではない。むしろホモナショナリズムは、文明化されたステータスの印として、そして何故、いかにして「同性愛嫌悪」とそのリベラルな対応物である寛容が、あるときは特定の属性を持つ集団を称揚したかと思えば、まさに同じ属性を理由に（人種化された）他の集団を咎めるべく用いられているかを理解する枠組みとして、そのように権利をグローバルな統治性の諸形態の枠内で利用することについてのものだ。しかし、9.11直後とは異なり、同性愛嫌悪の隠れ蓑としてのイスラーム嫌悪の利用、容易に操作しうるイスラーム嫌悪に直面しての先取りの同性愛嫌悪は、10年前よりもはるかに、今や多くの人々が、よく認識する言説になったようだ。これらの二つの言説の編み込みをほどくことは、以前よりも可能になったように思われる。イスラーム嫌悪がある特定の人種差別であり、そして、その人種差別とは、LGBTQコミュニティに対する特別の脅威としてのムスリムのテロリスト像から部分的にはその論理が引き出されているという認識が今や広まっている。さらに、イスラーム嫌悪と反黒人の人種差別に反対する活動家の間のつながりは活発で、反人種差別の抵抗の射程を大幅に広げている。トランプが政権を取ったことで、ホモナショナリズムはかつてと比べて許容される範囲が減り、国家から寛容を譲歩させづらくなったため、偶発的で、不安定かつ脆弱なホモナショナリズムの働きがはっきり浮かび上がるようになった。しかし、どれだけ進歩の目的論的枠組みがどれだけ問題含みであろうとも、苦労して勝ち取った勝利を覆すことへの脅威は——一部の人にとっては——後退と感じられるものだ。同性婚の廃止を心配するなど、なんと皮肉なことか。そ

れと引き換えに他の多くの人々が失ったのは、それまで完全に譲歩されたことなどなかった領域なのだから。オバマ政権は、中東における米軍の軍事行動の範囲を広げ、米国の国際的な資金援助をホモナショナリズムの期待にさらに結びつける傍ら、国内のLGBTQの市民権の獲得を巧妙に導いた。

私は2001年9月11日の余波の最中に『テロリスト・アッセンブレージズ』を上梓した。この時系列は、有色のクィアやクィアの移民、ニュー・ヨーク市やその近郊で活動するシク・コミュニティの在り方と範囲を劇的に再定義した。さらにこの時系列は、過去・現在・未来の時間枠組みがもはや意味（常識）を成すとは考えられなかった一方で、「今、ここ」という緊急性に注意を向けることを一貫して要求した。どちらもニュー・ヨーク市にある「南アジア・レズビアン・ゲイ協会」やオードリー・ロード・プロジェクトは、性的・人種的正義の混成について私が学んだ主な場所であった。これらの対話は、セクシュアリティのナショナリズムとの関係性を分析した1990年代の米国の学術と活動家が協働した数多くのフォーラムと共鳴していた。（ブラック・ネーション／クィア・ネーションの会議や1998年のCLAGSのローカルな同性愛／グローバル・クィアに関する会議と思い出している。）私はベイ・エリアで1994年から2000年にかけてアジアの家庭内虐待および反暴力のグループら、なかでも南アジア系の女性への家庭内暴力の相談窓口であるナリカやアジア女性ネットワーク、そして初の南アジア系クィア団体であるトリコーンとともに活動していた。クィア・アクティヴィズムとクィア理論の回路がナショナリズムの形成に挑戦しようとする際に、なぜ、いかにしてアイデンティティの新植民主義的枠組みを時に無自覚に再生産してしまうかもしれないのかについて、多くの人が議論していた。このとき私は、国民／国家は異性愛規範的であるとか、クィアは本質的に国民国家にとってはみ出し者である^{アウトロー}と主張するトランスナショナルなフェミニズム言説とクィア理論のお決まりの常套句に徐々に不安を覚えるようになった。「異性愛規範的なナショナリズム」というフレーズは私の大学院生時代、クィアでトランスナショナルなフェミニズム的捉え方の一部として広く使われていた用語であった。M・ジャッキー・アレクサンダーの著作に依拠し、トリニダードにおけるゲイとレズビアン^{ネーション}の組織およびインド系・アフリカ系トリニダード人の人種的・性的同盟について書いた私の博士論文の研究の影響で、「同性愛が違法である」状態であっても、規範的／非規範的異性愛を凝結させる人種的階層は、認識された、あるいは予想しうる同性愛の構築に影響を与えてもいると私は考えはじめた。アフリカ系トリニダード人はトリニダード・トバゴの近代主体として構築された一方で、インド系トリニダード人はトリニダードの継承者にふさわしくないと見なされただけでなく、原始的で、遅れていて野蛮なセクシュアリティの参照先としての地位を占めた。したがってアフリカ系トリニダード人は異性愛規範的であるだけでなく、

同性愛規範的であるのにも十分近代的であると投影された。その一方で、インド系トリニダード人は不適切な異性愛でありかつ変態的で挑発的な同性愛として構築された。当時私は気づいていなかったが、トリニダードにおいて国民／国家への帰属が同性愛の特定の形態を否定するのではなく縫い合わせるのだという私の認識は、ホモナショナリズムの概念の先駆けであった。

皮肉なことに、レズビアンやゲイ、クィアが、グローバルな欧米の支配の覇権的で新植民地帝国主義的な指標となるかもしれない（これらの指標はナショナリズムの諸形態に対立するものであったとしても）というこれらのフォーラムの先見の明のある懸念は、私見では、しばしばその反対派としての軸を前提とするあまり、我々の仲間内において米国のナショナリズムをあまり検討してこず、考えが時代遅れになっていた。つまり、クィア性の語彙のグローバル化効果と他所での米国の国民／国家規範の規定に注意深くあった一方で、クィア性の米国における国民／国家化効果は検討されずにおり、異性愛規範的なナショナリズムに対する批判が、クィア性のあらゆる形態にはナショナリズムそれ自体が存在しないことの証明であると誤解されることとなった。同様に、クィア理論の帝国との関係、帝国による知的生産プロジェクトに組み込まれたクィア理論に対する関心も希薄であった。さらに、グローバル・サウス地域からのクィア理論的生産と記録は、他地域における特別な証明として、すなわち「ローカル」の生データとして頻繁に称賛された。セクシュアリティ研究（他の文脈においては単にクィア理論として受け入れられるはずだが）としてしばしば提示されるこれらの記録は、適切なクィア理論（越境的でありながら米国に特定のクィア理論）として数えられるのではなく、「グローバル」に挑戦し、修正するものとして読まれた。この点において、クィア理論は、当時、そしておそらく現在でさえ、地域研究、すなわちアメリカ研究として、最も説得力のある形で機能している。アメリカ研究としてのクィア理論とセクシュアリティ研究の分岐は、国際的な分業体制を通じて生産された地政学的なものでもあり、また、クィア理論が人文学をしばしば称賛する一方でセクシュアリティ研究が人類学と社会学において研究されているという点で根強い学問分野の分断でもある。

これらの問題のいくつかを紐解くため、私は、その覇権的な「クィアな^{アウトロー}はみ出し者」に、「ホモナショナリズム」の概念を通じて挑戦した。その「ホモナショナリズム」の概念は、ゲイやレズビアンの主体／国民に対する「受容」や「寛容」を、国民／国家の統治の正当性と能力が評価されるバロメーターとして利用することを指し示す。ホモナショナリズムは、国民／国家空間における人種化されたコミュニティの間の関係性を利用し、ホモナショナリズムの期待を通じて、それらのコミュニティを人種化されたものとして縫い付けもする。私は『テロリスト・アッセンブレイジズ』を、間違いを正すものとしてというよりも議論を促

すことを意図して書いたのだが、私には、クィアが国民／^{ネイション}国家に対してはみ出し者であるというモデルは、脆弱性を主張することで自身の特権を再生産する、有害なまでに非交差的なクィア性の強化のように思えた。「今クィア理論にとって何がクィアなのか」と題した2005年の *Social Text* 紙の特集では、デイヴィッド・エンとジャック・ハルバスタム、故ホセ・エステバン・ムニョスによって書かれた導入部分で同様の懸念が表明されていた。分野の状況に関するある種の緊急性を念頭に、3人は「加えて、新たなクィア・スタディーズは、政治経済と対テロ戦争の地政学、性的・人種的・ジェンダー化された階層の国民／^{ナショナル}国家的表出の間の歴史的関係性を形作ってきた20世紀後半のグローバルな危機への考察を拡大することを主張している」と書いている。最近、マヤ・ミクダシと私はこの方針を踏襲するように、「クィア理論と恒久的戦争」という短い議論を喚起する文章を書いた。そのなかで、米国の入植者植民地主義および帝国関係に対し借りがあることについて答責性のあるクィア理論の記述を主張すると同時に、かつて「ローカル」と呼ばれた人々によるクィア理論化の回路の可読性との関連で、米国をローカル化することについても主張した¹。

我々は、今同様に、再評価の岐路に立っている。すなわちトランプ時代のホモナショナリズムは、クィア理論化の戦略と戦術の再考を今一度、必要としている。クィアは今や生政治的な統治に生産的なものとされている。ますます望ましい近代性の属性として、文明の優越性をめぐる闘争において肯定的な修辭的機能として動員されている。その時クィアは、パレスチナ解放運動における「クィア・インターナショナル」の歓迎、ゲイやレズビアンの人権に関する言説、すなわち新自由主義経済におけるニッチ市場における呼びかけの様式に見られるようなグローバルな連帯運動に統合されている。我々はクィア、そしてクィア理論が、生政治的な人口人種差別の再生産に利するべく現在機能しているやり口を無数に挙げ続けることができる。これは『テロリスト・アッセンブレイジズ』の私の主訴であるが、非常に問題のある目的のために規律を整え、配備することなどを含む、クィアの成功と闘わなければならないように思われる。したがって、現在の政治的状況を鑑みるに（それを例外化したいわけではないが、過小評価したくもない）、米国を恒久的な戦争の場として——アフガニスタンやイラク、パキスタン、シリア、イエメンにおけるグローバルなテロとの戦いという恒久的な戦争を生成する者として——そしてクィア理論的生産の肥沃な土壌として理論化する企図はかつてないほどに喫緊である。クィア理論は今、政治的栄養源や、反人種差別・反帝国主義・反占領の組織化の方法について、そして崩壊しつつある公共圏における言論のあり方、フェイクニュース産業、暴走したポスト構造主義、そして強制収容所が収容センターとなるポストファクト世界への挑戦の方法について、何を提供できるのか。すなわち、クィア理論は我々に何をもたらすのか。

10年前の『テロリスト・アッセンブレイズ』の出版以降、権利言説の不正かつ構成的な暴力性を示す悲痛で痛ましい事例が数えきれないほど起きてきた。投票権法の主要な施行規定が廃止されたのと同じ日に「結婚防衛法」が廃止されたことは、人種や階級に基づく選挙権剥奪の扉を開くものであり、ホモナショナリズムの重要性について、引き続き議論を促し、ニュアンスを付け加えている²。米軍における同性愛の禁止——「言うな訊くな」政策——が2010年の12月18日に廃止されたが、そのまさに同じ日に米上院は、不法滞在の学生数百万人を合法化し、高等教育や、皮肉なことに軍への入隊を認めるという法案であるDREAM（外国人未成年のための開発、救済、教育に関する法律）を（一時的に）停止した。2009年秋、ゲイ、レズビアン、トランスジェンダーに対する憎悪犯罪をはじめて刑事罰の対象とする連邦法であるマシュー・シェパード・ジェームズ・バード・ジュニア憎悪犯罪防止法が可決されたのは、皮肉にも、軍事予算案にあわせて提出されたことが主な要因であった。クィアの進歩がテロとの戦いを支持しないなど、とんでもない³。2008年の金融危機と、サブプライム住宅ローン金利の混乱に付け込まれたアフリカ系アメリカ人やラテン系住民の住宅所有者の大規模な権利剥奪の影で、2015年に同性婚が法制化されたことは、住宅および故郷を、異性愛者の家庭であるかそれとも同性愛者の家庭であるかにかかわらず警備強化してしまうことと（ゲイの）都市浄化の関連性を文字通り象徴するものであった。

『テロリスト・アッセンブレイズ』で私が意図したのは、単に米国という国家によるクィアな身体ジェントリフィケーションの道具化の関係性を示すこと、あるいは、クィア・コミュニティによる米国のナショナリズム、そしてしばしば排外主義的で帝国主義的な利害の受容を示すことだけではない。ホモナショナリズムは、レズビアンやゲイのリベラルな権利言説が、他の集団を文化的・法的形態の権利から部分的または完全に排除するという犠牲のもとに、一部の集団に対してそれらの市民権を付与する、進歩と近代性の物語をいかに作り出しているかに対する批判を本質的に抉り出すものだ。簡単に言えば、ホモナショナリズムとは、LGBTQの法的・消費者的・表象的な認知と、福祉の提供と移民の権利の削減、それから監視・拘束・国外追放を行う国家権力の拡大における付随的な擡頭なのである。この過程は、人種化された他者の、とりわけオリエンタリズム的でネオ・オリエンタリズム的な投影が向けられるムスリムの他者の、病的な倒錯的（ホモおよびヘテロ）セクシュアリティのな反復との関連において、同性愛者の主体サブジェクト／国民の品行方正リスペクタビリティさを持ちあげることに依拠している。しかし、『テロリスト・アッセンブレイズ』ではキリスト教的白人世俗主義規範としてのクィア性の浸透だけでなく、ヒンドゥー世俗主義とインド・ナショナリズムがしばしば合流する米国の南アジア系クィア・コミュニティにおけるホモナショナリズムの浸透にも注目した。そのため、ホモナショナリズムは、主流LGBTコミュニティの人種的排除と白人性に対する批判としてのゲイの人種

差別の類義語でも、いかにゲイとレズビアンアイデンティティが保守派の政治的想像力へ利用可能になったかを明示するような手段でもない。

ホモナショナリズムという概念は、様々なニーズ、戦略、政治に適合するように応用され再配備されてきた。それは、さまざまな政治運動や闘争にまたがる相乗効果を生み出し、アカデミアと活動家ら、理論と実践の緊張関係に関する重要な議論だけでなく、広大な理論的パラダイムを生み出してきた。本書とその概念装置は、異なる学問分野や地政学的な領域を横断し、活動家と学者の種族間の壁を何度も越え、北欧、中東、インド、米国で進行中の組織化と共鳴してきた⁴。フランスでは、ホモナショナリズムに関する活発な議論が起こっており、この本は面白いことに、一部の界限では、そのクィア・インターセクショナルな主張がもとで非難されている。ホモナショナリズムとイスラエルのピンクウォッシングの関係について指摘する論者もいる。また、交差性^{アッセンブレイジ}と寄せ集めの理論化を取り上げ、私が、白人男性の基準性が制度的に中心的な位置を占めることとのかかわりにおいて、黒人フェミニスト理論の歴史や不安定性を等閑視していると正しく指摘する者もいる。この点については、後の論考で誤りと省略してしまった部分を修正しようと思う。黒人女性運動家の先駆的な研究に触発され、また20年間にわたり交差的な学問を主張し、生産してきた者として、交差性を再考するにあたって私が関心を抱いたのは、理論への固執では決してなく、むしろメル・チェンが「野性的な方法論」と呼ぶものへの取り組むことであった。

私自身は、ホモナショナリズムをアイデンティティ、立場、あるいは非難、すなわち「良い」クィア（進歩的／反体制的／政治的に左派）と「悪い」クィア（迎合的／保守的／政治的に破綻）を区別するための、新たな指標とは考えていない。特に、ホモナショナリズムはとりわけある種の非難として役に立つものではないと感じている。その非難とは、一部の者が、（ほとんどの場合、政治的前衛のひとつである、あるいは政治的に純粹で超越的、あるいは本質的に批判を免れる存在として、「クィア」という立場を主張するおかげで）まるで魔法の力でホモナショナリズムから免れており、また、我々の中には本質的にホモナショナリズムに傾きやすい者もいるかのような非難である。そのホモナショナリズムの非難は、我々自身が「クィア」や「国民／国家」と不可避的で複雑な共犯関係にあることを否定するのに利してしまう（Massad 2013）。ホモナショナリズムは（単なる描写やスタンス、立場ではなく）分析的なものとして、そもそもなぜ「ゲイフレンドリー」という国民／国家の立場が望ましいとされるようになったのかを歴史化し理解するべく配備され、LGBTのリベラルな権利運動の成功がもたらした結果を強力に理解しようとするものだ。近代性と同様に、ホモナショナリズムにも抵抗し、再解釈することはできるが、完全に拒否することはできない。我々は皆、それに従って主体／国民^{サブジェクト}として生産されているのだ、たとえそれに反対していても。ホ

モナショナリズムは、内側にある／内包されているか、あるいは反対に外側にある／外にあるか、というのではなく、ひとつの新自由主義的な主体／国民形成の構造化の作用なのである。マヤ・ミクダシが分かりやすく説明しているように、「ホモナショナリズム」は陰謀的な「ゲイ・インターナショナル」の最終目標ではなく、むしろ国家間の力関係だけでなく、国内の力関係をも管理する新自由主義の原理に準拠した世界の再構築のひとつの側面にすぎない（Mikdashy 2011）。「主流派／グローバルなクィア」を「有色人種／非西洋のクィア」に対立させることに依拠し続けるこの呼びかけ - 応答の過程は、「クィア」が複数の国民／国家的、地域的、ローカルな領域に影響を及ぼしながらこれらの境界を越えた特権化された記号として生産されている複雑な社会的領域をしばしば検証できずにいる。ジョセフ・マサドの著作は、セクシュアリティの歴史や「セクシュアリティ」という主 徴が植民地行政制度を通じて移動したことについて不正確な記述をしているわけではないが、これらの国境を越えた回路に汚染されていないサバルタンの土着の性的主体の姿を特権化するような「ゲイ・インターナショナル」の記述は、彼が弱体化・打破されるべきだと主張する西洋とそれ以外との間の区別を再び現実化してしまっている。

したがって、ホモナショナリズムとは、（逸脱や「悪くなってしまったりベラリズム」なのではなく）近代性の構成的な側面であり、国民国家による保護に値する（一部の）同性愛者の身体の出現によって特徴づけられる歴史的な転換であり、国家、資本主義、そしてセクシュアリティの間における構成的かつ根源的な再方向づけなのである。この歴史的瞬間は、国内および国境を越えた政治の可能性の条件として、まずホモナショナリズムに関与しなければならぬほどホモナショナリズム的であると言える。そして、ここにホモナショナリズムの醜悪さがある。ある場合には、そのおめぐみを通じてセクシュアリティを規律する力に身体をより深く結びつけ、定着させる（フーコーの言葉を借りれば、我々が求めるのはセクシュアリティの自由ではなく、セクシュアリティからの自由である）一方で、この結びつきという名のもとに、他者に対しては説得力がありながらも残忍なりベラリズムを実践するという二焦点能力を持つ。トランプは、すでに疑われていること以上のことを行うだろう。ヨーヨーのようにコロコロと態度を変え、ある瞬間には保護の撤廃をほのめかし、別の瞬間には他の国や宗教、人種を中傷するためにこれらの保護を賞賛する。ホモナショナリズムの寄せ集めは、^{アッセンブレイジ}トランプや国民国家一般に、優れた武器の数々を提供している。その武器とは、（近代のもう一つの永続的な構造である国民国家と結びついている）近代の構造や、地政学および歴史的な勢力の合流、文化および物質の両面における「多文化的差異」を通じた資本主義的蓄積に対する新自由主義的利益（クィアが消費者として他のニッチ市場、とりわけ民族的な市場と並んで出現している）、人口管理を目的とした生政治的な国家の実践、

そして、自由や解放、権利に関する言説への情動的投資（^{アフェクト}ゲイ・レズビアンとセクシュアリティの人権言説への投資が最も顕著であるが、同時に、それがあつ種の愛着の読み取り、すなわち国民国家への愛着は正当な主張や権利として生じるといふ意味において情動的な^{アフェクト}アッセンブレイジ寄せ集めとしても）である。

ホモナショナリズムは、特定の国民国家、組織あるいは個人による活動や性質ではなく、権力の場と再定義されているが、それは、たとえそれが、名指すために生み出された変化そのものの中で動員されるようになったとしても、近代性の概念における歴史的な変化を追跡する方法を提供する点においてのみ有用なものなのだ。つまり私が思うに、これが意味するのは、我々は皆ホモナショナリズムに逆らつて生まれたのではなく、それを通じて生み出された主体／国民であるということでもある。そして、このことは、もはや個別のものではなく、むしろ多数の主体／国民に分散している、^{サブジェクト}行為性と^{エイジェンシー}答責性に関する複雑な疑問を我々に突きつけている。したがつて、私にとつての疑問は、だれがホモナショナリストと呼べるか呼べないのか、あるいは、どの組織化する活動がホモナショナリストであるかそうでないかということよりも、むしろ、ホモナショナリズムに対する構造的な期待、つまり支配的になりつつある期待が、そのような呼びかけに抵抗したいと当然望みながらも、ホモナショナリズムの同じ論理を通じてその抵抗を明確に表現する必要がある集団によつて、どのように交渉されるかということである。ホモナショナリズムは、国家や地理的な文脈によつて、どのように作用し、戦略的に操作されているのか。また、^{ナショナル}国民／国家の帝国主義的・拡張主義的なプロジェクトではなく、^{ナショナル}国民／国家の解放プロジェクトに生産的に内在するホモナショナリズムはあるのか⁵。

つまりホモナショナリズムは、国民国家の形成において、異性愛規範の重視から同性愛規範の包含の度合いが高まるという歴史的な変化を指している。ホモナショナリズムの包摂－排除の過程は、9.11 という孤立した一瞬の出来事によつて固着しているわけではない。9月11日は、危険な歴史の具象化を促す原初的な引き金として時に機能しているように思える（それは、米国では「9/11 産業」と皮肉を込めて呼ばれることもある）。今、9.11の瞬間を振り返つてみると、『テロリスト・アッセンブレイジズ』における私の関心は、リベラルな包摂の政治を通じて、白人としての性的他者やストレートとしての人種的他者を生み出し続けたポスト公民権運動の時代の40年間という期間にあつた。確かに9月11日の事件は、エドワード・サイードが主張していたようにすでに「脱植民地化の時代」の動揺であつたイスラーム嫌悪の諸形態を明らかにし、浮かびあがらせた（Said 1981）。米国の場合、ナヤン・シャー、エスネ・ルベイド、シボン・サマーヴィルの研究が挙げられる。これらの人々は皆、移民法、性的活動の犯罪化、国境警備における人種的な分断の諸形態に焦点を当て、より早い時

期におけるこの二元的な生産について詳しく論じている。

この歴史学的研究は、次の疑問を投げかけている。ホモナショナリズムと呼ばれるようになる以前のホモナショナリズムとは何だったのか。ホモナショナリズムという用語が誕生し、9月11日以降に顕現するはるか以前から存在するとして、ホモナショナリズムを歴史化するにはどうすればよいのか。ホモナショナリズムが確立されるために必要な歴史的な収束とは何なのか、また、この確立から逸脱する可能性のある脱線の道筋にはどのようなものがあるのか。ホモナショナリズムの用語で何かが名付けられる場合、それは同時に、米国、イスラーム嫌悪、「テロとの戦い」という時代区分の枠組みにも縛り付けられることになるのだろうか。ジョセフ・マサドが指摘するようにイスラームが他者であり、イスラームが他者に対して使われる「テロとの戦い」という時代区分に (Massad 2009)。この時代区分は、どのような過去の歴史を——そして、セクシュアリティ、^{ネイション}国民／国家、近代性に関するどのような前提を——曖昧にしているのだろうか⁶。そして、これらの名付けがいかにして我々が対抗しようとしている権力のまさにその力の言説的累積を再帰的に生み出すのか⁷。

ホモナショナリズムの期間がより長ければ、ナショナリズムが包摂する同性愛アイデンティティの形成諸過程と同様に、ナショナリズムの形成諸過程も解明されると仮定するならば、ホモナショナリズム研究が引き起こした最も強力な方向転換のひとつは、米国の国民国家の構造化暴力についてのものである。入植者植民地主義研究の研究者であるスコット・モーゲンセンは、ホモナショナリズムは、国民国家とある種の関係にある「同性愛性」を生み出すだけでなく、入植者植民地的^{ネイション}国民を自然化し、その国民を再構築されていない入植者として正常化するナショナリズムと国民の一形態を具象化するものであると指摘している。入植は、近代キア主体の形成を条件づけている。そのため、ホモナショナリズムは入植者植民地主義を自然化する一つの過程でもあるので、入植者植民地主義研究と足並みを揃えて考察することで、ある種的手段として自らの批判力を再編成するのに利することが可能だ。モーゲンセンの研究は、入植者植民地主義に対抗する活動家との同盟を承認の引用実践として要請することの問題も明確にしている (Morgensen 2013)。ニシャント・ウパディヤイとマイケル・コナーズ・ジャックマンは、カナダの文脈において、この引用実践の根本的な側面を詳しく説明している。すなわち、パレスチナと連帯する北米の反ピンクウォッシュ団体は、米国とカナダのゲイ・フレンドリーな状況と米国とカナダの入植者植民地主義の両方を自然化することで、知らず知らずのうちにグローバル・ノースを「ピンクウォッシュ」する可能性があるのである (Jackman and Upadhyay 2013)。ホモナショナリズムは、黒人奴隷制と入植者植民地主義を米国における生政治的権力の形態として位置づけるだけでなく、入植者植民地主義を現在の条件として位置づけ、入植者植民地主義を不可逆的な過去の一部として絶

えず再編成する入植者の忘却に抗うためにも、^{サブジェクト}主体／国民建設の根幹をなす物語に取り組む必要がある。モーゲンセンの研究が示唆するように、入植者植民地主義的な^{サブジェクト}主体／国民がホモナショナリズム的^{サブジェクト}主体／国民であるとすれば、「我々」は「皆」ホモナショナリズムの共犯者である。マーク・リフキンの研究の通り、入植が国民の概念を条件づけるなら、国民と国家についてのクィアな批判は、市民権や国民^{ネーション}／国家といったカテゴリーの自然化に再び注力される。したがって、クィア理論は、その^{アンマーケット}無徴の入植者の主体性に対して答責性を果たす必要があるのである⁸。そして、^{アンマーケット}無徴のアメリカ研究としてのクィア理論についての質問に戻るならば、クィア理論は自身の偏りと対峙しなければならない。

入植者植民地主義というプロジェクトと関連しているのは、入植者の主体性の一部としてのキリスト教の確立である。宗教学の研究者であるブロック・ペリー、マイア・コイストロス、メリッサ・ウィルコックス、ジョセフ・マーシャルは、『テロリスト・アッセンブレイジ』におけるクィアな世俗主義の理論化を深めてきた⁹。米国の文化における世俗主義とは、幻想である。それは「キリスト教的世俗主義」であり、つまり認識論的に純粋な世俗的な立場など存在しないことを意味する。(新)自由主義の政治では、「教会と国家」の分離という想像上の概念が、西洋文化や国家形態を本質的に優れたものとして、一部のイスラーム諸国やアラブ諸国と比較するためにしばしば用いられ、これらの国々や政府を「神権国家的」で、西洋の近代性とは対立するものと位置づけている。世俗主義や世俗的なものを本質的に宗教的なものとして、あるいは宗教的思想・歴史から(歴史的あるいは架空に)形成されたものとして積極的に考察するために、宗教学は世俗主義を「宗教化」し始める。

救世主的物語や宣教の衝動は、キリスト教的な帝国－神学的概念であり、例外主義の諸形態を助長するものである。ムスリムのセクシュアリティに関連するテロとの戦いにおける例外の作用は、すでに間接的に、例外理論を活性化するキリスト教世俗主義の伏流的な言説を理解していた。奇跡が例外へと変質する例外状態の言説におけるこのキリスト教的な属性や、キリスト教的な世俗主義の解釈がムスリムのクィアとの関連における反宗教的な傲慢を形成するクィア世俗言説におけるキリスト教的な属性は、ホモナショナリズムを支えるキリスト教的世俗主義を活性化している。宗教性は、非合理的な原理主義と抑圧されたセクシュアリティに駆り立てられた人種的「他者」によって完全に体现され、その中に宿っている。

「宗教対セクシュアリティ」という、宗教に関するクィア理論の特定の分野を支配してきたある種の規範的な枠組みは、ここで崩壊し始めている。この二項対立——宗教は^{ア・プリオリ}先験的に同性愛に反対し、それを追放し、その他のあらゆるセクシュアリティを罪として病的なものとみなすという名目で、再生産的なセクシュアリティを是認する規制的な制度として機能している、という——を鋭く問いただす多くの研究は、ジャネット・ジャコブセンとアン・ペ

レグリーニの基礎的な研究に由来しており、特にこれらの研究者らの素晴らしい著書『愛と罪：性的規制と宗教的寛容の限界』にその成果が示されている。私は、二人の簡潔な表現を思い出す。「当然、『彼ら』（宗教的な人々）はクィアである『我々』を嫌っているのだ」と。このような闘争の描写は、実際、多くの宗教的伝統における神学的言説を反映し、さらに世俗的とされているが実際にはキリスト教的世界観と右翼宗教的過激派運動が暗に（そしてしばしば明示的に）下支えして（上書きして）いることが知られている性的権利に対する国家の抵抗を反映している。ジャコブセンとペレグリーニの緊張感をはらんだ刺激的な主張は、宗教コミュニティとの関わりがほとんどあるいは比較的少なく、宗教は本質的かつ根源的に反クィア的に世界を形作る最前線にあるという主張に強く同意するかもしれない（主に世俗的な？）クィア理論の聴衆の文脈において、最も強く感じられる。

宗教と人種の歴史的な相互作用について考えるという観点から見ると、この二元論はもう少し複雑になる。一部の宗教的伝統は、クィアとして病理化されてきた、あるいは病理化されている。宗教と（同）性愛ホモ セクシュアリティの二項対立の脱構築は、人種的・文明的な例外主義の物語を強固なものとしようとするホモナショナリズム的な傾向を裏打ちしている、あるいは推進している可能性があるキリスト教的例外主義の形に危険なほど接近している。そのため、ジャコブセンとペレグリーニの定式化の逆もまた重要であると私はしばしば考える。当然「彼ら」（クィアな人々）は「我々」すなわち、宗教的なものを嫌っているのだ。ただここで私は、宗教的なクィア、あるいはクィアに宗教的な人々は、交差的な争いによって、ホモナショナリズム的例外主義の諸形態を目指すことを義務付けられているため、この二項対立が反転するというだけでなく、脱構築されているという含意についても指摘したい。

端的に言うならば、ホモナショナリズムを駆り立てる性的例外主義はキリスト教的例外主義の諸形態に深く結ばれている。したがって、ユダヤ教徒やキリスト教徒の同性愛者よりもムスリムの同性愛者の方が、自らの宗教性、そして宗教と同性愛の間の難解な対立として理解されているものとの関係を、より明確にするよう求められる理由について、私はこれ以上の正確な分析は思いつかない。それは、メトロポリタン・コミュニティ教会のような、一部の進歩的な宗教団体が示すかもしれないクィア例外主義の形が、おそらく人種的または文明的な優越性の形態を再表明しているというだけではない。ベリーは、ホモナショナリズムの論理の範囲内で通常想定されるような、ムスリムが同性愛に寛容でない、つまり同性愛嫌悪が強いというのは正しいとは言えないと指摘している。むしろ、この二項対立的な言説は、キリスト教の教えがすでに例外の条件を規定しており、したがって、キリスト教の伝統の中では、ホモナショナリズムとそれに付随するアイデンティタリヤンの形成が容易に共存できるため、ムスリムのクィアにとって容赦ないものとなっている¹⁰。実際、フーコーは『性の

歴史』第1巻で、(の) 抑圧を信じ込むことが、告白、すなわち「より良い、明るい未来」への布教であり、救済につながる組織化のメカニズムであると指摘している¹¹。レイ・チョウは、抑圧仮説は一種の解放の神学に等しいと書いている。規範的なクィア（世俗）実践であるカミングアウトをするという行為は、したがって宗教的な告白として台本化されている（Chow 2002）。その告白は、フーコーが「話者の利益」と呼ぶものの力を生み出す。つまり、について語るができる人は、その（宗教的な）束縛を破った自由な存在として見られるのだ。注目すべき点が三つある。一つ目は、キリスト教的な属性が、奇跡が例外へと変質する例外状態の言説を助長していること。二つ目は、世俗主義の水面下にある、特にキリスト教的な形態に依拠するクィアな世俗言説が、特にムスリムのクィアに関して反宗教的な高慢さを助長していること。三つ目は、キリスト教的世俗主義が、ホモナショナリズムだけでなく、クィア性そのものを支えていることである。

そのため、クィアな世俗主義は、宗教性や、宗教的帰属と信仰がもたらす機会との関連において拒絶の空間に宿るだけでなく、クィアな世俗主義が依拠し、また煽り立てるキリスト教の基盤との関係をも覆い隠してしまっている。ホモナショナリズムの領域において、敵対する宗教の恒常的な人種化と性化は、すなわち、クィアな世俗性の政治の重要な要素である。このことは、見かけ上世俗的な言説の選択的な性質を暴いているが、それは規範的な世俗主義に対していかにこの言説が振る舞うかを示している。そのためクィアの世俗主義は、古典的な世俗主義的対立に依然として関与し、自らを属人化せず、政治および政治空間から退かない宗教を取り締まるのである。セクシュアリティへの反対としての宗教という二項対立を拒否するクィアな立場とは、世俗的なものこそがクィアな世界の創造の唯一の空間であるということに抗うものだ。しかし、必要なのは、世俗的なものだけでなく、クィア性そのものの宗教的基盤と規範を問い直すことである。この二重のアプローチなしでは、世俗的なクィア性は、世俗的なものを批判することで正そうと目論む人種的・文明的な優越性の言説を再び主張してもおかしくない。

トランプ時代流のホモナショナリズムは、巧妙に弾力性があり、(キリスト教的世俗の)クィアのため恐れられるべき人種的他者や宗教的他者を生み出し続けているが、決してそれが直接的に利することはないのである。2017年3月、トークショーの司会者でレズビアンであるとされるエレン・デジェネレスが、元大統領で戦争犯罪者でもあるジョージ・W・ブッシュと抱擁している写真が『The Ellen Show』で放映されたのを目にしたが、ホモナショナリズムは、宗教的なムスリム入国禁止令を（クィアな）世俗の言葉で正当化するだけでなく、9.11とそれを主導した者たち、すなわち戦争を好むブッシュと、きれい事ばかりの新自由主義的なオバマの的な正常化をも推進している。この以前の例外状態が正常化した状態は、抑制の

ないサディズム的なトランプ時代にも続いている。最近、私は『テロリスト・アッセンブレイジズ』が「今こそかつてないほどに重要である」という意見を耳にする。この意見が現在の政治情勢をどれだけ悲観的に捉えているかもしれないとしても、私は希望を抱いている。『テロリスト・アッセンブレイジズ』が、パニックに陥った言説に満たされた9.11について忘却してしまうのと闘うのに役立つ、その結果、米国の例外主義に対する我々の関係を再び再構築してくれるだろうという希望である。そして、事実、まさにこの米国の例外主義こそが、クィア理論をアメリカ研究として地方化し続けているだけでなく、より問題なことに、クィア理論を米国の帝國的な影響力の回路の再生産に縫い合わせているのである。

参考文献

- Chow, Rey, 2002, *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*, Durham: Duke University Press.
- Eng, David, Jack Halberstam, and Jose Munoz, 2005, “What’s Queer about Queer Theory Now,” *Social Text*, 23(3–4): 1-17.
- Foucault, Michel, 1978, *The History of Sexuality*, vol.1, New York: Vintage.
- Greenhouse, Linda, 2013, “Current Conditions,” *New York Times*, June 26. <http://opinionator.blogs.nytimes.com/2013/06/26/current-conditions/>.
- Jackman, Connors M., and Nishant Upadhyay, 2013, “Whose Occupation Does Pinkwashing Obscure?: Queer Politics and Indigenous Colonization in Canada,” Homonationalism and Pinkwashing Conference, City University of New York Graduate Center, New York, April 11.
- Jakobsen, Janet, and Ann Pellegrini, 2004, *Love the Sin: Sexual Regulation and the Limits of Religious Tolerance*, Boston: Beacon Press.
- Kotrosh, Maia, 2014, “The Queer Life of Christian Exceptionalism,” *Culture and Religion*, 15 (2): 158–65.
- Massad, Joseph, 2009, Keynote, Asian Sexualities conference, Oberlin College, October.
- , 2013, “The Empire of Sexuality: An Interview with Joseph Massad,” (Retrieved March 5, 2013, http://www.jadaliyya.com/pages/index/10461/the-empire-of-sexuality_an-interview-with-joseph-m).
- Mascaro, Lisa, and Michael Muskal, 2010, “Senate Moves to End ‘Don’t Ask, Don’t Tell,’ Fails to Advance Dream Act,” *Los Angeles Times*, December 18. <http://articles.latimes.com/2010/dec/18/news/la-pn-1218-senate-dadt-dream-20101219> (January 15, 2013).
- Mikdash, Maya, 2011, “Gay Rights as Human Rights: Pinkwashing Homonationalism,” (Retrieved December 15, 2011, http://www.jadaliyya.com/pages/index/3560/gay-rights-as-human-rights_pinkwashing-homonationalism).
- Mikdash, Maya, and Jasbir K. Puar, 2016, “Queer Theory and Permanent War,” *GLQ: A Journal of Gay*

and Lesbian Studies, 22 (2): 215–22.

Morgensen, Scott, 2013, “Settler Colonialism and Alliance: Comparative Challenges to Pinkwashing and Homonationalism,” (Retrieved March 30, 2013, http://www.jadaliyya.com/pages/index/11016/settler-colonialism-and-alliance_comparative-chall).

———, 2010, “Settler Homonationalism: Theorizing Settler Colonialism within Queer Modernities,” *GLQ: A Journal of Gay and Lesbian Studies*, 16 (1–2): 105–31.

Perry, Brock, Maia Koistros, Melissa Wilcox, and Joseph Marshall, 2014, “Terrorist Assemblages Meets the Study of Religion,” *Culture and Religion*, 15 (2): 153–157.

Reddy, Chandan, 2011, *Freedom with Violence: Race, Sexuality and the US State*, Durham: Duke University Press.

Said, Edward, 1981, *Covering Islam: How the Media and the Experts Determine How We See the Rest of the World*, New York: Vintage.

(Endnotes)

- 1 我々は、次のように主張して、この論文を続けた。「我々は、すべての他者の未来のための包括的な力、すなわち国境を越えた進歩の旅の到達点としての米国を退けようとするクィア理論におけるある種の政治を求める。それはつまり、米国という特権的な場所が、クィアとは何か、クィアに何ができるのか、そして、他の場所におけるクィアな身体の実現に影響を与える知識の領域をどのように形成するのかを形作っていることを踏まえ、こう問うことだ。クィア理論それ自体における米国ナショナリズムの生産に対する批判が、クィア理論化において中心的なものではなく、むしろ付随的なものにとどまっているのはなぜか、と。米国のクィア理論は、ホモナショナリズム的なのだろうか。つまりその能力や（帝國的な）影響力を拡大するために、まだ分析されていないある種のナショナリズムに借りのあるようなものなのか。

「また、クィア理論の主題がどのような判読可能な姿であるのか、そしてクィア理論が戦争による大規模な身体の実現や衰弱とともにどのようにして現れ、交流することが可能なのかについても我々は疑問を投げかけた。クィア理論は（今なお）性的な、またはジェンダー化された身体、あるいは性的な、またはジェンダー化された損傷を必要としているのか——特に、ホモナショナリズムのプロジェクトが、国境を越えた、帝国主義的な、入植者植民地主義的な、性的およびジェンダー化された損傷の諸形態を生み出し、固定化させるものであるならば。おそらく、戦争や植民地化が日常的な生活の文脈である場所から考えた場合、我々は、性的な損傷とは何か、そして性的またはジェンダー化された損傷や暴力の割り当てが経

済、政治、軍事において果たす役割について、そもそも考え直す必要があるのではないかと考えた。」執筆当時、我々は中東を、米国の帝国主義的侵略に悩まされ続ける永遠の紛争、死、弱体化の場として位置づけ、「恒久的な戦争」という用語を使用することを決めていた。しかし、我々が言及しているのは、当然ながら米国もまた恒久戦争の場であるということに、遅ればせながら気づいた。米国を恒久的な戦争の場として捉えるというこの省察は、まさに我々が打ち砕こうとしてきたもの、すなわち、クィア理論がその中で少なくともグローバルな指標において覇権的な支配を確立するような米国の入植者植民地主義的占領者の中心性を象徴しているように思える。ミクダシとプアの論文「クィア理論と恒久戦争」を参照のこと。

2 (Reddy 2011) を参照のこと。

3 この法案が軍事目的を強化するためにねじ曲げられていることが明らかになる前から、オードリー・ロード・プロジェクト、クィアーズ・フォー・エコノミック・ジャスティス、シルヴィア・リベラ・ロー・プロジェクト、FIERCE!、INCITE は共同で声明を発表し、法的介入は有害であるため、これらの特定の憎悪犯罪を犯罪化しない方が良くと主張し、この「歴史的」とされる憎悪犯罪法案の可決に反対の立場を表明していた。これらの団体は、憎悪犯罪法によって、警察権力の「軍事化」と有色人種（特に有色人種の若者、すなわち、白人よりも同性愛嫌悪が強いと先験的^{ア・プリオリ}に見なされる人々）、中でも、米国における過剰な投獄が周知の事実であるラテン系住民やアフリカ系米国人に対する行政による監視や嫌がらせに、より多くの資源が割り当てられることになるだろうと主張した。歴史的に米国では、これらの人々は、暴力から国家や警察による保護を頼りにすることはできず、むしろ、これらの保護を名目とする諸扶助からの暴力の標的となってきた。さらに、新たな集団は、統計的、人口統計学的、金銭的、個人情報の収集を通じてまとめ、憎悪犯罪の標的とみなされる人々を知識生産の圏内に移し、国家による保護の「主体」であるという体を装って国家による監視の「対象」となる。このような法的な介入の効力は限定的であるという警告が、国内の主流派のゲイおよびレズビアン団体によって退けられただけでなく、これらの団体は、法案の可決を可能にするために妥協したことによる深刻かつ不公平な影響について、一切言及することもなかった。

4 ヨーロッパでは、特にフランス（「ホモナショナリズム反対」という団体がある）やオランダ（国民^{ナショナル}／国家アイデンティティと移民の「他者」との間の文明論的言説が、性的寛容のパロメーターを通じて根付いている）やドイツ（同性愛の規範への忠誠を求める移民テストが推進されている）で、この用語が頻繁に使用されている。パレスチナ／イスラエルに関する最近の私の論考では、入植者植民地主義と新自由主義による差異の受容が融合した結果、イスラエル国家がホモナショナリズムの草分け的存在と位置づけられるようになったことを示

唆している。インドでは、同性愛^{ソドミ}の犯罪化を（短期間）留保したことが、同国の最も著名なゲイおよびレズビアン^{レズビアン}の活動家たちに、インドが21世紀に突入したと宣言するお墨付きを与えた。

- 5 以下に、ホモナショナリズムとピンクウォッシング、パレスチナ問題との関連について簡単に論じたい。そうすることで、私がホモナショナリズムをアイデンティティでも政治的立場でもない複雑なものとして捉えていることをご理解いただけるだろう。ホモナショナリズムとピンクウォッシングは、平行する現象として捉えられるべきではない。むしろ、ピンクウォッシングはホモナショナリズムの内部で、またホモナショナリズムによって可能となった一つの現象であり、実践である。ピンクウォッシングとは異なり、ホモナショナリズムそれ自体は国家の政策ではない。むしろ、国家の実践、クィアな消費文化および人権枠組みの国境を越えた循環、そしてイスラーム嫌悪の増大といったより広範なグローバルな現象の歴史的な合流である。これらは、国民国家が「ゲイフレンドリー」か「同性愛嫌悪的」かというステータスを獲得するに至った状況の一部に過ぎない。ホモナショナリズムとピンクウォッシングの混同は、ホモナショナリズムのクィア例外主義をさまざまな形で再生産してしまう、善意に基づく批判や政治的立場を招く可能性がある。したがって、ピンクウォッシングとホモナショナリズムの関係、より正確に言えば、そもそもイスラエルのピンクウォッシングのような行為を可能にし、判読可能なものにするホモナショナリズムのグローバルな状況を詳らかにすることが重要である。イスラエルのピンクウォッシングをより広範なグローバルな権力ネットワークのシステムと関連付けることで、私は、このような行為を結集し、生み出す無数の要因を前景化している。ピンクウォッシングが機能するのは、歴史とグローバルな国際関係の双方が重要だからである。歴史的に見ると、入植者植民地主義は、女性や子供、そして今では同性愛者といった利用価値のある存在を保護することで、その暴力性を露わにして来た長い歴史がある。ピンクウォッシングは、この長い伝統の中で、「被害者」とされる人々をめぐる情緒的なレトリックの中で、帝国主義的／人種的／国民^{ナショナル}／国家的暴力を正当化するさらなる理由のひとつにすぎない。ピンクウォッシングは、米国とヨーロッパによる「過激派イスラーム」や「イスラーム・ファシズム」という幽霊のような脅威に対する十字軍運動によって生み出された言説的・構造的回路を利用することで、その一部が機能している。さらに、新自由主義の適応主義的な経済構造は、さまざまな民族やマイノリティ化された集団のニッチ市場を生み出し、例えば、ゲイフレンドリーな観光地とそうでない観光地という言説上の区別を基盤としたゲイ・レズビアン観光産業の生産を正常化する。ゲイとレズビアンの人権産業は、アイデンティティ・ポリティックス、カミングアウト、公的な可視性、立法措置を社会的進歩の主要なバロメーターとして特権化する、欧米的なアイデンティティの構築（性

的アイデンティティの概念自体は言うまでもなく)を拡大し続けている。

- 6 9/11以降、「安全保障」が、それを通じて逸脱した身体を未然に制御する主要な言説となり、「ムスリムのテロリスト」の姿を明らかにするならば、9/11以前にこの力学の影響を受けやすかったのはどのような身体だったのだろうか。我々は、デニス・フェレイラ・ダ・シルヴァが「安全保障的転回」と呼ぶ、1960年代の人種や犯罪をめぐるモラル・パニックをきっかけに推し進められ、刑務所産業複合体をさらに強化し、アフリカ系およびラテン系アメリカ人の過剰収監率の現在の高騰につながった、より古い「セキュリティ化」の言説を引っ張り出してくるべきだろうか。また、9.11後の時代において、サブプライムローン詐欺の被害者から文字通り利益を得たホモナショナリストとして、(ゲイの)^{ジェントリフィケーション}都市浄化を、すなわち黒人やラテン系住民の公民権剥奪に直接的に結びついたものとして、どのように位置づけるべきだろうか。
- 7 国民国家がいかに同性愛を、生政治的な統制を強化する手段として理解するようになったかについて、何か例外的なことがあるのだろうか。この統制を生み出す同性愛について、何か例外的なことがあるのだろうか。植民地主義の歴史的な観点から考えると、答えは否であると私は思う。私が他のところで論じたように、近代と伝統の間の仲裁を調節する「脱植民地化運動の時代」において、「女性の問題」を補完するものとして、「同性愛の問題」が浮上した(この時代は、多くの入植者植民地主義体制の観点から見ると、明らかにまだ過ぎ去っていない)。パルタ・チャタジーが詳しく述べているように、この問題は南アジアやその他の地域における脱植民地化運動において、ある程度の勢いを帯びて浮上した。それにより、新興の植民地支配後の政府が、伝統として徴づけられた抑圧的な家父長的文化慣習から土着の女性を守る能力が、植民地支配が被植民される側に対して行った政治的譲歩を測るバロメーターとなった。言い換えれば、我々はここで、ガヤトリ・スピヴァクの有名な言葉「白人男性が褐色女性を褐色男性から救う」を再現している。また、女性の問題がほとんど消滅していない一方で、同性愛の問題は、女性の不平等な地位が解消されたかのような幻想を生み出しているともいえる(これはリベラル・フェミニズムの不幸な帰結であり、また、米国やヨーロッパにおける女性学の制度化の不幸な帰結でもある)。女性の問題に関する用語は、フェミニストの学者たちが今や(そしてこれまでも)他の女性の近代性、あるいは「他者の女性」の近代性の仲裁者と化しているため、書き換えられてきた。つまり、21世紀のスピヴァクを再び引用するならば、白人女性が褐色人種の女性を褐色人種の男性から救うのである。あるいは、同性愛の問題に置き換えると、白人クィア(男性?)が褐色同性愛者を褐色異性愛者から救う、ということである。つまり、ホモナショナリズムとは、最も基本的なレベルでは、同性愛者をどれだけ大切に扱っているか、という問いの歴史的な出現を理解するための分析

手法である。この文明化のバロメーターの問題は、常に変化し続け、新たな問題、そして自由民主主義の侵害に対するアリバイづくりのために機能するように描かれる新たな姿を生み出し、扇動し続けている。しかし、どのような者がこのアリバイづくりの役割に適さないのかは注目に値する。また、ほんの30年前には、自国の同性愛者をどのように扱うかということが、^ネ国民/^イ国家間のイデオロギー的な関係を構築する問題として間接的にですら取り上げられることはなく、ましてや、経済的資源の拠出を差し控えることの根拠となるなどということとはなかった。

- 8 米国における婚姻の平等に関する最近の議論をきっかけに、1993年にハワイが同性婚を合法化する最初の州になる寸前まで来ていたことを思い出した。ベイハー対ルイン裁判は、米国のどの州の最高裁においても初めて成功した同性婚の拒否に対する異議申し立てであり、また、性的指向ではなく性別に関係なく法の下での平等を根拠とした異議申し立てであった点でも独特であった。本件は、当時、連邦憲法よりも詳細かつ具体的な規定が盛り込まれていたハワイ州憲法の性差別禁止規定に配慮したものであった。同性婚に関するさらに進歩的な解釈には、同性愛との関連性を切り離すものもあった。ある判事が記したように、同性愛と同性婚は同義語ではなく、異性愛者の同性婚は理論上、矛盾した概念ではない。「男女間の結びつきの当事者は同性愛者である場合もそうでない場合もある。同性婚の当事者は理論上、同性愛者でも異性愛者でもあり得るのである。」ハワイを特異な事例としてしているその他の要因も挙げられる。人口の複雑な異種混合性と寛容の言説に起因するリベラリズムの伝統や、それによって同性愛関係が文化的アリバイを有しているようなハワイの「発見前の時代の文化」と植民地化の歴史に対する根拠、1959年という直前に州に加盟したという事実、米国が違法に占領したと主張し主権を要求する活動家の運動などがそれだ。また、同性婚合法化の可能性に反発して組織された反同性婚運動も注目に値する。アメリカ・フレンズ奉仕団のLGBTQ部門は、主権を求める活動家と連帯し、同性婚の合法化は、主権を求める主張とますます敵対的とみられてきた観光産業をさらに強化するだろうと主張した。1996年のDOMAの成立は、ハワイの婚姻訴訟への反応でもあった。同性婚キャンペーンに対するこうした初期の批判は忘れ去られてしまったが、もしこの初期の同性婚の歴史が近年の婚姻平等の議論に活かされていたら、平等、主権、ホモナショナリズム、性的権利に関する様々な概念について我々は考えられていたかもしれない。なぜハワイの事例は、米国における同性婚推進の歴史の中で埋もれてしまうのだろうか。それは、本土の歴史に執拗に焦点を当て、入植者植民地主義との共犯関係を入念に回避する必要があるという歴史があり、ハワイが象徴するものからすればそれは不可能であるためだろうか。本土の同性婚平等の歴史は、バーモント州など国内で最も白人の多い州から始まっていることを考えると、これらの疑問は特に

重要であるように思われる。さらに、米国本土からのこうした不連続性はすべて、ハワイが太平洋の真ん中に位置しているという事実によって物質的に象徴されている。

- 9 ホモナショナリズムに関するこれらの著者の鋭い再考の論集については、(Perry et al. 2014)を参照のこと。
- 10 この近親性は、マイア・コトロシッツが指摘するように、初期キリスト教研究におけるクィアの転回の傾向として、「初期キリスト教文学、主題、あるいは社会構造に独特な反逆的な性質」をもたらした。神学と例外的なものの関係を、聖書研究という別の観点からアプローチすると、非世俗的なクィア性の新興の形態が、キリスト教の教えに対する認識されていない負債に根ざしているというだけでなく 初期キリスト教の枠組みの中ですでに現れているクィア性は、その文脈における歴史的な発言と、初期キリスト教研究という現代的な分野形成におけるこれらの発言の動員という両面において、例外主義的な傾向が浸透しているということでもある。
- 11 『性の歴史 I』におけるフーコーの抑圧仮説に関する議論を参照のこと。

農業移住が出身コミュニティの発展に与える影響

——現代ルーマニアにおける2つの農村の比較分析から——

モニカ・シェルバン、アレクサンドラ・デリウ、マダリナ・マノイラ
上野 貴彦 訳

訳者解題

ここに訳出した論文は、ブクレシュティ（ブカレスト）のトリトニク出版から2022年に刊行された、Alin Croitoru & Alexandru Iorga 編、*Dezvoltare comunitară în România: concepte, procese, modele de analiză*（『ルーマニアのコミュニティ開発——概念・過程・分析モデル』）所収の Monica Șerban, Alexandra Deliu și Mădălina Manoilă, “Impactul migrației în agricultură asupra dezvoltării în comunitățile de origine a migranților. Analiză comparativă în două contexte rurale din România de astăzi” をルーマニア語原文から日本語に訳出したものである。本稿は、ルーマニア南東部の2つの農村、S村とV村を対象に、一時移住または循環移住が出身地コミュニティの社会経済的発展に与える影響を、移住者自身らの主観的側面を含めつつ分析したものである。

本研究を貫く問題意識は、移住労働と移住者の出身地におけるコミュニティ開発を連動させ、労働と結びついた短期一時滞在とその後の出身地への帰還（一時／循環移住）を前提としたゲストワーカー制度を推進する、「新楽観論（neo-optimism）」に基づく政策ナラティブへの批判に根ざすものである。オーストラリアや英国で移民研究の制度化を牽引し、同領域の概説書として有名な『国際移民の時代（*The Age of Migration*）』の著者の一人としても知られるスティーブン・カースルズは、1986年に「西欧におけるゲストワーカーへの追悼文（*The guest-worker in western Europe – an Obituary*）」と題する論文を、移民研究において最も影響力のある学術誌として知られる *International Migration Review* に発表している（Castles 1986）。これに象徴されるように、1970年代半ば以降に展開した移住と開発をめぐる議論に

においては、第二次世界大戦後の欧州におけるゲストワーカー制度を、あくまで移住先（「受け入れ社会」）における移民の「社会統合」という観点から「失敗」とみなす、いわば悲観論が支配的であった。ところが20年後、同じ研究者が同じ学術誌に、「欧州におけるゲストワーカーの復活？（Guestworkers in Europe: A Resurrection?）」という論文を発表した（Castles 2006）。本稿でも言及されるように、2000年代初頭に「復活」論文が発表された時期には、世界的な送金の拡大といった新たなエビデンスと、同郷者団体などを舞台に移住者が出身地の開発に参加する、移民トランスナショナリズム（migrant transnationalism）への注目を背景とする理論的枠組みが登場し、再び（ゆえに「新」楽観論と呼ぶ）、より楽観的な見方が広がっていた。とりわけ欧州連合と加盟国は、安全な移住ルートを確保するのみならず、共開発（co-development）を促進する手段とこれを位置づけ、新たなゲストワーカー・プログラムを展開している。この政策ナラティブにおいては、送り出し国、受け入れ国、移住者本人の三者すべてが利益を享受するという意味の、「トリプル・ウィン」という言葉が多用される（Şerban et al. 2020）。その典型が、本稿でもS村の人々にとって主要な移住先として登場する、スペインの工業的農業である（詳細は、Molinero-Gerbeau 2020=2023: 245-250 および Sajir et al. 2022=2024 を参照）。

本稿の特徴は、この「トリプル・ウィン」の理念の妥当性を、移住者個人と家族における経済資本の増大（それは結局のところ、経済力や通貨価値において優位な移住先＝「移民受け入れ国」側からの眼差しが優勢であることをも意味する）を強調する、新楽観論的な政策／研究ナラティブが見落としがちな、出身地の村落コミュニティにおける移住者を含む当事者たちの主観的側面を含めた実証データをもとに、批判的に検討している点に認められる。

S村では、スペインとドイツの2カ国に向かう、少なくとも3種類の移住形態が知られている。しかし、村人たちが移住の影響を語る際には、主にロマによるスペインへの家族単位での長期移住に注目する。経済的な地位の向上とともに「移住者のいる」ロマに限って、村落コミュニティ内での社会的地位の改善がみられた。しかし、それにより村全体が豊かになったという語りは限定的である。その一方で、V村では若者を中心とする、英国への短期的な季節移住労働が比較的少数ながらも注目を浴びているが、その影響は主に短期的な収入の増加に限定され、地域社会全体が活性化したと認識する村人はいない。そしてどちらの村でも、移住の原因や帰結として、人口減少や高齢化を関連付けながら、コミュニティの将来を案ずる向きが強い。

訳者が本稿を日本語に翻訳する理由は、これが技能実習／育成就労／特定技能制度に代表されるゲストワーカー型の（事実上の）移民受け入れ制度の分析に必ずしも直接的示唆をもたらさないものの、問題を捉える視野を広げるうえで有益であると考えためである。確か

に、「研修生」制度時代から、技能移転や送金のメリットを謳う、日本側の政策担当者や東／東南アジア諸国でそれに協力した人々の語りに対する批判的分析は存在する（例えば、佐竹 1999）。しかし、明示的なゲストワーカー制度の外側でも、「在留資格」によって外国人の一時移住や帰還、循環移住、そして定住あるいは国籍取得の可能性を細切れにしてきた日本の出入国在留管理制度が、総体として移住者とかれらの出身地に及ぼしてきた影響についての分析は十分になされていない。より総合的な（そして困難な）、国際比較に至るための条件を丁寧に確認することの必要性が、本稿を読むことで見えてくるだろう。それは到底ひとりではできないものではない。例えば本研究は、移民政策をめぐる語彙が共通あるいは類似しているラテンアメリカ、サハラ以南アフリカ、そして欧州内部（東欧から）の移動のみを対象とする国際研究の一部であるが、それでも、欧州共通の研究資金により成り立つ、「短期移民か永住か（Temporary versus permanent migration）」と称する4年間のプロジェクトが必要であった。そこから、とくに「若手」研究者同士の国際的な人脈や知的交流、そして「研究成果」が生まれ、それはNGOなどを通じた政策提言にも反映されている¹。人の移動やそれに関する知識が全球的に広がる時代における日本／東アジアからの地中海／欧州地中海研究の出発点は、欧州の研究成果を表面的に読んで「比較可能性」を探ることではなく、各地の研究者が移動・交流しつつ比較の地ならしをしてゆく、国際比較研究の「メイキング」に迫るところから設定する必要があるかもしれない。またそれは、日本語で発表された地域研究の成果の再発掘にもつながるかもしれない。本稿に関連するところでは、社会主義体制崩壊後のルーマニア農村に関する優れた現地調査記録（杉本 2018）などが存在する。こうした研究を、例えばスペイン研究は十分に参照してきただろうか。

「地理的境界にとらわれない新たな地域研究」（同志社大学都市共生研究センター 2023）には慎重さが求められる一方で、課題を迅速に、かつ多角的に捉える必要もある。例えば、韓国では2015年から、地方自治体に大きな裁量と責任を委ねる形での農業季節労働向け「地域特化ビザ」制度が普及している（豊田・成澤 2020）が、この仕組みは部分的にスペインの農業移住労働者受け入れスキームに類似しており、何らかの形で欧州の制度を学習した可能性が高い。農業労働に移住者が不可欠な存在となってゆく「移民化」が世界中で不可逆的に進行するなか（Molinero-Gerbeau 2020=2023）、「実践のカテゴリー」としての政策・研究ナラティブ（それは「批判的」な論調のものを含む）は、瞬く間に、世界各地の単純比較不可能な文脈を比較可能なものとみなしてゆく。それを鵜呑みにしないためには、事例を知る必要がある。その意味で、「欧州」や「東欧」、あるいは「ルーマニア」という枠からの単純

1 例えば、環境NGO「地球の友」スペイン支部の報告書・提言として Molinero-Gerbeau & Muños-Rico 2022 を参照。

化も許さぬ本稿の事例研究から学べることは多いと考えられる。

参考文献

- Castles, S. 1986. 'The Guest-Worker in Western Europe — An Obituary' *International Migration Review*, 20(4): 761–78.
- . 2006. 'Guestworkers in Europe: A Resurrection?' *International Migration Review*, 40(4): 741–66.
- Molinero-Gerbeau, Y., 2020, "La creciente dependencia de mano de obra migrante para tareas agrícolas en el centro global. Una perspectiva comparada," *Estudios Geográficos*, 81(288) <https://doi.org/10.3989/estgeogr.202046.026> (= 2023, 上野貴彦訳「グローバルな「中核」での農業における移住労働への依存増大——米州・欧州・アジア太平洋地域の国際比較から」『都留文科大学研究紀要』97: 227-255) .
- Molinero-Gerbeau, Y. & A. Muños-Rico, 2022, *Alimentos industriales, trabajo precario. La explotación laboral de las personas migrantes en la industria agroalimentaria en España*, Amigos de la Tierra.
- Sajir, Z., Y. Molinero-Gerbeau & G. Avallone, 2022, "“Todo cambia, todo sigue igual,” La gobernanza de la mano de obra migrante en la agricultura española e italiana en el primer año de la pandemia de COVID-19," *Estudios Geográficos*, 83(293): e114. <https://doi.org/10.3989/estgeogr.2022120.120> (= 上野貴彦・飯田悠哉訳, 2024, 「全てが変わり、何も変わらない——コロナ禍1年目におけるスペインとイタリアの移住農業労働ガバナンス」『都留文科大学研究紀要』99: 215-242.)
- 佐竹庸子, 1999, 「外国人研修生受入れ事業は国際協力か」福家洋介・藤林泰編『日本人の暮らしのためだったODA』コモンズ, 114-143.
- Şerban, M., Y. Molinero-Gerbeau & A. Deliu, 2020, "Are the Guest-Worker Programmes Still Effective? Insights from Romanian Migration to Spanish Agriculture," J. F. Rye & K. O'Reilly eds., *International Labour Migration to Europe's Rural Regions*, London: Routledge, 22-35.
- 杉本敦, 2018, 『旧東欧世界の民族誌——欧州統合時代を生きるトランシルヴァニア牧畜民』東北大学出版会 .
- 同志社大学都市共生研究センター, 2023, 「グローバル地中海地域研究 同志社拠点の役割」, (2024年12月30日取得, <https://miccskyoto.jp/projects/>) .
- 豊田哲也・成澤徳子. 2020. 「韓国での自治体主導の農業季節労働者制度の導入について」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』11: 129-138.

1. 移住と開発、それらをめぐる認識

マリア（60歳）は、1999年にルーマニアのテレオルマン県を離れてスペインに渡り、そこで2012年まで働き続けた。仕事を辞めたのちはルーマニアを終の住処と決め、同国と、家族（夫、子供、孫）の残るスペインとを往来する生活を送っている。同じくテレオルマン出身のヨアナ（48歳）は、2004年にスペインでの仕事を始めてから、2015年に健康上の理由で仕事を辞めるまで、その時々を得られた農業労働契約の期間だけスペインに行くという、往復生活をしていた。ヨアナがスペインでの移住労働を終えたころ、ルーマニア・ブザウ出身のグレゴル（29歳）は、同郷の若者たちと一緒に英国へと旅立った。かれは、すでに前年に英国で果実収穫の仕事を経験しており、2年目となるその年は果実梱包の仕事をするつもりだった。このように、農業労働を目的とした移住にはさまざまな形態がある。それらは、移住者や出身コミュニティにどのような影響をもたらすのだろうか。

デイヴィッド・エラーマンは、移民政策と実際の移住、そして開発に関する2003年発表の論文で、短期移住プログラムについて次のように述べている。「本人やその家族、仲間たちが失敗だと認識していることをやっている人々の存在を前提に、開発戦略を立てるのは難しい！ グローバル・サウスにおける送金と帰国者が開発にもたらす潜在的な役割に関する多くの推測は、ガストアルバイターやその他の「一時（temporal）」労働移民のキャリアに関する社会的認識や、移住者自身による認識を考慮していない」（Ellerman 2003: 16）。また、ジュリア・シナッティは2011年発表の論文で、帰還移住を移住者の出身地における変化に不可欠な要因とみなす主張に対して、「この分野の研究には、移住や移動、帰還、あるいは（地域の）発展に関する移住者自身の認識にかんする理解が、おおかた欠落している」と批判している（Sinatti 2011: 153）。

以上の指摘を踏まえ、本稿では、移住と開発に関する議論への、「過程への参加者」の視点の導入を試みる。そのために、スペインと英国に移住農業労働者を送り出してきた、SとVというルーマニアの2つの村の事例を取り上げる。両村で広がった移住のパターンは異なる。S村では、まずロマの人々が、1996年からスペインへの出稼ぎを開始した。かれらは、スペインで国内移住を繰り返し、一年を通して異なる作物を扱うことで、移住先で一年中働くことができる。同じS村では、女性たちが、当初はルーマニア政府に仲介される形で「出身地雇用プログラム」に参加し、スペインのウエルバにおいて労働集約的な農作業に従事するが、こちらは毎年3～6か月間だけである。他方、V村では、ルーマニアが欧州連合（EU）

に加盟したのちに、移住が本格化した。欧州市民であれば英国の農場で年間数か月間働くことができるのを、若者たちが好都合だと捉えるようになったのだ。国際的な研究プロジェクトの一環として、本研究では、各地域の鍵となる情報提供者（キー・インフォーマント）だけでなく、移住者自身にも、かれらの生活や地域社会に移住がもたらす変化を評価してもらった。

かれらの評価を、本稿では、こんにち移住と開発の関係について主流となっている視角と照らし合わせながら分析する。少なくとも政策（実務）レベルで浸透しているのは、移住が開発に肯定的な影響を及ぼすとする楽観的な見方である（De Haas 2012; Gamlen 2014a）。そこで、本稿の主な目的は、2つの村における移住の影響に関する評価の違いを調査しつつ、上述の「新楽観主義」において移住者がもたらすとされる利益が、移住者自身や鍵となる情報提供者の語りにどのくらい認められるかを検証することに設定される。

こうした問題の分析に、本研究の事例選択は最適である。SとVどちらの村人も行っている一時（循環）移住は、こんにち、移住の利益を最大化する移住形態として称賛されている（Skeldon 2008; Faist 2008; Gamlen 2014a）。さらに、SとVの村人たちは農業移住労働を行っている点で共通するが、片方の村では（一時的な移住とは対照的に）出身地にとって最も利益の少ない移住形態であるとみなされている恒久的な移住が広がっていることで、両者の比較が可能となっている（Agunias 2006b）。先行研究はしばしば、本研究のような対象を限定した事例研究が、移民研究における理論的蓄積にもたらす貢献の限界について言及している（Taylor et al. 1996; De Haas 2010）。しかし、こうした先行研究とは異なる形で、我々は分析結果を読み解く。我々は事例研究を、移民研究においてしばしば自明視されている主張（例えば、小規模コミュニティにおいて、ネットワークが移住を促進しがちだとする見方）に疑問を呈するために用いている。もちろん、今後の研究では、私たちが提起した発見について、より深く、あるいは異なるスケールで調査し、異なる文脈と照らし合わせる必要があるだろう。

本研究にはまた、ルーマニア研究としての重要性が認められるかもしれない。ルーマニアは欧州域内における移住労働者の主要な出身国のひとつであり、在外ルーマニア国民は350万から500万人いると推定されている（Dospinescu & Russo 2018）。そして同国では、移住者の管理や在外同胞（ディアスポラ）をめぐる法的・社会的認知に向けた動き、あるいは移住の利益を国内に還元しようとする試みまで、紆余曲折を経ながら、移住に関する様々な語りがなされてきた（Șerban & Stoica 2007; Șerban 2015）。そして現在のルーマニア政治においては、在外同胞が母国ルーマニアの発展にもたらす貢献の可能性に大きな注目が集まっている。例えば、国政において在外同胞代表が制度化されたり、最近では、在外同胞の投資を誘

致して帰還を促進するための「ディアスポラ・スタートアップ (Diaspora Start-up)」プログラムが設立された (Croitoru 2021)。ただし、ルーマニア政治が移住者の貢献可能性を称揚するようになって、前述の施策に関連して、移住者や移住していない人々の意見はあまり調査・聴取されていないと考えられる (Șerban & Croitoru 2018)。他方で、移住者が社会の開発／変化に及ぼしう影響については比較的豊富な一連の研究蓄積があり (その総括として、Anghel et al. 2016 を参照)、本研究は、そのなかで比較的少数ながら存在する、村落レベルに照準を当てた研究のひとつということになる (Horváth 2008; Vlase 2013; Anghel 2008, 2019; Cingolani 2009)。ただし、移住者自身の視点を組み込んでいる点に、本研究の特徴が認められる。

本稿は、以下の構成をとる。第2節で移住と開発に関する議論と、新楽観主義の特徴を整理したうえで、第3節で研究手法について考察する。そして第4節で、2つの村における、個人と村落レベルにおける移住の影響に関する、人々の認識を紹介する。さらに第5節で、それぞれの村における移住について移住者や鍵となる情報提供者がどのように評価しているかを比較し、それを移民と開発に関する先行研究の想定と照らし合わせる。最後に、結論で本稿を締めくくる。

2. 移住が地域コミュニティに及ぼす影響についての論争

移住と開発をめぐる複雑な関係にせまる本研究では、これをめぐって第二次世界大戦後から長年なされてきた論争に言及せざるをえない。そこで本節では、時系列にしたがって問題を簡潔に整理し、現代に焦点を当てることとする。いわゆる「新楽観主義」の時代 (Gamlen 2014b) とされる今日における議論の特徴を、移住と開発との関係から考察し、地域コミュニティへの影響、特に影響が大きいとされる移住の形態、そして農業を目的とした移住との関係について、要点をまとめる。

2-1. 移住と開発 – 定期的に書き換えられる物語

移住と開発の関係は、1990年代から少しずつ、そして2000年代から大きな関心をもって、再び注目されるようになったテーマである (Newland 2007; Gamlen 2014b)。これは、移住 - 開発連関 (migration-development nexus) について、楽観的な視点から光を当てる数多くの取り組みが生まれ、とくに国際機関の関与を通じて注目を集めるなかで起きた出来事であった (Gamlen 2014b: 582 を参照)。その背後には、適切な政策を通じて合理的に管理された移住者は、移民受入国の発展を促進し、同時に移民送出国の悪影響を回避できるという考えがあ

る。この新しい視点は、移住者による送金の世界レベルでの目覚ましい広がりという文脈のなかで登場し (Newland 2007)、移民の新経済学 (NELM)、生計アプローチ (livelihood approaches)、トランスナショナリズムといった 20 世紀後半の理論的發展に後押しされたものでもあった (De Haas 2010)。そして、こうした視点の変化そのものが、すぐさま移民研究における独立した研究対象となった (Carling 1996; Van Hear & Sorensen 2002; Faist 2008; De Haas 2007, 2010, 2012; Gamlen 2014a; King and Collyer 2016)。それというのも、第二次世界大戦後から続く移住と開発をめぐる議論には、楽観主義と悲観主義の極端な両極のあいだを、振り子のように行き来してきた経緯があるからである (De Haas 2010)。論者により時代区分には若干の違いがあるが、20 世紀の 1950 年代から 1960 年代に優勢だった楽観主義は 1970 年代に勢いを失い、その後は悲観主義が主流であった。そして 20 世紀最後の 10 年間に議論そのものが下火になったのち、2000 年代に入ると、改めて楽観的な見地 (新楽観主義) から注目されるようになった (De Haas 2010; 2012)。この先で「新悲観論」が台頭するかどうかは依然として不明であるが (Gamlen 2014b)、「行き過ぎた」楽観主義に対する強い反発が存在することは確かである (De Haas 2012; Ronald Skeldon 2008)。

2.2. 1990 年代から 2000 年代にかけての新楽観主義

新楽観主義は、前述の通り、90 年代に主流となった理論的アプローチと関連している (Faist 2009; Gamlen 2014b; Faist 2008; King and Collyer 2016)。アラン・ガムレンによれば、新楽観主義の特徴は、移民の新経済学の直接的影響と、議論の中心に送金²を位置付けたことに認められる (Gamlen 2014b)。たしかに送金は、20 世紀の楽観主義においても長らく議論されてきた。しかしガムレンは、新楽観論に特有の新要素として、トランスナショナリズムの文脈に位置付けた上での送金の再評価と社会的送金の重要視、出身地と繋がりを保った在外同胞が果たす資源の貯蓄役割への注目、知的交流 / 循環といった要素を含めた頭脳流出論の再考を挙げている。また、新楽観主義の最大の特徴として、移民政策の役割を重視していることがある。それによれば、移民政策のいかんにより、移住者の潜在能力を活用できるかどうか左右されるという (Gamlen 2014b: 584-586; Faist 2008、Skeldon 2008 も参照)。こうした新しい見方は、一時 / 循環移住を、永住移民が出身国にもたらす肯定的な影響に関するすべての要素を多かれ少なかれ維持する一方で、とくに移民の統合に関連する、受入国側での予想外の悪影響を回避するものとみなす (Faist 2008; De Haas 2012; King & Collyer 2016)。そ

2 「移住者が、国境を越えて、あるいは同一国内において、つながりのある個人やコミュニティに対して行う個人的な金銭の授受」 (Sironiet al. 2019: 180)。社会的送金も含めた、より広範な議論については Şerban (2011: 818-821) を参照。

して、移住は移住者、出身国社会、受入国社会のすべてが受益者となる、「トリプル・ウィン」の状態をもたらすものとされる（Agunias 2006 の整理を参照）。

2.3. 新楽観主義とコミュニティ

開発と移住の関係について新楽観主義の立場を取る文献のほとんどは、移住の影響をミクロ（個人／世帯）とマクロ（国家）の次元の区分のみから検討するモデルを採用する。そのため、移住者の出身地コミュニティや、移住がそこに及ぼす影響の扱いは限定的なものとなる。しかし、新楽観主義が、移民の新経済学と移住システム論（移住ネットワーク論）という、コミュニティの研究に深く根差した議論を不可欠な道具立てとしている以上、コミュニティは不可欠な要素である（より広範な議論について De Haas 2010: 250-251 を参照）。この傾向が際立っていると我々が考えるのが、1996年にJ・エドワード・テイラーらが発表した論文「国際移住とコミュニティ開発（International Migration and Community Development）」である。この研究では、移住それ自体がコミュニティ開発をもたらすわけではなく、コミュニティ開発のメカニズムに則ったものだけが移住に「利益」をもたらすと強力に論じている。個人は世帯／家族の成員として移住を決定するが、ローカルに生じた相対的な不満が移住を促進することもある。さらに、移住の計画は、コミュニティに定着した動的な構造としての移住ネットワークのおかげで、実現できるのである。

移民の新経済学と移住システム論の組み合わせ以外にも、地域コミュニティへの注目を後押しする2つの要因がある。1990年代以降、開発におけるアクターとしてのコミュニティの役割が強調されていることと（Faist 2008; 2009）、移住の影響を考慮するうえでの文脈の重要性を強調する、ヘイン・デ・ハースの議論（De Haas 2010）である。

トマス・ファイスト（Faist 2008）は、移住と開発の関係をめぐる議論の時期区分を、開発研究の発展段階と関連付けている。かれは新楽観主義を、「開発には、地域コミュニティや個人自身が『開発プロジェクト』に取り組むことができるようにするためのエンパワーメントが必要であるという、国家の介入に消極的な考え方」とする、開発研究の「市場化」と対応するものとみなす（Faist 2008: 24）。そして、新楽観主義を「移住者全般に言及するための語にとどまらず、『コミュニティ』がはじめて重要な役割を果たすようになる」段階と理解する（Faist 2008: 25）。ここでいうコミュニティは「地域コミュニティ」ではなく、同郷者団体³など、在外同胞としての集団形態を通じて、出身地の開発に貢献しうる集团的エージェントとしての移民コミュニティを指している。

3 「出身コミュニティの支援を目的とする移住者のアソシエーション」（Șerban 2011: 822）。詳細は参照文献に。

もうひとつ、コミュニティ（ローカル）への注目を理論的に支えているのが、新楽観主義と移民研究の不調和の乗り越えを目指す、ハイン・デ・ハース（2010）の理論である。これは、出身国への移住者の影響を相対化するために、文脈の説明を前面に出す解決策である。そこでは、地域（地域コミュニティと明示される場合もある）の文脈が、マクロレベルの影響を受けつつ、移民に影響を与える媒介変数を設定するとされる。これにより、時間的／空間的文脈によって異なる移住の影響について、矛盾なく説明することが可能となる（De Haas 2010: 253-256）。

2.4. 一時／循環移住と定住をめぐる論争と農業

一時／循環移住は、新楽観主義によって、戦後以来の新たな「栄光」の時代を迎えている（Faist 2008; Skeldon 2008; Agunias 2006a, 2006b を参照）。スティーブン・カースルズが「短期移住プログラムの復活（Resurrection）」と呼んだ（Castles 2006）状況のもと、一時移住、そしてそれと関連した移住の繰り返し（循環移住）は、出身地の開発のための理想的な解決策とみなされるようになった。こうした移住により、送金（社会的送金を含む）の流れを維持しつつ、人的資源が出身地から永久的に去ってしまうことを防ぎ、移住者が習得したスキルを移住先に移転するための恒久的な経路として活用できるとされる。このレトリックは、季節性を内在する経済部門の労働力需要と完璧に整合する。そのため、国民労働力の不足に直面している先進国の農業は、一時移住や循環移住の恩恵を受ける、主要な部門のひとつとみなされてきた（Molinero-Gerbeau 2021）。

3. 研究手法

本研究は、合計 36 回のインタビュー調査の分析結果をもとにしている。そのうち 27 回は、ルーマニア国外で 3 か月間以上農業に従事したことのある循環移住者または帰還移住者を対象に実施した。残りの 9 回は、本研究で「鍵となる情報提供者（キー・インフォーマント）」と定義した人々を対象とした。インタビュー対象者は、それぞれルーマニア南部と南東部に位置する、2 つの村に住んでいる。

データ収集は、2016 年 12 月から 2017 年 1 月、ならびに 2017 年の 8 月から 9 月の期間に、国際研究プロジェクト「短期移住か永住か (TEMPER)」の一環として実施した。インタビュー項目は、同プロジェクトの目的にしたがい、移住の経緯、移住者のプロフィール、移住の影響を調査することに重点を置いて作成された。ルーマニアでの農業移住者へのインタビューは、2 つの農村コミュニティに関する事例研究として行われた。これは、人々が複数の国へ

と移住するコミュニティの状況を把握したうえで、特定の状況下で、個人が移住に関していかなる選択をするのかを調べることで、コミュニティにおける移住の影響をより詳細に調査することを目的としている。調査対象の2つの村の選定は、戦略的に段階を追って行われた。我々はまず、農業移住に関する既知の情報をもとに、基礎自治体（*comună*）レベルでの調査地を選んだ。主な調査担当者（S村はアレクサンドラ・デリウ、V村はマダリナ・マノイラ）がそれぞれの基礎自治体を訪問したのち、調査対象とする村（*sat*）を選定した。いずれの場合も、我々の関心と対応する移住形態をとる人々が集中している地域は、基礎自治体の中心にある村であった。

インタビュー対象者の特定は、村での「鍵となる情報提供者」とのインタビューを通じて収集した情報をもとに行った。鍵となる情報提供者は、調査対象の村における移住過程について非常に詳しい知識を持ち、それを説明する能力に長けた人を指す。一方の村では5人、他方の村では4人の「鍵となる情報提供者」それぞれに対して、コミュニティレベル（この調査では「村」の意味で一貫して使用）での移住の変遷とその影響についてのインタビュー調査を行った。また、インタビュー対象者の選定にあたっては、TEMPERプロジェクトで定められた基準（2007年のルーマニアEU加盟の以前と以後の移住、自発的な移住と募集プログラムによる移住、移住経験が一回であるか移住を繰り返しているか）をもとに、年齢や性別など、可能な限り多様な属性をもった個人を対象とするよう努めた。これらの基準と現地の移住経験が交差した結果、移住の形態や移住先国によって、インタビュー対象者の属性が大きく分かれることになった。

本研究において分析する情報は、インタビュー対象者が、居住するコミュニティやルーマニアへの移住の影響について下した評価（「移住は...にとって良いことか悪いことか？」という質問に対する回答）と、自身の移住が個人や家庭に与えた影響についての評価からなる。

4. S村の場合 – 貧困の解決策としての移住

S村はルーマニア南東部・テレオルマン県にあり、社会経済面における開発の程度では、ルーマニアにおいて平均的な位置を占める（Sandu 2017）。約1,400人の人口構成は多様である。宗教的には、多数派を占める正教徒のほかにアドベンチスト（セブンスデー・アドベンチスト教会の信者）もいる。民族的には、ルーマニア人とロマで構成されている（RPL 2011 cf. Sandu 2017）。

1989年以降、農業の再編や地域内の工業施設の操業停止・縮小により、通勤人口が発生

するなど、村や周辺地域は大きな変化を経験した。調査当時、S村の住民にはほとんど有給の仕事がなく、ほとんどの求人は最寄りの町（15km圏内）での労働に関するものであった。また、求人のほとんどが主に女性を対象とする裁縫業で、給与は最低賃金レベルであった。こうした賃金労働では日々の必要が満たせないため、村人たちは自給的農業を営み、給料や年金の不足を補っていた。

1989年以前から、S村ではロマの人々によるイスラエルへの散発的な移住が見られ、それは少なくとも2000年代まで続いていた。かれらは、セルビア（1990年～1994年、数か月間だけ農業や建設業で臨時・日雇い労働をする短期の移住）やドイツ（1991年～1995年、亡命者として移住し、ドイツ政府から得る給付の不足を、日雇い農業労働で補う場合があった）といった移住先も開拓していった。そして1996年以降は、スペインに向かうようになった。

2000年頃、スペインへの（ロマではない）ルーマニア人の最初の出国が記録されている。これは主にアドベンチスト教会のネットワークに基づくもので、建設業（男性）や家事・介護労働（女性）に従事する移住労働であった。S村の人々が豊富な移住経験を有することと、かれらの主要な移住先がスペインであることは、定量データによっても確認されている（Sandu 2017b）。

2003年以降、前述のスペインへの長期の移住に加えて、季節農業契約に基づくルーマニア人女性の一時移住が始まった。2015年からは、季節農業契約に基づいてドイツへ一時移住する人々も現れた。村人のうち約500人が移住しており、そのうち400人がロマ、60～70人がルーマニア人の季節労働者である（S村・鍵となる情報提供者）。

同じ農業移住であっても、ロマの移住とルーマニア人女性の移住は大幅に異なる。前者は親族全員を伴った長期の移住であるのに対し、後者は通常3～6か月の労働契約期間だけをスペインで暮らす一時移住であり、ほとんどの人はルーマニアでは労働市場に参加せず、家族と一緒に過ごす（Şerbanet al. 2020）。移住形態の違いにより、労働の組織化、移住を通じて獲得する資源、家族の動態も異なってくる。しかし、ロマの場合は生活文化と関連したスペイン国内での移動があり、ルーマニア人女性の場合にも複数の労働契約を獲得できることがあり、いずれも滞在期間を延長する傾向がある。例えば、（インタビュー対象者のひとりである）ミレラは、1年のある期間をスペインで、別の期間をドイツで農業に従事していた。

移住形態にかかわらず、機会が欠如しているために人々が移住することは自明視されている。すなわち移住は、機会の欠如している村やマイクロ地域社会において人々が取ることのできる唯一の手段であると考えられる。このような状況において、インタビュー項目の一つである「村を離れる動機」についての質問は、「要するに、なぜ私が金を稼ぎに行くかを聞き

たいのかい? 」(女性・60歳・帰還移住者)といったように、ときに困惑をもって受け止められた。移住の影響、特にその帰結が最も目に見えて明らかなのは、ロマの場合である(Troc 2012; Deliu 2015 も参照)。村人たちはロマの移住を、出身地での困難な状況に対し、野心的にリスクをおかして向き合った、勇気ある行動の見本として解釈することが多い。この種の言説は、ロマの人々の特徴を説明するものとして、例えば以下の語りにあらわれている。

ほとんどの人はロマを模範として、羨望の眼差しすら寄せている場合も少なくない。でも、ほら、かれらは出て行った。庭師とか色々な事業をやっても上手くいかなくて、高利貸しから借金したり、家を売って出て行った人たちもいる。(鍵となる情報提供者・S村)

ロマの人々は長期の移住を通じて資源を蓄積し、村の中心部に土地を購入したり、邸宅を建設した。移住者のいる世帯における物質的な状況の変化は、ロマの移住者とルーマニア人の両方の認知における、社会的地位の変化につながった。これは、ロマ全体の地位向上ではなく、移住という、マジョリティのルーマニア人にも関わる過程を媒介した変化である。

移住先で長期間労働したのちに帰還した移住者たちは、スペインの年金を受け取っている。このことを移住者や鍵となる情報提供者が注目すべき事実として挙げているのは、13年間から14年間就労していた場合で約800ユーロというスペインの年金給付が、大半が(社会主義時代の)生産農業協同組合(Cooperative Agricole de Producție, C.A.P.)の枠組みに応じて支払われるルーマニアの年金より高水準であるためである。

退職や健康状態の悪化により労働市場から離れることは、ルーマニアへの帰国を意味する。健康状態の悪化は、個人の犠牲に焦点を当てた語りにも組み込まれることもある:「そして、かれは今や半分ほどに(小さく)なってしまった。ここも、あそこも麻痺している[...] 私たちは、外国人として貢献したのさ。」(男性・66歳・帰還移住者)。

移住先での仕事に関連する新しい知識の獲得に関する語りもある。それは、作物の特性に関する理解から機械の操作、農作物の選別作業に至るまで多岐にわたる。また、スペインへの移住にはビザの購入や不正な形での越境に多額の投資が伴う。そのため、仕事を見つけてそれを維持したり、住まいを見つけたり、暴力沙汰や詐欺を回避するなど、日常生活上のスキルが必要不可欠である。インタビューでは、こうしたスキルが、移住を成功させるコツとして評価されていた。

一方、季節労働の場合、日々の生活費、特に子どもの養育費を確保することが、家庭レベルで最も重要な移住の成果となる。女性にとって、移住は出発の準備に多額の投資をするこ

となく、移住先である程度の安全が確保される代替手段であった。ロマの場合、移住は絶望的に不安定な状況を打開するための策であり、それにより資源を蓄積することができた。季節労働者にとっては、国外で働くことは特定の問題に対する限定的な対応策であり、それは短期的な効果しか生み出さない。そのことは、次の語りにもあらわれている。

私は衣料品の仕事をしていただけ、お金が足りなかった。大学生の女子と高校生の男子を育てて、葬式とか入用があつて。大変だった。(女性・43歳・循環移住者)

循環移住では、労働契約を結びながら、ルーマニアでの仕事とスペインで得た仕事のいずれかを選択することになる。それに対して、ロマの人々は労働市場に組み込まれていないため、ルーマニアで選択できる可能性は事実上存在しない。

移住者たちは、広範囲にわたる変化について語る。他者(多様な個人や行動様式)と接することで、多様な状況に対応し、向き合うためのスキルが蓄積される。移住者たちは、「[...]村に留まった人と、人生に対する考え方が異なる。」(鍵となる情報提供者・S村)という。世界を知るという新しい経験が、移住者とそうではない人の間に本質的な違いをもたらす基盤となる。

まあ、勉強になったね！ 多くのことを学んだ。我々はここから、この村から出て行って…その、私は教育関係の仕事をしていただけ、他の人たちとの接触があつた方だとは思いますが、一般的には…違う色々な生活の仕方、違うやり方…私たちのところにはスーパーマーケットもなかったわけだから…。(女性・45歳・帰還移住者)

こうした変化をめぐる一般論にとどまらず、移住先での学習過程は、移住者の語りにおいては、従事した労働と結びついている。移住に従事することが(多くの場合、子どもにとって)犠牲を払った期間であり、それは剥奪の少ない未来への投資とみなされる。

こうした移住には、経済資本と人的資本の観点からみて肯定的な影響以外に、否定的な効果としての健康状態の悪化がみられる。村人たちは、これを移住先での労働の強度と特殊性から説明する:「私は…それ(病気になって)から悲惨だった。ひざまずいて歩くような状態で、不安にとらわれていった。」(女性・48歳・帰還移住者)。健康状態が悪化した場合は村に帰還し、労働市場から退出することになる。

地域コミュニティでは、移住は両義的な影響をもたらすものだと認識されている。それは、以下の語りにもみられる。

一方では、それぞれが自分のすべき事をしているのは良いことだけど... 他方で、村人がいないのは悪いことだ...。隣人がもういないのさ！ でも、人というのは自分のことしか考えないものさ。(女性・48歳・帰還移民)

一方で、否定的な側面として村の過疎化が挙げられている。他方で、肯定的な側面は、各村人が自分自身のために移住し、個々の移住者の生活が改善することで地域社会がより良くなるという、個人への影響の総和として捉えられている。また、自治体から補助を受ける人の数が減ることが、地域社会にとっての移住のメリットとして挙げられた。こうして「肩の荷が降りること (despovărări)」の弊害は、移民が出身地よりもむしろ移住先の発展に貢献することだと、鍵となる情報提供者のひとりとは説明した。

5. V村の場合――若者がとにかく旅立ってゆく村で

人口約1,400人のV村(RPL 2011 cf. Sandu 2017)は、ルーマニア南部ブザウ県の、ある中規模の基礎自治体の中心にある。V村の住民は民族的にも宗教的にも比較的同質で、前回の国勢調査によると、宗教的マイノリティは新プロテスタント少数派のみで、人口の1%未満であった。また、ロマは総人口の4.5%である(INS 2011)。

V村の住民は、ミズイルやブザウといった近隣の町に出稼ぎに行く。主な経済活動は農業、特にブドウ栽培である。農業に加え、サービス業も少数の企業が展開しているため、V村の人間開発指数は中程度となっている(Sandu 2017)。

1990年以降の脱工業化は、この地域の労働市場に強い影響を与えた。他の地域で起きたのと同様に、都市から村への帰還だけでなく、他の地域や海外への移住も生存戦略となった(鍵となる情報提供者・男性・48歳)。通勤者は減少したが、ブザウではなくブラホバ地方の他の町に仕事先を変える人もいた(鍵となる情報提供者・女性・21歳)。

V村からの国際移住労働が見られはじめたのは2016年から2017年にかけてであり、その広がりは遅かった。2000年代初頭には、住民1,000人当たり10～12人(一時的な出国と帰国)が移住していたと推定され、それは比較的低い値であった(RPL2002)。ルーマニアのEU加盟後に状況が変わりはじめ、フランスやドイツ、そしてアゼルバイジャンへの集団での出国が記録されるようになった。こうした集団での移住は2014年に始まっており、それは主に、季節農業に従事する若い男性たちによるものであった。

鍵となる情報提供者によると、V村で最も目立つのは、英国の農業で季節労働をしている若者たちの移住である。これが村で注目されるのには、まとまった人数で若者が村を離れる

だけでなく、もともと移住者が少なかったところで、最近になって移住が始まったであることも影響している。鍵となる情報提供者たちは、村の人口の10%足らずが移住していると推測したり（主要情報提供者・女性・45歳）、50～60人が英国で農業労働をしているとみている（主要情報提供者、男性、48歳）。こうした若者の多くは、移住前には定職についていなかったが、村に戻っている間に車を購入したり、家を建設し、物質的な豊かさを経験する。

インタビュー時点では、移住ネットワークは、一部の例外を除き、30歳までに最初の移住を経験した、V村出身の男性で構成されていた。こうした年齢・性別構成は、雇用、仲介、村の労働力供給という基準が交差するところで、移住ネットワークへのアクセスに、若年男性以外を排除する潜在的な障壁があることを示唆する。インタビューでは、ラズベリーの収穫、倉庫での仕分けや梱包といった仕事は、村では通常は女性に割り当てられるため、男性の働き口が限られているとの説明がなされた。また、農作業は肉体的にきついため若者に向いているとのことであった。さらに、移住者は、農作業に対する真面目さや勤勉さに関連する一定の特性を備えていることを保証するために、自分がよく知っていると考える人を誘う。したがって、この同質性は、村における友人からなるネットワークの相対的な同質性の影響でもある。年齢については、主に収穫に関する農繁期に、移住先での労働力需要が逼迫した場合、例外を認めるようである。

移住が始まった頃の滞在期間は、一般的には3ヶ月から4ヶ月と短かった。その後、仕事が早い者や、機械や設備を扱う技能（運転免許、機械知識）を持っている者が農場に長期滞在するようになり、休暇のときだけ戻ってくる者もいた。

移住が個人に及ぼす影響は、移住の動機と直結している。それはすなわち、車や住宅の購入、投資、家族の経済的援助など、特定の物質的な目標を達成するための資金の蓄積である。移住先での収入は出身地での収入や支出に比べて高く、さらに農業に従事して農場生活を送っていると貯蓄がしやすく、浪費の可能性が下がる。しかし、村に戻ると資源はすぐに枯渇してしまう：「5カ月間働いて、帰ってきてから1カ月経つと『ひと月、ずいぶんと良い暮らしをしたものだ！』という感じだ」（男性・27歳・帰還移住者）。移住者の中には、若年層には経験も処世術もないため、少なくとも帰還当初は、資源をより快適な将来への投資のために蓄積するのではなく、「娯楽」のために浪費してしまうと認識している者もいる（男性・31歳／29歳・循環移住者）。

移住の主な動機は物質的なものであるが、移住経験は、人的資本（語学力の向上、機械操作の習得）や社会関係資本（将来有効かもしれない友人関係の形成）に関連する無形の資源を蓄積することにもつながる。移住が、人間的成熟や（男性・23歳・循環移住者）、特定の

労働倫理や自信を得ることのできる、重要な人生経験の機会とみなされていることも明らかになった。同時に、農作業のために農場に長期間滞在する移住は、特に30歳を目前にした移住者や、数年に渡ってV村の農場を留守にしている移住者にとっては、ときに人生における停滞や資源の減少・浪費とさえ見られている。

(私の男性パートナーは) 家か、アパートか何かを手に入れたいと思っている。農場に人生を費やしている。かれはいつも、「俺は青春を農場で食い尽くすのか?」と言っている。(女性・46歳・帰還移住者)

村のコミュニティにおいては、移住は、機会の不足に対する代替案とされている。こうした語りは、移住者や主要な情報提供者の言説に、常に現れるものである。農業移住労働をする若者にとって、少なくとも短期的には、移住は唯一の選択肢であると考えられているのである。実際、鍵となる情報提供者たち(男性・48歳/50歳)によると、移住によって職につく者が増えた結果、自治体内の犯罪が減少したという。長期的には、現在農場で働いている移住者の何人かは、軍などに転職したり、欧州連合の資金を利用して村の農場を発展させることを計画している。

V村では移住者が少ないため、村人たちは地域コミュニティへの国際移住の影響をほとんど認識していない。移住の成否は、集団ではなく個人単位で捉えられているようである。そのため、地域コミュニティへの移住の影響と人々が認めるものは、そこにある程度反映される個人への影響となる。

何のために働くかは重要ではなく、何をするかが重要だ。私が英国に5年滞在して結婚もしなかったのに、あなたがイタリアに2年滞在して家と車を買ったとしたら、あなたは何かを達成したことになる。(男性・29歳・循環移住者)

まず、移住者が出身地に貯蓄を持ち帰ったり、出身地の親戚に送金したりすることが、出身地の自治体を豊かにしている。例えば、鍵となる情報提供者のひとは、消費や家の建設を通じて、「税金が増える」(鍵となる情報提供者のひとり・男性・48歳)と指摘している。さらに、移住者の自治体内における支出が、地元企業の発展や、時には存続を支えている。

村を出る前は、[村の名前]のそこの道のどこかで働いていた。建材屋で、運転手として働いていた。とても良かったよ。僕より1、2歳年上の社長と話していたけど、かれ

はいつも、外からの投資が来る夏や秋を待っているんだ。かれらにとっては良いことしかない。それで商売が成り立つ。みんなが出て行けば、金とともに帰ってくる。(男性・25歳・循環移住者)

また、移住体験が個人の性格を変えとも考えられている。ある回答者は、移住によって「多少は礼儀正しくなると思う。なぜなら、さまざまな経験をするからだ。ここでは... ずっと同じ日課ばかりしていて、同じところに留まってばかりで、だめだ」(男性・23歳・循環移住者)と述べた。

地域の経済的文脈において、国際移住・国内移住は総じて、村の若者が唯一取ることできる選択肢となっている。このことは、人口の高齢化が進む、この村の年齢構成にも影響を及ぼしている。その直接的な影響は、鍵となる情報提供者によれば、村の農業労働力が不足しているために、他の村の人々が日雇い労働者として働いていることである(鍵となる情報提供者)。また、少子化の減少もあいまって、学校の統廃合が進む可能性もあり、それは教育上の悪影響をもたらすこととなるという(鍵となる情報提供者・女性・21歳)。

6. コミュニティ、移住、期待

S村とV村は、規模や発展の度合いについては近似するが、構成員の多様性においては異なっている。先行研究(Sandu 2010)が示唆するように、人々における多様性は、国際移動を促進する傾向にある。S村では現在移住しているか、過去の移住経験を有する人々が住民の約3分の1もいるのに対し、V村では移住者は全人口の10分の1以下と、少ないままである。

S村のほうが移動性の高い空間であるならば、移住の肯定的な効果はV村よりもはるかに大きいはずである。しかし、インタビュー対象者の語りは、この予想に反するものである。両村ともに、移住に関しては悲観的な見方が優勢で、それはV村よりもS村でより顕著である。移住がもたらす影響の種類も、村人たちが語るものは先行研究が挙げるほど多様ではなく、またそれはV村よりS村で乏しい。この結果は、両村におけるインタビュー対象者の大半が移住経験者であることを考えれば、なお驚くべきことである。

コミュニティへの移住の影響は、両村に共通するいくつかの要因に整理できる。まず、移住は主に、出身地での機会の欠如に対する個人／家族の対応と捉えられている。このことは、1990年代後半から2000年代前半にかけてのルーマニア人の移住に顕著であるが(Horváth and Anghel 2009; Horváth 2008を参照)、ルーマニアのEU加盟から10年が経過した現在でも

なお、移住をめぐる語りを明確に特徴づけている。出身地に低賃金労働の機会しかないなかで、若者世代（V村出身者）や中年世代（S村出身女性）は、少なくとも1年のうち一定期間は海外で働くことを選択する。このような状況では、移住は、そうしなければ出身地で感じるはずだった圧力からの「解放」となる。移住を貧困の減少や、（S村の）自治体による援助に依存する人の数と関連付ける語りは、こうした考え方に基づく（間接的）影響の捉え方の一例である。V村でも同様に、移住者がいなかった場合を仮定しつつ、間接的に、移住は（職のない若者に関連する）地域の犯罪率の減少をもたらしたと考えられている。人々は何としてでも村を出ていくのだという語りにおいて、移住は不可避のものとされる。ここでは、国際移住が国内移住の代替となっており、国際・国内移住の関連が、移住の影響を理解するうえで重要であることを示唆している（包括的な議論について Skeldon 2008、ルーマニアにおける帰還移住者の国内移動について Croitoru and Vlase 2021 も参照）。

S村とV村のどちらのコミュニティでも、移住は基本的に個人／家族レベルに結びついている。移住した方が自分自身にとって良い、あるいは他に選択肢がないから、人々は村を出るのである。このような空間では、個人レベルでの移住の影響の総和としての変化を除いて、地域レベルの変化は期待できない。移住者がコミュニティをなすこともなければ、出身地の「改善」のために行動する集団的行為者（Faist 2008, 2009）にもならない。出身地域に変化をもたらすという選択は、S村出身のロマによる長期移住の場合でさえも、回答者の誰一人として言及せず、そうした選択肢があると想像すらしていないようである。

個人への影響は、コミュニティにおいては2つの次元へと集約され、正反対の形で帰結する。ひとつは、共同体レベルでの物質的な豊かさの増大であり、もうひとつは地域レベルでの既存の人的資源の減少である。2つの村では、新しい家や車、そして移住者が地域にもたらす資金の存在が語られる。しかし、どちらの村でも、移住がもたらしうる、地域経済の活性化について言及する者はいなかった。

両村でもっとも盛んに議論されていたのは、人口減少の影響であった。これは恐らく、移住が機会不足への対応である限り、いずれは移住先への永住に向かうという認識と結びついている。他方で、両村の人口動態、特にS村で顕著な高齢化が、人々の移住につながるという考えとも関連している。

ただし、我々の研究においては、移住と両村の人口減少を結びつける語りにおいても、「優秀な者から村を去っていった」というような、個人の資質による選別の側面は見られなかった。

改めて語りを検証すると、S村において、ロマによる移住の影響が村のコミュニティにおいて直接に可視化（土地を購入し、村の中心部に邸宅を建設）したことは、ロマ自身におい

ては、かれらの勇気を表すものとして語られている。エレナの以下の語りは、この点を明確に示している。

そうはいつでも、今、私は病気であることを誇りに思っている。私はもう自活することすらできないけれど、子どもたちのために私が成し遂げたこと、あの状況に立ち向かったこと、病気であること、なにより、私が英雄であったことを誇りに思っている。子どもたちが住める家を建てたのだから。(女性・56歳・循環移住者)

しかし、季節労働契約に基づく移住をした同じ村の女性の事例と同様に、こうした語りが問題にしているのは、専門的スキルというよりも、自己犠牲と忍耐のようである。他の研究 (cf. Williams and Balsz 2005) でも言及されているように、移住者自身は移住経験の結果として自信や仕事に対する異なる向き合い方などに関するスキルを身につけたと語るものの、出身地コミュニティでの考え方や行動が変化したという語りは稀である。

7. 結論

どちらの村でも、地域社会への影響として認識されているのは、そこで数的に優位な特定の移住だけである。S村の住民は、地域社会レベルで少なくとも3つの移住形態が広がっているにもかかわらず、ロマの人々によるスペインへの移住に言及する。それに対し、V村の人々の語りは英国への若者の移住に集中している。しかし、こうした偏りの原因は、地域社会における2種類の移住の数的優位だけの問題ではないと考えられる。どちらの移住も、特にロマの移住は、移住前の個人の状況と比較した場合、容易に知覚できる変化を村にもたらす。S村のロマの場合、貧困層としての低い身分からの移行があり、移住は、生活条件の改善だけでなく、村の周辺部から中心部への住み替えにもつながっている。移住の影響をめぐる基準としてロマの移住が挙げられるのは、地域の社会階層における飛躍のためである (Anghel 2019 が対象とする他の2つの場所でも、限定的ながら、ロマの社会的地位が上昇したという指摘がある)。V村における若者の移住は、数的には決して多くない (英国へと農業移住労働する若者が、村からの移住者の約半数強を占めるという推計もあるが、このことに気付く村人は少ないと見られる)。しかし、移住する人々の集団は目立っていた (ほとんどが安定した働き口を持っていかつたため、公共空間に集まっていた)。そして、かれらが移住の結果として車や家を購入したり、住宅投資を始めたことは、移住者たちの年齢やそれまでの経歴を鑑みると予想外のものであった。すなわち、S村とV村のいずれにおける語り

も、移住者の「数的」優位性だけでなく、地域の規範や期待に反する要素を含んでいる。

この調査結果を一般化すると、これまでの研究が見落としてきた、より複雑な問題がみえてくる。それは、複数の移住形態が交差し、複数の目的地へと移動する出身地共同体において、移住効果はどのように構築されるのか、という問題である。S村の場合に最も顕著であるが、地域からは、人々が2つの異なる移住先へ、少なくとも3つの形態で移住する。1996年から始まったロマの長期移住の場合、移住ネットワークが村全体にスムーズに拡大したとは言えない。移住は、少なくともS村では、地域におけるエスニックな障壁を超えることができず、ロマの移住は、ロマ共同体のなかに閉ざされたままであった。宗教共同体から始まった別の移住（スペインへのルーマニア人の移住）は、（ロマではない）ルーマニア人全体に拡大しているように見えるが、これもロマの移住と同様に高リスクで、のちの農業契約に基づく一時移住のように安全性が担保されたものではなかった。

移住の影響に関するS村の住民たちの語りは、対照的なほど異なる国際移住の影響を混同したものになっている。他方、V村における村人の移住経験は比較的乏しいが、その主な移住形態（若者の農業移住）については、S村と同様に移住ネットワークの閉鎖性が、しかし異なる基準と経緯によって認められる。調査対象の村が特殊な事例というわけではなく（複数の移住先を持つコミュニティについて、Anghel 2019; Horváth 2008も参照）、移民の新経済学や移住システム論などが想定するよりもはるかに複雑な状況が現実存在する。そうしたなかで、移住の影響を個人／家族レベルを超えて析出することは極めて困難である。

移住の影響に関する認識は、少なくともコミュニティにおいては、目に見えるもの、具体的に形のあるもの、（たとえ肯定的な意味であっても）期待に反するもの、そして何よりも、コミュニティにおいて（少数派だったはずが無視できなくなった）クリティカル・マスをなすものをもとに構築されるようである。

参考文献

- Agunias, Dovelyn R., 2006a, *Remittances and Development: Trends, Impacts, and Policy Options*, Washington, D. C.: Migration Policy Institute.
- , 2006b, *From a Zero-Sum to a Win-Win Scenario?: Literature Review on Circular Migration*. Washington, D.C.: Migration Policy Institute.
- Anghel, Remus G., 2008, “Changing Statuses: Freedom of Movement, Locality and Transnationality of Irregular Romanian Migrants in Milan,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 34 (5): 787–802.
- , 2019, “When the Poor Migrate and Return: Class and Status Repositioning among Roma Transnational Returnees,” Remus G. Anghel, Margit Fauser & Paolo Boccagni coord., *Transnational*

- Return and Social Change: Hierarchies, Identities and Ideas*, London & New York: Anthem Press, 25–42.
- Anghel, Remus G., Alina Botezat, Anotolie Coșciug, Ioana Manafi and Monica Roman, 2016, “International Migration, Return Migration, and Their Effects: A Comprehensive Review on the Romanian Case,” *IZA Discussion Papers*, 10445. Bonn.
- Carling, Jørgen, 1996, “International Labour Migration: Consequences for Countries of Origin,” *Occasional Paper*, 21. University of Oslo.
- Castles, Stephen, 2006, “Guestworkers in Europe: A Resurrection?” *International Migration Review*, 40 (4): 741–66.
- Cingolani, Pietro, 2009, “Prin Forțe Proprii: Vieți Transnaționale Ale Migranților Români În Italia,” coordonată de Remus Gabriel Anghel și Istvan Horvath, *Sociologia Migrației: Teorii Și Studii de Caz Românești* Iași: Polirom, 176–94.
- Croitoru, Alin, 2021, “Diaspora Start-up Programs and Creative Industries: Evidence from Romania,” *Transylvanian Review of Administrative Sciences*, 17(63): 5–29.
- Croitoru, Alin și Ionela Vlase, 2022, “Stepwise Migration: What Drives the Relocation of Migrants upon Return?” *Population, Space and Place*, 28(2): e2492.
- De Haas, Hein, 2007, “Turning the Tide ? Why Development Will Not Stop Migration,” *Development and Change*, 38(5): 819–41.
- , 2010, “Migration and Development: A Theoretical Perspective,” *International Migration Review*, 44(1): 227–64.
- , 2012, “The Migration and Development Pendulum: A Critical View on Research and Policy,” *International Migration*, 50(3): 8–25.
- Deliu, Alexandra, 2015, “Community Frames of Migration: The Path from Seaca to Spain,” *Social Change Review*, 13(1): 29–54.
- Dospinescu, Andrei Silviu și Giuseppe Russo, 2018, “Romania–Systematic Country Diagnostic: Background Note–Migration,” World Bank, Washington, D.C.
- Faist, Thomas, 2008, “Migrants as Transnational Development Agents: An Inquiry into the Newest Round of the Migration-Development Nexus,” *Population, Space and Place*, 14(1): 21–42.
- , 2009, “Transnationalization and Development: Toward an Alternative Agenda,” *Social Analysis*, 53(3): 38–59.
- Gamlen, Alan, 2014a, “Diaspora Institutions and Diaspora Governance,” *International Migration Review*, 48(1_suppl): 180-217.

- , 2014b, “The New Migration-and-Development Pessimism,” *Progress in Human Geography*, 38 (4): 581–97.
- Horváth, István, 2008, “The Culture of Migration of Rural Romanian Youth,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 34(5): 771–86.
- Horváth, István și Remus G. Anghel, 2009, “Migration and Its Consequences for Romania,” *Südosteuropa. Zeitschrift Für Politik Und Gesellschaft*, 4: 386–403.
- INS, 2011, “Tab8. Populația stabilă după etnie – județe, municipii, orașe, comune,” (Retrieved October 27, 2021, http://www.recensamantromania.ro/wp-content/uploads/2013/07/sR_Tab_8.xls)
- King, Russell & Michael Collyer, 2016, “Migration and Development Framework and Its Links to Integration.” Blanca Garcés-Mascareñas & Rinus Penninx eds., *Integration Processes and Policies in Europe: Contexts, Levels and Actors*, Cham, Heidelberg: Springer International Publishing, 167–88.
- Molinero-Gerbeau, Yoan, 2021, “The Problem Is Not Covid-19, It’s the Model! Industrial Agriculture and Migrant Farm Labour in the EU.” *Eurochoices*.
- Newland, Kathleen, 2007, “A New Surge of Interest in Migration and Development.” Migration Information Source. (Retrieved October 27, 2021, <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?ID=580>).
- Portes, Alejandro, 1997, “Immigration Theory for a New Century: Some Problems and Opportunities,” *International Migration Review*, 31(4): 799–825.
- Sandu, Dumitru, 2010, *Lumile Sociale Ale Migrației Românești În Străinătate*. Iași: Polirom.
- , 2017, “Local human development index for Romanian villages (LHDIv): SPSS data file”, (Retrieved October 27, 2021, https://www.researchgate.net/publication/314079025_Local_human_development_index_for_Romanian_villages_LHDIv_SPSS_data_file).
- Sironi, Alice, Bauloz Céline și Milen Emmanuel, 2019, *Glossary on Migration*, no. 34. Geneva: International Organization for Migration.
- Șerban, Monica & Melinda Stoica, 2007, *Policies and Institutions in International Migration: Work Migration in Romania 1990 – 2006*, București: FSD.
- Șerban, Monica, 2011, “Migrație,” Lazăr Vlăsceanu coord., *Sociologie*, Iași: Polirom, 786 – 839.
- , 2015, “Migration Policies from Origin Perspective in the Case of Romania; Testing a Definition,” *Jurnalul Practicilor Comunitare Pozitive*, XV(1): 72–92.
- Șerban, Monica & Alin Croitoru, 2018, “Do Return Migration Policies Matter?: A Typology of Young Romanian Returnees’ Attitudes towards Return Policies,” *Social Change Review*, 16(1–2): 9–34.

- Șerban, Monica, Yoan Molinero-Gerbeau & Alexandra Deliu, 2020, “Are the Guest-Worker Programmes Still Effective?: Insights from Romanian Migration to Spanish Agriculture,” Johan F. Rye and Karen O’Reilly coord., *International Labour Migration to Europe’s Rural Regions*, London: Routledge, 22–36.
- Sinatti, Giulia, 2011, “‘Mobile Transmigrants’ or ‘Unsettled Returnees’?: Myth of Return and Permanent Resettlement among Senegalese Migrants,” *Population, Space and Place*, 17(2): 153–66.
- Skeldon, Ronald, 2008, “International Migration as a Tool in Development Policy: A Passing Phase?” *Population and Development Review*, 34(1): 1–18.
- Taylor, Edward J., Joaquín Arango, Graeme Hugo, Ali Kouaouci, Douglas S. Massey & Adela Pellegrino, 1996, “International Migration and Community Development,” *Population Index*, 62: 397–418.
- Troc, Gabriel, 2012, “Patterns of Migration and Economic Development in Southern Danube Micro-Region,” *Studia UBB. Europaea*, 57(3): 85–116.
- Vlase, Ionela, 2013, “‘My Husband Is a Patriot!’: Gender and Romanian Family Return Migration from Italy,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 39(5): 741-758.
- Williams, Allan M & Vladimir Balaz, 2005, “What Human Capital, Which Migrants?: Returned Skilled Migration to Slovakia From the UK,” *International Migration Review*, 39(2): 439–68.
- Van Hear, N., & Sørensen, N. N. eds., 2002, The Migration–Development Nexus: Special issue, *International Migration*, 40(5).

Introductory Article

二つの^{エレジー}哀歌から考える「トランプ 2.0」の行方

——サイモン『ハムレット工場火災』を
ヴァンス『ヒルビリー・エレジー』とあわせ読む——

宮 田 伊知郎

2021年の議会襲撃事件とのつながりが取り沙汰され、「機密文書の持ち出し」等で有罪判決すら受けていたトランプ元大統領が大統領に返り咲いた。この、いわゆる「トランプ 2.0」を可能にした要因の一つに若き副大統領 J.D. ヴァンスの存在があげられるだろう。ヴァンスを一躍有名にしたのは2016年に出版された彼の自伝『ヒルビリー・エレジー——危機にある家族と文化の思い出』(*Hillbilly Elegy: A Memoir of a Family and Culture in Crisis*)である(ヴァンス 2017)。16年の大統領選挙でトランプ大統領が尽くすことを誓った「忘れ去られた人びと」の記録ともいえる同書は、ラストベルトで暮らす貧しいスコッチ＝アイリッシュの家生まれたヴァンスが、アルコールかつ薬物依存の母ベブのもと育つも、祖母「ママウ」ボニーを中心とする家族愛により逆境を乗り越え、海兵隊を経て最終的にイェール大学ロースクールを修了、弁護士となる克己の物語である¹。いわゆる「アメリカン・ドリーム」ものである本作品は、2024年の時点で300万部を売り上げるベストセラーとなり、2020年にはNetflix社により映画化もされ多くの人に視聴されている。日本でも光文社が2017年にいち早く同書の翻訳を出版したが、「『トランプ旋風』の背景を言語化し、広く知らしめた」と評され、トランプ現象を知るための一級の資料として読まれ続けている(『朝日新聞』2024. 7.19朝刊)。

しかし、ヴァンスが『ヒルビリー・エレジー』において描くスコッチ＝アイリッシュや白人労働者階級の状態のみが切り取られ、貧困層の実情として捉えられることについては、一アメリカ史研究者として違和を感じざるを得ない。彼の「ヒルビリー」の描写には当事者から単純化やステレオタイプ化などの批判がされているし(Karshner et al. 2019)、そもそもラストベルトの白人労働者のみが20世紀後半における製造業の衰退のなかで困窮したわけで

¹「忘れ去られた人びと」については、(青野ほか 2020)を参照のこと。

はない。さらに、ヴァンスがトランプ政権に入ったいま、『ヒルビリー・エレジー』の一番の意義はトランプ支持層の描写ではもはやなくなっている。トランプに寄り添うヴァンスの存在が示すのは、「トランプ 2.0」においては貧困からの脱出は可能であるというメッセージに他ならない。つまり、貧困を克服した彼の物語は、貧しい人間がいかに逆境を乗り越えるべきか、政府や市場が貧困に対しどう向きあうべきかを示す指南書としての役割を担っていくと言えるだろう。

今回紹介する歴史学者ブライアン・サイモンの『ハムレット工場火災——「チープ化」が生んだ現代アメリカの悲劇』(The Hamlet Fire: A Tragic Story of Cheap Food, Cheap Government, and Cheap Lives 以下『ハムレット工場火災』)は、ヴァンスの回顧録とはほぼ同じ時代・内容を扱っているものの、人種・ジェンダー・階級、そして地域(アメリカ南部)の要素に注目し、より複雑な現実を描き出すのに成功しており、ヴァンスの物語を相対化するために『ヒルビリー・エレジー』とあわせて読むべき一冊だと言えよう(Simon 2017: サイモン 2024)。『ヒルビリー・エレジー』と『ハムレット工場火災』は、いずれも1970年代の不況を人びとがどう経験し、そこからなにが生み出されたかについて示すことを通して、アメリカが抱える問題を描き出している。この二つの解釈の違いを知ることが、現代アメリカへの理解を深めるのみならず、第二次トランプ政権の行方を占ううえでも有用となるだろう。以下、二冊の内容を比較検討しながら、このことについて明らかにしていきたい。

『ハムレット工場火災』そして『ヒルビリー・エレジー』には共通点が多い。まず、いずれも哀歌として位置づけられる。ヴァンスの哀歌は、タイトルにあるように貧困のなか失われつつある誇り高きヒルビリー文化に向けてのそれであるが、『ハムレット工場火災』は、南部の田舎町で発生したある火災に巻き込まれた人びとに向けての哀歌である。その火災とは、1991年9月3日に南部ノースカロライナ州ハムレットにあるインペリアル食品生産社の鶏肉加工工場で起こった災禍であり、先進工業国においては通常考えられない規模の、破壊的な事故として記憶されている(Harvey 1996: 335)。この火災が、全米に衝撃を与えた理由は、犠牲者25人のうち12名が黒人で、多くがシングルマザーであったことだけでなく、工場が外から施錠されており、従業員が燃えさかる屋内に閉じ込められたことにあった。悲劇を運命づけた歴史潮流を紐解き、弔いとしているのが『ハムレット工場火災』だといえよう。

また、どちらの本も70年代における好景気からの経済の衰退を物語の土台としている。『ヒルビリー・エレジー』は84年生まれのヴァンスの回顧録であるものの、概ね祖父母が職を求めケンタッキー州ジャクソンからオハイオ州ミドルタウンへと移動した戦後からストーリーを始める。ミドルタウンに製鉄所を構えていた大手鉄鋼メーカー・アームコにヴァンス

の祖父が職を得、祖父母は豊かな生活を手に入れるも、国際競争のなか業績の落ちた同社が製鉄所を閉鎖すると、ヴァンス家は凋落の一途を辿る。一方、ハムレットは田舎町であるものの、1980年代にかけての経験はミドルタウンと重なる。20世紀始めに鉄道駅として発展したハムレットは、大手シーボード鉄道の一拠点だった。組合に守られ、貧しい南部にありながら全国基準の待遇の雇用を供給する鉄道業は、かつてから活気のあった繊維産業と併せて、田舎町に豊かさをもたらした。その恩恵は、映画館や劇場、瀟洒なホテルが建ち並ぶ目抜き通りや瀟洒な郊外住宅地に具体化していった。しかしながら、トラックや飛行機が鉄道に変わり、繊維産業が国際競争によって衰退していくと、ミドルタウンと同様ハムレットも急速に豊かさを失っていったのである。

ヴァンスもサイモンも、この衰退がなにを生み出したかに目を向ける。『ヒルビリー・エレジー』が衰退の結果として強調するのが怠惰や依存の文化である一方、この『ハムレット工場火災』が提示するのは、蟻地獄のように貧困から抜け出せない構造の登場と定着である。従軍し社会上昇を遂げ、ヒルビリーを相対的に観察できる立場になったヴァンスは、衰退の結果として（祖母のように）自立心や誠実さを重視し、一族への侮辱を許さない哲学を守り通すヒルビリーが絶滅の一途にある一方で、儉約もできず、奔放で、働こうとしない文化に甘んじるヒルビリーがマジョリティとなる状況の出現を指摘する。パーソナルな世界で衰退の影響を描くヴァンスと異なり、サイモンは衰退の影響を政治、消費文化、人種関係などの広い観点から分析する。主要産業を失ったハムレット市やノースカロライナ州は、低賃金、反組合文化、また行政による優遇措置を売りに、企業誘致によって衰退を乗り越えようとする。それに応えた企業の一つが組合と規制が強いペンシルベニア州を脱し、生き残りのため、より収益性の高い土地を求めていたインペリアル食品生産社であった。同社工場の労働環境ならびに待遇は悪かったが、行政による改善が求められることはなく、求職者が途絶えることなかった。そうした状況に耐え働き続けるしか貧困層には選択肢がなく、ワーキングプア状態が黒人女性のあいだに定着していったのである²。

両者とも肥満を問題視するが、その原因の捉え方が異なる。ヴァンスの「白人労働者階層」の「食事と運動」に関する分析によれば、多くのヒルビリーにとって、朝食は菓子で「昼はタコベル」、「夜はマクドナルド」だった。かれらは「料理はほとんどしない」し、運動にも縁がなかった（ヴァンス 2017: 236）。このように、肥満の慢性化を怠惰の文化の延長線上に位置づけるヴァンスに対して、サイモンは異なる解釈を提示する。曰く、（火災の犠牲になったような）底辺の労働者階級は、収入を得るため調理にかかる時間と金がなく、安価な冷凍

2 企業活動に対して、労働者側も、行政も声を上げない状態の形成についてはサイモンの「第二章 沈黙」を見よ。また、規制の無力化については、「第六章 規制緩和」が参考になる。

食品やファストフードに頼るしかない。かれらが食卓にあげたのは、食用鶏の大量生産方式やとうもろこし由来のディップソース等の開発により低価格で売られたチキンテンダーやチキンナゲットなどの高カロリーな（そして、皮肉にもインペリアル食品生産が製造していたような）鶏肉加工食品であった。そんな食生活で体重が増したとしても、収入と時間がない労働者にジムで運動ができる余裕はなく、緊縮財政のなかかれらが住むような地域に公営の体育施設やジョギング用のトレイルが創られるはずもない。サイモンによれば、貧困の構造がゆえに、かれらは自己規律の欠如を指摘されるような体形になる³。つまり、だらしなさのシンボルとされるような肥満体形は、構造に翻弄された結果に他ならないのである。

ヴァンスとサイモンが決定的に異なるのは、貧困と人種の関係についての認識である。依存状態に馴致してしまったスコッチ＝アイリッシュとよく似た状況にある存在としてヴァンスはインナーシティの黒人をあげる。曰く、貧困や政策に対する研究を渉猟するなかで、「うちの地元を完璧に描いて」おり「心をとらえられた」と評価するのが、社会学者ウィリアム・ジュリウス・ウィルソンの著書『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』であった（ヴァンス 2017: 230）。ウィルソンにとって、現代の貧困化は「産業転換」の結果であり、その影響に人種の違いは大きく関係しない。福祉依存の「アンダークラス」には、白人、ラティーノなどさまざまな人種集団が肩を並べて存在しているとする彼は、人種にこだわらない貧困対策の重要性を訴えるのである（ウィルソン 1999: 第6章）。たしかに、ヴァンスの回顧録は人種エスニックの面においても多様性に満ちている。怠惰なヒルビリーが多出する一方で、イェール時代の指導教員は中華系で、後の妻となるガールフレンドのウシャはインド系であり、ヴァンスが描く現代アメリカではカラブラインドなメリトクラシーが実現しているように思える。

一方、『ハムレット工場火災』のなかでは黒人は、白人エスニックと同じ階級のマイノリティとして位置づけられることはない。かれらは奴隷解放の後もシェアクロッパー（種や土地などを地主から借り、その代金を収穫の一部を持って返却する小作人。その大半が借金漬けにされた）に追いやられ、人種差別体制のなか、満足な教育や職へのアクセスの機会が限られ、社会上昇が望めなかった。そのような制約は公民権運動により「撤廃」をされる。しかし、それは製造業が衰退し、かつ女性も低賃金労働市場に本格的に参入をしていった時期に重なり、黒人が安定した雇用に就くことは困難であった。よって、労働条件・環境の悪い鶏肉加工工場で働く人びとには黒人、なかでも女性が多かった。サイモンによれば、チープな食品を提供する鶏肉加工業は、過去から続く人種差別体制が維持する貧困層なしに成立するもの

3 20世紀後半における食鳥産業の急速な成長を描いた「第三章 鶏／チキン」、また労働者の体形の変化について議論している「第五章 身体」を参照のこと（サイモン 2024）。

ではなかった。カーターそしてレーガン政権期に進行する規制緩和は、こうした貧困層の労働環境をさらに悪化させ、1991年の惨劇の舞台を整えていったのである。

先述した様に、トランプ2.0の時代を知るためのテキストとして、副大統領となったヴァンスの『ヒルビリー・エレジー』が再び脚光を浴びている。2024年の大統領選挙は、インフレーションという「現実問題」を見据えたトランプの勝利と考えられがちである。コミカルなほどの市場主義の貫徹をいとわないトランプ政権によって、政府の介入や規制は否定され、大企業はますます利潤追求の姿勢を強くするだろう。このとき、インフレの最大の犠牲者である貧しい人びとには、いかなる救済の道筋が示されるのだろうか。克己や自助、あるいは拡大家族、教会などの私的機関の活用による貧困解消を「実現」した現職副大統領の経験が、このときのモデルとなるのは間違いない。しかし、彼の哀歌自体、一つの見方に過ぎないことをもう一つの哀歌『ハムレット工場火災』が教えてくれる。『ヒルビリー・エレジー』自体を、新自由主義の時代——サイモン流に言えば、食品、政府、いのちがチープ化する時代——を代表する「史料」として扱うことも可能になるだろう。トランプ2.0のアメリカを理解するためにも、『ヒルビリー・エレジー』とあわせ是非手に取ってほしい一冊である。

本研究はJSPS 科研費 18KK0054、V20K12315 の助成を受けたものです。

参考文献

青野利彦・倉科一希・宮田伊知郎編、2020、『現代アメリカ政治外交史——「アメリカの世紀」から「アメリカ第一主義まで」』ミネルヴァ書房。

Harvey, David, 1996, *Justice, Nature & the Geography of Difference*, Malden, MA: Blackwell.

Karshner, Edward, Anthony Harkins, Meredith McCarroll, 2019, *Appalachian Reckoning: A Region Responds to Hillbilly Elegy*, Morgantown, WV: West Virginia University Press.

Simon, Bryant, 2017, *The Hamlet Fire: A Tragic Story of Cheap Food, Cheap Government, and Cheap Lives*, New York: The New Press.

サイモン、ブライアン、2024、『ハムレット工場火災——「チープ化」が生んだ現代アメリカの悲劇』玉川大学出版部。

「バンス氏、人生に誓う「米国第一」指名受諾演説」『朝日新聞』2024年7月19日。

Vance, J.D., 2016, *Hillbilly Elegy: A Memoir of a Family and Culture in Crisis*, New York: HarperCollins.
(関根光宏、山田文訳、2017、『ヒルビリー・エレジー——アメリカの繁栄から取り残された白人たち』、光文社。)

Wilson, Julius Wilson, 1987, *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass, and Public Policy*,

Chicago: University of Chicago Press. (青木秀夫監訳、平川茂、牛草英晴訳、1999、『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店。)



写真 1：火災現場となった工場の跡地には、現在、追悼碑が建つ。(撮影筆者 2022年9月19日)



写真2：ハムレット市のダウンタウンの一部は廃墟化している。そこには、人種差別が存在しなければ意味を持たない落書きがあった。(撮影筆者 2022年9月19日)

暴力、消去、抵抗の歴史を書く

——キャサリン・C・チョイ著『アジア系のアメリカ史——
再解釈のアメリカ史・3——』（佐原彩子訳、勁草書房、2024年）——

北 田 依 利

コロナ禍以来、感染症が中国湖北省武漢市で最初に報告されたという理由だけで、中国人そしてアジア系 [に見える] 人々への暴力が、世界中で後を絶たない。『アジア系のアメリカ史——再解釈のアメリカ史・3——』は、「暴力、消去、抵抗」をキーワードに、「外国人」憎悪と結びついたアジア系・ヘイトという現在進行形の現象から、米国におけるアジア系の歴史を振り返る。著者のキャサリン・C・チョイは、2020年代に入ってもアジア系アメリカ人が「外国人」として扱われ米国の歴史にほとんど登場せず、多くの人がアジア系アメリカ人の歴史について知らない、ということの問題性を強調する。報道によって浮かび上がったアジア系への暴力は決して新しい現象ではなく、歴史のなかで何度も起こり、消去され、またアジア系の存在自体も何度も消去されてきた。しかしながら、アジア系は暴力や差別による抑圧を受けるだけでなく常に抗議を行い、歴史や記憶の忘却に対しては自分たちの経験を記録することで抗ってきた。さらに「アジア系」と一口にいっても、日系や中国系など東アジアにルーツを持つ人々から南アジアや東南アジアの出身者、ミックスルーツの人々まで、多様な背景を持つ人々がいる。本書は、こうした集団内部の差異と歴史の重層性を全面に押し出しながら、大変斬新な歴史叙述の方法でアジア系アメリカ人の通史を描いている。

どこが斬新なのか。テーマ別に構成された八つの章と幕間・序文・終章は、歴史書としてはとても珍しいことに、時系列の逆、つまり時間をさかのぼる形で構成されている。第1章は、コロナ・パンデミック元年の2020年から、アジア系を病気と結びつけてきた米国の公衆衛生の歴史を、移民排斥と帝国主義の観点を通してたどる。第2章「1975年」は、東南アジア大陸部にルーツを持つ人々の経験を描く。米国によるインドシナへの軍事介入のために、この年、ベトナム・ラオス・カンボジアなどから米国への難民の流入が始まった。第3章は、「アジア系アメリカ人」という包括的な概念が公民権運動など同時代の社会運動と連動しながら1968年に誕生したという起源を梃子に、アジア系とほかのマイノリティ集団、

とくに黒人との関係性・連帯の歴史を示す。第4章は、1965年の移民法改正で米国にやってきた人々に着目する。この移民法は、出身国割り当て制限を撤廃し家族再統合の原則を打ち出すなど革新的であり、アジア系アメリカ人コミュニティが拡大する大きな転換点となったが、移民たちがみた現実米国が標榜する民主主義とはかけ離れたものだった。幕間では同じく1965年を起点に、米国の食を支えるアジア系の労働——農産物の生産や飲食店での給仕など——を検証することで、暴力、消去、抵抗の歴史を探る。第5章の主題「1953年」は、朝鮮戦争で駐在した米軍兵士と現地の韓国人女性の間にも生まれた、ミックスルーツの子ども国際養子縁組が本格化した年である。そこから、アジア系と、白人や黒人・メキシコ系などの間に生まれたミックスルーツの人々の歴史に光を当てる。第6章は、1941年12月の日本海軍による「真珠湾」攻撃と1942年2月に始まった日系アメリカ人強制収容を皮切りに、アジア系の第二次世界大戦の体験と記憶を重層的に描く。第7章は、祖国を植民地化されたアジア系の人々の反帝国主義の運動を明らかにする。コリア系(日本帝国)、フィリピン系(アメリカ帝国)、南アジア系(イギリス帝国)らの独立を求める長い複数の闘争は、ウィルソニアン・モーメントと呼ばれる1919年に転機を迎え、共振した。第8章は、主に中国人女性を売春と結びつけてアジア人排斥を正当化した1875年ペイジ法を起点に、人種差別と性差別が絡み合ったアジア系女性への抑圧と彼女たちの抵抗を示す。2021年3月にジョージア州アトランタ市近郊の複数のスパで銃乱射事件が起き、犠牲者の多くがアジア系女性であったこと・犯人がアジア系女性を性的に客体化していたという事実、著者自身が応答したものである。終章「1869年」では、大陸横断鉄道完成という米国の進歩と近代化の語りから鉄道建設にたずさわったアジア系労働者が消去されてきたこと、そしてコミュニティが消去にどのように抗ってきたのかを分析している。

このように『アジア系のアメリカ史』の章は、一つの年号を起点・起源とし、トピックを掘り下げていく。各章では複数のアジア系集団の物語・場所・時間が鮮やかに編まれ、本全体としては複数の起源・系譜が遡及的に重ねられていく。こうした実験的な歴史叙述の試みを、訳者の佐原彩子はアカデミー章受賞作の映画『エブリシング・エブリウェア・オール・アット・ワンス』(2022年)[直訳は「すべての物、すべての場所が一気に」]に喩えながら、「アジア系の語りが必要でも直線的ではなく、混沌としていることを象徴している」と評している(218頁)。原題が *Asian American Histories of The United States* であることから、著者がアジア系アメリカ人の歴史の複数性を示したかったことは明らかであり、ページをめくるとにアジア系の混沌とした系譜をたどるといふ、独特の読書体験ができる。

近年、アジア系アメリカ人研究を代表する歴史家たちが通史の概説書を発表してきたが、そのなかでも『アジア系のアメリカ史』は異彩を放っている。たとえば、Shelley Sang-Hee

Lee は 2013 年に 13 章・365 頁構成で、Erika Lee は 2015 年に 17 章・545 頁で、Madeline Y. Hsu は 2016 年に 5 章・164 頁で、通史を上梓している (Lee, S. 2013; Lee, E. 2015; Hsu 2016)。本書の原著は、2022 年に 8 章・222 頁で出版された。多くが商業出版社（学術に限らず、一般の読者も想定した幅広いジャンルを扱う）の書籍という点では、共通している。16 世紀あるいは 18 世紀中頃といった歴史の始点や、扱うトピック、章の数・ページ数には、それぞれの書き手の史観・戦略や出版シリーズの特徴が反映されており違いがあるものの、キャサリン・チョイ以外の三人は皆、時系列に沿って章を構成している。さらに、地図や写真・風刺画などの視覚資料がしばしば挿入されていることから、いつ・どこで・誰が・何をしたかのような、基礎的な事実を読者が学べるよう意図していることが伺える。それに対しチョイは、視覚資料を入れず、むしろアジア系の歴史がどのように書かれてきたか・忘却されてきたかを提示することで、歴史や文化の語りが作られる力学を読者自身に考えさせるよう迫っている。本書は、読者が日々のニュースを批判的に読み解いたり、レポートや卒業論文など文章を書いたりするための、有用な道標となるだろう。

コンパクトにまとまった概説書の不足を指摘することは簡単であるが、ここでは前述の三者の概説書にもあてはまる、アジア系アメリカ人研究に通底する問題を一点指摘したい。『アジア系のアメリカ史』には、米国本土のアメリカ先住民やハワイやアラスカの先住民がほとんど登場しない。アジア系と黒人やラティネックス（とりわけメキシコ系）との関係性が何度も描かれるのに対し、先住民は不在であるし、まれに登場しても「黒人やラティネックス」と並列されるだけか白人アメリカ人の想像のなかで他者化されている。著者が「暴力、消去、抵抗」をキーワードにアジア系の歴史を語るからこそ、先住民の経験してきた暴力、消去、抵抗への本書の沈黙が、図らずも浮き彫りになってしまっている。パンデミックで先住民コミュニティが被った喪失、「真珠湾」攻撃と日米対立が不可視にするハワイの先住民の植民地状況や、日系アメリカ人の強制収容所と先住民の居住地の近接性、アラスカ先住民の強制収容、鉄道やアグリビジネスが米国による先住民の土地の収奪を強化してきたことなど、本書が取り上げたトピックのなかに、アジア系と先住民の歴史経験の交差点は無数にある。先住民との関係性は、近年のアジア系アメリカ人研究において最も勢いのある分析視角であるだけに、おそらく断腸の思いとはいえ、著者が本書に入れないという決断をしたことを遺憾に思う。この点は、アジア系アメリカ人史の概説書の今後の課題といえるのかもしれない¹。

『アジア系のアメリカ史』は、個人や家族・コミュニティの物語に重きをおき、現在と過去との絶えざる対話のなかで生み出された書籍である。現代的な事象に対して自身の政治立場を明確にして応答する姿勢は、著者が優れた歴史家であると同時に、エスニック・スタディーズ研究科という人種的マイノリティの社会運動によって設置された、学際的なプログ

ラムで教鞭をとってきたこととも関係があるのかもしれない。本書に散りばめられたいくつもの事例から、著者が素晴らしいジェンダー研究者であることも確認できる。原著は Beacon Press のアメリカ史のシリーズ・ReVisioning Histories の一作であり、『アメリカ黒人女性史』『クィアなアメリカ史』『先住民とアメリカ合衆国の近現代史』などとともに日本語に翻訳されている。さらに、本書と同時期に出版された『アジア系アメリカを知るための53章』と併せて読むことで、アジア系に関する理解が一層深まることが期待される。じじつ、両書の内容は互いにうまく補完し合っている。

アジア系にまつわる暴力、消去、抵抗は、日本に・日本語圏に暮らす我々にとっても喫緊の課題であって来た。関東大震災後の朝鮮・台湾・中国出身者の虐殺と自治体による昨今の記念碑撤去、アイヌの漁業権、沖縄での米軍による性暴力・環境破壊、技能実習生の搾取、ムスリム住民の土葬「論争」、クルド難民への嫌がらせなど、日々枚挙にいとまがない。コロナ禍での中華街の飲食店への嫌がらせや、自治体が朝鮮幼稚園をマスクの支給対象から外したことも、記憶に新しい。第8章のアジア系女性の歴史とアトランタのスパ襲撃事件の接続を読みながら、2000年頃まで日本で多発した、朝鮮学校の女子生徒を狙ったチマ・チョゴリ制服の切り裂き事件を思い出していた。防護策としてチマ・チョゴリ制服は町から消え、暴力の記憶もまたマジョリティの世界からはほぼ消えてしまった。このままでいいはずがない！暴力や差別と歴史の消去に抗う人々を励まし、かれらの声を聞き・ともに闘う糧を、本書は与えてくれる。

参照文献

Day, Iyko, Juliana Hu Pegues, Melissa Phung, Dean Itsuji Saranillio, Danika Medak-Saltzman, 2019, “Settler Colonial Studies, Asian Diasporic Questions,” *Verge: Studies in Global Asias* 5 (1): 1-45.

Hsu, Madeline Y., 2016, *Asian American History: A Very Short Introduction*. Oxford University Press.

Lee, Erika, 2015, *The Making of Asian America: A History*. Simon & Schuster.

Lee, Shelley Sang-Hee, 2013, *A New History of Asian America*. Routledge.

ダンバー＝オルティス, ロクサーヌ著, 森夏樹訳, 2022, 『先住民とアメリカ合衆国の近現代史』 青土社.

新田万里江, 2024, 「アジア系とセトラコロニアリズムその系譜と論点」 李里花編, 『アジア系アメリカを知るための53章』 明石書店, 279-283.

ブロンスキー, マイケル著, 兼子歩, 坂下史子, 高内悠貴, 土屋和代訳, 2023, 『クィアなアメリカ史——再解釈のアメリカ史・2——』 勁草書房.

ベリー, ダイナ・レイミー, カリ・ニコール・グロス著, 兼子歩, 坂下史子, 土屋和代訳, 2022, 『ア

メリカ黒人女性史——再解釈のアメリカ史・1——』勁草書房。
李里花編, 2024, 『アジア系アメリカを知るための53章』明石書店。

(Endnotes)

- 1 幸運なことに、アジア系アメリカ人と先住民やセトラコロニアリズム（入植者植民地主義）との関係について、日本語で読むことができる（新田 2024）。この潮流の牽引役の一人・Iyko Day は、アジア系アメリカ人研究が米国の海外への帝国主義的な膨張の検証に偏り、国内での帝国主義的膨張をしばしば見逃してきたこと、黒人との関係性や黒人性嫌悪 (anti-blackness) については掘り下げながらも先住民との関係性は不問に付してきたことを、指摘している (Day et al. 2019: 6-8)。

ホロコーストの起源としての植民地主義

——スヴェン・リンドクヴィスト著『〈すべての野蛮人を根絶やしにせよ〉
～『闇の奥』とヨーロッパの大虐殺』（ヘレンハルメ美穂訳、青土社、2023年）

菊池 恵介

戦後ヨーロッパでは、長らくホロコーストを「歴史上、類例のない出来事」として絶対化した上で、その原因をヒトラーの狂気や全体主義などに求めてきた。だが、本書によれば、特定の間人集団を「劣等人種」とみなし、「進歩」のためなら犠牲にしても構わないとする発想は、ナチズムの発明ではない。コロンブスの「発見」以来、西洋の名だたる科学者によって正当化され、南北アメリカ大陸やアフリカ、オセアニアなどで広く実践されてきた思想である。マルチニーク出身の詩人エメ・セゼールが『植民地主義論』（1955）で喝破したように、ナチスのユダヤ人大虐殺は、ある意味で、ヨーロッパの「外」で行われてきた蛮行を「内」に向けて炸裂させたにすぎないともいえる。

それでは、近代社会はいかにして人種イデオロギーや優生思想を創り出し、ヨーロッパへと逆輸入するにいたったのか。イギリスの小説家ジョゼフ・コンラドの『闇の奥』の一文（すべての野蛮人を根絶やしにせよ）を表題とする本書は、「文明化の使命」を掲げて新世界を征服した白人入植者が、先住民の支配を通じて新たな野蛮状態へと転落していくプロセスを、探検家や宣教師、政治家、科学者などの手記を手がかりに描き出していく。

著者のスヴェン・リンドクヴィスト（1932-2019）は、ストックホルム生まれのノンフィクション作家である。オセアニアの征服を描いた『無主の地（Terra Nullius）』、飛行船の発明にはじまる『空爆の歴史（A History of Bombing）』など、30冊以上の著作がある。その代表作にあたる本書は、1992年にスウェーデン語で刊行されて以来、15か国語に翻訳され、世界的なベストセラーとなってきた。二十年前にブリュッセルの書店で本書を手にして以来、私自身も何度も読み返し、多くの知的刺激を与えられてきた。以下では、「キュビエの発見」から「生存圏、死滅圏」にいたる後半部分を中心に、そのエッセンスを紹介しよう。

天地創造説から進化論へ

キリスト教の世界観では、神が創造した世界は完全無欠であり、その創造物が死滅することはありませんと信じられてきた。だが、近代以降、地質学調査によって巨大な動物の化石が発掘されると、天地創造説に代わる新たな説明が求められるようになった。当時、その役割を担ったのが、地質学者や生物学者たちである。「フランス科学界のナポレオン」と呼ばれたジョルジュ・キュビエ（1769-1832）は、シベリアや北米で発掘されたマンモスの化石を分析し、それが「絶滅した世界」のものであることを明らかにした。なんらかの巨大な天変地異が発生し、地球上の大部分の生命が根絶やしになったのである。フランス革命のテロルを経験したばかりの同時代人にとって、それは衝撃的な発見であった。また、産業革命を経験したイギリスのチャールズ・ライエル（1797-1875）は、地質学的な変化が浸食や体積、隆起、沈殿といった緩やかな変化の累積の産物であることを明らかにした上で、そこから動植物の盛衰の原理を導きだした。すなわち、新式機械の発明によって職人たちの古い生産様式が淘汰されたように、自然界においても環境の変化に適応できない種族は淘汰される運命にあるとしたのである。一方、ライエルの弟子にあたるチャールズ・ダーウィン（1809-1882）は、動植物の観察から自然環境への適応を通じた「進化」のプロセスを明らかにした。

こうして天地創造説に代わる新しい世界観が形成されていったが、本書によれば、それが新世界の先住民が大量に死滅していった時期と重なるのは偶然ではない。実際、南北アメリカ大陸の総人口は、コロンブスが到達した時点で約7千万人と推定されているが、その三百年後には90%から95%が死滅した。特に人口密度が高かったカリブ海やラテンアメリカ地域では、先住民の90%以上がわずか百年のうちに死滅した。その大きな原因はヨーロッパから持ち込まれた病原菌にあり、必ずしも征服者の暴力のみによるものではない。だが、新世界の「発見」とともに、いたるところで「人口学的カタストロフ」が拡大したことから、これを合理化し、正当化する数々の言説が生み出されていった。

まず、最初に登場したのは「神の摂理」という宗教的な説明である。初期の北米入植者のダニエル・デントンは、「英語人の移住先では神が介入して、部族間の抗争や死に至る病などによってインディアンを取り除き、英国人のため道を整えてくださる」と1670年に日記に記している。だが、19世紀に入ると生物学的な説明が主流となり、「人種に関する何らかの自然法則があって、非ヨーロッパ人の絶滅は自然な発展の一環なのだろう」と考えられるようになった。こうして当時のヨーロッパで流行した「絶滅説 (Extinction theory)」に「科学」のお墨付きを与えたのが、ライエルやダーウィンらの学説であった。

若き日のダーウィンは、ビーグル号の乗組員として五年間をかけて世界を一周し、カリブ

海や太平洋の島々などの地形や気候、生物などについて幅広く記述した。とくに南米のパタゴニアに上陸した際には、ロサス将軍による先住民狩りを目の当たりにし、その暴力性に驚愕した（『ビーグル号航海記（1839）』）。だが、二十年後に『種の起源』（1859）を刊行して一世を風靡し、さらに晩年になって『人間の由来』（1871）を出版する頃には、新世界における先住民の死滅を「自然選択」のプロセスとして達観できる境地に達していた。

ダーウィンからヒトラーへ

こうして19世紀を通じて人種理論や優生学、社会ダーウィニズムなどの学説が生み出されたが、20世紀に入るとヨーロッパに逆輸入されることになる。その橋渡し役を果たしたのが、後発国ドイツの科学者であった。19世紀中葉まで、ドイツは工業化が進んでおらず、植民地も保有していなかった。ところが、1870年代以降、国家統一を背景に植民地帝国の建設に着手し、原料供給地や商品の販路を求めて「西南アフリカ」（ナミビア）に進出する頃には、独自の人種理論を構築していた。その担い手の一人が『地政学』（1897）や『生存圏』（1901）の著者として知られるフリードリッヒ・ラッツェルである。

植民地帝国の構築を目指す「パン・ゲルマン主義連盟」の創設メンバーだったラッツェルにとって、領土の拡張こそ、ドイツ民族の生存条件であった。だが、すでに植民地の大半は英仏に領有され、「無主の地」は消滅しつつある。そこでドイツ民族が生き延びるためには、実力で新たな領土を獲得する必要があるとしたのである。こうしてラッツェルの「生存圏（Lebensraum）」の理論は、ドイツ帝国の対外膨張を正当化する理論として知識層に浸透していった。

だが、第一次世界大戦に敗れたドイツは、ベルサイユ講和条約で巨額の賠償金を課されると同時に、ベルリン会議（1878）以降、獲得したすべての植民地を戦勝国に奪われた。そこでリベンジを誓って登場したアドルフ・ヒトラーが目を付けたのが、ヨーロッパ大陸だった。「ヒトラーは『わが闘争』ですでに、ドイツとイギリスがどのように世界を二分すべきかを説明している。イギリスはすでに西アメリカへ、南のインドやアフリカへ進出したのだから、ドイツは東へ拡大するべきだ、と」。こうして、ズデーデン併合やポーランド侵攻を経て、1941年8月にソ連侵攻に踏み切ることになった。ヒトラーの「植民地戦争」とホロコーストの始まりである。

本書によれば、ナチスの東方拡大の目的は、ドイツ民族の「生存圏」の拡大であり、その過程で繰り返されたユダヤ人の大虐殺は、新世界の征服を通じて生み出されたジェノサイドの思想に由来するものであった。その至上命題こそ、「すべての野蛮人を根絶やしにせよ」

にほかならない。「ユダヤ人は、生存圏の理論に照らすと、アフリカの奥地で暮らす矮小の狩猟民族と同様、土地を持たない民族だった。ロシア人やポーランド人よりもさらに劣った人種、生きる権利を主張することもできない人種とみなされた。そんな劣等人種が邪魔なところにいるなら、根絶やしにしてやるのは当然」だとされた（245頁）。いわば南北アメリカ大陸やアフリカの植民地支配を背景に形成されたジェノサイドの思想が、ナチスを介してヨーロッパに持ち込まれ、キリスト教文化圏における反ユダヤ主義の伝統と交差したところに、ホロコーストの悲劇がもたらされたというのである。

*

第二次大戦後、連合国はナチスの戦犯や対独協力者の責任を追求する一方、植民地主義の歴史的責任を不問に付してきた。その暗黙の合意を問い直す契機となったのが、2001年に南アフリカで開催された「世界人種差別撤廃会議」である。通称ダーバン会議では、カリブ・アフリカ諸国の代表団が奴隷制を「人道に対する罪」と認定し、その「補償（reparation）」を要求したのに対し、日本を含む旧宗主国の代表団は一丸となって反発した。「奴隷制や植民地支配は、いかにも不当行為であるが、当時においては合法だった。したがって、現在の法を過去に遡及して適用することはできない」と。こうしてカリブ・アフリカ諸国の要求は「法の不遡及原則」の壁にはじき返されたが、歴史的不正の補償請求運動は、その後も世界各地で繰り広げられ、近年ではオセアニア先住民への遺骨の返還やアフリカへの文化財の返還が始まるなど、少しずつ実を結び始めている。「過去の克服」のグローバル化は可能か。ホロコーストの歴史的起源をたどる本書は、21世紀の植民地責任論を検討する上で、壮大なビジョンを与えてくれる。

初出：レイバーネット、2023年10月2日

ジャン・ジョレス論の転回

——Jean-Numa Ducange, *Jean Jaurès* (Perrin, 2024) ——

佐久間 啓

ペラン (Perrin) 社の伝記シリーズにフランス社会主義にとって「伝説」の人物が加わった。ジャン・ジョレス (1859-1914) は、日本でこそ知名度は高くないが、フランスでは最も知られ親しまれている社会主義者のひとりである。パリやリヨン、トゥールーズの地図を開けば、その名前はいたるところで見つけられる。ある 2013 年の調査によれば、ジョレスの名を冠したフランスの駅や通り、公園の総数は、ド・ゴールやルイ・パストゥールらに次ぐ 5 位であった。むしろその数は社会主義者の中でトップであった。その一方で、ジョレスはあまりにも「伝説」化された人物である。ドレフュス事件での活躍、フランス統一社会党 (SFIO) の結成、そしてなにより第一次世界大戦前夜における反戦運動と暗殺という悲劇的な結末。しかも、1924 年のパンテオン移葬がその「伝説」化に拍車をかけ、今日では左右を問わず都合よく言及される偉人といった様相である。要するに、その名が「伝説」とともに知られているがゆえに／にもかかわらず、その実像はいまだ定かではないのだ。ジョレスとは何者なのか。本書では今最良の書き手がこの謎に挑んでいる。

ジャン＝ニューマ・デュカンジュは、2024 - 2025 年度においてフランス・ノルマンディー＝ルーアン大学現代史講座教授と、フランス大学学院 (l'Institut Universitaire de France) の准教授 (Maître de conférences) を務めている。専門はフランス革命の歴史オグラフィーとフランス・ドイツ語圏における社会主義思想史ないし運動史である。2009 年にポール・パストゥールの指導のもとで博士号を取得し、以後精力的な執筆活動を続けている。44 歳となった 2024 年で、すでに 10 冊の単著と 12 冊の編著、50 本以上の論文を発表している。また、仏語版ローザ・ルクセンブルク全集の刊行や、トゥールーズ＝ガタリの研究者であるギヨーム＝シベルタン・ブランとともに *Actuel Marx* 誌の編集 (2016-) にも携わっている。

本書 *Jean Jaurès* は、そうした研究活動を通じて今やフランス左派論壇を代表する若手研究者といっても過言ではないデュカンジュが、長年研究の柱のひとつとして取り組んできた

ジョレス研究を一冊の著作として書き下ろしたものである。デュカンジュは、いわばジョレス研究のインサイダーであり、『ジョレス著作集 (*Euvres de Jean Jaurès*)』(全17巻、2000-2023年)の編纂メンバーに加わるかわら、彼自身が選別した著作の英訳版 (Ducange et Marcobelli eds. 2021) と独訳版 (Ducange Hrsg. 2024) を刊行するなど、ジョレスの学術的・国際的な普及に貢献している。また、研究成果の一部は、*Cahiers Jaurès* 誌掲載の諸論文や Ducange et Burlaud dir. (2018) 所収の「社会主義者のマルクス (1): ジョレスとゲードの場合」(Ducange 2018) などを通して公開されてきた。「反ジョレスの人?」という副題をもつ Ducange (2017) では、フランス・マルクス主義者ジュール・ゲードの生涯を描きながら、そのライバルだったジョレスについても詳しく論じた。本書はしたがって、それらの研究成果と新史料を駆使しながら、「伝説」化されてきたジョレスの実像を「世界史的文脈」(p. 16) から明らかにする試みになっている。

本書は全5部17章(+序論・結論)で構成されている。各部のタイトルは次のとおりである。第1部「哲学から政治へ、共和国から社会主義へ: 雄弁家の道 (1859-1898)」、第2部「世紀を背負う: 抑圧される者に寄り添う知識人 (1898-1903)」、第3部「主筆にして党首: 第一級の政治指導者 (1904-1908)」、第4部「危機との対峙: 戦争をなんとしても回避する (1909-1914)」、第5部「ジョレス亡き後のジョレス: 後継者たち (1914-2024)」。以上のタイトルからもわかるように、本書の議論は基本的に時系列に沿って進められていく。それでは、デュカンジュが示す、脱「伝説」化されたジョレスとは一体いかなる人物なのか。以下では、まず各部の内容を概観し、その後、「最も包括的で博識な」(p. 407) 先行研究 (Candar et Duclert 2014; Rioux 2004; Cazals 2017) であっても欠けていた側面を捕捉しようとした本書の特徴を検討しよう。

第1部は、フランス南部タルン県カストルにおける1859年9月3日の出生からドレフェス事件に関与する直前の1898年までの半生を論じる。オック語を耳にしながら育ったジョレスは、その学才を認められたことで、パリの高等師範学校へ進学し、高校そしてトゥールーズ大学の哲学科教師になるというエリートコースを歩む。他方、幼い頃から抱いていた政治への意欲もほんものであった。まだ十分に大学でキャリアを築くこともできた若きノルマリアンは、1885年下院選に共和派として立候補し、最年少議員になる(1章)。2章は、最初の議員生活、その後の落選と博士論文の執筆を経て、社会主義に目覚めるまでの経緯をたどる。3章では、当時の著名な政治家や運動家との比較を通して、社会主義者あるいは「集産主義者」として1893年1月下院に戻ったジョレスの思想的特徴が示される。

第2部は、世紀の転換点におけるジョレスの仕事、すなわちドレフェス派としての活動、マルクス主義者との論争と左派ブロックの形成、そして『フランスの社会主義的歴史 (*Histoire*

socialiste de la France contemporaine)』の刊行を各章で取り上げる。4章は、ゲード派の沈黙や2度目の落選という憂き目に逢いながらも、ドレフュスの無罪を論証する『証拠 (*Les Preuves*)』を執筆するなど「正義」のために奔走した日々を描く。続く5、6章では、ライン川の東側で修正主義論争が過熱する中、ジョレスがゲードらマルクス主義者の意に反して、急進派(共和左派)との協力体制「左派ブロック」を形成した過程が明らかにされる。7章は、ジョレスが編集を務めた『フランスの社会主義的歴史』の一部であり、かつ自ら筆を執った『フランス革命の社会主義的歴史 (*Histoire socialiste de la Révolution française*)』について言及し、歴史家としての一面に光を当てる。

第3部は、『ユマニテ』紙の創刊と第二インター・アムステルダム大会という困難から、栄光に満ちた1905年、その後のクレマンソーとの対決、そして最後にSFIOにおける復権を論じる。8章は、ゲードらと対立する自らの地位を確立するために日刊紙『ユマニテ』を創刊するものの、その経営はなかなか軌道に乗らず、そうこうしているうちに第二インターから協調路線の放棄とゲード派優位のフランス社会主義統一を勧告されるというジョレス我慢のときを素描する。9章は、ロシア革命から始まる1905年における一転するような栄光、すなわちSFIOの結成と「政教分離法」の制定を扱う。10章は、ドレフュス事件でともに闘った「虎」クレマンソーの反動化に立ち向かうジョレスの姿を描く。11章は、SFIOトゥールーズ大会(1908)における指導的地位への返り咲きを主題にする。

第4部は、左派ブロックの解消とSFIOの結成、そしてクレマンソーの権威主義的統治によって、共和派との協力関係が決裂し、さらにSFIO内の対立派閥やCGTとも強固な関係が築けていない中で、ジョレスが労働運動の弾圧や戦争の危機にいかにか立ち向かったのかを論じる。12章は、国内外を問わず連帯する相手を探すジョレスの苦勞を描くとともに、議会人であることが重視され、ほとんど強調されてこなかった「労働運動の擁護者」としての一面を提示する。13章は、ジョレスが平和と社会主義のための兵制改革を説いた晩年の大著『新しい軍隊』(1911)を取り上げ、その仔細な内容と当時の反応をまとめる。14章は、ジョレスの国際的な視野およびその反植民地主義的な広がりを説明したうえで、雄弁を武器に左右から攻撃される不安定な地位を守りながら、ヨーロッパに戦火が及ぶのを食い止めんと奮闘する姿を描く。15章は、バルカン戦争が勃発し、ヨーロッパ全土を巻き込む戦争も時間の問題のように思われた中、暗殺されるそのときまで平和のために駆け回り、その身を尽くしたジョレス最後の闘いを追う。

第5部は、ジョレス後のジョレス、すなわちフランス社会主義の父とも称される人物がその悲劇的な死後、いかに評価され、いかに論じられてきたのかを扱う。いわば受容史のパートである。まず簡潔に、暗殺直後の追悼から第一次世界大戦中の言及、さらに大戦終結後に

におけるレーニンとの対置、そして社会主義勢力が分裂（レーニン主義かジョレス主義か）する中でのパンテオン移葬（1924）までを振り返る（16章）。移葬後ジョレスは、社会主義勢力を超えて、穏健左派から保守、極右までもが言及する偉人になる。なぜかくも多様な人々はその名を挙げるのか。17章は、戦間期における共産主義者と社会民主主義者の軋轢から始まり、人民戦線での参照、戦後の散発的な言及、ミッテラン期以降の評価の確立と「左翼のド・ゴール」化、そして現代における右派の引用と急進左派の等閑視へ向かう100年の受容史をたどり、時代状況に依存してきたジョレス論の展開に迫る。

本書の結論「世紀の伝説」は、レオン・ブルムという同時代人が去って以降、「相続人」が途絶えていたジョレスの「革命的改良主義」（Scot 2014）という政治的立ち位置を明らかにする。第1にジョレスは、決して社会主義社会の実現という目的を忘れず、そのためには「革命的飛躍」、少なくとも「ある種の断絶の精神」（p. 401）が必要であることを説いた。他方で、大衆を信じることで、たとえ啓蒙や宣伝に時間を要そうとも「協調」（民主的正当性の獲得）を諦めず、安易なラディカリズムになびかなかった。第2にジョレスは、パトリオットとしてフランスの歴史や文化を尊重し、共和政を擁護しつづけた。たとえ急進的な勢力がそれをナショナリズムだと否定しようとも、国家や議会は「具体的な現実」（p. 401）であり、ジョレスにとって社会変革はそこから構想されなければならなかった。要するにジョレスは、「改良と革命」、「急進主義と漸進主義」、「理論と実践」（p. 401）という対立を乗り越えようとした人物であった。

* * *

以上見てきたように本書は、ときにマニアックともいえる記述を含みながら、ジョレスの誕生から死、そしてその後の評価までを論じる浩瀚な一冊である。ページ数は実に460ページに及ぶ。その一方で、本書が提示するジョレス像は一貫している。すなわち、「信念の人（*homme de conviction*）」（p. 16）というジョレス像である。ジョレスは従来「協調」や「融和」の人として知られてきたが、たしかに本書が甦らした当時のコンテクストを踏まえれば、絶えず左右からの攻撃にさらされながら、自らが信じる道を歩きつづけた「信念の人」であった。少数者による革命や、暴力を好まなかったジョレスは、多様な人々と連帯することに柔軟であり、ときに譲歩することを恐れなかった一方で、自身の目的を放棄することはなかったのである。本書の指摘にしたがえば、その背景には、ジョレスの進歩主義的あるいは楽観主義的な思考があったのだろう。社会主義体制が必ず訪れるという確信がそうした柔軟な態度を可能にした。本書によればジョレスは、一見すると妥協的な人物や軟派のように思われ

るかもしれないが、実際は何が社会革命のために役立つのかを考え、実践しつづけた社会主義者である。

本書の特徴は、以上のある種ラディカルなジョレス像を打ち出した点にある。ただし、その解釈すべてが本書のオリジナルというわけではない。というのも、本書が「結論」の重要な箇所ですでに引いた Scot (2014) が、すでにそうしたジョレス像の提示を試みていたからである。ジョレス研究のアウトサイダーといえる——少なくとも、『ジョレス著作集』の編纂には関わっていない——ジャン＝ポール・スコットは、マルクスないしマルクス主義からの影響を軽視する先行研究を批判し、ジョレスが持続的な革命的展望の下で行動した「革命的改良主義」者だったと論じた。それまでの穏健なジョレス像を一変させるような Scot (2014) は、必ずしもジョレス研究のインサイダーから評価されたわけではなかった。ところが、デュカンジュは Scot (2014) を激賞し (Ducange 2015)、その後の著作においても参照してきた (cf. Ducange Hrsg. 2024: 16)。すなわち明言こそされていないが、本書は、ジャン・ジョレス論の転回を促したアウトサイダーの解釈 (Scot 2014) をインサイダーが引き継ぎ、発展させたものなのである。

本書によってジョレス論は転回したのか。あるいはまだその半ばなのか。いずれにせよ、ジョレスや社会主義思想、フランス近現代史に関心をもつ者にとって必読の一冊である。

参考文献

- Candar, Gilles et Vincent Duclert, 2015, *Jean Jaurès*, Paris: Fayard.
- Cazals, Rémy, 2017, *Jean Jaurès. Combats pour l'humanité*, Portet-sur-Garonne: Éditions Midi-Pyrénéennes.
- Ducange, Jean-Numa, 2015, « Scot Jean-Paul, Jaurès et le réformisme révolutionnaire, Paris, Éd. du Seuil, 2014, 361 p., 21 € », *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, n° 128, p. XVI.
- , 2017, *Jules Guesde L'anti-Jaurès ?*, Paris: Armand Colin.
- , 2018, « Le Marx des socialistes (1) : le moment Guesde-Jaurès », in Jean-Numa Ducange et Antony Burlaud dir., *Marx, une passion française*, Paris: La Découverte, pp. 29-42.
- , 2024, *Jean Jaurès*, Paris: Perrin.
- Ducange, Jean-Numa Hrsg., 2024, *Jean Jaurès oder: Sozialismus wider die Kriegsgefahr*, übersetzt von Andreas G. Förster, Berlin: Dietz Verlag Berlin.
- Ducange, Jean-Numa et Antony Burlaud dir., *Marx, une passion française*, Paris: La Découverte.
- Ducange, Jean-Numa et Elisa Marcobelli eds., 2021, *Selected Writings of Jean Jaurès On Socialism, Pacifism and Marxism*, translated by David Broder, †London: Palgrave Macmillan.

Rioux, Jean-Pierre, 2005, *Jean Jaurès*, Paris: Perrin.

Scot, Jean-Paul, 2014, *Jaurès et le réformisme révolutionnaire*, Paris: Éditions du Seuil.

執筆者一覧

- アブデラリ・アジャット (Abdellali Hajjat)
ブリュッセル自由大学 哲学社会科学部 教授
- アレクサンドラ・デリウ (Alexandra Deliu)
ルーマニア学士院・生活の質研究所 研究員
- 上野 貴彦 (うえの・たかひこ)
都留文科大学 教養学部 比較文化学科 講師
- 影本 剛 (かげもと・つよし)
立命館大学 文学部 授業担当講師
- 菊池 恵介 (きくち・けいすけ)
同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 教授
- 北川 眞也 (きたがわ・しんや)
三重大学 人文学部 准教授
- 北田 依利 (きただ・えり)
お茶の水女子大学 グローバルリーダーシップ研究所 研究員
- 高 乗 権 (コ・ビョンゴン)
読むことの家／ノドゥル障害者夜学
- 佐久間 啓 (さくま・けい)
同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 博士後期課程
- ジャスビル・プア (Jasbir Puar)
ラトガース大学 大学院女性・ジェンダー学科 教授
- 瀬戸徐映里奈 (せと・そ・えりな)
近畿大学 人権問題研究所 講師
- ニック・カプーア (Nick Kapur)
ラトガース大学 歴史学部 准教授
- 藤田 雅美 (ふじた・まさみ)
みんなの外国人ネットワーク (MINNA) 運営委員・国立国際医療研究センター国際医療
協力局連携協力部長
- マダリナ・マノイラ (Mădălina Manoilă)
ルーマニア学士院・生活の質研究所 研究員
- 松谷実のり (まつたに・みのり)
追手門学院大学 社会学部 社会学科 准教授
- 南川 文里 (みなみかわ・ふみのり)
同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 教授
- 宮田伊知郎 (みやた・いちろう)
埼玉大学 大学院人文社会科学部 教授
- モニカ・シェルバン (Monica Șerban)
ルーマニア学士院・生活の質研究所 主任研究員
- 保井 啓志 (やすい・ひろし)
同志社大学 研究開発推進機構 学術研究員・人間文化研究機構 人間文化研究創発セン
ター 研究員
- 渡邊 琢 (わたなべ・たく)
日本自立生活センター

INTERSECTION

インターセクション

第3号

2025年3月発行

同志社大学 都市共生研究センター

〒602-0023 京都市上京区御所八幡町103

tel: 075-251-3183

印刷所 株式会社あおぞら印刷
